

平成 25 事務年度 金融モニタリング基本方針

金融庁においては、これまで、毎事務年度当初に、「検査基本方針」及び業態毎の「監督方針」を策定・公表し、その年度における検査運営の基本的な取組姿勢や重点検証項目、監督上の重点事項等を示してきた。

本事務年度においては、現下の金融行政上の課題を踏まえ、後述のような問題意識の下、検査局・監督局が協働し、金融機関、金融システムについてより深度ある実態把握を行うこととした。そこで、従来の「検査基本方針」に替え、両局が協働して行うオンサイト・オフサイトのモニタリングについて、「金融モニタリング¹基本方針」として取りまとめ、公表することとした。

なお、本「金融モニタリング基本方針」は、平成 25 年 9 月時点の金融システムを取り巻く経済金融情勢等を踏まえて作成したものであり、今後、必要に応じて随時見直すことがあり得る。

I. 金融システムを取り巻く経済金融情勢と金融行政の課題

金融システムを取り巻く経済金融情勢を見ると、世界経済は、足下、弱いながらも底堅い回復を見せている。米国経済は緩やかな回復傾向となっているものの、中国経済の減速、新興国の状況、欧州債務問題等に注意が必要である。また、各国中央銀行の積極的な金融緩和等により、金融市場では、巨額の資金が国境を超えて急激に移動する状況となっており、資金の流れを継続的に注視する必要がある。

国内の状況を見ると、日本経済は、政府・日銀が一体となって取り組んでいる経済政策が奏功し、足下、「デフレ状況ではなくなりつつある」ものの、中長期的には、人口の減少、高齢化の進展等に直面しており、持続可能な財政構造の実現に向けた取組みも喫緊の課題となっている。

こうした状況の中で、金融機関が果たす役割は大きい。金融機関が、適切なリスク

¹ 「金融モニタリング」とは、オンサイトのモニタリングとオフサイトのモニタリングの両方を包含している。モニタリングの手法については、様々な態様があるが、本事務年度のモニタリングにおいては、以下のモニタリング手法を組み合わせ、より一層、効率的・効果的な金融モニタリングを目指していくこととする。また、業界横断的な重要課題については、後述（Ⅲ 2）する「水平的レビュー」によって統一目線で取組状況を把握する。

- ① 「オフサイト・モニタリング」：金融機関から任意の協力を得て行う情報収集（資料の提出、ヒアリング等）。
- ② 「通常検査」：個別の金融機関に対して、経営管理態勢、金融円滑化、法令等遵守態勢等の各種リスク管理態勢等の適切性及び金融機関の経営実態を検査官が立入りを伴って検証する行為（オンサイト・モニタリング）。検証範囲の網羅性により、フルスコープの検査（総合検査）とターゲット検査（部分検査）に分類される。
- ③ 「ターゲット検査」：「通常検査」のうち、一部の検証項目や個別事案に焦点を絞って検証を行うもの。

管理の下で、適切な金融仲介機能を発揮することで、経済がデフレから脱却し、企業・経済の持続的な成長につなげ、これによって、金融機関の経営の健全性も持続的に維持される、という好循環を実現することが重要である。

当局としても、この好循環の実現に向け、①内外の経済金融情勢を的確に把握することで、好循環の実現を阻む潜在的な脅威を早期に発見し、その顕在化を未然に防止すること、②金融機関が企業や個人顧客のニーズに応え、より質の高い金融サービスを提供できるような業務運営・リスク管理態勢の確立を促していくことが課題となっている。

II. 金融モニタリングの見直しの方向性

以上のような金融行政の課題に対応すべく、金融機関に対するモニタリングのあり方について必要な見直しを行う。

【リアルタイムでの金融機関、金融システムの実態把握】

内外の経済金融情勢が変化する中、金融機関や金融システムが直面するリスクも絶え間なく変化している。状況の変化に適切に対応するため、当局として、金融機関・金融市場で何が起きているか、起こりつつあるのかを出来るだけ早く実態把握し、潜在的なリスクに対応していく。

その際、個々の金融機関にとっては合理的な行動であっても、多くの金融機関が同様の行動を取ることによって、予期せぬ影響を経済全体に及ぼし、それが金融機関経営にも影響を及ぼし得ること（金融機関の行動とマクロ経済・市場との相互関連性）にも留意しつつ、マクロプルーデンス（金融システム全体の健全性）の視点を重視したモニタリングを行っていく。

【業界横断的な課題の抽出、改善策の検討】

これまでの金融検査は、個別の金融機関の定点的な実態把握が中心であったが、オフサイトのモニタリングや新たに試行的に導入する水平的レビュー（後述）による横断的な分析を組み合わせ、例えば、①金融機関が担保・保証に過度に依存し、適切なリスクを取った貸出しができていないのではないか、②海外業務展開を拡大したり、地域経済を活性化する上で適切な経営・業務態勢を確立できているか、③今後の金利シナリオ（短・中・長期）を前提にどのようなポートフォリオ管理を行おうとしているのか、といった金融行政上の重要な課題について、業界横断的な実態把握・分析、課題の抽出、改善策の検討を行い、オンサイト・オフサイトのフォローアップにつなげていく。

【より優れた業務運営（ベスト・プラクティス（最良慣行））の確立】

これまでの金融検査は基本的には法令や金融検査マニュアル等で規定した基準（ミニマム・スタンダード）を満たしているかについての検証が中心であったが、特に大手金融機関は、ミニマム・スタンダードの遵守だけでは世界に伍して戦えないことから、原則としてより優れた業務運営（ベスト・プラクティス（最良慣行））に近づく観点からの金融モニタリングを実施していく。

Ⅲ. 金融モニタリングの枠組みと各業態に対する検証項目

本事務年度においては、金融機関に対して、業態毎に以下の枠組みの下で、金融モニタリングを実施する。なお、検証項目については、本事務年度の各業態の監督方針に掲げられた内容も参照する。

1. 金融システムモニタリング（マクロプルーデンス）

定期的に金融機関より当局に対して報告される資料の分析・集計を継続的に行い、金融機関の投資動向、融資動向や金融システム全体の動向を把握する。そのため、報告資料の見直しも実施する。

主要金融機関の各部門の責任者（貸出審査、市場業務、投資銀行・証券業務、リテール業務等）からビジネス動向を随時ヒアリングするとともに、主要金融機関の経営に関する重要な意思決定や営業店戦略などについても遅滞なく聴取し、金融機関・金融市場で何が起きているのかを出来るだけ早く実態把握し、潜在的なリスクに対応していく。

以上により得られる金融機関のビジネス動向分析を、マクロの経済・市場分析（国内外の市場関係者からの情報収集・分析）、金融安定理事会（FSB）等の脆弱性分析等と突き合わせ、当局として監視すべきリスクを特定し、フォワードルッキングな対応が出来るようにする。

2. SIFIs²及びその他の主要行等に対する金融モニタリング

（1）金融モニタリングの枠組み

SIFIs は、本邦金融市場における主要なプレイヤーであり、グローバルな金融機関と比べても遜色のない質の高い金融サービスの提供やリスク管理態勢の確立を目指す

² Systemically Important Financial Institutions。金融システム上重要な金融機関。本金融モニタリング基本方針における SIFIs とは、三菱UFJ フィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、みずほフィナンシャルグループを指す。

べきである。こうした認識の下、これら SIFIs に対しては、共通する重要課題（例えば、グループ経営管理、海外展開管理等）を重点検証項目とし、検証項目毎に同一チームが、統一的目線で金融機関の実態を把握する「水平的レビュー」(注)を実施する。水平的レビューに当たっては、その時々のグローバル・ベスト・プラクティス（世界基準での最良慣行）を当局が理解する必要があることから、海外当局との連携を強化し、先進的な取組みをしていると考えられるグローバル SIFIs (G-SIFIs) の実情について調査する。水平的レビューの結果については、取組事例の比較・分析を行い、各金融機関の全体の中での位置づけをフィードバックし、SIFIs の経営の改善につなげていく。

(注)「水平的レビュー」(本事務年度より試行)

水平的レビューは、複数の金融機関に共通する検証項目を選定し、それらの金融機関に対して、統一的目線で取組状況を横断的に検証する新たな金融モニタリング手法である。SIFIs、一部地域銀行、大手保険会社等に対して、それぞれ本事務年度より試行的に開始する。立入検査の一種であるが、ベスト・プラクティス（最良慣行）や業界共通の実態・課題の把握などに重点を置くものである。

本事務年度の水平的レビューにおいては、法令への抵触など緊急に改善を要する重大な問題が認められる場合を除き、従来の検査において当局と金融機関との間で実施されてきた確認表に基づく指摘は行わず、監督局においても、検査の結果を踏まえた報告徴求は実施しない。また、水平的レビュー自体が、各金融機関における取組みが類似金融機関の平均的取組みや業界のベスト・プラクティス（最良慣行）とどの程度乖離しているかを明らかにするものであることから、評価は実施しない。

上記の SIFIs に対する水平的レビューを推進するため、オンサイト・オフサイト一体の SIFIs モニタリングチームを編成する。SIFIs モニタリングチームは、各 SIFIs とのコミュニケーションを担当する検査官 (EiC: Examiner in Charge) チームと、リスク・業務カテゴリー³別の専門チームとで編成する。水平的レビューの実施にあたっては、各 SIFIs の検査官チームとリスク・業務カテゴリー別の専門チームが協働する。その際、各 SIFIs の戦略の違い等を十分に勘案し、画一的な判断に陥らないようにする。

その他の主要行等については、SIFIs に対する水平的レビューの検証項目のうち、それぞれの金融機関に馴染むものについては、当該金融機関も水平的レビューの対象とする。各金融機関の独自性が強い分野等については、各金融機関の業務の実態を踏

³ リスク・業務カテゴリーには、例えば、経営管理、融資業務（資産査定、信用リスク、金融円滑化）、統合的リスク、市場リスク、リスク商品販売（顧客保護）、法令等遵守、システムリスク（外部委託も含めた管理態勢、システム更改や統合がある場合のリスク管理態勢の検証を含む）、オペレーショナルリスク、信託業務、投資銀行業務等がある。

まえ、通常検査を含めたオンサイト・オフサイトの手法を効率的に組み合わせた金融モニタリングを実施していく。

(2) 金融モニタリングにおける検証項目

本事務年度の金融モニタリングにあたっての SIFIs 及びその他の主要行等に対する主な検証項目は、以下のとおりとする。これらの検証項目は、あくまでも事務年度当初の分析によって抽出したものであり、事務年度中に新たに認識されたリスクや環境変化に応じて、柔軟に追加・変更する（以下、他の業態の検証項目についても同様）。

なお、SIFIs に対する水平的レビューでの検証項目は、以下の検証項目より抽出する。

①経営管理（ガバナンス）

- ・ 経営陣の認識：人口動態、国内市場の成熟化、企業の海外進出の進展等を踏まえたグループの中長期的経営戦略、経営課題についての経営陣の認識等。
- ・ グループ経営管理態勢：グループ経営管理の実態（社外取締役の機能等）、持株会社のグループ主要各社に対する経営管理、海外業務展開を拡大する上での経営・業務態勢等。
- ・ 経営戦略：中期経営計画の重要施策、計数目標、リスクアペタイトフレームワーク⁴の構築状況等。
- ・ グループ法令等遵守態勢：グループ内の利益相反管理態勢（証券業務における銀行の立場を利用した営業行為や法人顧客情報の管理実態を含む）、インサイダー取引防止に係る態勢等。
- ・ 国際金融規制への対応：G-SIFIs に対する規制強化への対応等。
- ・ グループ統合リスク管理態勢（資本政策含む）：グループ統合リスク管理、持株会社のグループ主要各社（海外含む）に対する信用リスク・市場リスク管理の関与の状況、ストレス・テスト、バーゼルⅢ対応等。
- ・ 人事評価、インセンティブ：金融仲介機能の適切な発揮や顧客の立場に立った商品・サービスの提供を可能とする人事評価、インセンティブ供与のあり方（報酬体系）、人材育成等。
- ・ 内部監査：グループ主要各社の監査態勢（海外拠点、主要委託先含む）、監査専門人材の確保等。
- ・ 監査役監査、外部監査：実施状況、実効性の検証、内部監査・監査役監査・外部監査の連携等。
- ・ 危機時の対応：内外の金融・市場情勢や規制・監督の動向を的確に把握しつつ、危機時を想定した強靱な経営管理態勢の整備等。

⁴ 経営陣等がグループの経営戦略等を踏まえて進んで受け入れるリスクの水準について対話・理解・評価するためのグループ内共通の枠組み。

- ・業務継続態勢：業務継続計画の整備状況、有効性、サイバーセキュリティ対策の整備等。

②金融仲介機能・金融円滑化

- ・経営陣の認識：金融仲介機能の発揮に関する経営陣の認識等。
- ・融資審査態勢：政府のデフレ脱却の取組みが進む中での審査の考え方の変更、融資権限・審査プロセスの実態、無担保・無保証融資の位置づけ、目利き能力のある人材の確保と育成、信用保証制度の適切な活用等。
- ・コンサルティング機能の発揮状況：円滑化対応の変化、コンサルティング機能のあり方、規模別・産業別の事業の将来収益とリスクの把握等。
- ・新規融資を阻害する外的要因や検査・監督上の課題：政府系金融機関・地域銀行との競合等。
- ・経営改善・事業再生（再生に特に注力している先や新事業の展開を視野に入れている先等を含む）：取組状況と課題等。
- ・住宅ローン：新規融資、条件変更の相談・申込みに対する審査対応等。

③リスク性商品

- ・経営陣の認識・経営戦略：リスク性商品の組成・販売の経営戦略上の位置づけ、事業展開の実態、顧客のニーズにあった販売戦略（販売商品の商品性、残高、手数料収入に対する考え方）等。
- ・顧客保護等管理態勢：回転売買、優越的地位の濫用、高齢者対応、アフターフォローの実態等。
- ・リスク性商品に係る苦情処理態勢：苦情の把握、対応、分析の実態等。
- ・持株会社やグループ内での連携：持株会社からの指示・指導、販売会社とグループ内投資顧問会社の関係等。
- ・リスク性商品販売に影響を与える外的要因や検査・監督上の問題：NISA への対応等。

④市場リスク管理

- ・経営陣の認識・経営戦略：債券の主要引受手・保有者としての経営陣の認識、短・中・長期的金利シナリオとストレス・シナリオ下における対応（現下の金融政策に対応した運用のあり方）、具体的な運用方針等。
- ・投資・運用態勢：フロントでの実際の運用態勢等。
- ・リスク管理態勢（ミドル・内部監査の態勢）：金利リスク等各種リスクの具体的管理方法等。
- ・有価証券運用方針に影響を与える外的要因や検査・監督上の課題：財政政策、金融政策、グローバルな規制環境の変化等。

⑤信用リスク管理（集中リスク）

- ・経営陣の認識：ポートフォリオ及び与信集中（オフバランス取引等を含むエクスポージャー全体）に対する評価等。
- ・経営戦略：融資・債券投資戦略等の実態等。

- ・ 与信管理態勢：大口先・集中先に対する管理態勢、与信集中の抑制及び解消策の実態等。
 - ・ 与信集中リスクに関するストレス・テスト：ストレス・シナリオと対応方針等。
 - ・ 与信集中をもたらす外的要因等。
- ⑥ マネー・ローンダリング防止（犯罪収益移転防止法対応）
- ・ 経営陣の認識・経営戦略：マネロン防止（FATF、G8 等の国際的な動向を踏まえた対応を含む）、反社会的勢力への経営陣の考え方等。
 - ・ 取引時確認、口座不正利用防止等：口座不正利用防止の管理態勢の整備状況等。
 - ・ 疑わしい取引の届出：抽出（フィルタリング）システムの実効性、届出状況のモニタリング等。
 - ・ 改正犯罪収益移転防止法対応：改正法を踏まえた対応状況等。
 - ・ 反社会的勢力への対応：反社データベースの網羅性・管理区分の精度等。
 - ・ 海外も含めた規制への対応：海外拠点のマネロンに関する現地法制・規制への対応等。
- ⑦ 法令等遵守
- ・ 不公正取引等の防止：適切な情報管理、業務の適切性が確保されるような態勢整備（例：LIBOR 問題）等。
 - ・ 不適切な新規業務の防止：複雑なスキームを用いた取引の適法性・適切性の検証態勢の整備等。
- ⑧ 顧客保護・利用者利便
- ・ 高齢者等対応：高齢者等が安心して金融サービスを利用できる環境整備等。
 - ・ 不正行為に関する利用者保護：偽造・盗難キャッシュカード、インターネットバンキングを使用した預金の不正払戻しへの適切な対応等。
- ⑨ 信託業務
- ・ 法令等遵守態勢・顧客保護管理態勢：信託の種類毎（年金信託、金銭信託、不動産信託等）の態勢整備等。
 - ・ 信託業務の外部委託：委託先の監視態勢等。
- ⑩ IT ガバナンス（IT システムリスクの統制）
- ・ IT ガバナンス態勢：IT 戦略、システムインフラ整備への経営陣・リスク管理部門・法務部門・内部監査部門等の関与、クラウドサービス⁵を利用する業務のリスク管理態勢等の外部委託管理等。

⁵ クラウドサービスは、通常、サービス提供業者が、汎用的な業務処理を複数の利用企業に提供しているため、利用コスト等の面で優れる一方、金融機関別の専用システムの場合と比べて、監査に必要な情報を得にくい、データの保管場所が不明確な場合がある、といった特徴もある。

3. 地域金融機関に対する金融モニタリング

(1) 金融モニタリングの枠組み

地域金融機関に対しては、既存の経営情報等に基づき、個々の金融機関のリスクの所在等について事前情報分析を行った上で、必要と認められる検証項目について、通常検査を含めたオンサイト・オフサイトの手法を効率的に組み合わせた金融モニタリングを実施していく。その際は、業態毎の特性等に配慮する。

業界に共通する重要課題については、対象金融機関を選定の上、水平的レビューを実施する。水平的レビューの検証項目については、一部の地域銀行にオフサイト・モニタリングを実施し、業界横断的な課題について当局としての知見を深めた上で、確定していく。水平的レビューについては、まずは、金融庁が実施する地域銀行の金融モニタリングにおいて試行し、財務局による金融モニタリングへの展開についても検討する。

なお、地域金融機関の経営基盤となる各地域の経済情勢等についての知見を深める観点から、財務局の経済調査部門との連携も深めていく。

(2) 金融モニタリングにおける検証項目

地域金融機関に対しては、中長期的ビジネスモデルや業務を行っている地域経済等に特に着目した、以下を主な検証項目とする。また、SIFIs 及びその他の主要行等と同様の課題を抱える地域金融機関については、上述Ⅲ 2 (2) の検証項目を参照する。

今後、これらの検証項目のうち、業界横断的な重要課題について、一部地域銀行に対するオフサイト・モニタリングで分析を深め、水平的レビューに関する検証項目とする。

①経営管理（ガバナンス）・ビジネスのあり方

- ・ 経営陣の認識：収益・ビジネスの現状、営業基盤である地域経済の中長期的な見通し（人口動態、国内市場の成熟化、企業の海外進出の進展等）とそれを踏まえた経営戦略、経営課題についての経営陣の認識。
- ・ ビジネスモデルの持続可能性（資本政策、中長期的な時間軸での経営効率化への取組みを含む）。
- ・ 経営管理態勢（取締役会・監査役会等による経営管理の実態、内部監査を含む監査機能の発揮状況等）。
- ・ 中長期的な経営計画等の理念と重要施策・計数目標等。
- ・ 人事評価、インセンティブ：金融仲介機能の適切な発揮や顧客の立場に立った商品・サービスの提供を可能とする人事評価、インセンティブ供与のあり方（報酬体系）、人材育成等。

②地域の活性化への取組み

- ・地域の活性化に対する経営陣の認識及び経営・業務態勢等（活性化に資する具体的産業・事業分野についての認識を含む）。
- ・地域活性化のための具体的な取組み（企業再生・再編、コンサル機能、ビジネスマッチング等）と課題。

③地域顧客への金融サービスの提供

- ・政府のデフレ脱却の取組みが進む中での審査の考え方の変更。
- ・融資権限・審査プロセスの実態、無担保・無保証融資の位置づけ、目利き能力のある人材の確保と育成等与信能力向上に向けた取組み、信用保証制度の適切な活用等。
- ・ポートフォリオ及び与信集中（オフバランス取引等を含むエクスポージャー全体）に対する評価等を含めた信用リスク管理。
- ・円滑化対応の変化、コンサルティング機能のあり方、規模別・産業別の事業特性に応じた与信への取組み。融資先企業の海外進出や県外への事業展開への対応等。
- ・円滑化法対象企業の管理状況と対応方針。
- ・経営改善・事業再生（再生に特に注力している先や新事業の展開を視野に入れている先等を含む）への取組みと課題。

④市場リスク管理

- ・経営陣の認識：短・中・長期的金利シナリオとストレス・シナリオ下における対応等。
- ・リスク管理態勢：金利リスク等各種リスクの具体的管理方法（現状の有価証券ポートフォリオの分析・認識を含む）、ALM 管理の現状等。

⑤顧客保護・利用者利便

- ・高齢者等対応：高齢者等が安心して金融サービスを利用できる環境整備等。
- ・不正行為に関する利用者保護：偽造・盗難キャッシュカード、インターネットバンキングを使用した預金の不正払戻しへの適切な対応等。

⑥IT ガバナンス（IT システムリスクの統制）

- ・IT ガバナンス態勢：IT 戦略、システムインフラ整備への経営陣・リスク管理部門・法務部門・内部監査部門等の関与、共同センターへの外部委託管理等。

4. 外国銀行に対する金融モニタリング

（1）金融モニタリングの枠組み

外国銀行に対しては、全ての在日拠点から、ヒアリングシートの配布・回収を通じて、基礎的な経営情報（グループ全体の運営状況、グローバル戦略、在日拠点の位置づけ、主要業務、業務戦略、資産構成、リスク特性、経営環境等）を収集する。それ

らを基に、全ての在日拠点に簡易なオンサイト・モニタリング（ターゲット検査）を実施し、リスクの所在等に関する情報分析を強化するとともに、必要と認められる検証項目について、通常検査を含めたオンサイト・オフサイトの手法を効率的に組み合わせた金融モニタリングを実施していく。その際、本部経営陣の在日拠点に対する関与と在日拠点自らの経営管理の関係にも留意して検証を行う。

また、本社幹部とのコミュニケーション、本国当局との連携を強化する。

（２）金融モニタリングで収集する情報及び検証項目

外国銀行については、経営情報収集のためのヒアリングシートの配布・回収や簡易なオンサイト・モニタリング（ターゲット検査）で、主に以下の情報や検証項目について確認する。なお検証項目については、各外国銀行のビジネスモデル等の状況によって、主に以下の項目から抽出する。

- ①業務内容、経営状況、グループ全体の経営における在日拠点の位置づけ
 - ・在日拠点とグループ本部との関係（レポーティングラインの実態、持込資本の状況等資本政策等）。
 - ・グループ全体のビジネスモデル、経営戦略、足下のビジネスの状況・経営方針、グループ決算・格付け、母国当局による監督の状況等。
 - ・在日拠点の位置づけ、グループ全体に占める在日拠点の規模、在日拠点の業務戦略、足下のビジネスの状況、拠点ベースの決算等。
- ②経営管理（ガバナンス）
 - ・経営戦略：グループまたは在日拠点としての重要施策、計数目標、収益ドライバー等。
 - ・人事評価、インセンティブ：リスク管理・法令等遵守管理態勢等とバランスの取れた人事評価、インセンティブ供与のあり方（報酬体系）等。
 - ・内部監査：在日拠点の監査態勢及び内部監査と外部監査等との連携等。
- ③法令等遵守
 - ・マネー・ローンダリング防止（犯罪収益移転防止法対応）：口座不正利用防止の管理態勢の整備状況、疑わしい取引の抽出（フィルタリング）システムの実効性、届出状況のモニタリング、改正法を踏まえた対応状況、反社データベースの網羅性・管理区分の精度等。
 - ・不公正取引等の防止：適切な情報管理、業務の適切性が確保されるような態勢整備等。
 - ・不適切な新規業務の防止：複雑なスキームを用いた取引の適法性・適切性の検証態勢の整備等。
 - ・インサイダー取引防止：態勢の整備状況等。
- ④流動性リスク管理（拠点の特性を踏まえた管理・モニタリング）

- ・ 経営戦略：営業戦略に応じた資金調達戦略の管理手法等。
- ・ 流動性危機時の対策：内容・発動権限者・責任範囲の設定、平時におけるストレス・テスト等。

⑤ リスク性商品（ホールセール及びリテール向け）

- ・ ホールセール向けリスク性商品にかかるリスク管理態勢：海外拠点で組成したリスク性商品（仕組預金等）の在日拠点でのリスク管理の実態、投資銀行業務等に関する銀証連携における法人顧客情報の管理実態等。
- ・ リテール向けリスク性商品に係るリスク管理態勢：在日拠点における適合性の原則等の遵守状況の把握、預金保険に関する適切な情報開示等。

⑥ 市場リスク管理（金利リスク）

- ・ 経営戦略：有価証券運用に対する方針、外国債券に対する運用方針等。
- ・ 投資・運用態勢：フロントでの実際の運用態勢等。
- ・ 有価証券リスク（特に金利リスク）管理態勢：有価証券リスク量の計測方法等。

⑦ IT ガバナンス（IT システムリスクの統制）

- ・ IT ガバナンス態勢：システムインフラ整備への経営陣・リスク管理部門・法務部門・内部監査部門等の関与、外部委託管理等。

5. 保険会社に対する金融モニタリング

（1）金融モニタリングの枠組み

保険会社に対しては、当局が保有する既存の経営情報等に基づき、個々の保険会社のリスクの所在等について事前情報分析を行った上で、必要と認められる検証項目について、通常検査を含めたオンサイト・オフサイトの手法を効率的に組み合わせた金融モニタリングを実施していく。

大手生保会社・損保会社等については、それぞれ SIFIs と同様、オンサイト・オフサイト一体となったモニタリングチームを編成し、業界横断的な検証項目については、ベスト・プラクティス（最良慣行）を念頭に置き、マクロプルードンス（金融システム全体の健全性）の観点も含めた水平的レビューを実施する。

（2）金融モニタリングにおける検証項目

保険会社については、少子高齢化の進展や自然災害の多発、募集形態の多様化、運用環境の変化等に伴い経営環境・収益構造が変化していることなどを踏まえ、主な検証項目は以下とする。

なお、大手生保会社・損保会社等に対する水平的レビューでの検証項目は、以下の検証項目より抽出する。

①経営管理（ガバナンス）

- ・ 経営陣の認識：人口動態（高齢化を含む）、国内市場の成熟化、企業の海外進出の進展等を踏まえたグループの中長期的経営戦略、経営課題についての経営陣の認識等。
- ・ 中長期的ビジネスモデル：生保会社については、少子高齢化の進展や募集形態の多様化（銀行窓販、ダイレクト系、保険ショップ等）を踏まえた、中長期的な事業戦略、商品開発態勢、海外戦略、収益管理等。損保会社については、自動車保険市場の縮小や大規模自然災害の多発といった環境を踏まえた海外戦略など中長期的な事業戦略、商品開発態勢、収益管理等。
- ・ 経営管理態勢：意思決定プロセス、牽制態勢、情報開示等。
- ・ グループ管理：持株会社のグループ主要各社に対する経営管理、経営統合や機能別再編の状況、グループコンプライアンス等。
- ・ 人事評価、インセンティブ：顧客の立場に立った商品・サービスの提供を可能とする人事評価、インセンティブ供与のあり方（報酬体系）、人材育成等。
- ・ 内部監査：リスクベース・アプローチの内部監査や専門性の高い分野に対する監査等。
- ・ 監査役監査、外部監査：実施状況、実効性の検証、内部監査・監査役監査・外部監査の連携等。
- ・ 業務継続態勢：業務継続計画の整備状況・有効性、サイバーセキュリティ対策の整備等。

②法令等遵守

- ・ 反社会的勢力への対応：保険約款への暴排条項導入に伴う反社データベースの整備、スクリーニングの実態等。
- ・ インサイダー取引防止：態勢の整備状況等。

③募集管理及び顧客保護等

- ・ 代理店管理（募集・契約管理等）：顧客ニーズに対応するための代理店の質的向上に向けた取組み、乗合代理店や銀行窓販、クロスセル等の特性を踏まえた代理店管理態勢の実態、代理店手数料体系、代理店管理部門における業務効率化と業務品質確保の状況、最適商品の提供に向けた取組状況、代理店における不祥事防止に向けた管理態勢等。
- ・ 高齢者等対応：高齢者等に対するリスク商品の販売拡大を踏まえた、募集管理態勢（高齢者等に対する販売ルール等）及び顧客管理態勢（高齢者等に関する乗換え募集等のモニタリング、アフターフォローの状況等）の実態等。
- ・ 保険金等支払：保険金等の支払漏れ等の防止に向けた取組状況（保険契約者等の属性に応じたきめ細かい請求案内の実施態勢を含む）、保険金詐欺や不正請求等の防止に向けた取組状況等。
- ・ 顧客情報管理：グループ内、代理店、業務提携先等における管理態勢等。

- ・ 苦情処理：苦情相談等を起点とする業務品質の向上に向けた取組状況、金融ADR 制度への対応状況、業界としての苦情等への対応状況、人材の育成・業績評価等。

④統合的リスク管理及び資産運用

- ・ エンタープライズ・リスク・マネジメント（ERM）：グループERM 態勢の構築状況（資本配賦運営を含む）、リスクアペタイトフレームワークの経営計画における活用状況、非計量化リスク・エマージングリスク⁶の把握・管理の状況等。
- ・ リスクとソルベンシーの自己評価：ソルベンシー評価目的の内部モデル整備状況、保険引受リスクの計量化手法・リスク統合手法の妥当性、内部モデル検証の妥当性等。
- ・ 自然災害リスク管理：集積リスク管理態勢（出再先の態勢確認を含む）、非モデル化リスクについての経営陣の認識等。
- ・ 資産運用リスク管理態勢：負債特性に応じた資産ポートフォリオ構築（地域・通貨・商品等の分散状況を含む）、短・中・長期的金利シナリオとストレス・シナリオ下における対応（現下の金融政策に対応した運用のあり方、貯蓄性商品に係る動的解約リスクへの対応を含む）、具体的な運用方針、リスク削減計画の進捗状況（政策株式の削減等）、新商品投資時の検討態勢等。
- ・ 再保険政策：再保険方針と再保険取引の実態（グループ内取引を含む）、海外SPC 等への出再・受再の実態把握、再保険代替取引の利用状況、出再先の信用リスクの把握状況等。

⑤IT ガバナンス（IT システムリスクの統制）

- ・ IT ガバナンス態勢：IT 戦略、システムインフラ整備への経営陣・リスク管理部門・法務部門・内部監査部門等の関与、外部委託管理等。

6. その他の金融機関等に対する金融モニタリングの枠組み

新しい形態の銀行、信託会社、金融会社等、指定紛争解決機関（ADR）、委託業者・代理業者、政策金融機関、農業協同組合等に対しては、当局が保有する既存の経営情報や個別事情の分析を踏まえ、リスクの所在を想定し、必要と認められる検証項目について、通常検査を含めたオンサイト・オフサイトの手法を効率的に組み合わせた金融モニタリングを実施していく。

なお、上記業態で、業態横断的な重要課題の存在が確認された場合は、水平的レビューを実施する。財務局実施検査については、水平的レビューの試行の進捗も踏まえつつ、今後検討し、当分の間は、金融庁検査局との連携をより一層強化する。

⁶ 現在はリスクとしては認識されていないが、環境変化等により、新たに現れてくるリスク。

IV. 金融モニタリング手法の見直しと課題

1. 金融機関の将来にわたる収益構造の分析

金融機関の健全性を判断する上では、現在のビジネスモデルの将来にわたる持続可能性はどうか、また、金融機関を取り巻く経済金融情勢の今後の変化を踏まえ、潜在的风险はどこに存在するか、について分析することが重要であり、こうした観点から金融機関の収益構造及び将来の展望についての議論を金融機関との間で深めていく。

2. 融資審査における事業性の重視

担保・保証に過度に依存しない適切なリスクテイクを阻害している要因は何か、事業の期待収益とリスクに対する評価能力（いわゆる「目利き能力」）を向上させるためにどのような取組みを行っているか、事業について知見を持った人材の確保と育成の取組みはどうか、といった商業銀行経営の本質的課題の改善につながる議論を、金融機関との間で深めていく。

3. 小口の資産査定に関する金融機関の判断の尊重

当局としては、金融機関の将来にわたる健全性の検証（マクロ経済環境の変化への対応、特定業種・大口与信先への集中等）は、ストレス・テスト等も活用しつつ、従来以上に多角的に掘り下げた分析を行うが、金融機関全体の健全性の観点からあまり重大でない小口の資産査定については、金融機関において、引当等の管理態勢が整備され有効に機能していれば、その判断を極力尊重する。

4. 金融機関における「コンプラ（法令等遵守）疲れ」への対応

これまでの当局による検査等での指摘への対応を含めた金融機関側のコンプライアンス対応が累積し、実質的な意味での顧客保護等の観点からはあまり効果的でなく、かえって顧客利便を損ねているような過度に形式的なルールについて、より効果的・効率的にしていく視点を金融モニタリングにおいて導入していく。

5. 内部監査等の重視

当局において、金融機関の内部監査がどの程度機能しているかを金融モニタリング上の検証項目と位置づけ、金融機関における、内部監査の改善、内部監査・監査役監査・外部監査の十分な連携による監査機能のより効果的な発揮を目指す。

6. 海外の監督当局等との連携強化

米・英をはじめとする海外の監督当局との連携を強化し、監督手法の改善につなげる意見交換（監督手法のベスト・プラクティス（最良慣行）の追求）を行う。G-SIFIsに対する監督について、関係する海外当局との連携を強化することとし、必要に応じて個別金融機関に関する二国間意見交換を実施する。

また、検証項目の設定やオンサイト・モニタリングの時期・方法等に関し、証券取引等監視委員会との連携を一層強化する。

さらに、日本銀行、関係省庁、自主規制機関等との間でも、情報や問題意識の共有を含め、連携を強化する。

7. 情報収集態勢の充実

金融機関に対する苦情等の従来の情報収集に加え、関係機関との連携強化や顧客企業からのヒアリング等により、金融モニタリングの端緒となる情報収集を強化する。

8. 地域経済についての知見の拡充

地域金融機関の経営は、地域経済の現在及び今後の状況や成長力、地域の資金需要の見込み等に大きく影響を受けることから、財務局が有する経済調査機能等も活用しながら、地域経済の動向と将来見通しについての知見を拡充し、それを踏まえた地域金融機関との対話を行っていく。

9. 検査官の専門性向上（人材育成）

リスク・業務カテゴリー別専門チームは、外部からの登用と内部での人材育成を組み合せ、項目別のグローバル・ベスト・プラクティス（世界基準での最良慣行）に精通することを目標とし、検査官の専門性向上に取り組む。

10. 金融機関の負担軽減と対話の充実

通常検査に関しては、可能な限りオフサイトでの情報収集を行う、事前の情報分析を充実させ、検証が必要と認められる項目をより精査する等、金融機関の負担軽減に配慮していく。

また、金融モニタリングのあり方に関し、金融機関と建設的な議論が可能となるよう、様々な機会を通じ、対話の充実に努める。

1 1. 震災復興への対応

東日本大震災の被災地の早急な復旧・復興を実現するためには、金融機関が、資金供給をはじめとする金融サービスを適切に提供するなど、積極的な役割を果たすことが期待される。このため、震災の影響を直接・間接に受けた中小企業や住宅ローン借入者からの貸付条件の変更等の相談・申込みに対して、きめ細かく対応するよう、当局より金融機関に対して要請している。

本事務年度においても、

- － 債務者からの貸付条件の変更等の相談・申込みに対して、債務者の実情に応じたきめ細かな対応を行う態勢が整備されているか、
- － いわゆる二重債務問題に関して、債務者からの相談・申出に対し、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」等に基づき、的確に対応できる態勢が整備されているか、
- － 被災企業の経営実態を正確に把握し、東日本大震災事業者再生支援機構や産業復興機構の活用可能性を含めた協議を両機構や被災企業に対して積極的に持ちかけるなど、被災企業の早期の事業再生に迅速かつ積極的に取り組む態勢が整備されているか、

等について、必要に応じ、検証する。

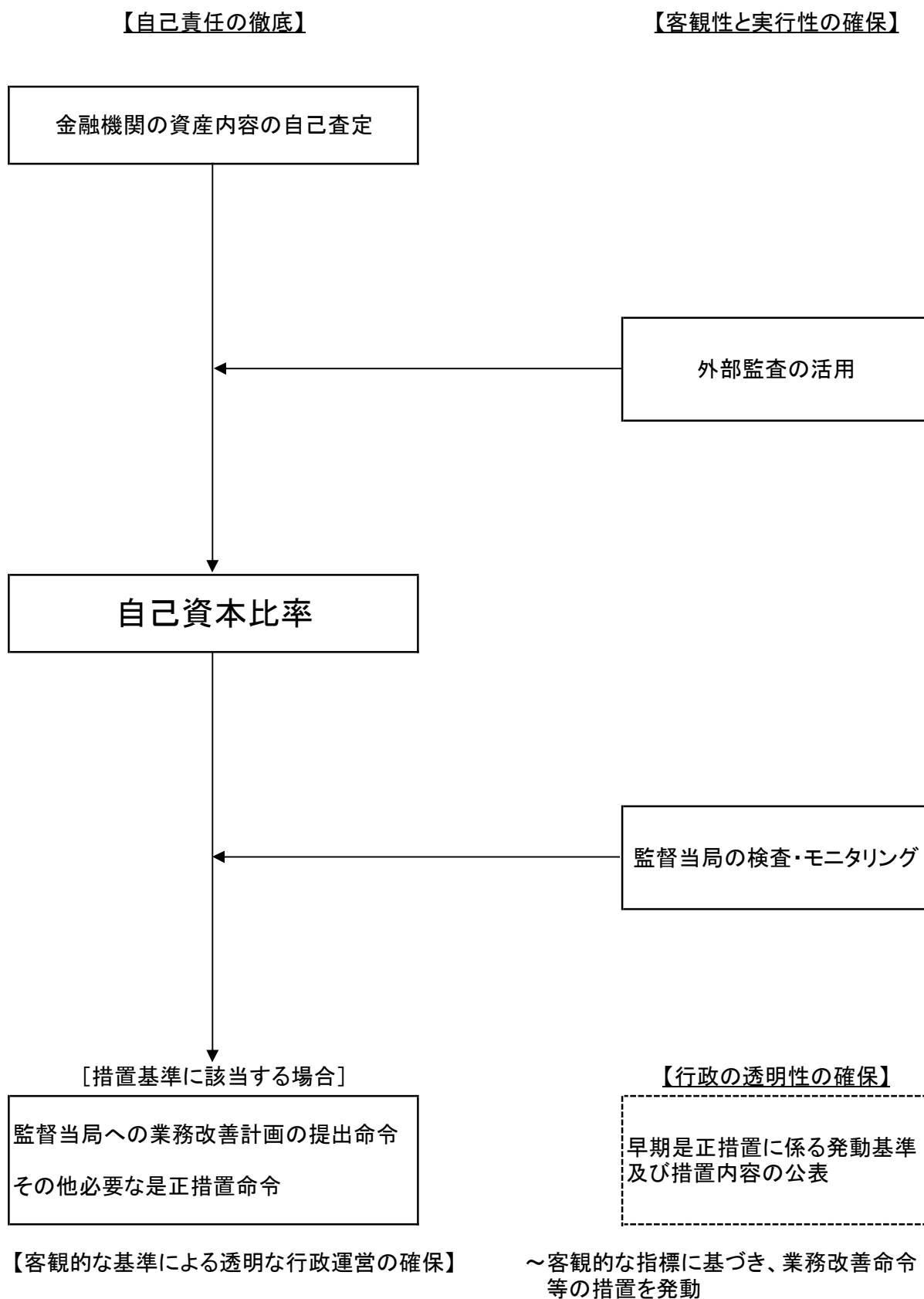
V. 金融検査に関する基本指針、金融検査マニュアル等の取扱い

本事務年度において、オンサイト・オフサイトが一体となった金融モニタリング手法を新たに試行する過程で、金融検査の運用の基本的考え方及び実施手続きを定めた「金融検査に関する基本指針」（平成 17 年 7 月）や、検査官が金融機関を検査する際の「手引書」である「金融検査マニュアル」等についても、必要な改正を検討・実施していく⁷。

（以 上）

⁷ なお、昨事務年度まで「検査基本方針」と併せて公表してきた、一年間の検査予定件数を示す「検査基本計画」については、水平的レビューでは、オンサイトとオフサイトが一体となった形で、必要に応じ、立入りを伴う検査を実施するので、あらかじめ検査件数を見越すことは困難であり、試行段階である本事務年度においては策定しないこととする。

早期是正措置の概念図



早期警戒制度について

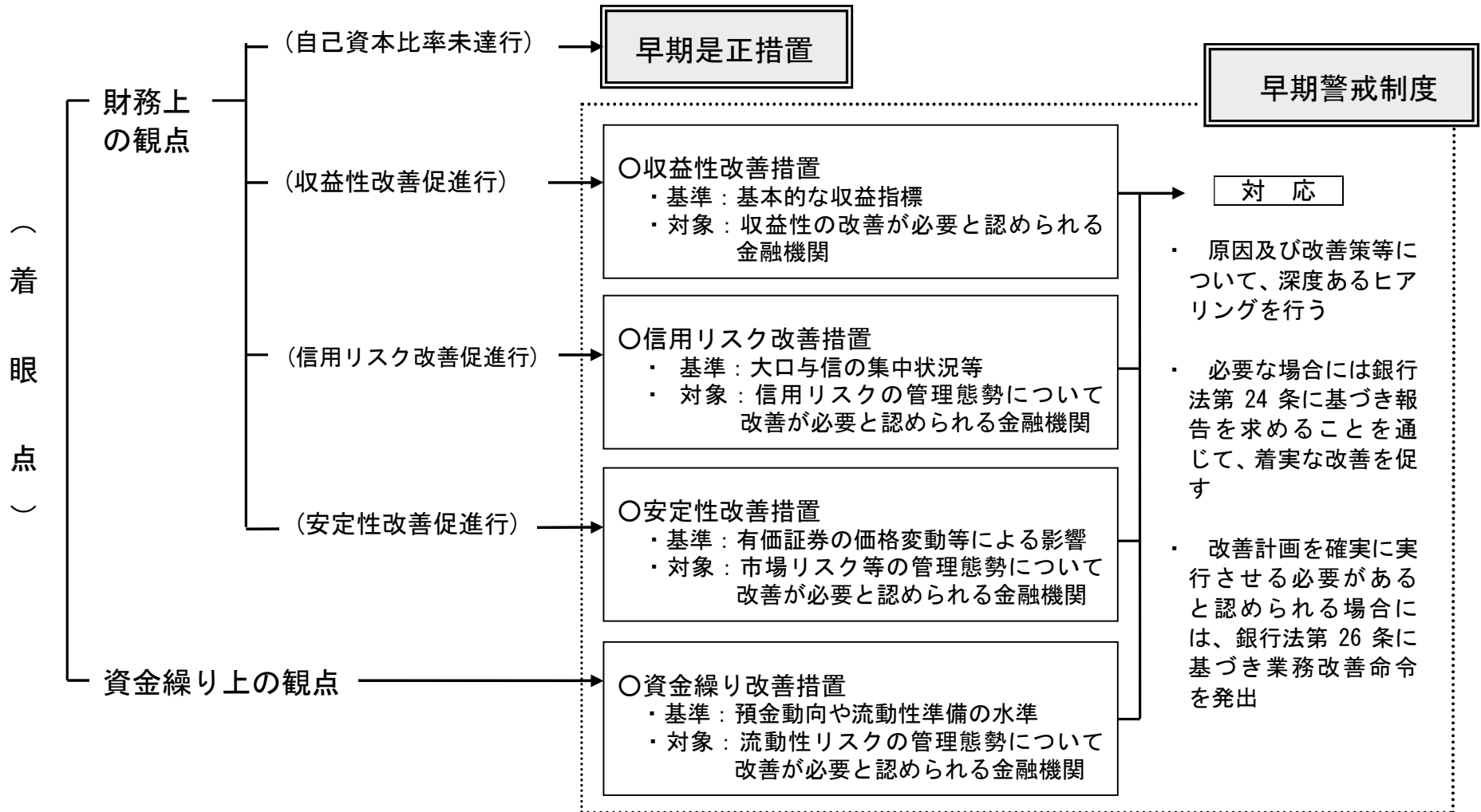
○ 金融再生プログラム（抄）

（オ）「早期警戒制度」の活用

自己資本比率に表されない収益性や流動性等、銀行経営の劣化をモニタリングするための監督体制を整備する。

○ 意義

金融機関の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第 26 条第 2 項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善の取組みがなされる必要がある。



早期警戒制度の導入について

1. 経緯

平成 19 事務年度においては、サブプライムローン問題や金融商品取引業者の破綻が相次いで発生した。これらを踏まえ、平成 20 年 4 月、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者）の財務の健全性に対するオフサイト・モニタリングの機能を強化する観点から、早期警戒制度を導入した。

なお、業者側のコストや監督行政の効率性の観点から、早期警戒のモニタリングは金融商品取引業者の規模及びリスク特性等に応じて柔軟に運用することとした。

2. 早期警戒制度の着眼点

(1) 自己資本規制比率の変動

自己資本規制比率の毎月の変動幅、変動割合について、オフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、顕在化しているリスクに関する分析等を行う。

(2) 有価証券の価格変動

金融商品取引業者の有価証券保有額について、オフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、一定の価格変動を仮定したストレステストを基に、市場リスクに関する分析等を行う。

(3) 為替変動の影響等

店頭金融先物取引を行う金融商品取引業者に対しては、為替変動の影響についてオフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、分別管理の方法やレバレッジ率、取引形態等に関する状況と照らして、為替変動によって自己資本が毀損するリスク等に関する分析等を行う。

3. 監督手法・対応

上記(1)から(3)までのデータを元に、それぞれの状況についてあらかじめ設定した基準に該当することとなった場合には、当該金融商品取引業者に対し、早期警戒制度に基づくヒアリングや報告徴求等を行うことによって、早め早めにリスクを特定することとする。また、現状について改善策を確実に実行させる必要があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

金融上の行政処分について

○ 行政運営の基本的な考え方

- ・ 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底
- ・ 利用者保護と市場の公正性の確保に配慮した金融のルールの整備と適切な運用

○ 基本原則

行政運営の基本的な考え方に基づき、金融機関等の業態や規模の如何、外国企業であるか国内企業であるかを問わず、法令に照らして、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な処分を行っている。

○ 行政処分の公正性・透明性の確保

1. 事前にルールや解釈を明示

- ・ 検査監督上の着眼点や行政処分に関する事務の流れ等を、あらかじめ「監督指針」や「検査マニュアル」として定め、広く周知している。

(例1) 銀行において、預金等の金融商品のリスクや重要事項の提示・説明を行わずに、顧客を誤認させて取引の勧誘・販売を行った事例については、あらかじめ主要行等向け監督指針 Ⅲ-3-3「利用者保護のための情報提供・相談機能」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

(例2) 保険会社において、保険金の不適切な不払い等があった事例でも、あらかじめ保険会社向け監督指針 Ⅱ-3-5-2(※)「保険金等支払管理態勢」、Ⅱ-3-3(※)「保険募集態勢」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

※項目番号については、当時のものであり、現在の項目番号と異なる。

- ・ いわゆるノーアクションレター制度において、民間企業等が新規に事業や取引等を具体的に始めようとする際に、当該具体的な行為が不利益処分の対象となるか等について照会を受け、回答を行っている。
また、ノーアクションレター制度を補完するものとして、「一般的な法令解釈に係

る書面照会手続」を導入し、個別事例から離れた一般的抽象的な法令解釈についての照会も可能としている。

(注1)ノーアクションレター制度の利用実績は、平成13年7月の制度導入以降、累計で55件。うち、証券取引法、同施行令に関する照会・公表は5件。

(注2)「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」におけるノーアクションレター制度との相違点

- ① 個別具体的事例から離れた一般的抽象的な法令解釈に係る照会を可能とした
- ② 個別事業者に加えて、事業者団体が自ら照会することを可能とした
- ③ 弁護士等(弁護士、公認会計士等、照会事項につき高い専門的知見を有する者)以外の者が代理人になることを可能とした

2. デュープロセスの遵守

- ・ 行政処分を行うにあたっては、行政手続法に則り、聴聞又は弁明の機会の付与を行っている。
- ・ 更に、行政手続法で定める手続きの前段階として、金融機関からの求めに応じ、意見交換を行う手続きを用意している(意見交換制度)。

(注)更に、処分に対しては、行政不服審査法第6条に基づく異議申立てや行政事件訴訟法第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することが可能である。

3. 透明性の確保

- ・ 行政処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除きすべて公表している。
その際には、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を必ず明示することにより、予測可能性を高めるよう努力している。
- ・ また、行政処分事例集を取りまとめ、四半期毎に公表している。
- ・ 情報公開法の適用により、毎年多数の情報公開請求に応じている。

○ 行政処分の基準

1. 具体的にどのような処分を行うかの判断については、まず、以下のような点を検証することとしている。

- ① 当該行為の重大性・悪質性
 - ◎ 公益侵害の程度

金融機関が、例えば、顧客の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

◎利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

◎行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているにもかかわらず、引き続き同様の商品を販売し続けるなど、金融機関の行為が悪質であったか。

◎当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

◎故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

◎組織性の有無

当該行為が現場の営業担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

◎隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

◎反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

②当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

◎代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。

◎内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

③軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、金融機関自身が自主的に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

特に、金融機関が、行政当局と共有されたプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、軽減事由として考慮するものとする。

2. 上記1の諸要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、

①改善に向けた取組みを金融機関の自主性に委ねることが適切かどうか、

②改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、

③業務を継続させることが適切かどうか、

等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定している。

○ チェック体制等

- ・ 行政処分の内容を検討するに当たっては、公平性を欠くことがないよう、過去の処分事例等を勘案するのみならず、複数の課室において慎重にチェックする態勢を採っている。
- ・ 庁内に、弁護士等により構成される独立した法令等遵守調査室及び金融庁(職員)の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置。
- ・ 「金融監督の原則と監督部局職員の心得(行動規範)」を策定。

○ 事後のフォローアップ

- ・ 行政処分を行うのは、金融機関の財務の健全性、業務の適切性等の確保が主眼であり、処分そのものが目的ではない。

行政処分に際して、業務改善計画の提出を求めているのは、ガバナンス、リスク管理、コンプライアンス等について、金融機関が自ら抜本的な態勢の改善に取り組む、その効果が将来にわたって持続的に発揮されることを期待しているため。

このような観点から、当庁においては、金融機関の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すことに注力している。

(以 上)

資料 8 - 4 - 2

行政処分件数(平成14年4月～平成25事務年度)

	13事務年度 (14年4月1日～ 6月30日)	14事務年度	15事務年度	16事務年度	17事務年度	18事務年度	19事務年度	20事務年度	21事務年度	22事務年度	23事務年度	24事務年度	25事務年度	合計
主要行等	3	3	11	2	8	5	0	3	6	2	2	0	4	49
その他銀行	0	1	1	1	0	0	0	1	2	3	0	0	0	9
外国銀行支店等	0	0	9	11	10	1	0	0	2	1	1	2	1	38
地域銀行等	0	10	20	18	13	10	2	4	4	1	0	1	0	83
銀行代理業者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
信用金庫	0	1	4	2	13	20	9	2	4	4	2	0	0	61
信用組合	0	0	4	2	2	3	3	2	0	1	0	1	0	18
農水系統	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2
労働金庫	0	11	10	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25
信託会社	0	0	0	0	0	0	1	2	5	8	4	0	0	20
貸金業者	1	9	10	6	11	11	4	9	3	1	0	0	0	65
特定目的会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
前払式支払手段発行者	2	0	0	6	3	8	0	0	0	0	0	2	0	21
資金移動業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
抵当証券業者	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	-	-	2
第一種金融商品取引業者	10	22	26	29	139	26	33	23	21	13	33	15	6	396
第二種金融商品取引業者	0	0	3	2	1	2	0	6	17	9	2	9	11	62
投資助言・代理業者	2	1	2	2	7	9	13	10	19	22	6	12	18	123
投資運用業者	0	0	0	1	6	6	5	5	7	3	8	6	8	55
投資法人	0	0	0	0	1	6	1	1	0	0	0	0	0	9
金融商品仲介業者	0	0	0	0	2	1	0	2	2	2	0	2	0	11
証券金融会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
登録金融機関	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
信用格付業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
生命保険会社	0	3	4	3	4	1	1	10	3	0	0	0	0	29
損害保険会社	2	5	2	1	31	17	0	0	2	0	0	0	0	60
特定保険業者	0	0	0	0	0	3	5	7	0	0	0	0	0	15
少額短期保険業者等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生命保険募集人	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
損害保険代理店	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4
合計	20	66	107	90	253	129	80	87	104	70	58	53	49	1166
うち業務停止以上	9	20	29	30	91	40	33	26	40	30	23	22	20	413

(注1)ここでいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等(勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等)をいう。
(注2)複数の行政処分(例:業務停止命令と業務改善命令)を同時に行った場合はそれぞれ1件としている。
(注3)金融商品仲介業者(19年9月以前は証券仲介業者)の件数は、16年4月より証券仲介業者制度が導入されたため、16年4月からの計上となっている。
(注4)少額短期保険業者等の件数は、18年4月より少額短期保険業者制度が導入されたため、18年4月からの計上となっている。
(注5)合計欄のうち業務停止以上とは、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令のいずれかをいう。
(注6)主要行等及び地域銀行等の件数はそれぞれ銀行持株会社に対する行政処分件数の合計を含む。
(注7)前払式支払手段発行者のうち22年4月以前の件数は、前払式証券発行者の処分件数。
(注8)資金移動業者の処分件数は、22年4月より資金決済法が施行されたため、22年4月からの計上となっている。
(注9)第一種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、証券会社と金融先物取引業者の処分件数の合計。
(注10)第二種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、商品投資販売業者の処分件数。
(注11)投資助言・代理業者のうち19年9月以前の件数は、投資一任業務を営む者以外の投資顧問業者の処分件数。
(注12)投資運用業者のうち19年9月以前の件数は、投資信託委託業者及び投資一任業務を営む認可投資顧問業者の処分件数の合計。

【参考】主要行等向け監督方針のポイント

1. 総論

1. 主要行等に求められる役割

- ・適切なリスク管理の下、デフレ脱却のため成長分野などへの積極的な資金供給や、中小企業の経営改善・体質強化の支援の本格化。
⇒ 急激な社会・経済等の変化に対応するため、経営陣が責任ある迅速な経営判断を行うとともに、5～10年後を見据えた中長期の経営戦略を検討することが重要。また、持株会社を中心としたグループ全体の適切なガバナンス態勢の構築が重要。

2. 監督当局の取組姿勢等

- ・主要行等が自らのビジネスモデルの持続可能性などについても適切な検証を行い短期及び中長期の経営戦略を描くことができているかを確認。
- ・ペーパー・レギュレーションの一層の深化を図ることを基本に、以下の監督姿勢で臨む。金融行政においては、規制だけで対応しよとすると規制の歪みや過剰規制を招き、実体経済にも悪影響を及ぼしかねないことも踏まえ、金融機関の自己規律の向上と当局の監督能力の向上を前提に、中長期的に規制コストを低減させつつより質の高い監督行政を目指していく。

- ① リスク感度の高い行政（個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定、把握、システム・業務継続体制の点検）
- ② 国民の目線・利用者の立場に立った行政（顧客保護や利用者利便の一層の向上）
- ③ 将来を見据えた行政（国際的議論の動向も十分把握、環境変化を展望、我が国金融機関が抱える共通の構造的課題も念頭に置く）
- ④ 金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政（金融機関との率直かつ深度ある対話、各行における先進的取組みを他行に紹介等）

※ 金融機関、金融システムが抱えるリスクを速やかかつ的確に把握し迅速な行政対応を可能とするため、検査部局と連携しオンサイト・オフサイト一体となったモニタリングを充実・強化。

2. 監督重点分野

1. 中小企業の経営支援をはじめとした積極的な金融仲介機能の発揮

(1) 東日本大震災に対する金融面からの対応

- ・二重ローン問題への対応、復旧・復興に向けた資金需要の対応状況 等

(2) 成長可能性を重視した金融機関の新規融資等の取組みの促進

- ・顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資の積極的な取組み
- ・プロジェクトファイナンス、海外に進出する日本企業に十分な金融サービスを提供するための環境整備など主要行に期待される高度な金融支援・サービスの取組み 等

(3) 中小企業に対する経営改善支援等

- ・本事務年度は金融機関として中小企業の経営改善・体質強化の支援を本格化させる重要な1年
- ・外部専門家・機関等とも連携したコンサルティング機能の発揮
- ・条件変更等を行った中小企業に対する真に実効性ある経営再建計画の策定支援と進捗状況 等

(4) 個人向けローンに関する取組み

- ・住宅ローンの商品性に係る適切かつ丁寧な顧客説明
- ・健全な消費者金融市場の形成に向けた取組み 等

2. リスク管理と金融システムの安定

(1) マクロ・ブルーデンスの視点に基づく監督

- ・内外の経済・市場状況等を踏まえた債券保有、住宅ローン等に係る適切なリスク管理態勢
- ・テールリスクを適切に把握するためのストレステストの適切な実施

- ・新たな国際基準・国内基準等を踏まえ収益確保等を含めた自己資本の充実に向けた取組み 等

(2) 収益力強化の取組みを支えるリスク管理態勢の充実

- ・海外現法を含めた海外拠点における業務の拡大とその管理態勢 等

(3) 大規模で複雑な業務を行う金融グループに対する深度ある監督

- ・グループ全体の経営・リスク管理等の高度化を特株会社が主導的役割を適切に果たしながら実施しているか等について、①グループガバナンスの強化、②バーゼル3等に対する対応、③再建・処理計画、④ストレステスト、⑤経営情報システム、⑥法令等遵守態勢、⑦人材管理等に重点を置いて確認

(4) 新規参入銀行、外国銀行支店等に対する監督

3. 顧客保護と利用者利便の向上

(1) 業務の継続性の確保

- ・システムリスク評価等の内部管理態勢の整備
- ・大規模災害・サイバー攻撃等を想定した業務継続体制の構築 等

(2) 情報セキュリティ管理の徹底等

- ・顧客情報の厳格な管理の徹底 等

(3) 指標金利の信頼性・透明性の維持・向上

- ・指標金利の呈示等に係る各金融機関の内部管理態勢
- ・TIBOR運営機関における、国際的な議論の動向等も踏まえた指標金利の信頼性向上等に向けた検討状況

(4) 身体障がい者等に配慮した態勢の整備

- ・身体障がい者等が安心して金融サービスを利用できる施設・態勢の整備

(5) リスク性商品の販売態勢等の充実

- ・リスク性商品に係る適合性原則の遵守状況等、高齢者に対する投資信託等の販売態勢、NISAの販売態勢 等

(6) 相談・苦情処理態勢の充実

(7) 金融機能の不正利用の防止

- ・振り込み詐欺の撲滅、ネットバンキング等を用いた不正な預金の払出し防止、マネロン・テロ資金供与の防止に向けた態勢整備 等

1. 地域金融機関に求められる役割

・適切なリスク管理の下、デフレ脱却のため成長分野などへの積極的な資金供給や、中小企業の経営改善・体質強化の支援の本格化。
⇒ 急激な社会・経済等の変化に対応するため、経営陣が責任ある迅速な経営判断を行うとともに、5～10年後を見据えた中長期の経営戦略を検討することが重要。

2. 監督当局の取組姿勢等

・地域金融機関が自らのビジネスモデルの持続可能性などについても適切な検証を行い短期及び中長期の経営戦略を描くことができるかを確認。
・ペーパー・レギュレーションの一層の深化を図ることを基本に、以下の監督姿勢で臨む。金融行政においては、規制だけで対応しようとする規制の歪みや過剰規制を招き、実体経済にも悪影響を及ぼしかねないことも踏まえ、金融機関の自己規律の向上と当局の監督能力の向上を前提に、中長期的に規制コストを低減させつつより質の高い監督行政を目指していく。

① リスク感応度の高い行政（個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定、把握、システム・業務継続体制の点検）

② 国民の目線・利用者の立場に立った行政（顧客保護や利用者利便の一層の向上）

③ 将来を見据えた行政（国際的議論の動向も十分把握、環境変化を展望、我が国金融機関が抱える共通の構造的課題も念頭に置く）

④ 金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政（金融機関との率直かつ深度ある対話、各行における先進的取組みを他行に紹介等）

※ 金融機関、金融システムが抱えるリスクを速やかかつ的確に把握し迅速な行政対応を可能とすため、検査部局と連携しオンサイト・オフサイト一体となったモニタリングを充実・強化。

※ 財務局と一体となった監督行政（データ分析や着眼材料の提供の充実、財務局からの報告を活用した経営分析など監督力を強化）

2. 監督重点分野

1. 中小企業の経営支援をはじめとした積極的な金融仲介機能の発揮

(1) 東日本大震災からの復興に向けた金融面からの対応
・ 二重ローン問題への対応（東日本大震災事業者再生支援機構、個人債務者の私的整理に関するガイドライン等の活用）
・ 復旧・復興に向けた資金需要の対応状況 等

(2) 成長可能性を重視した金融機関の新規融資の取組みの促進
・ 顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資の積極的な取組み

(3) 地域密着型金融の深化
・ 顧客のライフステージに応じたコンサルティング機能の発揮
・ 地域経済の活性化への貢献
・ 地域や利用者に対する積極的な情報発信

(4) 中小企業に対する経営改善支援等
・ 本年務年度は、金融機関として、中小企業の経営改善・体質強化の支援を本格化させて、重要な1年
・ 外部専門家・機関等とも連携したコンサルティング機能の発揮
・ 条件変更等を行った中小企業に対する真に実効性ある経営再建計画の策定支援と進捗状況のフォロー
・ 地域経済活性化支援機構等との連携による事業再生・地域活性化の支援、経営改善等に携わる人材育成やスキルの向上
・ 事業再生ファンドの設立、活用促進、エクイティファンド等を活用した創業者支援 等

(5) 個人向けローンに関する取組み
・ 住宅ローンの商品性に係る適切かつ丁寧な顧客説明
・ 健全な消費者金融市場の形成に向けた取組み 等

2. リスク管理と地域における金融システムの安定

(1) マクロ・プルーデンスの視点に基づく監督

① 注視すべきリスク分野
・ 内外の経済・市場状況等を踏まえた債券保有、住宅ローン等に係る適切なリスク管理態勢
・ 大口与信先の信用リスク（経営再建計画の策定・進捗状況のフォローアップ、顧客の実態に応じた適切な引当等） 等

② リスク管理手法の改善
・ テーラリスクを適切に把握するためののテストテストの実施

③ 財務基盤の強化
・ 地域で適切な金融仲介機能を発揮するための、将来を見据えた資本基盤の充実・強化の取組み促進
・ 金融機能強化法の活用の積極的な検討の促進
・ 協同組織金融機関について、傘下金融機関の財務基盤の強化の検討を含め中央機関と一層緊密な連携

(2) 収益力強化の取組みとそれを支えるリスク管理態勢の充実

・ 中長期的な視点に立った収益基盤の充実（借手企業への収益改善支援、地域金融機関自身の海外展開を含むアジア進出支援等）
・ 非日系与信や海外拠点も含むリスク管理
・ 新たな業務展開に伴うリスクの把握 等

3. 顧客保護と利用者利便の向上

(1) 業務の継続性の確保

・ システムリスク評価等の内部管理態勢（共同センター等の外部委託先への管理態勢を含む）の整備
・ 大規模災害・サイバー攻撃等を想定した業務継続体制の構築

(2) 情報セキュリティ管理の徹底等

・ 顧客情報の厳格な管理の徹底 等

(3) 身体障がい者等に配慮した態勢の整備等

・ 身体障がい者等が安心して金融サービスを利用できる施設・態勢の整備

(4) リスク性商品の販売態勢等の充実

・ リスク性商品に係る適合性原則の遵守状況等、高齢者に対するリスク性商品の販売態勢、NISAの販売態勢 等

(5) 相談・苦情処理態勢の充実

(6) 金融機能の不正利用の防止
・ 振り込み詐欺の撲滅、ネットバンキング等を用いた不正な預金の払出し防止、マネロン、テロ資金供与の防止に向けた態勢整備 等

主要行等の平成26年3月期決算の概要

1. 損益の状況

- 実質業務純益は、資金利益や役務取引等利益が増加したものの、債券等関係損益が大幅に減少したことなどにより、前期に比べ11.0%の減少。
- 当期純利益は、実質業務純益が減少したものの、与信関係費用や株式等関係損益が大幅に改善したことなどにより、前期に比べ4.8%の増加。

(単位：億円)

	24年3月期	25年3月期	26年3月期	前期比
業務粗利益	65,380	66,347	63,700	▲2,647
資金利益	39,148	38,286	39,461	1,175
役務取引等利益	12,644	13,673	14,885	1,212
債券等関係損益	6,901	7,562	1,831	▲5,731
うち、債券等償却	▲229	▲221	▲129	92
経費	▲33,444	▲33,643	▲34,596	▲953
実質業務純益	31,936	32,704	29,104	▲3,600
与信関係費用(※)	▲1,701	▲1,634	3,211	4,845
株式等関係損益	▲2,097	▲2,312	2,877	5,189
うち、株式等償却	▲1,986	▲2,686	▲652	2,034
当期純利益	17,486	22,152	23,219	1,067

※与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

(参考)	24年3月期	25年3月期	26年3月期
貸出金(末残)	244.8兆円	259.1兆円	273.4兆円

(注) 貸出金は銀行勘定計

2. 不良債権の状況

- 不良債権額は前期に比べ減少、不良債権比率も低下。(不良債権比率は平成11年3月期の金融再生法に基づく開示以降で最低)

	24年3月期	25年3月期	26年3月期
不良債権額	5.0兆円	5.1兆円	4.0兆円
不良債権比率	1.84%	1.78%	1.33%

3. 自己資本比率の状況

- 国際統一基準行の総自己資本比率は前期に比べ低下したものの、普通株式等Tier1比率は前期に比べ上昇。
- 国内基準行は26年3月期より新国内基準の適用を開始。

(国際統一基準行(※)：6行)

(国内基準行：3行)

	25年3月期	26年3月期
総自己資本比率	17.45%	16.93%
Tier1比率	13.15%	13.12%
普通株式等Tier1比率	10.99%	11.42%

	26年3月期
自己資本比率	13.96%

※ 国際統一基準行は25年3月期よりパーゼル3を段階的に適用。26年3月期においては、経過措置の対象となっているパーゼル2適格の劣後債等の算入限度額が段階的に引き下げ(90%⇒80%)られており、総自己資本比率の押し下げ要因の一つとなっている。

(注1) 記載金額・比率は、四捨五入して表示。

(注2) 計数は単体ベース。ただし、一部の銀行において再生専門558社の計数を含む。

資料9-2-2

主要行等の平成26年3月期決算状況【単体】 <速報ベース>

(単位:億円、%)

	実質 業務純益	与信関係 費用	株式等関係損益			経常利益	当期純利益	その他有価証券 評価損益		(総)自己資本 比率	Tier1比率	普通株式等 Tier1比率	不良債権残高 (再生法開示債権)			不良債権 比率 (対総与信)
			売却損益	償却				うち株式	うち要管理 債権				うち危険 債権以下			
みずほ銀行 *	5,393	909	433	441	▲ 9	6,602	4,452	8,745	9,450	15.58%	12.29%	10.15%	9,265	4,063	5,202	1.23%
旧みずほ銀行(4~6月)	537	91	49	57	▲ 8	708	850	-	-	-	-	-	-	-	-	-
みずほ信託銀行 *	496	172	86	86	▲ 1	706	523	841	823	17.79%	14.76%	14.76%	249	58	191	0.76%
みずほFG計	6,426	1,172	567	585	▲ 17	8,017	5,825	9,587	10,274	15.68%	12.41%	10.36%	9,514	4,121	5,393	1.21%
三菱東京UFJ銀行 *	8,559	171	790	1,243	▲ 453	10,021	6,503	13,671	11,441	17.52%	13.74%	11.88%	13,722	4,583	9,140	1.55%
三菱UFJ信託銀行 *	1,630	181	180	228	▲ 48	1,951	1,363	4,524	3,225	18.51%	14.37%	13.72%	459	175	284	0.37%
三菱UFJFG計	10,189	352	970	1,471	▲ 501	11,972	7,866	18,195	14,665	17.66%	13.84%	12.15%	14,181	4,758	9,424	1.41%
三井住友銀行 *	8,124	1,239	1,064	1,127	▲ 63	9,525	6,053	12,848	11,091	18.30%	14.02%	12.47%	8,814	1,927	6,887	1.21%
りそな銀行	1,490	315	205	208	▲ 3	2,085	1,535	2,513	2,495	12.95%	-	-	2,856	694	2,162	1.55%
三井住友信託銀行 *	2,119	76	▲ 22	45	▲ 67	1,884	1,160	4,081	4,066	13.97%	9.91%	8.74%	2,348	1,235	1,113	0.95%
新生銀行	299	73	33	33	▲ 0	377	365	82	38	15.34%	-	-	1,647	49	1,599	3.81%
あおぞら銀行	457	▲ 17	60	60	-	512	416	▲ 15	6	14.97%	-	-	802	199	603	2.98%
9行計	29,104	3,211	2,877	3,529	▲ 652	34,371	23,219	47,292	42,636	16.93% (13.96%)	13.12% -	11.42% -	40,163	12,982	27,181	1.33%

(出典)決算短信等

(参考)過去の主要行等合計の推移

25年3月期(10行計)	32,704	▲ 1,634	▲ 2,312	374	▲ 2,686	26,827	22,152	43,350	30,496	17.45% (14.70%)	13.15% (11.22%)	10.99% -	50,967	16,185	34,783	1.78%
24年3月期(11行計)	31,936	▲ 1,701	▲ 2,097	▲ 111	▲ 1,986	25,118	17,486	13,708	7,493	-	-	-	49,831	15,120	34,710	1.84%
23年3月期(11行計)	32,155	▲ 3,922	▲ 2,997	502	▲ 3,499	21,755	18,504	5,839	7,579	-	-	-	48,600	15,371	33,229	1.84%

(注1)金額及び9行(10行及び11行)計の比率については四捨五入、各行の比率については切り捨て表示。

(注2)*印は国際統一基準行。

(注3)与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

(注4)自己資本比率等の9行計及び25年3月期(10行計)は国際統一基準行の比率。なお、括弧書きは国内基準行の比率。

(注5)与信関係費用の23年3月期の計数については、償却債権取立益を含まない。

地域銀行の平成26年3月期決算の概要

1. 損益の状況

- 実質業務純益は、役務取引等利益が増加したものの、貸出金利息及び債券等関係損益の減少等により、前期に比べ4.4%の減少。
- 当期純利益は、与信関係費用や株式等関係損益が大幅に改善したことなどにより、前期に比べ31.3%の増加。

(単位：億円)

	24年3月期	25年3月期	26年3月期	前期比
業務粗利益	49,107	48,543	47,808	▲ 735
資金利益	42,396	41,048	41,048	▲ 0
役務取引等利益	4,594	4,790	5,096	306
債券等関係損益	1,363	1,958	926	▲ 1,032
うち、債券等償却	▲ 136	▲ 142	▲ 41	101
経費	▲ 31,912	▲ 31,143	▲ 31,171	▲ 28
実質業務純益	17,195	17,399	16,636	▲ 763
与信関係費用	▲ 2,912	▲ 3,650	▲ 1,787	1,863
株式等関係損益	▲ 1,230	▲ 811	1,256	2,067
うち、株式等償却	▲ 797	▲ 721	▲ 63	658
当期純利益	7,272	8,157	10,709	2,552

(参考)

	24年3月期	25年3月期	26年3月期
貸出金(末残)	213.1兆円	219.1兆円	225.4兆円

2. 不良債権の状況

- 不良債権額は前期に比べ減少、不良債権比率も低下。(いずれも平成11年3月期の金融再生法に基づく開示以降で最低)

	24年3月期	25年3月期	26年3月期
不良債権額	6.8兆円	6.8兆円	6.2兆円
不良債権比率	3.16%	3.07%	2.72%

3. 自己資本比率の状況

- 国際統一基準行の総自己資本比率は前期に比べ低下したものの、普通株式等Tier1比率は前期に比べ上昇。
- 国内基準行は26年3月期より新国内基準の適用を開始。

(国際統一基準行(※)：10行)

	25年3月期	26年3月期
総自己資本比率	14.30%	14.28%
Tier1比率	12.01%	12.63%
普通株式等Tier1比率	11.98%	12.59%

(国内基準行：96行)

	26年3月期
自己資本比率	11.04%

※ 国際統一基準行は25年3月期よりバーゼル3を段階的に適用。26年3月期においては、経過措置の対象となっているバーゼル2適格の劣後債等の算入限度額が段階的に引き下げ(90%⇒80%)られており、総自己資本比率の押し下げ要因の一つとなっている。

(注1) 26年3月期の集計対象は106行(地方銀行64行、第二地方銀行41行及び埼玉りそな銀行)

(注2) 計数は単体ベース。ただし、与信関係費用・不良債権の560には、再生専門子会社分を含む。

平成 25 年 9 月 27 日
金融庁

銀行の合併について

本日、株式会社紀陽銀行に対し、株式会社紀陽ホールディングスと合併することについて、銀行法第 30 条第 1 項の規定に基づき認可しました。

合併後の銀行の概要

1. 商 号：株式会社紀陽銀行
2. 本店所在地：和歌山市本町一丁目 3 5 番地
3. 代 表 者：取締役頭取 片山 博臣
4. 資 本 金：800 億円
5. 合併予定日：平成 25 年 10 月 1 日

お問い合わせ先

近畿財務局 Tel : 06-6949-6390(代表)
金融監督第一課
(内線 3163、3148)

金融庁 Tel : 03-3506-6000(代表)
監督局銀行第二課
(内線 3643、3413)

リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、自己査定の違い

	リスク管理債権	金融再生法に基づく資産査定	自己査定
目的	ディスクロージャー	ディスクロージャー	適正な償却・引当を行うための準備作業
対象資産	貸出金	総与信（貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返、有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る））	総資産（ただし、当局による集計結果は、総与信ベース）
区分方法	債権の客観的な状況による区分 （＝債権ベース、但し、一部金融機関においては、金融再生法と同様の債務者ベースによる区分を実施） （破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）	債務者の状況に基づく区分 （＝債務者ベース） （破産更生等債権、危険債権、要管理債権、正常債権）	債務者の状況に基づき区分（破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要 注意先、正常先）した上で担保による保全状況等を勘案して、実質的な回収可能性に基づき分類 （Ⅰ～Ⅳ分類）
担保・引当カバー部分の扱い	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保のカバー状況は分類において勘案される。

自己査定における債権分類基準

		高い ←	回収の可能性	→	低い
債務者区分	担保などの分類 (保証協会などの保証) (預金・国債などの担保) (優良担保)	一般担保(不動産担保等)			担保なし
		相当分額の見込額 % (処分可能の見込額)	相当分額の見込額 % (見込額との差額)	評価額と処分可能額	
不良 ↑ 財務内容 ↓ 健全	破綻先	I	II	III	IV
	実質破綻先	I	II	III	IV
	破綻懸念先	I	II	III	III
	要管理先	I	II	II	II
	要注意先	I	II	II	II
	正常先	I	I	I	I

IV (第4分類):回収不能債権

III (第3分類):回収に重大な懸念のある債権

II (第2分類):回収に注意を要する債権

I (第1分類):正常債権

破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、手形交換所の取引停止処分などの事由により経営破綻に陥っている債務者

実質破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状態にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者

破綻懸念先 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要注意先 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者

うち要管理先 要注意先債務者のうち、「3か月以上延滞債権」にかかる債務者又は「貸出条件緩和債権」にかかる債務者

正常先 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係

リスク管理債権	再生法開示債権	自己査定
銀行法等に基づく開示	再生法等に基づく開示	適切な償却・引当を行うための準備作業
対象：貸出金	対象：貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返等	対象：総資産
担保・引当カバー分を含む	担保・引当カバー分を含む	担保のカバー状況は分類において勘案
破綻先債権 未収利息不計上貸出金のうち、更生手続き開始等の事由が生じているもの	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	破綻先 実質破綻先 第Ⅰ分類 第Ⅱ分類 第Ⅲ分類 第Ⅳ分類
延滞債権 未収利息不計上貸出金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外のもの		
3カ月以上延滞債権 元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権（破綻先債権、延滞債権に該当するものを除く）	要管理債権 3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権	要注意先 第Ⅰ分類 第Ⅱ分類
貸出条件緩和債権 経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（上記に該当するものを除く）		
～	～	～
～	～	～

平成 26 年 8 月 8 日
 金融庁

平成 26 年 3 月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）

1. 金融再生法開示債権の状況

平成 26 年 3 月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は 10.2 兆円であり、平成 25 年 3 月期の 11.9 兆円に比べ 1.7 兆円の減少となっています。

（参考）平成 26 年 3 月期における金融再生法開示債権の増減要因（単位：兆円）

金融再生法開示債権	▲1.7
うち 要管理債権	▲0.4
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生	+0.5
危険債権以下からの上方遷移	+0.1
(債務者の業況改善+0.1 再建計画の策定等+0.0)	
	(増加要因計 +0.6)
[減少要因] 正常債権化	▲0.6
(債務者の業況改善▲0.4 再建計画の策定等▲0.2)	
危険債権以下への下方遷移	▲0.3
返済等 (*)	▲0.1
	(減少要因計 ▲1.0)
うち 危険債権以下	▲1.3
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生	+1.4
要管理債権からの下方遷移	+0.3
	(増加要因計 +1.7)
[減少要因] オフバランス化等 (*)	▲2.9
(債権流動化等▲2.6、正常債権化及び要管理債権への上方遷移▲0.3)	
	(減少要因計 ▲2.9)

* 「返済等」「オフバランス化等」には、返済のほか統計上生じる誤差脱漏が含まれます。

（注）銀行に対するアンケート調査により把握したものです。

2. 個別貸倒引当金の状況

平成 26 年 3 月期の全国銀行の個別貸倒引当金残高は 2.1 兆円であり、平成 25 年 3 月期の 2.4 兆円と比べ 0.3 兆円の減少となっています。

3. 不良債権処分損の状況

平成 26 年 3 月期の全国銀行の不良債権処分損（不良債権の処理に伴う損失）は、平成 25 年 3 月期の 0.6 兆円と比べて 0.7 兆円減少し、0.1 兆円の戻り益となっています。

（注）計数は全て、百億円単位を四捨五入して記載しています。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)

監督局総務課

(内線 2688、3312)

(表 1) 金融再生法開示債権等の推移

(Excel:68KB) (PDF: 330KB)

(表 2) 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

(Excel:36KB) (PDF: 160KB)

(表 3) 金融再生法開示債権の保全状況の推移

(Excel:53KB) (PDF: 242KB)

(表 4) 担保不動産の評価額 (処分可能見込額) と売却実績額の推移

(Excel:32KB) (PDF: 121KB)

(表 5) 不良債権処分損等の推移 (全国銀行)

(Excel:52KB) (PDF: 185KB)

(表 6) リスク管理債権額等の推移

(Excel:81KB) (PDF: 556KB)

(表 7) 自己査定による債務者区分の推移

(Excel:39KB) (PDF: 138KB)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	
地域銀行	総与信(億円)	1,851,150	1,872,290	1,861,480	1,868,270	1,868,210	1,911,860	1,928,110	1,969,030	1,980,430	2,018,110	2,030,970	2,088,270	2,072,860	2,083,270	2,082,720	2,111,180	2,119,260	2,161,530	2,182,140	2,221,090	2,238,770	2,284,330
	金融再生法開示債権(億円)	148,220	146,600	127,920	103,670	97,050	86,780	83,930	78,300	77,930	75,470	79,520	71,500	71,220	66,890	66,100	66,750	68,410	68,400	68,990	68,060	65,140	62,050
	破産更生等債権(億円)	38,750	35,370	28,580	21,720	20,420	18,400	17,640	16,620	16,160	15,690	19,340	22,290	21,410	19,450	18,110	17,260	16,520	14,610	13,990	12,850	11,690	11,130
	危険債権(億円)	63,360	62,390	58,610	50,900	48,190	44,220	43,650	40,980	41,410	40,180	40,490	39,350	39,110	38,160	39,970	39,900	41,480	42,440	43,350	43,600	42,050	39,800
	要管理債権(億円)	46,110	48,840	40,730	31,050	28,440	24,150	22,640	20,690	20,360	19,600	19,690	9,870	10,700	9,280	9,020	9,600	10,410	11,350	11,650	11,610	11,400	11,120
	正常債権(億円)	1,702,920	1,725,680	1,733,570	1,764,600	1,771,160	1,825,090	1,844,180	1,890,730	1,902,490	1,942,630	1,951,440	2,016,760	2,001,630	2,016,380	2,016,640	2,044,420	2,050,850	2,093,140	2,113,150	2,153,050	2,173,640	2,222,280
	不良債権比率(%)	8.0	7.8	6.9	5.5	5.2	4.5	4.4	4.0	3.9	3.7	3.9	3.4	3.4	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.1	2.9	2.7
	不良債権処分損(兆円)	2.0	1.6	1.9	0.9	0.4	0.6	0.3	0.8	0.4	0.7	0.5	1.2	0.4	0.7	0.2	0.6	0.1	0.3	0.1	0.4	0.1	0.2
	(106) 実質業務純益(兆円)	1.8	1.9	1.9	2.0	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0	1.8	0.8	1.1	0.9	1.8	0.9	1.8	0.9	1.7	0.9	1.7	0.8	1.7
	(106) 地方銀行	総与信(億円)	1,402,920	1,386,450	1,383,190	1,404,210	1,400,760	1,435,290	1,445,510	1,482,690	1,490,450	1,519,390	1,531,100	1,581,630	1,565,840	1,578,030	1,579,020	1,602,630	1,609,480	1,644,320	1,666,340	1,697,560	1,714,160
金融再生法開示債権(億円)		107,810	105,890	94,440	76,740	71,920	63,830	61,590	58,150	57,700	55,510	57,920	51,380	51,120	48,040	47,550	48,900	49,920	49,820	50,480	49,540	47,600	45,610
破産更生等債権(億円)		27,500	24,660	19,990	15,220	14,380	12,910	12,550	12,010	11,450	10,920	13,320	14,820	14,200	12,750	12,140	11,860	11,180	9,850	9,610	8,690	7,820	7,420
危険債権(億円)		46,410	45,200	43,820	37,840	35,510	32,330	31,910	30,440	30,770	29,500	29,590	29,040	28,620	28,110	28,480	29,390	30,400	30,830	31,580	32,000	30,940	29,540
要管理債権(億円)		33,900	36,040	30,630	23,670	22,030	18,590	17,140	15,710	15,470	15,080	15,010	7,520	8,300	7,180	6,930	7,660	8,330	9,140	9,290	8,850	8,840	8,660
正常債権(億円)		1,295,110	1,280,550	1,288,760	1,327,470	1,328,840	1,371,470	1,383,920	1,424,540	1,432,750	1,463,870	1,473,180	1,530,250	1,514,710	1,529,990	1,531,470	1,553,720	1,559,560	1,594,500	1,615,870	1,648,030	1,666,570	1,704,420
不良債権比率(%)		7.7	7.6	6.8	5.5	5.1	4.4	4.3	3.9	3.9	3.7	3.8	3.3	3.3	3.0	3.0	3.1	3.1	3.0	3.0	2.9	2.8	2.6
不良債権処分損(兆円)		1.5	1.1	1.6	0.6	0.2	0.4	0.2	0.5	0.3	0.5	0.4	0.8	0.3	0.5	0.1	0.5	0.1	0.2	0.1	0.3	0.0	0.1
(64) 実質業務純益(兆円)		1.4	1.4	1.4	1.5	0.8	1.5	0.7	1.5	0.8	1.4	0.6	1.0	0.7	1.4	0.7	1.4	0.7	1.3	0.7	1.3	0.6	1.2
(64) 第二地方銀行		総与信(億円)	448,230	438,120	427,710	410,000	411,940	418,900	423,810	426,200	429,250	436,110	437,320	442,240	442,800	440,780	439,640	444,110	445,400	452,040	449,800	456,740	457,910
	金融再生法開示債権(億円)	40,410	38,990	31,950	25,870	24,090	22,080	21,380	19,270	19,340	19,070	20,540	19,120	19,000	17,710	17,270	16,630	17,270	17,430	17,310	17,380	16,390	15,330
	破産更生等債権(億円)	11,250	10,420	8,400	6,380	5,950	5,380	5,000	4,490	4,570	4,630	5,870	7,310	7,040	6,570	5,830	5,240	5,160	4,600	4,250	4,020	3,760	3,600
	危険債権(億円)	16,950	16,580	14,180	12,610	12,200	11,470	11,290	10,070	10,100	10,110	10,250	9,700	9,830	9,320	9,710	9,720	10,270	10,840	10,940	10,840	10,300	9,510
	要管理債権(億円)	12,210	11,990	9,370	6,890	5,940	5,220	5,090	4,720	4,670	4,330	4,420	2,120	2,130	1,820	1,740	1,670	1,840	1,990	2,120	2,520	2,330	2,220
	正常債権(億円)	407,820	399,130	395,750	384,130	387,850	396,820	402,430	406,920	409,910	417,030	416,770	423,120	423,790	423,080	422,370	427,480	428,130	434,620	432,490	439,360	441,530	451,620
	不良債権比率(%)	9.0	8.9	7.5	6.3	5.8	5.3	5.0	4.5	4.5	4.4	4.7	4.3	4.3	4.0	3.9	3.7	3.9	3.9	3.8	3.8	3.6	3.3
	不良債権処分損(兆円)	0.5	0.5	0.3	0.3	0.1	0.2	0.1	0.3	0.1	0.2	0.1	0.4	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1
	(41) 実質業務純益(兆円)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.1	0.0	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.4
	全国銀行	総与信(億円)	5,120,760	4,745,810	4,555,050	4,461,270	4,499,800	4,574,720	4,632,210	4,726,570	4,752,420	4,816,370	4,889,930	4,987,360	4,822,120	4,782,810	4,708,320	4,750,440	4,747,870	4,866,230	4,876,710	5,088,710	5,145,860
金融再生法開示債権(億円)		432,070	353,390	265,940	179,270	159,340	133,720	123,430	119,740	118,710	114,060	122,940	119,580	123,060	117,200	115,660	115,350	116,200	118,230	118,450	119,030	109,560	102,210
破産更生等債権(億円)		74,040	57,470	43,520	32,310	28,160	23,580	22,020	20,670	20,620	20,180	27,580	33,900	32,240	28,750	25,710	23,910	22,120	19,990	19,370	18,490	16,590	14,550
危険債権(億円)		193,150	130,130	111,880	88,360	79,950	63,240	59,750	60,530	62,830	57,310	61,910	64,340	68,760	67,280	67,620	66,480	68,760	71,770	72,520	72,740	67,280	63,560
要管理債権(億円)		164,880	165,790	110,550	58,600	51,240	46,900	41,660	38,540	35,260	36,570	33,450	21,340	22,060	21,180	22,330	24,970	25,330	26,470	26,570	27,800	25,700	24,110
正常債権(億円)		4,688,690	4,392,410	4,289,110	4,282,000	4,340,460	4,441,010	4,508,780	4,606,820	4,633,710	4,702,300	4,766,990	4,867,780	4,699,050	4,665,600	4,592,670	4,635,080	4,631,670	4,748,010	4,758,260	4,969,690	5,036,300	5,200,170
不良債権比率(%)		8.4	7.4	5.8	4.0	3.5	2.9	2.7	2.5	2.5	2.4	2.5	2.4	2.6	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3	2.1	1.9
不良債権処分損(兆円)		9.7	6.7	5.4	2.8	0.2	0.4	0.2	1.0	0.8	1.1	1.3	3.1	1.0	1.7	0.3	1.0	0.1	0.5	0.2	0.6	0.1	0.1
(115) 実質業務純益(兆円)		6.0	6.0	5.9	5.9	3.0	5.8	2.5	5.5	2.6	5.1	2.1	3.8	2.3	4.7	2.8	5.0	2.6	4.9	2.7	5.0	2.3	4.6

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期		
追加組 金融機関	総与信(億円)	955,590	945,270	927,430	908,080		902,330	906,780		907,650		921,620		924,700		914,530		915,770		916,290		934,060		
	金融再生法開示債権(億円)	92,350	91,680	80,080	69,780		61,900	57,550		56,630		51,640		50,620		50,930		53,630		53,720		50,980		
	破産更生等債権(億円)	29,920	29,550	26,580	22,350		19,450	18,320		17,800		19,660		18,670		16,670		15,640		14,330		13,160		
	危険債権(億円)	35,970	36,070	33,610	31,040		29,100	28,170		28,780		27,130		27,790		29,750		32,980		34,380		33,140		
	要管理債権(億円)	26,460	26,050	19,900	16,390		13,350	11,060		10,040		4,850		4,150		4,510		5,010		5,000		4,670		
	正常債権(億円)	863,240	853,530	847,320	838,290		840,390	849,210		850,990		869,950		874,040		863,550		862,100		862,520		883,050		
	不良債権比率(%)	9.7	9.7	8.6	7.7		6.9	6.3		6.2		5.6		5.5		5.6		5.9		5.9		5.5		
	不良債権処分損(兆円)	0.9	0.8	0.6	0.5		0.4	0.5		0.4		0.8		0.6		0.3		0.4		0.3		0.2		
	(438)	実質業務純益(兆円)	0.8	1.3	1.1	1.2		1.3	1.3		1.2		0.0		1.1		1.1		1.0		1.0		1.1	
	(268)	信用 金融	総与信(億円)	750,180	746,830	728,090	708,680		699,650	702,740		704,580		712,600		712,350		697,100		698,050		697,260		710,240
金融再生法開示債権(億円)		75,930	74,170	65,210	56,610		49,930	45,980		45,160		41,460		41,160		41,720		44,170		44,330		42,310		
破産更生等債権(億円)		23,580	23,500	21,000	17,260		14,990	14,040		13,320		15,030		14,300		12,610		11,940		10,770		9,970		
危険債権(億円)		30,850	30,210	28,370	26,470		24,500	23,550		24,310		22,940		23,820		25,730		28,430		29,730		28,780		
要管理債権(億円)		21,510	20,460	15,830	12,880		10,430	8,390		7,540		3,500		3,050		3,380		3,810		3,830		3,560		
正常債権(億円)		674,250	672,600	662,850	652,070		649,710	656,760		659,400		671,120		671,160		655,360		653,850		652,890		667,920		
不良債権比率(%)		10.1	9.9	9.0	8.0		7.1	6.5		6.4		5.8		5.8		6.0		6.3		6.4		6.0		
(156)		信用 組合	総与信(億円)	118,580	104,270	100,190	99,670		100,250	99,920		99,010		98,970		98,440		100,440		98,610		99,610		101,120
		金融再生法開示債権(億円)	15,100	15,980	13,350	11,830		10,710	10,340		10,180		8,900		8,110		8,030		8,370		8,360		7,740	
		破産更生等債権(億円)	5,980	5,700	5,170	4,490		3,950	3,840		4,020		4,170		3,890		3,650		3,440		3,340		2,990	
	危険債権(億円)	4,360	4,960	4,330	4,050		3,990	3,960		3,770		3,470		3,230		3,340		3,820		3,940		3,710		
	要管理債権(億円)	4,760	5,330	3,850	3,290		2,760	2,540		2,400		1,260		990		1,040		1,110		1,080		1,040		
	正常債権(億円)	103,480	88,270	86,840	87,840		89,520	89,570		88,800		90,050		90,310		92,390		90,220		91,240		93,360		
	不良債権比率(%)	12.7	15.3	13.3	11.9		10.7	10.3		10.3		9.0		8.2		8.0		8.5		8.4		7.7		
	(550)	預金取扱 金融機関	総与信(億円)	6,076,350	5,691,090	5,482,480	5,369,350		5,477,050	5,633,340		5,724,020		5,908,990		5,707,510		5,664,980		5,782,000		6,005,000		6,236,450
		金融再生法開示債権(億円)	524,420	445,070	346,020	249,040		195,620	177,290		170,680		171,220		167,820		166,280		171,860		172,740		153,190	
		破産更生等債権(億円)	103,960	87,020	70,090	54,660		43,030	38,990		37,980		53,560		47,420		40,570		35,630		32,820		27,710	
危険債権(億円)		229,120	166,200	145,480	119,400		92,340	88,700		86,100		91,470		95,070		96,230		104,750		107,130		96,700		
要管理債権(億円)		191,340	191,840	130,440	74,990		60,250	49,600		46,610		26,190		25,330		29,480		31,480		32,800		28,780		
正常債権(億円)		5,551,930	5,245,940	5,136,430	5,120,290		5,281,410	5,456,030		5,553,290		5,737,720		5,539,650		5,498,630		5,610,110		5,832,210		6,083,220		
不良債権比率(%)		8.6	7.8	6.3	4.6		3.6	3.1		3.0		2.9		2.9		2.9		3.0		2.9		2.5		
不良債権処分損(兆円)		10.6	7.4	6.0	3.4		0.8	1.5		1.4		3.9		2.3		1.3		0.9		0.9		0.2		
(550)		実質業務純益(兆円)	6.8	7.3	7.0	7.1		7.1	6.7		6.3		3.9		5.8		6.1		5.9		6.0		5.7	

- (注) 1. 計数は、不良債権処分損及び実質業務純益については兆円単位、不良債権比率については%で表示。その他については億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
2. ()内は26年3月期時点の対象金融機関数。
3. 旧長信銀の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行に転換したおぞら銀行を含む。
4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。
5. 地域銀行の計数は、15年3月期以降増玉りそ銀行を含む。
6. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行を集計したもの。
7. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行及び協同組織金融機関を集計したもの(信農連等は含まない)。ただし、不良債権処分損及び実質業務純益については、信農連等及び商工中金を含む。
8. 一部の銀行においては、再生専門子会社および株式保有専門会社の計数を含む。
9. 不良債権処分損及び実質業務純益については9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。
10. 19年9月期～22年3月期の計数については、業績修正等を行った銀行があるため、過去の当季公表数値と異なる。

(表2) 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

(単位:兆円)

	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
金融再生法開示債権	▲ 7.9	▲ 8.7	▲ 8.7	▲ 2.0	▲ 4.6	▲ 1.0	▲ 1.4	▲ 0.1	▲ 0.6	+ 0.9	+ 0.6	+ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	+ 0.1	+ 0.3	+ 0.0	+ 0.1	▲ 0.9	▲ 1.7
うち要管理債権	+ 0.1	▲ 5.5	▲ 5.2	▲ 0.7	▲ 1.2	▲ 0.5	▲ 0.8	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 1.5	+ 0.1	▲ 0.0	+ 0.1	+ 0.4	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.4
〔増減要因〕債務者の業況悪化等	+ 4.7	+ 3.0	+ 2.1	+ 1.1	+ 1.5	+ 0.6	+ 1.0	+ 0.7	+ 1.2	+ 0.8	+ 0.9	+ 0.8	+ 0.9	+ 0.6	+ 0.9	+ 0.6	+ 1.0	+ 0.5	+ 0.9	+ 0.3	+ 0.5
危険債権以下からの上方遷移	+ 1.5	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1
債務者の業況改善	+ 0.6	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.3	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1
再建計画の策定等	+ 0.9	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0
正常債権化(*)	▲ 2.3	▲ 3.8	▲ 3.4	▲ 1.0	▲ 1.5	▲ 0.9	▲ 1.1	▲ 1.0	▲ 1.3	▲ 0.7	▲ 2.3	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.6
債務者の業況改善	▲ 2.2	▲ 3.3	▲ 1.9	▲ 0.8	▲ 1.3	▲ 0.8	▲ 1.0	▲ 0.9	▲ 1.1	▲ 0.7	▲ 0.9	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.4
再建計画の策定等	▲ 0.1	▲ 0.6	▲ 1.6	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 1.4	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2
危険債権以下への下方遷移(*)	▲ 3.1	▲ 3.3	▲ 2.3	▲ 0.8	▲ 0.9	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.3
返済等(**)	▲ 0.7	▲ 1.7	▲ 1.9	▲ 0.2	▲ 0.7	+ 0.1	▲ 0.2	+ 0.2	+ 0.0	▲ 0.1	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	+ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.1
うち危険債権以下	▲ 8.0	▲ 3.2	▲ 3.5	▲ 1.3	▲ 3.4	▲ 0.5	▲ 0.6	+ 0.2	▲ 0.4	+ 1.2	+ 2.1	+ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.6	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.0	▲ 0.1	▲ 0.7	▲ 1.3
〔増減要因〕債務者の業況悪化等	+ 4.0	+ 3.3	+ 3.1	+ 1.4	+ 1.9	+ 1.2	+ 2.7	+ 1.9	+ 2.7	+ 2.7	+ 4.7	+ 2.2	+ 3.3	+ 1.5	+ 2.8	+ 1.5	+ 2.7	+ 1.3	+ 2.3	+ 0.8	+ 1.4
要管理債権からの下方遷移(*)	+ 3.1	+ 3.3	+ 2.3	+ 0.8	+ 0.9	+ 0.4	+ 0.7	+ 0.4	+ 0.5	+ 0.3	+ 0.4	+ 0.5	+ 0.5	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.3
オフバランス化等(**)	▲ 15.1	▲ 9.8	▲ 8.9	▲ 3.5	▲ 6.3	▲ 2.2	▲ 4.0	▲ 2.1	▲ 3.6	▲ 1.8	▲ 3.1	▲ 2.4	▲ 4.1	▲ 2.0	▲ 3.7	▲ 1.6	▲ 2.9	▲ 1.5	▲ 2.7	▲ 1.7	▲ 2.9

- (注) 1. 計数は、銀行に対するアンケート調査により把握したもの。
2. 26年3月期時点の対象金融機関数は115行。
3. 都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む)・信託及び地域銀行(埼玉りそな銀行を含む。)を集計。
4. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
5. 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。
* 要管理債権の遷移の他に、要管理先である債務者に対する債権のうち正常債権であるものの遷移を含んでいる。
** 「返済等」「オフバランス化等」には、統計上生じる誤差脱漏が含まれる。

(表3) 金融再生法開示債権の保全状況の推移

(単位:兆円、%)

主要行		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
これらに準ずる債権	債権額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3
	保全額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	2.8	2.0	1.4	1.0	0.7	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.7	1.0	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.4	0.3
	(88.7)	(91.5)	(92.9)	(92.5)	(92.3)	(92.5)	(92.8)	(91.0)	(91.7)	(91.1)	(90.5)	(92.1)	(91.2)	(91.5)	(90.8)	(90.3)	(90.1)	(87.9)	(88.3)	(90.6)	(91.4)	(94.4)	
	引当	0.4	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
		(11.3)	(8.5)	(7.1)	(7.5)	(7.7)	(7.5)	(7.1)	(9.0)	(8.3)	(8.9)	(9.5)	(7.9)	(8.8)	(8.5)	(9.2)	(9.7)	(9.9)	(12.1)	(11.7)	(9.4)	(8.6)	(5.6)
危険債権	債権額	12.2	6.6	5.2	3.6	3.1	1.9	1.6	1.9	2.1	1.7	2.1	2.4	2.9	2.6	2.6	2.4	2.5	2.6	2.6	2.6	2.3	2.2
	保全額	9.9	5.7	4.7	3.2	2.8	1.7	1.5	1.6	1.8	1.4	1.8	1.9	2.4	2.2	2.1	2.0	2.0	2.2	2.1	2.2	1.9	1.8
		(81.3)	(86.0)	(89.6)	(87.5)	(89.4)	(91.9)	(91.9)	(85.0)	(86.9)	(86.9)	(85.7)	(81.3)	(84.0)	(84.9)	(83.2)	(82.9)	(82.7)	(82.0)	(80.6)	(82.9)	(82.9)	(83.7)
	担保・保証等	5.5	3.1	2.4	1.5	1.4	1.0	0.9	0.8	0.9	0.9	1.1	1.1	1.4	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	1.4	1.3	1.2
	(44.9)	(47.0)	(46.5)	(40.2)	(45.1)	(54.7)	(54.8)	(42.2)	(44.2)	(52.9)	(53.5)	(48.1)	(50.3)	(50.8)	(51.2)	(55.3)	(56.8)	(54.6)	(53.2)	(54.1)	(54.5)	(54.9)	
	引当	4.5	2.6	2.2	1.7	1.4	0.7	0.6	0.8	0.9	0.6	0.7	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.7	0.7	0.8	0.7	0.6
		(36.5)	(39.1)	(43.1)	(47.3)	(44.3)	(37.1)	(37.1)	(42.8)	(42.7)	(34.1)	(32.1)	(33.2)	(33.7)	(34.1)	(32.0)	(27.5)	(25.9)	(27.3)	(27.4)	(28.9)	(28.4)	(28.8)
要管理債権	債権額	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	2.3	1.9	1.8	1.5	1.7	1.3	1.1	1.1	1.1	1.3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6	1.4	1.3
	保全額	6.1	7.0	4.5	1.7	1.3	1.3	1.2	1.1	0.9	0.9	0.8	0.6	0.6	0.7	0.8	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.0	0.9
		(53.5)	(60.5)	(64.5)	(61.1)	(59.5)	(59.9)	(64.8)	(63.4)	(59.5)	(56.4)	(58.0)	(56.1)	(56.2)	(59.6)	(62.0)	(64.6)	(68.0)	(69.7)	(69.6)	(71.1)	(69.3)	(67.6)
	担保・保証等	4.5	4.6	2.6	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.6	0.7	0.7	0.8	0.7	0.6
	(39.5)	(39.9)	(36.9)	(33.2)	(33.9)	(34.3)	(39.6)	(38.4)	(30.9)	(28.4)	(33.2)	(29.8)	(31.0)	(36.2)	(39.3)	(41.0)	(44.7)	(46.3)	(46.9)	(48.0)	(48.1)	(46.7)	
	引当	1.6	2.4	1.9	0.8	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3
		(14.0)	(20.6)	(27.6)	(27.8)	(25.6)	(25.6)	(25.2)	(25.0)	(28.6)	(27.9)	(24.8)	(26.3)	(25.2)	(23.5)	(22.6)	(23.6)	(23.3)	(23.4)	(22.7)	(23.2)	(21.3)	(20.9)
合計	債権額	26.8	20.2	13.6	7.4	6.1	4.6	3.9	4.1	4.0	3.8	4.2	4.5	4.9	4.5	4.5	4.5	4.4	4.6	4.6	4.7	4.2	3.8
	保全額	19.2	14.8	10.6	5.9	4.9	3.6	3.1	3.1	3.1	2.8	3.3	3.6	4.0	3.7	3.6	3.5	3.5	3.7	3.6	3.8	3.3	3.0
		(71.8)	(73.0)	(77.9)	(79.5)	(79.7)	(77.2)	(79.7)	(77.1)	(78.2)	(75.0)	(79.4)	(79.3)	(80.8)	(81.1)	(79.6)	(79.0)	(79.8)	(79.9)	(79.1)	(80.8)	(80.2)	(79.7)
	担保・保証等	12.8	9.7	6.3	3.3	2.9	2.3	2.0	1.9	1.8	1.8	2.2	2.4	2.6	2.4	2.4	2.5	2.5	2.5	2.5	2.7	2.3	2.1
	(47.8)	(47.7)	(46.6)	(45.0)	(46.9)	(49.0)	(51.7)	(45.4)	(44.5)	(46.6)	(53.6)	(53.6)	(53.7)	(54.1)	(53.5)	(55.2)	(56.6)	(55.5)	(54.9)	(56.0)	(56.3)	(55.5)	
	引当	6.4	5.1	4.3	2.6	2.0	1.3	1.1	1.3	1.3	1.1	1.2	1.3	1.2	1.2	1.1	1.0	1.1	1.1	1.1	1.2	1.0	0.9
		(23.9)	(25.3)	(31.3)	(34.5)	(32.8)	(28.2)	(28.0)	(31.7)	(33.8)	(28.4)	(25.7)	(25.7)	(27.1)	(27.0)	(26.0)	(23.9)	(23.2)	(24.5)	(24.3)	(24.8)	(23.8)	(24.1)

地域銀行

(単位: 兆円、%)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	
これらに準ずる債権及び引当	債権額	3.9	3.5	2.9	2.2	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	1.9	2.2	2.1	1.9	1.8	1.7	1.7	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1	
	保全額	3.9	3.5	2.9	2.2	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	1.9	2.2	2.1	1.9	1.8	1.7	1.6	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1	
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.2)	(99.9)	(99.8)	(99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	2.4	2.3	1.8	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	1.3	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	
	(63.0)	(64.1)	(62.4)	(64.4)	(62.8)	(63.2)	(62.5)	(63.5)	(63.0)	(65.3)	(64.8)	(64.2)	(62.7)	(61.9)	(61.0)	(60.3)	(60.7)	(60.2)	(60.5)	(60.1)	(59.9)	(59.2)	(59.2)	
	引当	1.4	1.3	1.1	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.7	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	
		(37.0)	(35.9)	(37.6)	(35.6)	(37.2)	(36.8)	(37.5)	(36.5)	(36.9)	(34.6)	(35.1)	(35.7)	(37.2)	(38.1)	(38.9)	(39.6)	(39.3)	(39.7)	(39.4)	(39.8)	(40.1)	(40.8)	
危険債権	債権額	6.3	6.2	5.9	5.1	4.8	4.4	4.4	4.1	4.1	4.0	4.0	3.9	3.9	3.8	3.9	4.0	4.1	4.2	4.3	4.4	4.2	4.0	
	保全額	5.4	5.3	5.0	4.3	4.1	3.8	3.7	3.5	3.5	3.4	3.5	3.4	3.3	3.2	3.3	3.4	3.5	3.6	3.7	3.7	3.6	3.4	
		(85.4)	(84.4)	(85.2)	(85.3)	(84.8)	(84.9)	(85.2)	(85.7)	(85.5)	(85.7)	(85.5)	(85.2)	(84.5)	(84.3)	(83.7)	(84.4)	(84.2)	(84.5)	(84.6)	(85.2)	(85.5)	(85.8)	
	担保・保証等	3.7	3.5	3.2	2.8	2.6	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.5	2.5	2.5	2.4	2.5	2.6	2.7	2.8	2.8	2.8	2.7	2.6	
	(58.7)	(56.7)	(54.7)	(54.2)	(54.9)	(56.1)	(56.6)	(58.2)	(58.8)	(60.3)	(62.2)	(63.0)	(63.8)	(64.0)	(65.1)	(64.8)	(64.8)	(65.2)	(64.9)	(64.7)	(65.1)	(65.4)	(65.4)	
	引当	1.7	1.7	1.8	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	0.8	
		(26.7)	(27.7)	(30.5)	(31.1)	(29.9)	(28.9)	(28.5)	(27.5)	(26.7)	(25.4)	(23.4)	(22.2)	(20.7)	(20.3)	(19.4)	(19.7)	(19.6)	(19.3)	(19.8)	(20.5)	(20.4)	(20.3)	
要管理債権	債権額	4.6	4.9	4.1	3.1	2.8	2.4	2.3	2.1	2.0	2.0	2.0	1.0	1.1	0.9	0.9	1.0	1.0	1.1	1.2	1.2	1.1	1.1	
	保全額	2.9	3.0	2.5	1.8	1.7	1.4	1.3	1.1	1.1	1.0	1.0	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	
		(64.0)	(62.4)	(60.6)	(58.6)	(58.7)	(57.1)	(57.1)	(55.4)	(54.6)	(52.4)	(52.0)	(52.1)	(52.1)	(54.3)	(54.6)	(54.8)	(53.7)	(53.4)	(53.2)	(54.6)	(54.8)	(54.4)	
	担保・保証等	2.4	2.3	1.7	1.2	1.1	0.9	0.9	0.8	0.7	0.7	0.7	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	
	(51.0)	(47.4)	(42.8)	(38.8)	(38.6)	(37.9)	(38.0)	(36.4)	(35.1)	(34.5)	(34.9)	(35.9)	(36.6)	(38.8)	(40.4)	(40.6)	(39.5)	(38.2)	(37.8)	(39.1)	(38.6)	(38.5)		
	引当	0.6	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
		(12.9)	(14.9)	(17.8)	(19.8)	(20.0)	(19.2)	(19.0)	(19.5)	(17.9)	(17.1)	(16.2)	(15.5)	(15.5)	(14.5)	(14.4)	(14.6)	(15.1)	(15.4)	(15.5)	(16.2)	(15.9)	(15.9)	
合計	債権額	14.8	14.7	12.8	10.4	9.7	8.7	8.4	7.8	7.8	7.5	8.0	7.2	7.1	6.7	6.6	6.7	6.8	6.8	6.9	6.8	6.5	6.2	
	保全額	12.2	11.8	10.3	8.3	7.8	7.0	6.7	6.3	6.3	6.0	6.4	6.1	6.0	5.7	5.5	5.6	5.7	5.7	5.7	5.6	5.4	5.1	
		(82.4)	(80.8)	(80.7)	(80.4)	(80.3)	(80.4)	(80.7)	(80.7)	(80.5)	(80.0)	(80.7)	(85.2)	(84.3)	(84.7)	(84.0)	(84.2)	(83.5)	(82.6)	(82.4)	(82.8)	(82.7)	(82.7)	
	担保・保証等	8.5	8.1	6.7	5.4	5.0	4.6	4.4	4.2	4.2	4.1	4.5	4.3	4.2	4.0	4.0	4.0	4.1	4.1	4.1	4.0	3.9	3.7	
	(57.3)	(55.4)	(52.6)	(51.7)	(51.8)	(52.5)	(52.8)	(53.5)	(53.5)	(54.6)	(56.1)	(59.7)	(59.4)	(59.9)	(60.6)	(60.2)	(60.2)	(59.6)	(59.4)	(59.4)	(59.6)	(59.5)		
	引当	3.7	3.7	3.6	3.0	2.8	2.4	2.3	2.1	2.1	1.9	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.5	1.4	
		(25.1)	(25.4)	(28.1)	(28.7)	(28.6)	(27.9)	(27.8)	(27.2)	(27.0)	(25.4)	(24.7)	(25.6)	(24.9)	(24.8)	(24.1)	(24.1)	(23.6)	(23.0)	(23.0)	(23.3)	(23.2)	(23.2)	

全国銀行

(単位: 兆円、%)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期		
これらに準ずる債権及び引当	債権額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0	2.8	3.4	3.2	2.9	2.6	2.4	2.2	2.0	1.9	1.8	1.7	1.5	
	保全額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1	2.0	2.0	2.8	3.4	3.2	2.9	2.6	2.4	2.2	2.0	1.9	1.8	1.7	1.5	
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.4)	(99.9)	(99.9)	(99.9)	(99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	5.5	4.3	3.2	2.4	2.0	1.6	1.5	1.4	1.4	1.4	2.0	2.5	2.3	2.1	1.8	1.7	1.5	1.4	1.3	1.3	1.2	1.0	
	(75.0)	(74.4)	(72.8)	(73.6)	(70.9)	(69.6)	(68.5)	(68.9)	(69.3)	(71.1)	(72.8)	(74.1)	(72.6)	(71.7)	(70.0)	(68.7)	(68.2)	(67.8)	(68.4)	(69.7)	(69.4)	(67.5)	(67.5)	
	1.8	1.5	1.2	0.9	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.8	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	
	(25.0)	(25.5)	(27.2)	(26.4)	(29.1)	(30.4)	(31.5)	(31.1)	(30.7)	(28.9)	(27.2)	(25.9)	(27.4)	(28.2)	(29.9)	(31.2)	(31.7)	(32.2)	(31.6)	(30.3)	(30.6)	(32.5)	(32.5)	
危険債権	債権額	19.3	13.0	11.2	8.8	8.0	6.3	6.0	6.1	6.3	5.7	6.2	6.4	6.9	6.7	6.8	6.7	6.9	7.2	7.2	7.3	6.7	6.4	
	保全額	16.1	11.1	9.8	7.6	6.9	5.5	5.2	5.2	5.4	4.9	5.3	5.4	5.8	5.7	5.7	5.6	5.8	6.0	6.1	6.2	5.7	5.4	
		(83.1)	(85.4)	(87.4)	(86.4)	(86.7)	(87.0)	(86.9)	(85.5)	(86.0)	(86.2)	(85.6)	(83.9)	(84.4)	(85.1)	(84.0)	(84.5)	(84.2)	(84.1)	(83.7)	(84.8)	(85.0)	(85.4)	(85.4)
	担保・保証等	9.7	6.7	5.7	4.3	4.1	3.5	3.3	3.2	3.4	3.3	3.7	3.7	4.0	4.0	4.1	4.1	4.3	4.4	4.4	4.4	4.1	3.9	
	(50.1)	(51.8)	(50.7)	(48.4)	(50.9)	(55.5)	(56.1)	(53.1)	(53.8)	(58.2)	(59.2)	(57.3)	(58.1)	(59.6)	(60.3)	(62.0)	(62.3)	(61.4)	(60.6)	(60.6)	(61.4)	(61.6)	(61.6)	
	6.4	4.4	4.1	3.4	2.9	2.0	1.8	2.0	2.0	1.6	1.6	1.7	1.8	1.7	1.6	1.5	1.5	1.6	1.7	1.8	1.8	1.6	1.5	
	(33.1)	(33.6)	(36.7)	(38.0)	(35.8)	(31.5)	(30.8)	(32.4)	(32.2)	(27.9)	(26.4)	(26.6)	(26.3)	(25.5)	(24.1)	(22.5)	(22.0)	(22.7)	(23.0)	(24.1)	(23.6)	(23.8)	(23.8)	
要管理債権	債権額	16.5	16.6	11.1	5.9	5.1	4.7	4.2	3.9	3.5	3.7	3.3	2.1	2.2	2.1	2.2	2.5	2.5	2.6	2.7	2.8	2.6	2.4	
	保全額	9.4	10.2	7.0	3.5	3.0	2.7	2.5	2.3	2.0	2.0	1.8	1.2	1.2	1.2	1.3	1.5	1.6	1.7	1.7	1.8	1.6	1.5	
		(56.8)	(61.3)	(63.2)	(59.8)	(59.1)	(58.5)	(60.6)	(59.1)	(56.8)	(54.1)	(54.3)	(54.4)	(54.8)	(57.3)	(59.0)	(60.9)	(62.2)	(62.7)	(62.5)	(64.3)	(62.9)	(61.6)	(61.6)
	担保・保証等	7.0	7.0	4.3	2.1	1.9	1.7	1.6	1.4	1.2	1.1	1.1	0.7	0.8	0.8	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.2	1.1	1.0	
	(42.4)	(42.2)	(39.1)	(36.2)	(36.6)	(36.1)	(38.7)	(37.3)	(33.4)	(31.4)	(34.0)	(32.7)	(34.3)	(37.1)	(39.5)	(40.5)	(42.3)	(42.6)	(42.9)	(44.2)	(43.7)	(42.7)	(42.7)	
	2.4	3.2	2.7	1.4	1.2	1.1	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.5	0.5	
	(14.4)	(19.1)	(24.0)	(23.6)	(22.6)	(22.4)	(21.9)	(21.9)	(23.3)	(22.6)	(20.3)	(21.6)	(20.5)	(20.1)	(19.6)	(20.4)	(20.0)	(20.1)	(19.7)	(20.1)	(19.2)	(18.8)	(18.8)	
合計	債権額	43.2	35.3	26.6	17.9	15.9	13.4	12.3	12.0	11.9	11.4	12.3	12.0	12.3	11.7	11.6	11.6	11.8	11.8	11.9	11.8	11.0	10.2	
	保全額	32.8	27.0	21.1	14.4	12.8	10.6	9.9	9.5	9.5	8.9	9.9	9.9	10.2	9.8	9.5	9.5	9.6	9.7	9.7	9.8	9.0	8.4	
		(75.9)	(76.5)	(79.4)	(80.2)	(80.2)	(79.3)	(80.3)	(79.5)	(79.8)	(78.3)	(80.3)	(83.2)	(83.2)	(83.7)	(82.6)	(82.6)	(82.5)	(82.0)	(81.6)	(82.3)	(82.1)	(81.8)	(81.8)
	担保・保証等	22.2	18.0	13.2	8.8	7.9	6.8	6.4	6.1	6.0	5.9	6.8	6.9	7.1	6.9	6.8	6.8	6.9	6.9	6.9	6.9	6.4	5.9	
	(51.4)	(51.0)	(49.5)	(49.0)	(49.3)	(51.2)	(52.4)	(50.8)	(50.5)	(51.9)	(55.4)	(57.7)	(57.6)	(58.5)	(58.5)	(58.8)	(59.2)	(58.3)	(57.9)	(58.2)	(58.5)	(58.0)	(58.0)	
	10.6	9.0	7.9	5.6	4.8	3.8	3.4	3.4	3.5	3.0	3.1	3.1	3.1	3.0	2.8	2.8	2.7	2.8	2.8	2.9	2.6	2.4		
	(24.5)	(25.5)	(29.9)	(31.2)	(30.3)	(28.1)	(27.9)	(28.8)	(29.3)	(26.4)	(24.9)	(25.5)	(25.5)	(25.2)	(24.5)	(23.8)	(23.4)	(23.7)	(23.7)	(24.2)	(23.6)	(23.9)	(23.9)	

- (注) 1. ()内の計数は保全率。
 2. 主要行の計数は都銀と信託の合計。
 3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降増玉りそな銀行を含む。
 4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。
 5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
 6. 引当には、個別貸倒引当金、一般貸倒引当金のほか、特定債務者支援引当金等を含む。

資料9-2-12

(表4) 担保不動産の評価額(処分可能見込額)と売却実績額の推移
(アンケートによる全数調査)

主要行(7行)

(単位: 億円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
実際の売却額 [A]	11,019	10,262	12,791	15,904	3,230	5,285	2,770	4,239	985	2,085	744	1,161	1,383	2,709	1,494	2,963	1,504	1,886	773	1,724	895	1,447
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	9,712	8,850	10,471	12,014	2,010	3,443	1,548	2,497	544	1,204	481	849	1,109	2,007	1,208	2,222	1,083	1,370	612	1,240	696	1,097
A-B	1,307	1,412	2,320	3,891	1,220	1,841	1,222	1,742	441	882	263	311	274	703	285	740	421	517	162	484	199	350
A/B (%)	113.5	116.0	122.2	132.4	160.7	153.5	178.9	169.8	181.0	173.3	154.7	136.7	124.7	135.0	123.6	133.3	138.8	137.7	126.4	139.0	128.6	131.9

地域銀行(106行)

(単位: 億円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
実際の売却額 [A]	6,202	6,270	8,179	6,916	3,055	6,571	2,748	5,778	2,296	4,785	1,838	3,723	2,855	5,674	2,418	5,080	1,745	3,832	1,500	2,959	1,423	2,780
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	6,154	5,674	7,440	5,549	2,124	4,419	1,804	3,648	1,411	2,911	1,182	2,586	2,186	4,392	1,923	4,026	1,260	2,786	1,107	2,165	1,012	1,864
A-B	48	596	739	1,367	931	2,152	943	2,130	885	1,874	656	1,137	668	1,282	496	1,054	486	1,046	394	793	411	916
A/B (%)	100.8	110.5	109.9	124.6	143.8	148.7	152.3	158.4	162.7	164.4	155.5	143.9	130.6	129.2	125.8	126.2	138.6	137.5	135.6	136.6	140.6	149.1

全国銀行(115行)

(単位: 億円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
実際の売却額 [A]	17,815	16,751	21,322	23,066	6,317	11,991	5,536	10,039	3,285	6,910	3,417	5,055	4,429	10,351	4,229	8,865	3,644	6,596	2,485	5,340	4,254	6,474
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	16,269	14,621	18,060	17,655	4,147	7,891	3,359	6,151	1,956	4,132	2,154	3,605	3,439	8,057	3,408	6,964	2,624	4,863	1,889	3,925	3,155	4,687
A-B	1,546	2,130	3,262	5,411	2,170	4,099	2,177	3,888	1,328	2,778	1,263	1,450	991	2,293	821	1,901	1,021	1,733	596	1,414	1,099	1,787
A/B (%)	109.5	114.6	118.1	130.6	152.3	152.0	164.8	163.2	167.9	167.2	158.6	140.2	128.8	128.5	124.1	127.3	138.9	135.6	131.6	136.0	134.8	138.1

- (注) 1. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。
2. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
3. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。
4. ()内は26年3月期時点の対象金融機関数。
5. 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

(表5) 不良債権処分損等の推移(全国銀行)

(単位:億円)

	5年3月期	6年3月期	7年3月期	8年3月期	9年3月期	10年3月期	10年9月期	11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期
	不良債権処分損	16,398	38,722	52,322	133,692 (110,669)	77,634 (62,099)	132,583 (108,188)	29,140 (22,827)	136,309 (104,403)	22,745 (15,869)	69,441 (53,975)	22,795 (15,173)
貸倒引当金繰入額	9,449	11,461	14,021	70,873 (55,758)	34,473 (25,342)	84,025 (65,522)	21,130 (15,652)	81,181 (54,901)	10,076 (4,757)	25,313 (13,388)	11,886 (6,041)	27,319 (13,706)
直接償却等	4,235	20,900	28,085	59,802 (54,901)	43,158 (36,756)	39,927 (35,005)	6,854 (6,306)	47,093 (42,677)	9,002 (8,123)	38,646 (36,094)	9,674 (8,062)	30,717 (26,500)
貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213 (15,676)	9,730 (8,495)	8,506 (7,912)	3,300 (3,125)	23,772 (22,549)	6,071 (5,845)	18,807 (17,335)	8,475 (7,064)	25,202 (22,014)
バルクセール による売却損等	2,191	18,546	21,025	42,589 (39,225)	33,428 (28,261)	31,421 (27,093)	846 (822)	23,321 (20,128)	801 (771)	19,839 (18,759)	566 (533)	5,516 (4,486)
その他	2,714	6,361	10,216	3,017 (10)	3 (1)	8,631 (7,661)	1,156 (869)	8,035 (6,825)	3,667 (2,989)	5,482 (4,493)	1,235 (1,070)	3,040 (2,691)
4年度以降の累計	16,398	55,120	107,442	241,134 (218,111)	318,768 (280,210)	451,351 (388,398)	486,254 (415,417)	587,660 (492,801)	610,405 (508,670)	657,101 (546,776)	679,896 (561,949)	718,177 (589,674)
直接償却等の累計	4,235	25,135	53,220	113,022 (108,121)	156,180 (144,877)	196,107 (179,882)	205,961 (186,188)	243,200 (222,559)	255,201 (230,682)	281,846 (258,653)	291,520 (266,715)	312,563 (285,153)
リスク管理債権残高	127,746	135,759	125,462	285,043 (218,682)	217,890 (164,406)	297,580 (219,780)	262,780 (182,090)	296,270 (202,500)	297,150 (192,170)	303,660 (197,720)	318,190 (192,920)	325,150 (192,810)
貸倒引当金残高	36,983	45,468	55,364	132,930 (103,450)	123,340 (93,880)	178,150 (136,010)	169,320 (125,470)	147,970 (92,580)	131,400 (80,130)	122,300 (76,780)	122,280 (77,130)	115,550 (69,390)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	18,670	30,234	42,984	114,270 (90,700)	104,360 (80,770)	159,290 (122,600)	147,230 (110,020)	112,320 (68,130)	96,020 (56,160)	83,640 (49,820)	79,460 (46,170)	72,420 (39,170)

(単位:億円)

	13年9月期		14年3月期		14年9月期		15年3月期		15年9月期		16年3月期		16年9月期		17年3月期		17年9月期		18年3月期		18年9月期		19年3月期		
不良債権処分損	29,553	97,221	18,473	66,584	25,077	53,742	14,849	28,475	1,639	3,629	1,607	10,460	(20,456)	(77,212)	(10,706)	(51,048)	(16,847)	(34,607)	(10,879)	(19,621)	(▲1,928)	(▲2,803)	(▲1,872)	(2,729)	
貸倒引当金繰入額	14,912	51,959	8,172	31,011	9,170	16,157	4,572	940	▲1,397	▲3,722	▲263	5,239	(8,754)	(38,062)	(2,228)	(20,418)	(4,156)	(4,202)	(2,032)	(▲4,262)	(▲3,655)	(▲6,963)	(▲2,528)	(537)	
直接償却等	13,218	39,745	9,764	35,201	14,962	37,335	9,348	27,536	2,762	7,020	1,974	5,373	(10,593)	(34,136)	(8,050)	(30,376)	(11,869)	(30,472)	(7,914)	(23,862)	(1,427)	(3,804)	(795)	(2,369)	
貸出金償却	11,988	32,042	8,011	21,627	13,224	25,166	7,272	17,114	2,357	4,786	1,658	3,893	(9,582)	(27,183)	(6,606)	(17,737)	(10,481)	(19,852)	(6,258)	(14,743)	(1,273)	(2,344)	(803)	(2,077)	
バルクセール による売却損等	1,230	7,703	1,753	13,574	1,738	12,169	2,076	10,422	405	2,235	316	1,479	(1,011)	(6,953)	(1,443)	(12,640)	(1,388)	(10,621)	(1,656)	(9,119)	(154)	(1,461)	(▲8)	(292)	
その他	1,423	5,517	538	372	945	250	959	▲1	274	332	▲103	▲152	(1,108)	(5,013)	(428)	(253)	(822)	(▲68)	(964)	(21)	(300)	(356)	(▲138)	(▲171)	
4年度以降の累計	747,730	815,398	833,871	881,982	907,059	935,724	950,573	964,199	965,838	967,828	969,435	978,288	(610,130)	(666,886)	(677,592)	(717,934)	(734,781)	(752,541)	(763,420)	(772,162)	(770,234)	(769,359)	(767,487)	(772,088)	
直接償却等の累計	325,781	352,308	362,072	387,509	402,471	424,844	434,192	452,380	455,142	459,400	461,374	464,773	(295,746)	(319,289)	(327,339)	(349,665)	(361,534)	(380,137)	(388,051)	(403,999)	(405,426)	(407,803)	(408,598)	(410,172)	
リスク管理債権残高	356,730	420,280	392,250	348,490	312,440	262,040	232,090	175,390	156,080	131,090	121,260	117,540	(217,540)	(276,260)	(245,770)	(204,330)	(175,340)	(135,670)	(117,680)	(72,900)	(60,160)	(45,240)	(38,230)	(40,040)	
貸倒引当金残高	115,640	133,530	126,450	125,850	109,160	114,300	102,090	85,350	73,260	64,380	59,480	58,960	(69,070)	(86,570)	(78,010)	(78,970)	(63,300)	(69,030)	(59,920)	(47,390)	(37,640)	(32,470)	(28,790)	(30,200)	
(うち、個別貸倒 引当金残高)	70,860	78,860	71,680	60,810	55,350	54,410	60,790	43,860	38,470	28,760	26,550	27,200	(37,840)	(46,690)	(38,880)	(30,020)	(24,980)	(25,750)	(33,860)	(20,000)	(16,110)	(8,910)	(7,170)	(9,590)	

(単位:億円)

	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期
不良債権処分損	7,815 (4,043)	11,238 (4,110)	13,101 (7,800)	30,938 (19,119)	9,733 (6,021)	16,821 (9,654)	3,402 (1,244)	10,046 (3,912)	1,383 (329)	5,486 (2,575)	1,531 (136)	5,754 (2,117)
貸倒引当金繰入額	4,657 (1,769)	2,893 (▲1,573)	6,476 (2,770)	15,318 (7,255)	5,153 (2,545)	8,028 (3,530)	1,409 (146)	5,362 (1,115)	125 (▲293)	2,212 (740)	310 (▲455)	2,850 (492)
直接償却等	3,084 (2,214)	8,206 (5,770)	6,451 (4,962)	15,328 (11,779)	4,477 (3,469)	8,574 (6,078)	1,927 (1,131)	4,534 (2,854)	1,200 (599)	3,147 (1,802)	1,211 (619)	2,768 (1,591)
貸出金償却	2,836 (2,084)	6,275 (4,499)	6,088 (4,741)	13,933 (10,797)	3,847 (2,956)	7,003 (5,021)	1,785 (1,107)	4,086 (2,683)	1,046 (576)	2,379 (1,325)	1,061 (548)	2,340 (1,437)
バルクセール による売却損等	249 (130)	1,931 (1,271)	364 (221)	1,395 (981)	631 (513)	1,571 (1,057)	143 (24)	448 (171)	155 (24)	769 (477)	150 (71)	428 (154)
その他	74 (60)	139 (▲86)	174 (68)	291 (85)	103 (6)	218 (47)	66 (▲33)	151 (▲57)	58 (23)	127 (33)	10 (▲27)	136 (34)
4年度以降の累計	986,103 (776,131)	989,526 (776,198)	1,002,627 (783,998)	1,020,464 (795,317)	1,030,197 (801,338)	1,037,285 (804,971)	1,040,687 (806,215)	1,047,331 (808,883)	1,048,714 (809,212)	1,052,817 (811,458)	1,054,348 (811,594)	1,058,571 (813,575)
直接償却等の累計	467,857 (412,386)	472,979 (415,942)	479,430 (420,904)	488,307 (427,721)	492,784 (431,190)	496,881 (433,799)	498,808 (434,930)	501,415 (436,653)	502,615 (437,252)	504,562 (438,455)	505,773 (439,074)	507,330 (440,046)
リスク管理債権残高	116,310 (39,150)	111,690 (36,990)	120,120 (41,430)	116,100 (45,370)	119,630 (49,380)	114,280 (48,190)	112,900 (47,540)	112,720 (46,390)	113,490 (45,740)	115,310 (47,500)	115,660 (47,400)	116,820 (49,350)
貸倒引当金残高	58,820 (30,140)	52,730 (25,800)	54,430 (26,440)	58,650 (30,270)	59,170 (30,740)	57,020 (29,630)	54,270 (28,060)	53,950 (27,060)	51,400 (25,780)	51,030 (26,400)	48,530 (24,640)	48,650 (25,140)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	27,610 (10,300)	22,720 (6,840)	24,670 (8,170)	27,090 (10,070)	28,160 (11,720)	26,770 (11,220)	25,450 (10,490)	23,940 (8,800)	23,960 (8,950)	24,310 (9,870)	23,910 (9,450)	23,880 (9,480)

(単位:億円)

	25年9月期	26年3月期
不良債権処分損	▲ 1,156 (▲1,850)	▲ 753 (▲2,546)
貸倒引当金繰入額	▲ 1,899 (▲2,163)	▲ 2,332 (▲3,135)
直接償却等	791 (394)	1,665 (761)
貸出金償却	663 (356)	1,375 (680)
バルクセール による売却損等	129 (37)	290 (81)
その他	▲ 48 (▲81)	▲ 86 (▲172)
4年度以降の累計	1,057,415 (811,725)	1,056,662 (809,179)
直接償却等の累計	508,121 (440,440)	509,786 (441,201)
リスク管理債権残高	107,330 (42,960)	100,346 (38,722)
貸倒引当金残高	43,830 (21,680)	41,740 (20,430)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	21,470 (7,950)	20,500 (7,580)

- (注) 1. ()内の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託を集計。
- 7年3月期以前の計数は、都銀・長信銀・信託のみを集計。
 - 8年3月期以降の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行(15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。)を集計。
 - 10年3月期以降の計数は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにわ、福德、みどりの各行を含まず、11年3月期以降の計数は、国民、幸福、東京相和の各行を含まない。また、11年9月期以降の計数は、なみはや銀行及び新潟中央銀行を含まず、13年9月期以降の計数は、石川銀行を含まず、14年3月期以降の計数は、中部銀行を含まない。
 - 不良債権処分損については、10年9月期～11年9月期の計数には日本長期信用銀行(現・新生銀行)及び日本債券信用銀行(現・あおぞら銀行)を含まず、12年3月期の計数には日本債券信用銀行を含まない。また、14年3月期は東海銀行(14年1月合併)を含み、15年3月期はあさひ銀行(15年3月再編)を含む。
 - リスク管理債権残高及び貸倒引当金残高については、11年3月期及び11年9月期の計数には日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行を含まない。
 - 一部の銀行については、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
 - 貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。
 - バルクセールによる売却損等は、バルクセールによる売却損のほか、子会社等に対する支援損や整理回収機構(RCC)への売却損等を含む。
 - 不良債権処分損の「その他」は、特定債務者支援引当金(子会社等へ支援を予定している場合における当該支援損への引当金への繰入額)等を表す。
 - リスク管理債権の金額については、7年3月期以前は破綻先債権、延滞債権の合計額、8年3月期～9年3月期は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計額としている。
 - 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

(表6) リスク管理債権等の推移

(単位:億円)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
都市 旧長 信託	貸出金	2,932,230	2,638,740	2,475,810	2,360,950	2,386,020	2,426,790	2,453,150	2,446,820	2,457,800	2,494,870	2,546,070	2,620,060	2,495,450	2,449,130	2,384,050	2,393,530	2,387,570	2,452,280	2,446,690	2,593,130	2,640,720	2,735,470
	リスク管理債権	276,260	204,330	135,670	72,900	60,160	45,240	38,230	40,040	39,150	36,990	41,430	45,370	49,380	48,190	47,540	46,390	45,740	47,500	47,400	49,350	42,960	38,720
	破綻先債権	15,290	8,670	4,590	2,120	2,150	1,410	1,580	1,310	1,220	1,360	4,360	6,170	5,260	3,820	2,610	2,120	1,620	1,660	1,630	1,800	1,350	710
	延滞債権	142,240	78,810	61,230	43,210	35,210	21,090	17,630	20,590	23,030	18,670	23,310	27,750	32,760	32,460	31,620	28,900	29,200	30,710	30,860	31,360	27,300	25,020
	3ヶ月以上延滞債権	4,560	3,690	2,130	1,370	1,160	690	720	540	620	510	690	910	1,090	690	950	1,570	1,010	970	1,000	740	750	720
	貸出条件緩和債権	114,170	113,160	67,720	26,200	21,640	22,050	18,300	17,310	14,290	16,450	13,070	10,540	10,260	11,210	12,360	13,800	13,910	14,150	13,920	15,440	13,550	12,270
	貸倒引当金残高	86,570	78,970	69,030	47,390	37,640	32,470	28,790	30,200	30,140	25,800	26,440	30,270	30,740	29,630	28,060	27,060	25,780	26,400	24,640	25,140	21,680	20,430
個別貸倒引当金残高	46,690	30,020	25,750	20,000	16,110	8,910	7,170	9,590	10,300	6,840	8,170	10,070	11,720	11,220	10,490	8,800	8,950	9,870	9,450	9,480	7,950	7,580	
(9)	貸出金	2,256,850	2,192,100	2,053,040	1,959,940	1,983,430	2,020,730	2,038,570	2,027,260	2,038,220	2,068,470	2,116,550	2,186,050	2,061,870	2,018,690	1,966,890	1,972,420	1,967,000	2,035,210	2,020,120	2,148,320	2,193,910	2,274,400
	リスク管理債権	211,800	174,480	116,260	62,100	51,650	39,070	32,790	34,000	33,930	32,020	36,860	38,870	40,570	39,210	39,380	39,180	39,330	40,390	40,650	42,090	36,970	33,420
	破綻先債権	9,800	7,050	3,370	1,720	1,840	1,150	1,370	1,140	1,090	1,230	3,150	4,760	4,010	2,980	2,150	1,670	1,280	1,350	1,350	1,510	1,260	620
	延滞債権	111,020	67,760	51,710	36,850	30,090	18,870	15,900	18,060	20,160	16,520	21,080	23,440	26,530	26,320	25,870	23,920	24,510	25,440	25,650	25,950	23,070	21,530
	3ヶ月以上延滞債権	3,360	2,800	2,000	1,310	1,120	670	690	520	520	490	680	860	830	660	910	1,550	990	950	980	720	730	700
	貸出条件緩和債権	87,620	96,860	59,170	22,230	18,600	18,380	14,830	14,280	12,160	13,780	11,950	9,810	9,200	9,250	10,450	12,050	12,550	12,650	12,680	13,900	11,900	10,570
	貸倒引当金残高	66,440	67,130	59,950	40,770	31,910	27,750	24,650	25,140	24,970	21,480	22,440	25,100	25,520	25,040	23,650	22,950	21,880	22,420	21,000	21,590	18,730	17,610
個別貸倒引当金残高	37,150	25,560	21,940	17,150	13,430	7,520	6,140	8,070	8,740	5,860	7,110	8,070	9,470	9,190	8,640	7,210	7,270	7,970	7,560	7,640	6,630	6,320	
(4)	貸出金	275,140	69,440	61,880	60,490	63,590	69,870	79,220	84,380	88,520	93,070	95,900	83,620	80,060	78,020	70,170	67,120	67,760	67,870	68,390	69,650	68,430	68,850
	リスク管理債権	26,470	4,270	1,820	1,480	1,190	630	480	600	770	930	1,510	2,810	2,870	4,770	4,310	3,780	3,190	3,780	3,490	3,310	2,740	2,300
	破綻先債権	3,670	220	190	30	20	10	40	10	0	10	660	660	660	510	260	170	140	100	100	110	80	70
	延滞債権	12,370	2,150	1,350	1,300	930	390	230	400	580	550	540	1,940	1,760	3,780	3,560	3,190	2,680	3,280	3,170	2,950	2,400	1,980
	3ヶ月以上延滞債権	1,020	760	80	30	0	0	0	0	60	0	0	40	250	20	20	20	10	10	10	10	10	10
	貸出条件緩和債権	9,410	1,140	200	120	230	230	210	200	130	370	310	170	200	450	480	400	360	380	210	250	250	240
	貸倒引当金残高	9,620	4,160	3,400	2,580	2,320	1,930	1,610	1,690	1,570	1,460	1,410	2,490	2,310	2,180	2,230	2,140	2,040	1,980	1,810	1,700	1,550	1,480
個別貸倒引当金残高	3,690	1,500	1,500	1,050	970	700	520	570	680	490	500	980	730	1,020	930	950	960	1,030	1,050	1,050	840	850	
(2)	貸出金	400,240	377,190	360,900	340,510	339,010	336,190	335,350	335,180	331,050	333,330	333,620	350,390	353,520	352,420	346,980	354,000	352,800	349,200	358,170	375,150	378,380	392,220
	リスク管理債権	37,990	25,580	17,590	9,320	7,330	5,540	4,960	5,440	4,440	4,040	3,060	3,690	5,940	4,210	3,860	3,420	3,220	3,330	3,260	3,950	3,250	3,000
	破綻先債権	1,820	1,400	1,030	370	300	250	170	160	130	120	550	750	600	320	210	280	200	210	180	180	10	10
	延滞債権	18,860	8,890	8,170	5,070	4,190	1,830	1,500	2,430	2,280	1,610	1,690	2,370	4,470	2,360	2,200	1,780	2,010	1,990	2,040	2,470	1,840	1,510
	3ヶ月以上延滞債権	180	130	50	30	40	20	30	20	30	20	10	10	10	20	20	10	10	10	10	10	10	10
	貸出条件緩和債権	17,130	15,150	8,340	3,850	2,810	3,440	3,260	2,830	2,000	2,290	810	560	860	1,510	1,430	1,350	1,000	1,120	1,030	1,290	1,390	1,460
	貸倒引当金残高	10,510	7,680	5,680	4,040	3,410	2,790	2,530	3,370	3,600	2,860	2,580	2,680	2,900	2,410	2,180	1,980	1,860	2,010	1,820	1,850	1,400	1,340
個別貸倒引当金残高	5,850	2,960	2,310	1,800	1,700	700	510	950	880	490	570	1,020	1,510	1,010	920	630	720	880	840	800	480	410	
(3)	貸出金	2,849,060	2,569,300	2,413,940	2,300,450	2,322,440	2,356,920	2,373,930	2,362,440	2,369,270	2,401,800	2,450,170	2,536,440	2,415,390	2,371,110	2,313,880	2,326,410	2,319,810	2,384,410	2,378,290	2,523,470	2,572,280	2,666,620
	リスク管理債権	260,940	200,060	133,850	71,420	58,970	44,610	37,750	39,440	38,370	36,060	39,920	42,560	46,510	43,420	43,230	42,610	42,550	43,720	43,910	46,040	40,220	36,420
	破綻先債権	13,100	8,450	4,400	2,090	2,130	1,400	1,540	1,300	1,210	1,350	3,710	5,510	4,600	3,310	2,360	1,950	1,480	1,560	1,530	1,690	1,270	630
	延滞債権	134,340	76,650	59,890	41,920	34,270	20,700	17,400	20,480	22,440	18,120	22,770	25,810	31,000	28,680	28,060	25,700	26,520	27,430	27,690	28,420	24,910	23,050
	3ヶ月以上延滞債権	3,610	2,930	2,050	1,340	1,160	690	720	540	560	510	690	870	840	670	930	1,560	1,000	960	990	730	740	710
	貸出条件緩和債権	109,880	112,020	67,510	26,070	21,410	21,820	18,090	17,110	14,160	16,070	12,760	10,370	10,060	10,760	11,880	13,400	13,550	13,770	13,700	15,200	13,290	12,030
	貸倒引当金残高	80,540	74,810	65,630	44,810	35,320	30,540	27,180	28,510	28,570	24,340	25,030	27,780	28,430	27,450	25,820	24,930	23,740	24,420	22,820	23,440	20,140	18,950
個別貸倒引当金残高	44,340	28,520	24,250	18,950	15,140	8,220	6,650	9,020	9,620	6,350	7,680	9,090	10,990	10,200	9,560	7,850	7,990	8,840	8,400	8,430	7,110	6,730	

(単位:億円)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
地域銀行	貸出金	1,800,190	1,831,190	1,823,760	1,831,540	1,831,900	1,875,530	1,891,750	1,926,740	1,938,200	1,977,170	1,991,110	2,050,270	2,036,840	2,048,590	2,049,650	2,079,870	2,088,800	2,131,100	2,152,690	2,191,830	2,209,900	2,255,410
	リスク管理債権	144,020	144,160	126,370	102,480	95,920	85,850	83,030	77,500	77,160	74,700	78,690	70,730	70,250	66,090	65,360	66,330	67,760	67,810	68,260	67,470	64,370	61,620
	破綻先債権	15,070	13,720	9,180	6,120	5,440	4,880	4,840	4,340	4,480	4,820	7,770	9,530	8,880	7,370	6,270	5,410	5,110	3,810	3,690	3,130	2,820	2,450
	延滞債権	80,720	80,380	75,370	64,320	61,050	56,400	55,290	52,460	52,330	50,280	51,240	51,310	50,670	49,440	50,070	51,320	52,240	52,650	52,920	52,730	50,180	48,050
	3ヶ月以上延滞債権	1,510	1,310	1,020	840	820	620	780	690	650	590	820	790	1,120	750	690	630	640	500	410	390	390	320
	貸出条件緩和債権	46,720	48,740	40,800	31,210	28,620	23,950	22,120	20,000	19,700	19,010	18,860	9,100	9,580	8,530	8,330	8,970	9,770	10,850	11,240	11,220	10,980	10,810
	貸倒引当金残高	46,960	46,880	45,270	37,960	35,620	31,910	30,700	28,760	28,680	26,930	27,990	28,380	28,440	27,390	26,210	26,880	25,620	24,620	23,890	23,510	22,150	21,310
	個別貸倒引当金残高	32,170	30,790	28,660	23,860	22,360	19,850	19,370	17,610	17,310	15,880	16,500	17,030	16,440	15,550	14,960	15,140	15,010	14,430	14,460	14,390	13,520	12,920
(106) 地方銀行	貸出金	1,363,180	1,354,950	1,353,970	1,374,920	1,371,780	1,406,130	1,416,390	1,448,150	1,456,110	1,485,930	1,498,610	1,550,650	1,536,550	1,549,770	1,552,100	1,577,000	1,584,720	1,619,600	1,642,400	1,673,740	1,690,710	1,726,410
	リスク管理債権	104,880	104,230	93,350	75,840	71,060	63,170	60,950	57,580	57,150	54,970	57,310	50,840	50,380	47,470	47,040	48,440	49,430	49,400	50,070	49,130	47,050	45,300
	破綻先債権	10,290	9,170	6,030	4,060	3,650	3,340	3,350	2,980	3,080	3,190	5,090	6,170	5,600	4,620	4,030	3,600	3,510	2,500	2,480	1,980	1,770	1,570
	延滞債権	59,110	57,900	55,640	47,130	44,410	40,820	40,200	38,890	38,610	36,690	37,220	37,130	36,480	35,670	36,090	37,170	37,590	37,750	38,310	38,300	36,460	35,080
	3ヶ月以上延滞債権	1,210	1,030	790	660	630	470	570	540	480	470	630	560	780	530	510	460	470	340	330	330	330	260
	貸出条件緩和債権	34,270	36,130	30,890	23,980	22,370	18,540	16,830	15,170	14,980	14,620	14,380	6,970	7,520	6,650	6,420	7,200	7,870	8,800	8,960	8,520	8,480	8,400
	貸倒引当金残高	34,870	34,550	35,160	29,380	27,330	24,080	22,980	21,330	21,330	19,730	20,450	20,550	20,380	19,630	18,860	19,520	18,540	17,900	17,520	17,250	16,330	15,840
	個別貸倒引当金残高	23,670	22,350	22,100	18,240	16,970	14,820	14,480	13,200	12,940	11,540	12,020	12,240	11,620	10,960	10,620	10,830	10,590	10,030	10,150	10,250	9,670	9,340
(64) 第二地方銀行	貸出金	437,010	429,130	419,990	403,400	405,460	412,560	417,430	419,380	422,250	429,430	430,700	435,920	436,710	434,950	434,000	438,980	440,220	446,830	444,800	451,780	452,940	462,070
	リスク管理債権	39,140	38,230	31,490	25,590	23,820	21,820	21,120	19,050	19,110	18,840	20,320	18,890	18,780	17,490	17,050	16,690	17,110	17,270	16,990	17,200	16,170	15,220
	破綻先債権	4,770	4,470	3,120	2,030	1,780	1,520	1,470	1,330	1,380	1,590	2,620	3,290	3,210	2,710	2,200	1,760	1,550	1,260	1,170	1,100	1,000	850
	延滞債権	21,620	21,670	18,970	16,640	16,090	15,070	14,570	12,990	13,060	12,920	13,280	13,480	13,430	12,950	13,120	13,250	13,720	14,030	13,710	13,590	12,850	12,150
	3ヶ月以上延滞債権	300	210	130	130	130	100	130	110	130	100	140	180	270	190	160	140	160	160	80	60	60	50
	貸出条件緩和債権	12,450	11,880	9,270	6,790	5,830	5,130	4,950	4,610	4,550	4,240	4,280	1,930	1,870	1,630	1,580	1,530	1,680	1,830	2,040	2,460	2,270	2,170
	貸倒引当金残高	12,090	11,980	9,660	8,220	7,880	7,470	7,380	7,070	6,990	6,810	7,070	7,430	7,600	7,260	6,840	6,840	6,600	6,240	5,920	5,820	5,400	5,090
	個別貸倒引当金残高	8,510	8,290	6,360	5,480	5,200	4,850	4,760	4,240	4,180	4,130	4,260	4,660	4,680	4,430	4,160	4,120	4,230	4,190	4,080	3,930	3,640	3,390
(41) 全国銀行	貸出金	4,732,420	4,469,930	4,299,570	4,192,490	4,217,920	4,302,320	4,344,900	4,373,560	4,396,000	4,472,040	4,537,180	4,670,330	4,532,290	4,497,720	4,433,690	4,473,400	4,476,370	4,583,380	4,599,380	4,784,950	4,850,620	4,990,870
	リスク管理債権	420,280	348,490	262,040	175,390	156,080	131,090	121,260	117,540	116,310	111,690	120,120	116,100	119,630	114,280	112,900	112,720	113,490	115,310	115,660	116,820	107,330	100,350
	破綻先債権	30,360	22,390	13,770	8,240	7,590	6,300	6,420	5,650	5,700	6,180	12,130	15,700	14,140	11,190	8,880	7,530	6,730	5,470	5,320	4,930	4,170	3,160
	延滞債権	222,960	159,190	136,600	107,530	96,250	77,480	72,920	73,340	75,350	68,950	74,550	79,060	83,430	81,900	81,690	80,220	81,440	83,370	83,780	84,100	77,480	73,070
	3ヶ月以上延滞債権	6,070	5,000	3,150	2,210	1,980	1,310	1,500	1,230	1,260	1,100	1,510	1,700	2,210	1,440	1,640	2,200	1,650	1,470	1,400	1,130	1,150	1,040
	貸出条件緩和債権	160,890	161,900	108,520	57,400	50,260	46,000	40,430	37,310	33,990	35,460	31,930	19,640	19,840	19,750	20,690	22,770	23,680	25,000	25,160	26,660	24,530	23,070
	貸倒引当金残高	133,530	125,850	114,300	85,350	73,260	64,380	59,480	58,960	58,820	52,730	54,430	58,650	59,170	57,020	54,270	53,950	51,400	51,030	48,530	48,650	43,830	41,740
	個別貸倒引当金残高	78,860	60,810	54,410	43,860	38,470	28,760	26,550	27,200	27,610	22,720	24,670	27,090	28,160	26,770	25,450	23,940	23,960	24,310	23,910	23,880	21,470	20,500

(単位:億円)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
協同 組織 金融 機関	貸出金	1,331,300	1,265,560	1,240,920	1,201,960		1,163,080		1,179,220		1,149,840		1,183,720		1,211,420		1,210,910		1,219,850		1,235,520		1,264,120
	リスク管理債権	110,210	108,270	96,470	83,020		71,750		66,000		63,250		57,400		57,120		57,280		59,920		60,190		57,750
	破綻先債権	14,810	13,740	10,920	7,980		6,300		5,650		5,390		7,150		6,430		5,120		4,540		4,020		3,200
	延滞債権	61,660	63,090	59,740	53,220		48,700		46,290		45,740		44,280		45,370		46,580		49,280		50,180		49,040
	3ヶ月以上延滞債権	1,090	920	690	450		350		360		400		440		470		310		260		260		190
	貸出条件緩和債権	32,650	30,530	25,130	21,360		16,390		13,690		11,710		5,510		4,850		5,260		5,840		5,720		5,320
(475) 信用 金庫	貸倒引当金残高	34,030	33,310	31,470	27,190		23,320		21,460		19,900		20,540		21,380		20,130		19,820		18,900		18,440
	個別貸倒引当金残高	24,890	24,880	23,340	19,980		17,070		15,770		14,630		15,360		15,920		15,150		15,340		14,620		14,250
	貸出金	729,130	727,400	711,090	693,800		686,570		690,820		693,960		703,160		704,210		690,090		691,630		691,480		704,550
	リスク管理債権	72,990	72,290	63,830	55,470		49,010		45,140		44,360		40,700		40,440		41,010		43,470		43,690		41,690
	破綻先債権	8,190	7,740	6,040	4,350		3,390		3,230		3,130		4,140		3,710		2,910		2,610		2,260		1,720
	延滞債権	42,410	43,510	41,530	37,830		34,890		33,220		33,480		32,850		33,500		34,530		36,850		37,390		36,210
(268) 信用 組合	3ヶ月以上延滞債権	640	550	340	240		190		180		210		210		240		180		140		140		80
	貸出条件緩和債権	21,750	20,490	15,920	13,050		10,530		8,510		7,530		3,500		2,990		3,390		3,870		3,890		3,670
	貸倒引当金残高	18,250	18,670	17,170	15,100		13,450		12,560		11,970		12,070		11,890		11,270		11,330		10,950		10,690
	個別貸倒引当金残高	13,240	13,790	12,930	11,360		10,220		9,580		8,980		9,240		8,990		8,500		8,850		8,620		8,390
	貸出金	115,830	98,230	97,430	97,360		98,430		98,440		97,810		97,930		97,560		99,700		98,000		99,070		100,670
	リスク管理債権	14,840	15,140	13,160	11,660		10,600		10,240		10,090		8,810		8,050		7,980		8,320		8,320		7,720
(156) 預金 取扱 金融 機関	破綻先債権	2,050	1,850	1,610	1,290		1,090		1,050		1,180		1,260		1,070		950		780		760		660
	延滞債権	7,880	7,990	7,660	7,120		6,730		6,620		6,470		6,260		5,950		5,950		6,410		6,440		5,990
	3ヶ月以上延滞債権	210	230	210	120		100		110		100		120		120		70		60		60		40
	貸出条件緩和債権	4,700	5,070	3,680	3,130		2,680		2,460		2,330		1,170		910		1,010		1,070		1,060		1,030
	貸倒引当金残高	4,330	3,910	3,980	3,500		3,170		3,100		3,080		2,890		2,800		2,810		2,910		2,930		2,790
	個別貸倒引当金残高	3,380	3,050	3,130	2,780		2,500		2,440		2,400		2,270		2,210		2,210		2,240		2,370		2,320
(590)	貸出金	6,063,730	5,735,480	5,540,500	5,394,460		5,465,390		5,552,780		5,621,880		5,854,050		5,709,140		5,684,310		5,803,230		6,020,480		6,254,990
	リスク管理債権	530,490	456,760	358,510	258,400		202,840		183,540		174,940		173,490		171,410		169,990		175,230		177,010		158,090
	破綻先債権	45,170	36,130	24,690	16,220		12,600		11,300		11,580		22,850		17,630		12,650		10,010		8,950		6,350
	延滞債権	284,630	222,280	196,340	160,750		126,190		119,630		114,690		123,340		127,270		126,800		132,640		134,280		122,120
	3ヶ月以上延滞債権	7,160	5,920	3,840	2,660		1,660		1,590		1,500		2,140		1,900		2,510		1,730		1,400		1,220
	貸出条件緩和債権	193,540	192,430	133,640	78,760		62,390		51,000		47,160		25,150		24,590		28,020		30,840		32,380		28,390
貸倒引当金残高	167,560	159,160	145,770	112,540		87,690		80,420		72,630		79,200		78,400		74,080		70,840		67,550		60,180	
個別貸倒引当金残高	103,750	85,690	77,750	63,840		45,830		42,970		37,350		42,450		42,690		39,090		39,640		38,500		34,740	

- (注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
2. ()内は26年3月期時点の対象金融機関数。
3. 旧長信銀の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。
4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。
5. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
6. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

資料9-2-15

(表7) 自己査定による債務者区分の推移

主要行(7行)

(単位:兆円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
正常先	250.8	224.5	221.1	222.7	226.5	221.6	225.8	228.5	229.9	231.1	236.3	236.3	239.2	234.9	227.7	230.1	231.2	237.7	238.3	254.5	261.0	273.0
要注意先 (要管理債権)	45.8	40.5	28.2	17.3	14.7	14.1	13.6	15.8	15.7	16.3	16.3	18.5	18.0	18.3	17.4	17.0	15.8	15.7	15.0	15.2	12.9	12.2
破綻懸念先	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	2.3	1.9	1.8	1.5	1.7	1.3	1.1	1.1	1.1	1.3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6	1.4	1.3
破綻先・実質破綻先	12.2	6.6	5.2	3.6	3.1	1.9	1.6	1.9	2.1	1.7	2.1	2.4	2.9	2.6	2.6	2.4	2.5	2.6	2.6	2.6	2.3	2.2
破綻先・実質破綻先	3.2	2.2	1.5	1.0	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3
要管理～破綻先の合計	26.8	20.2	13.6	7.4	6.1	4.6	3.9	4.1	4.0	3.8	4.2	4.5	4.9	4.5	4.5	4.5	4.5	4.6	4.6	4.7	4.2	3.8

地域銀行(106行)

(単位:兆円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
正常先	136.2	141.0	142.7	146.8	147.4	152.2	153.8	156.4	156.9	159.3	159.3	162.2	153.6	158.9	158.6	161.5	162.5	165.9	169.5	173.3	176.3	180.8
要注意先 (要管理債権)	32.9	30.1	26.5	23.7	23.1	22.9	23.1	24.2	24.6	25.2	25.8	27.8	28.5	30.3	30.0	29.9	29.1	29.1	28.0	27.5	26.3	25.9
破綻懸念先	4.6	4.9	4.1	3.1	2.8	2.4	2.3	2.1	2.0	2.0	2.0	1.0	1.1	0.9	0.9	1.0	1.0	1.1	1.2	1.2	1.1	1.1
破綻先・実質破綻先	6.4	6.3	5.8	5.1	4.8	4.4	4.4	4.1	4.1	4.0	4.1	4.0	3.9	3.8	3.9	4.0	4.2	4.2	4.3	4.4	4.2	4.0
破綻先・実質破綻先	3.9	3.5	2.8	2.2	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	1.9	2.2	2.1	1.9	1.8	1.7	1.7	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1
要管理～破綻先の合計	14.8	14.7	12.8	10.4	9.7	8.7	8.4	7.8	7.8	7.6	8.0	7.2	7.0	6.6	6.6	6.7	6.9	6.8	6.9	6.5	6.5	6.2

全国銀行(115行)

(単位:兆円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
正常先	393.4	371.7	369.5	375.0	379.8	380.5	387.2	392.7	395.0	398.8	404.0	405.5	399.4	399.9	391.6	396.9	399.2	409.2	413.5	433.9	443.3	460.0
要注意先 (要管理債権)	80.2	71.4	55.3	41.4	38.1	37.2	36.9	40.5	40.7	42.0	42.7	47.3	47.4	49.7	48.5	47.8	45.6	45.5	43.6	43.1	39.6	38.4
破綻懸念先	16.5	16.6	11.1	5.9	5.1	4.7	4.2	3.9	3.5	3.7	3.3	2.1	2.2	2.1	2.2	2.5	2.5	2.6	2.7	2.8	2.6	2.4
破綻先・実質破綻先	19.3	13.0	11.2	8.9	8.0	6.3	6.0	6.1	6.3	5.7	6.2	6.5	6.8	6.7	6.8	6.7	6.9	7.2	7.2	7.3	6.7	6.4
破綻先・実質破綻先	7.4	5.7	4.3	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0	2.8	3.4	3.2	2.9	2.6	2.4	2.2	2.0	1.9	1.9	1.7	1.5
要管理～破綻先の合計	43.2	35.3	26.6	17.9	15.9	13.4	12.4	12.0	11.9	11.4	12.3	12.0	12.2	11.7	11.6	11.6	11.6	11.8	11.8	12.0	11.0	10.2

預金取扱金融機関(590機関)

(単位:兆円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
正常先	487.3	465.3	459.6	463.7	/	472.8	/	481.1	/	485.1	/	491.8	/	482.3	/	485.3	/	498.6	/	525.3	/	554.2
要注意先 (要管理債権)	100.0	90.5	72.6	57.2	/	52.3	/	55.8	/	57.8	/	65.2	/	70.5	/	68.7	/	65.7	/	62.4	/	56.8
破綻懸念先	19.1	19.2	13.0	7.5	/	6.0	/	5.0	/	4.7	/	2.6	/	2.5	/	2.9	/	3.1	/	3.3	/	2.9
破綻先・実質破綻先	23.8	17.4	15.3	12.5	/	9.7	/	9.3	/	9.0	/	9.5	/	9.9	/	10.0	/	10.9	/	11.1	/	10.1
破綻先・実質破綻先	11.2	9.0	7.2	5.6	/	4.4	/	4.0	/	3.9	/	5.5	/	5.0	/	4.2	/	3.6	/	3.4	/	2.9
要管理～破綻先の合計	54.2	45.6	35.5	25.6	/	20.2	/	18.3	/	17.5	/	17.6	/	17.4	/	17.1	/	17.6	/	17.8	/	15.9

(注) 1. 要管理債権とは、3か月以上延滞が生じ、又は債務者の再建・支援を目的として貸出条件緩和が行われているもの。
 2. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。
 3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
 4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。
 5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
 6. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行・協同組織金融機関・信農連等及び商工中金を集計したもの。ただし、(要管理債権)については、信農連等及び商工中金を含まない。
 7. 不良債権とは、概して言えば、米国のSEC基準と同様、元利払いや貸出条件に問題が生じている債権(リスク管理債権又は再生法開示債権)であり、上記表中、要管理債権、破綻懸念先債権、破綻先・実質破綻先債権の合計がこれに該当し、要管理債権以外の要注意先に対する債権はこれに該当しない。
 8. ()内は26年3月期時点の対象金融機関数。

—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—

平成 14 年 10 月 30 日

○主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生

○「痛み」を最小にしながら経済の活性化をより強力に推進 ← 不良債権問題の解決と構造改革の推進は「車の両輪」

← 雇用、中小企業対策等とあわせて総合的な対策を実施

《1. 新しい金融システムの枠組み》

- (1) 安心できる金融システムの構築
 - 国民のための金融行政
 - 決済機能の安定確保
 - モニタリング体制の整備
- (2) 中小企業貸出に対する十分な配慮
 - 中小企業貸出に関する担い手の拡充
 - 中小企業再生をサポートする仕組みの整備
 - 中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出
 - 中小企業の実態を反映した検査の確保
 - 中小企業金融に関するモニタリング体制の整備
 - 貸し渋り・貸し剥がしホットラインの設置
 - 貸し渋り・貸し剥がし検査
- (3) 平成 16 年度に向けた不良債権問題の終結
 - 政府と日銀が一体となった支援体制の整備
 - 「特別支援金融機関」における経営改革
 - 新しい公的資金制度の創設

《2. 新しい企業再生の枠組み》

- (1) 「特別支援」を介した企業再生
 - 貸出債権のオフバランス化推進
 - 時価の参考情報としての自己査定を活用
 - DIPファイナンスへの保証制度
- (2) RCCの一層の活用と企業再生
 - 企業再生機能の強化
 - 企業再生ファンド等との連携強化
 - 貸出債権取引市場の創設
 - 証券化機能の拡充
- (3) 企業再生のための環境整備
 - 企業再生に資する支援環境の整備
 - 過剰供給問題等への対応
 - 早期事業再生ガイドラインの策定
 - 株式の価格変動リスクへの対処
 - 一層の金融緩和の期待
- (4) 企業と産業の再生のための新たな仕組み

《3. 新しい金融行政の枠組み》

- (1) 資産査定厳格化
 - 資産査定に関する基準の見直し
 - 引当に関するDCF的手法の採用
 - 引当金算定における期間の見直し
 - 再建計画や担保評価の厳正な検証 等
- 特別検査の再実施
 - 自己査定と金融庁検査の格差公表
 - 自己査定は是正不備に対する行政処分強化
 - 財務諸表の正確性に関する経営者による宣言
- (2) 自己資本の充実
 - 自己資本を強化するための税制改正
 - 繰延税金資産の合理性の確認
 - 自己資本比率に関する外部監査の導入 等
- (3) ガバナンスの強化
 - 優先株の普通株への転換
 - 健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出
 - 早期是正措置の厳格化
 - 「早期警戒制度」の活用 等

— 速やかに実施（平成14年11月29日に作業工程表を公表） —

※ 中小・地域金融機関の不良債権処理については、平成 14 年度内を目標にアクションプログラムを策定

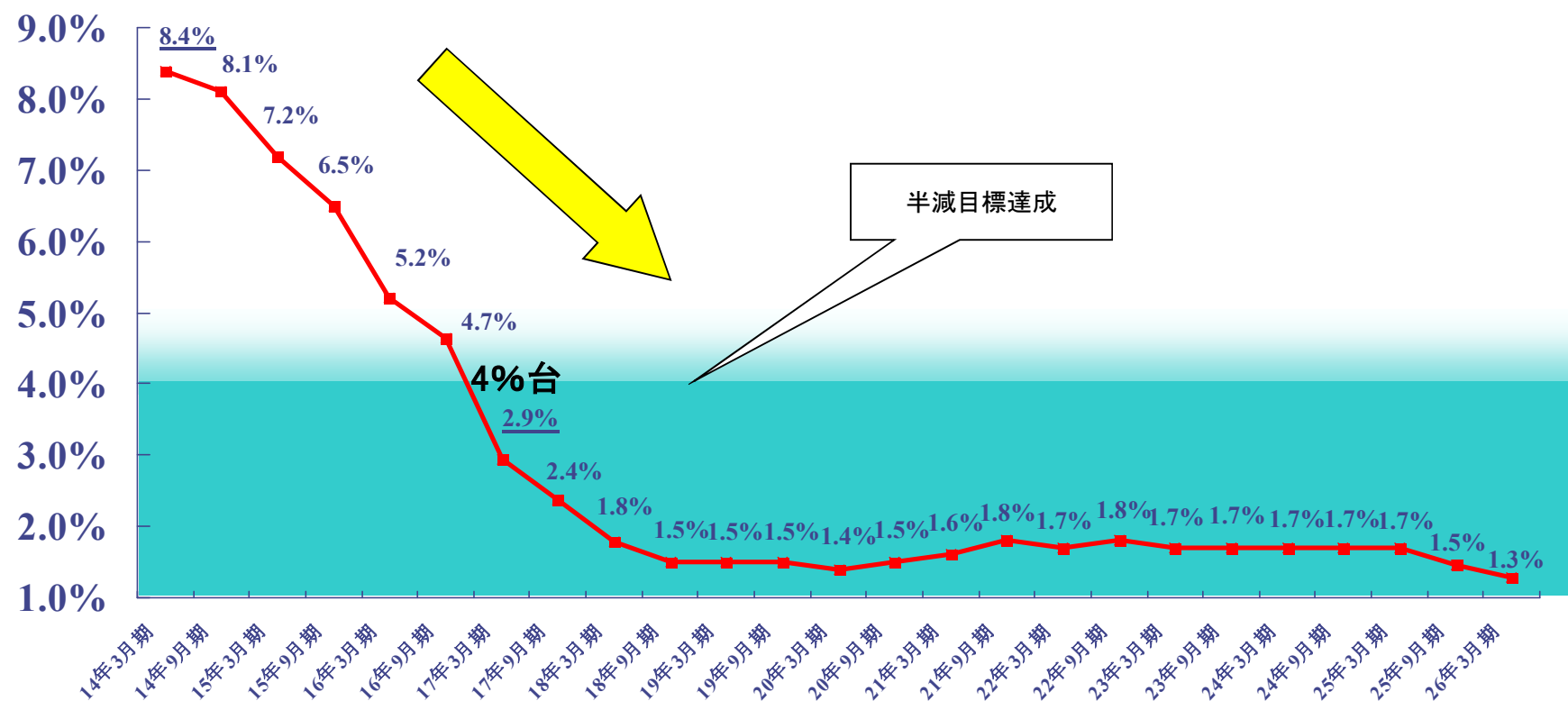
【基本的考え方】

日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を実現



◎平成 16 年度には主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、問題を正常化
◎構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す

不良債権比率の推移(主要行)



○金融再生プログラム

「平成16年度(17年3月期)には、主要行の不良債権比率を現状(平成14年3月期 8.4%)の半分程度に低下させ、問題の正常化を図る」

○骨太2004

「金融分野においては、平成16年度(平成17年3月)末までに、「金融再生プログラム」の着実な推進により、不良債権問題を終結させる」

*計数は金融再生法開示債権ベース。

資料9-3-1 預金取扱金融機関に対する金融モニタリングの実施状況

銀行持株会社に対するモニタリングの実施状況

(平成26年6月30日現在)

金融機関等名	モニタリング開始日			モニタリング終了日		
三菱UFJフィナンシャル・グループ	25.	8.	20	—		
三井住友フィナンシャルグループ	25.	8.	20	—		
みずほフィナンシャルグループ	25.	8.	20	—		
三井住友トラスト・ホールディングス	25.	8.	20	—		
じもとホールディングス	25.	8.	28	26.	2.	28
フィデアホールディングス	25.	11.	11	26.	2.	21
トモニホールディングス	26.	1.	8	26.	5.	28

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

主要行等に対するモニタリング実施状況

(平成26年6月30日現在)

金融機関等名	モニタリング開始日			モニタリング終了日		
三菱東京UFJ銀行	25.	8.	20	—		
三井住友銀行	25.	8.	20	—		
みずほ銀行	25.	8.	20	—		
三菱UFJ信託銀行	25.	8.	20	—		
三井住友信託銀行	25.	8.	20	—		
	25.	12.	17	26.	3.	24
みずほ信託銀行	25.	8.	20	—		
新銀行東京	25.	8.	26	26.	2.	6
シティバンク銀行	25.	8.	27	25.	12.	24
SBJ銀行	26.	5.	20	—		

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

地域銀行に対するモニタリングの実施状況

【地方銀行】

(平成26年6月30日現在)

金融機関等名	モニタリング開始日			モニタリング終了日		
スルガ銀行	25.	8.	21	25.	11.	28
山形銀行	25.	8.	26	26.	1.	28
武蔵野銀行	25.	8.	27	26.	2.	28
北都銀行	25.	11.	11	26.	2.	21
荘内銀行	25.	11.	11	26.	2.	21
百十四銀行	26.	1.	8	26.	4.	18
伊予銀行	26.	1.	8	26.	4.	18
阿波銀行	26.	1.	8	26.	4.	18
北海道銀行	26.	4.	18	26.	5.	30
滋賀銀行	26.	4.	18	26.	5.	30
福岡銀行	26.	4.	18	26.	5.	28

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

【第二地方銀行】

(平成26年6月30日現在)

金融機関等名	モニタリング開始日			モニタリング終了日		
大正銀行	25.	8.	5	26.	1.	27
第三銀行	25.	8.	20	25.	11.	14
福岡中央銀行	25.	8.	20	26.	1.	10
大光銀行	25.	8.	21	25.	11.	29
大東銀行	25.	8.	27	26.	2.	27
佐賀共栄銀行	25.	8.	27	26.	2.	26
仙台銀行	25.	8.	28	26.	2.	28
きらやか銀行	25.	8.	28	26.	2.	28
香川銀行	26.	1.	8	26.	5.	28
徳島銀行	26.	1.	8	26.	5.	28

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

外国銀行支店等に対するモニタリングの実施状況

(平成26年6月30日現在)

外国金融機関等名	モニタリング開始日			モニタリング終了日		
ドイツ銀行東京支店	25.	8.	26	26.	2.	28
国民銀行在日支店	25.	12.	11		—	
ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店	26.	2.	18	26.	3.	4
中国建設銀行東京支店	26.	2.	18	26.	3.	4
ナショナルオーストラリア銀行東京支店	26.	2.	18	26.	3.	4
ブラジル銀行在日支店	26.	2.	18	26.	3.	4
中国信託商業銀行東京支店	26.	2.	18	26.	3.	14
オーストラリア・ニュージーランド銀行在日支店	26.	2.	18	26.	3.	14
中国工商銀行在日支店	26.	2.	18	26.	3.	14
中国銀行在日支店	26.	2.	18	26.	3.	14
兆豊国際商業銀行在日支店	26.	2.	28	26.	3.	25
メトロポリタン銀行東京支店	26.	2.	28	26.	3.	20
交通銀行東京支店	26.	2.	28	26.	3.	25
クレディ・スイス銀行東京支店	26.	3.	5	26.	3.	31
フィリピン・ナショナル・バンク東京支店	26.	3.	10	26.	4.	2
ユナイテッド・オーバーシーズ銀行東京支店	26.	3.	12	26.	4.	4
香港上海銀行在日支店	26.	3.	19	26.	4.	10
バークレイズ銀行東京支店	26.	3.	19	26.	4.	9
ウニクレディット銀行東京支店	26.	3.	25	26.	4.	14
ソシエテ・ジェネラル銀行東京支店	26.	3.	28	26.	4.	17
ドイツ銀行東京支店	26.	3.	31	26.	4.	22
イタウ・ウニバンコ・エッセ・アー東京支店	26.	3.	31	26.	4.	18
バンク・オブ・インディア在日支店	26.	4.	2	26.	4.	24
ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ ピーエルシー東京支店	26.	4.	7	26.	4.	25
クレディ・アグリコル銀行東京支店	26.	4.	7	26.	4.	25
スタンダードチャータード銀行東京支店	26.	5.	9	26.	6.	6

(平成26年6月30日現在)

外 国 金 融 機 関 等 名	モニタリング開始日			モニタリング終了日		
ウ リ イ 銀 行 東 京 支 店	26.	5.	20	—		
韓 国 外 換 銀 行 在 日 支 店	26.	5.	20	—		
中 小 企 業 銀 行 東 京 支 店	26.	5.	20	—		
バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ東京支店	26.	5.	21	26.	5.	28
コ メ ル ツ 銀 行 東 京 支 店	26.	5.	22	26.	6.	30
ウ エ ル ズ ・ フ ァ ー ゴ 銀 行 東 京 支 店	26.	5.	23	26.	5.	30
デプファ・バンク・ピーエルシー東京支店	26.	5.	23	26.	5.	29
アイエヌジーバンク エヌ・ヴィ東京支店	26.	5.	26	26.	6.	2
ユバフーアラブ・フランス連合銀行在日支店	26.	5.	26	26.	6.	4
インターザ・サンパオロ・エッセ・ピー・ア東京支店	26.	5.	26	26.	6.	6
バ ン コ ッ ク 銀 行 在 日 支 店	26.	5.	28	26.	6.	4
D B S 銀 行 東 京 支 店	26.	5.	28	26.	6.	4
彰 化 商 業 銀 行 東 京 支 店	26.	5.	30	26.	6.	6
オーバーシー・チャイニーズ銀行東京支店	26.	5.	30	26.	6.	6
第 一 商 業 銀 行 東 京 支 店	26.	6.	3	26.	6.	10
インドステイト銀行在日支店	26.	6.	3	26.	6.	10
ニューヨークメロン銀行東京支店	26.	6.	3	26.	6.	10
ニューヨークメロン信託銀行	26.	6.	3	26.	6.	12
ピーティー・バンクネガラインドネシア(ペルセロ) ・ テ ィ ー ビ ー ケ ー 東 京 支 店	26.	6.	5	26.	6.	12
台 湾 銀 行 東 京 支 店	26.	6.	5	26.	6.	12
ステート・ストリート銀行東京支店	26.	6.	9	26.	6.	16
ステート・ストリート信託銀行	26.	6.	9	26.	6.	18
ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア銀行東京支店	26.	6.	9	26.	6.	20
パキスタン・ナショナル銀行在日支店	26.	6.	19	—		
中 国 農 業 銀 行 東 京 支 店	26.	6.	19	—		
カナダロイヤル銀行東京支店	26.	6.	30	—		
オーストラリア・コモンウェルス銀行東京支店	26.	6.	30	—		

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

信用金庫に対するモニタリングの実施状況

(平成26年6月30日現在)

信用金庫名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
米沢信用金庫	25. 8. 1	25. 12. 26
白河信用金庫	25. 8. 1	25. 12. 26
東京東信用金庫	25. 8. 1	25. 12. 26
松本信用金庫	25. 8. 1	25. 12. 11
青木信用金庫	25. 8. 1	25. 12. 19
北群馬信用金庫	25. 8. 2	25. 12. 13
館山信用金庫	25. 8. 2	25. 12. 25
播州信用金庫	25. 8. 2	26. 1. 7
但馬信用金庫	25. 8. 2	25. 12. 11
滋賀中央信用金庫	25. 8. 2	26. 1. 10
西武信用金庫	25. 8. 5	26. 1. 6
高知信用金庫	25. 8. 5	25. 12. 17
氷見伏木信用金庫	25. 8. 7	25. 12. 13
金沢信用金庫	25. 8. 7	26. 1. 16
越前信用金庫	25. 8. 7	25. 12. 10
北門信用金庫	25. 8. 19	26. 1. 8
宮崎信用金庫	25. 8. 19	25. 12. 17
鹿児島信用金庫	25. 8. 19	26. 1. 8
碧海信用金庫	25. 8. 20	25. 12. 25
掛川信用金庫	25. 8. 20	26. 1. 7
関信用金庫	25. 8. 20	26. 1. 7
おかやま信用金庫	25. 8. 20	26. 3. 6
玉島信用金庫	25. 8. 20	26. 1. 15
萩山口信用金庫	25. 8. 20	26. 1. 17
東春信用金庫	25. 10. 24	26. 3. 6
静岡信用金庫	25. 10. 24	26. 3. 17
八幡信用金庫	25. 10. 24	26. 3. 4
北伊勢上野信用金庫	25. 10. 24	26. 3. 6
結城信用金庫	25. 10. 25	26. 3. 13
甲府信用金庫	25. 10. 25	26. 3. 11
高崎信用金庫	25. 10. 25	26. 3. 14
中南信用金庫	25. 10. 25	26. 3. 11

(平成26年6月30日現在)

信 用 金 庫 名	モ ニ タ リ ン グ 開 始 日	モ ニ タ リ ン グ 終 了 日
桐 生 信 用 金 庫	25. 10. 25	26. 3. 12
川 口 信 用 金 庫	25. 10. 25	26. 3. 11
天 草 信 用 金 庫	25. 10. 25	26. 3. 7
都 城 信 用 金 庫	25. 10. 25	26. 3. 7
北 見 信 用 金 庫	25. 10. 28	26. 3. 7
村 上 信 用 金 庫	25. 10. 28	26. 3. 11
小 松 川 信 用 金 庫	25. 10. 28	26. 3. 14
大 阪 信 用 金 庫	25. 10. 28	26. 4. 2
尼 崎 信 用 金 庫	25. 10. 28	26. 3. 28
砺 波 信 用 金 庫	25. 10. 29	26. 3. 5
敦 賀 信 用 金 庫	25. 10. 29	26. 3. 7
佐 賀 信 用 金 庫	25. 10. 29	26. 3. 7
広 島 信 用 金 庫	25. 11. 6	26. 4. 10
広 島 み ど り 信 用 金 庫	25. 11. 6	26. 4. 24
愛 媛 信 用 金 庫	25. 11. 6	26. 3. 5
杜 の 都 信 用 金 庫	25. 11. 18	26. 4. 25
秋 田 信 用 金 庫	25. 11. 18	26. 4. 25
半 田 信 用 金 庫	26. 1. 9	26. 6. 9
尾 西 信 用 金 庫	26. 1. 9	26. 6. 2
津 信 用 金 庫	26. 1. 9	26. 5. 27
石 動 信 用 金 庫	26. 1. 15	26. 5. 30
興 能 信 用 金 庫	26. 1. 15	26. 5. 14
武 生 信 用 金 庫	26. 1. 15	26. 6. 27
か な が わ 信 用 金 庫	26. 1. 16	26. 6. 10
宇 和 島 信 用 金 庫	26. 1. 16	26. 6. 9
朝 日 信 用 金 庫	26. 1. 17	26. 6. 17
芝 信 用 金 庫	26. 1. 17	26. 6. 13
日 高 信 用 金 庫	26. 1. 20	26. 5. 20
伊 達 信 用 金 庫	26. 1. 20	26. 5. 20
帯 広 信 用 金 庫	26. 1. 20	26. 5. 20
京 都 中 央 信 用 金 庫	26. 1. 20	26. 6. 10
島 根 中 央 信 用 金 庫	26. 1. 20	26. 6. 30
吉 備 信 用 金 庫	26. 1. 20	26. 6. 24
中 栄 信 用 金 庫	26. 1. 21	26. 6. 3

(平成26年6月30日現在)

信 用 金 庫 名	モニタリング開始日			モニタリング終了日		
瀧野川信用金庫	26.	1.	21	26.	6.	13
烏山信用金庫	26.	1.	21	26.	6.	12
銚子信用金庫	26.	1.	22	26.	6.	13
高鍋信用金庫	26.	2.	3	26.	6.	17
福岡信用金庫	26.	2.	4	26.	4.	17
田川信用金庫	26.	2.	4	26.	4.	21
青い森信用金庫	26.	2.	7	26.	6.	26
北上信用金庫	26.	2.	7	26.	6.	13
石巻信用金庫	26.	2.	7	26.	6.	17
蒲郡信用金庫	26.	4.	3		—	
島田信用金庫	26.	4.	3		—	
岐阜信用金庫	26.	4.	3		—	
青梅信用金庫	26.	4.	7		—	
知多信用金庫	26.	4.	7		—	
飯能信用金庫	26.	4.	8		—	
巣鴨信用金庫	26.	4.	8		—	
東京ベイ信用金庫	26.	4.	9		—	
多摩信用金庫	26.	4.	9		—	
小浜信用金庫	26.	4.	9		—	
たちばな信用金庫	26.	4.	9		—	
稚内信用金庫	26.	4.	10		—	
江差信用金庫	26.	4.	10		—	
北海信用金庫	26.	4.	10		—	
しののめ信用金庫	26.	4.	10		—	
山梨信用金庫	26.	4.	10		—	
佐野信用金庫	26.	4.	10		—	
羽後信用金庫	26.	4.	11		—	
盛岡信用金庫	26.	4.	11		—	
阿南信用金庫	26.	4.	11		—	
呉信用金庫	26.	4.	14		—	
日本海信用金庫	26.	4.	14		—	
東山口信用金庫	26.	4.	14		—	
鹿児島相互信用金庫	26.	4.	16		—	

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

信用組合に対するモニタリングの実施状況

(平成26年6月30日現在)

信用組合名	モニタリング開始日			モニタリング終了日		
あかぎ信用組合	25.	8.	2	26.	1.	9
相愛信用組合	25.	8.	5	26.	1.	7
大阪協栄信用組合	25.	8.	5	25.	12.	24
宿毛商銀信用組合	25.	8.	5	25.	12.	17
あすか信用組合	25.	8.	6	26.	1.	7
新潟大栄信用組合	25.	8.	6	25.	12.	18
大東京信用組合	25.	8.	6	26.	1.	8
釧路信用組合	25.	8.	19	26.	1.	9
鹿児島興業信用組合	25.	8.	19	25.	12.	25
信用組合愛知商銀	25.	8.	20	26.	1.	16
広島市信用組合	25.	8.	20	26.	1.	27
長崎三菱信用組合	25.	8.	20	25.	12.	18
福江信用組合	25.	8.	20	25.	11.	29
新栄信用組合	25.	10.	25	26.	3.	12
大同信用組合	25.	10.	25	26.	4.	4
中央信用組合	25.	10.	25	26.	3.	11
淡陽信用組合	25.	10.	25	26.	3.	17
函館商工信用組合	25.	10.	28	26.	3.	10
北部信用組合	25.	10.	28	26.	3.	10
新潟鉄道信用組合	25.	10.	29	26.	3.	10
佐世保中央信用組合	25.	10.	29	26.	3.	7
山口県信用組合	25.	11.	6	26.	4.	24
いわき信用組合	25.	11.	18	26.	4.	28
豊橋商工信用組合	26.	1.	9	26.	5.	26
群馬県信用組合	26.	1.	10	26.	6.	6
熊本県医師信用組合	26.	1.	15	26.	5.	9
文化産業信用組合	26.	1.	17	26.	5.	23
兵庫ひまわり信用組合	26.	1.	20	26.	6.	9
成協信用組合	26.	1.	20	26.	6.	13
京滋信用組合	26.	1.	20	26.	5.	30
笠岡信用組合	26.	1.	20	26.	6.	30
江東信用組合	26.	1.	22	26.	6.	24

(平成26年6月30日現在)

信用組合名	モニタリング開始日			モニタリング終了日		
福岡県中央信用組合	26.	2.	4	26.	4.	21
信用組合横浜華銀	26.	2.	14	26.	6.	19
会津商工信用組合	26.	3.	10		—	
三河信用組合	26.	4.	3		—	
滋賀県信用組合	26.	4.	8	26.	6.	24
ハナ信用組合	26.	4.	9		—	
金沢中央信用組合	26.	4.	9		—	
とびうめ信用組合	26.	4.	9		—	
佐賀東信用組合	26.	4.	9		—	
香川県信用組合	26.	4.	11		—	
ミレ信用組合	26.	4.	14		—	
宮崎県南部信用組合	26.	4.	16		—	
山形第一信用組合	26.	4.	17		—	
大阪府警察信用組合	26.	5.	12		—	

(注)モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

バーゼル2(自己資本比率規制)について

1. 経緯

- ・ 1988年：バーゼル1公表
- ・ 1996年：市場リスク規制導入
- ・ 1998年：バーゼル1見直し作業を開始
- ・ 2004年：「バーゼル2最終文書」公表
(我が国においては 07年3月末より全面実施)

2. バーゼル2の概要(3つの柱)

第1の柱：最低所要自己資本比率

趣旨：分母の計算にリスクをより正確に反映

金融商品の多様化や金融技術の高度化等を踏まえ、リスク計測を精緻化し、規制上のリスク計測手法について、多様な選択肢の中から金融機関がその実態に合わせて選択を行うことにより、自主的にリスク管理の高度化を図るよう促す。

[算式]	$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本 (基本的項目 + 補完的項目 - 控除項目)}}{\text{信用リスク + 市場リスク + オペレーショナル・リスク}} \geq 8\%$	$\geq 8\%$
	<p>(精緻化)</p>	(4%)
	<p>(新たに追加)</p>	

対象	最低所要自己資本比率	適用
国際統一基準行	8%	国際合意と同等。
国内基準行	4%	国際合意とほぼ同等。(※)

(※) 自己資本(補完的項目)の計算において、その他有価証券の評価益の算入を認めない取扱い等。分母の計算は国際合意と同等。

【自己資本】:

- ・ 基本的項目(Tier1): 普通株式、優先株式、内部留保 等
- ・ 補完的項目(Tier2): その他有価証券評価益の45%相当額、土地再評価に係る差額金の45%相当額、一般貸倒引当金、劣後債・劣後ローン、期限付優先株 等
 (注1)「補完的項目」は基本的項目の額を限度として算入可能。また、期限付劣後債及び期限付優先株(Lower Tier2)は、基本的項目の額の50%を限度として算入可能。
 (注2) 一般貸倒引当金は、リスク・アセットの1.25% (国内基準では0.625%) が算入の上限。
 (注3) 国内基準では、その他有価証券の評価益は補完的項目に算入しない。
- ・ 控除項目: 銀行間での意図的な資本調達手段の保有に相当する額等。

【信用リスク】:リスクをより正確に反映

$$\text{信用リスク・アセット額} = \sum (\text{与信額 (保証等外・バランス取引含む)} \times \text{各リスク・ウェイト})$$

① 標準的手法

- ・ 中小企業向け貸出は、小口分散によるリスク軽減効果を考慮してリスク・ウェイトを軽減
- ・ 延滞債権は、引当率に応じてリスク・ウェイトを加減
- ・ 貸出先企業の信用力に応じたリスク・ウェイトを使用可

与信先区分	バーゼル1	バーゼル2
国・地方公共団体	0%	0%
政府関係機関等 (うち地方三公社)	10%	10 % (20 %)
銀行・証券会社	20%	20%
事業法人 (中小企業以外)	100%	(格付に応じ) 20%~150% 又は (格付を使用せず)一律 100%
中小企業・個人	100%	75%
住宅ローン	50%	35%
延滞債権 (※)	100%	50%~150% (引当率に応じて加減)
株式	100%	100%

(※) 延滞債権は、3ヶ月以上延滞が発生している債務者に対する与信。

② 内部格付手法

各銀行が有する行内格付を利用して借り手のリスクをより精密に反映する方式。債務者ごとのデフォルト率、デフォルト時損失率等を各国共通の関数式に入れてリスク・ウェイトを計算。

	基礎的内部格付手法	先進的内部格付手法
デフォルト率 (※1)	銀行推計	銀行推計
デフォルト時損失率	各行共通の設定 (※2)	銀行推計

(※1) デフォルトの定義はわが国の要管理先以下の債権に相当。

(※2) 例えば、事業法人向け無担保債権については45%。

その他、保有株式のリスク・ウェイトには下限を設定(政策保有株式100%、それ以外の上場株200%、非上場株300%)。ただし、04年9月30日以前に保有していた株式については10年間(2014年6月末まで)リスク・

ウェイト 100%(標準的手法と同じ)を適用。

【オペレーショナル・リスク】:新たにリスク項目(分母)に追加

事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスクを計測。

①基礎的手法、②粗利益配分手法又は③先進的計測手法から選択。

(注)①、②は粗利益を基準に算出、③は過去の損失実績等をもとに計量化

第2の柱:金融機関の自己管理と監督上の検証

趣旨:金融機関による統合的なリスク管理の確立と当局によるモニタリングの実施

金融機関自身が、第1の柱の対象でないリスク(銀行勘定の金利リスク・集中リスク等)も含めて主要なリスクを把握した上で、経営上必要な自己資本額を検討。当局は、早期警戒制度の枠組み等を通じ、定期的なモニタリングを実施。

銀行勘定の金利リスク(例、銀行勘定で保有する国債の金利リスク)

金利リスク量が基本的項目(Tier1)と補完的項目(Tier2)の合計額の20%を超える銀行(アウトライヤー銀行という)の自己資本の適切性について、監督当局は特に注意を払う。(ただし、アウトライヤー銀行に該当したからといって自動的に自己資本の賦課が求められるものではない。)

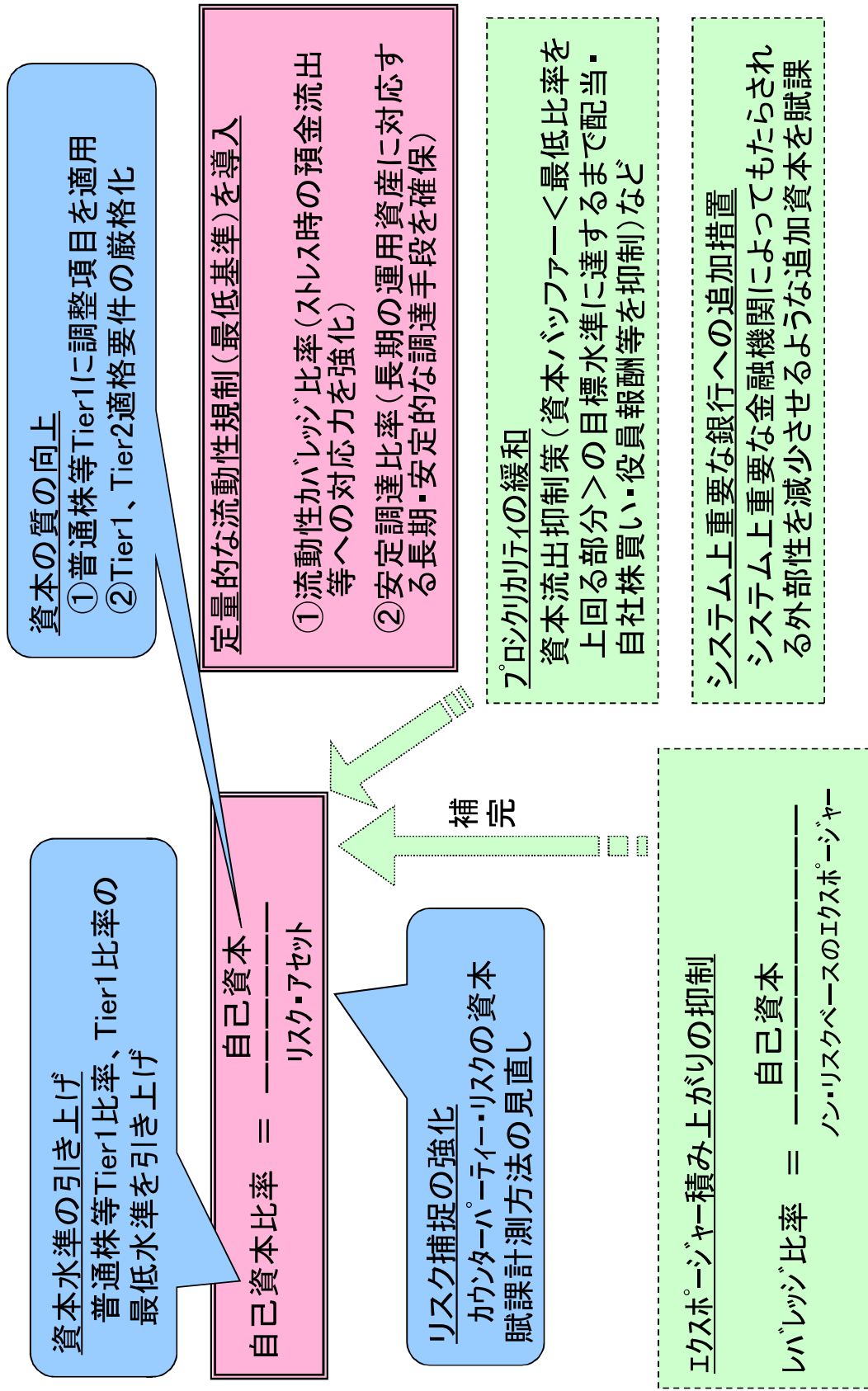
第3の柱:市場規律の活用

趣旨:情報開示の充実を通じて市場規律の実効性を高める

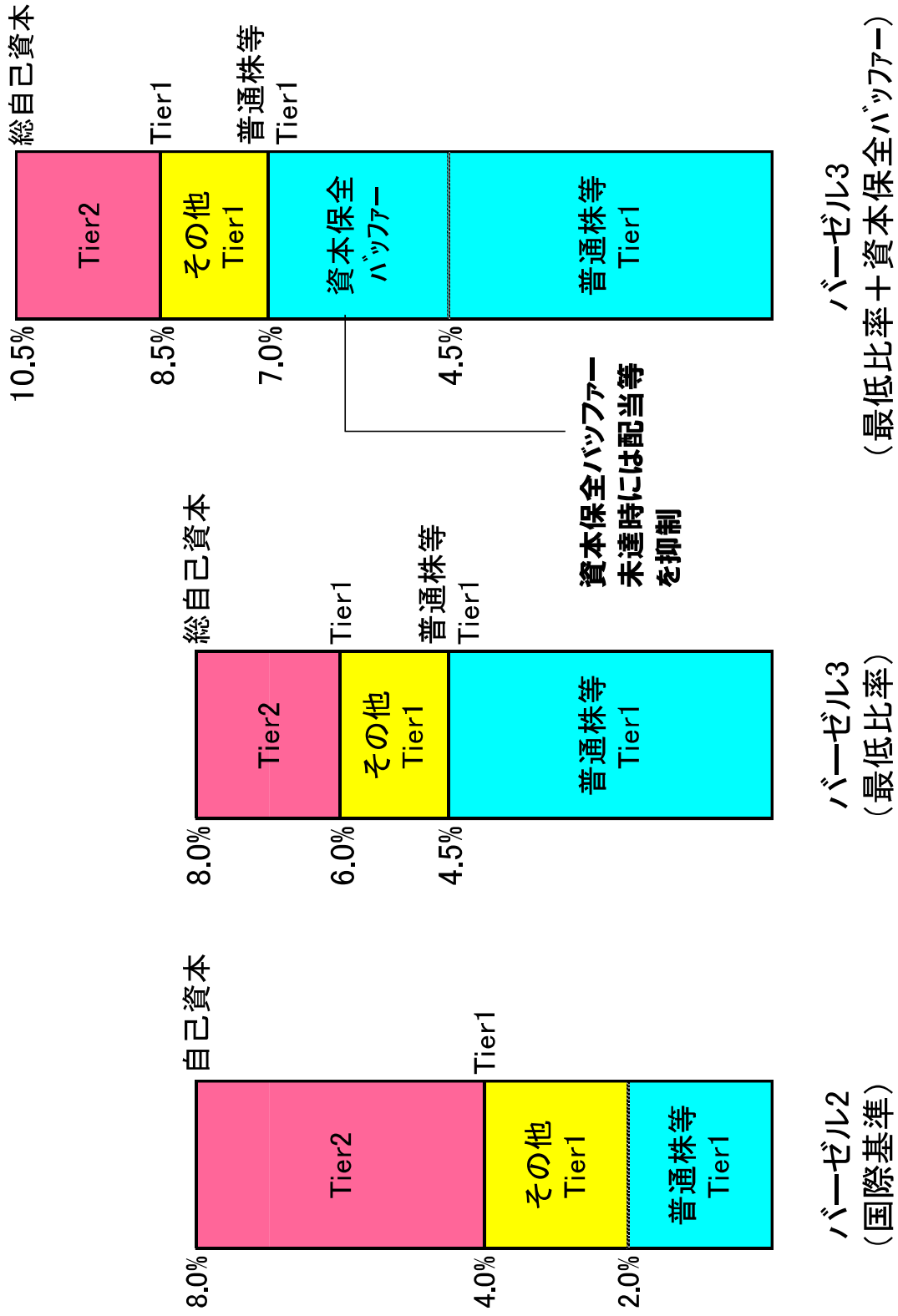
銀行については原則四半期開示、協同組織金融機関は半期開示。

以上

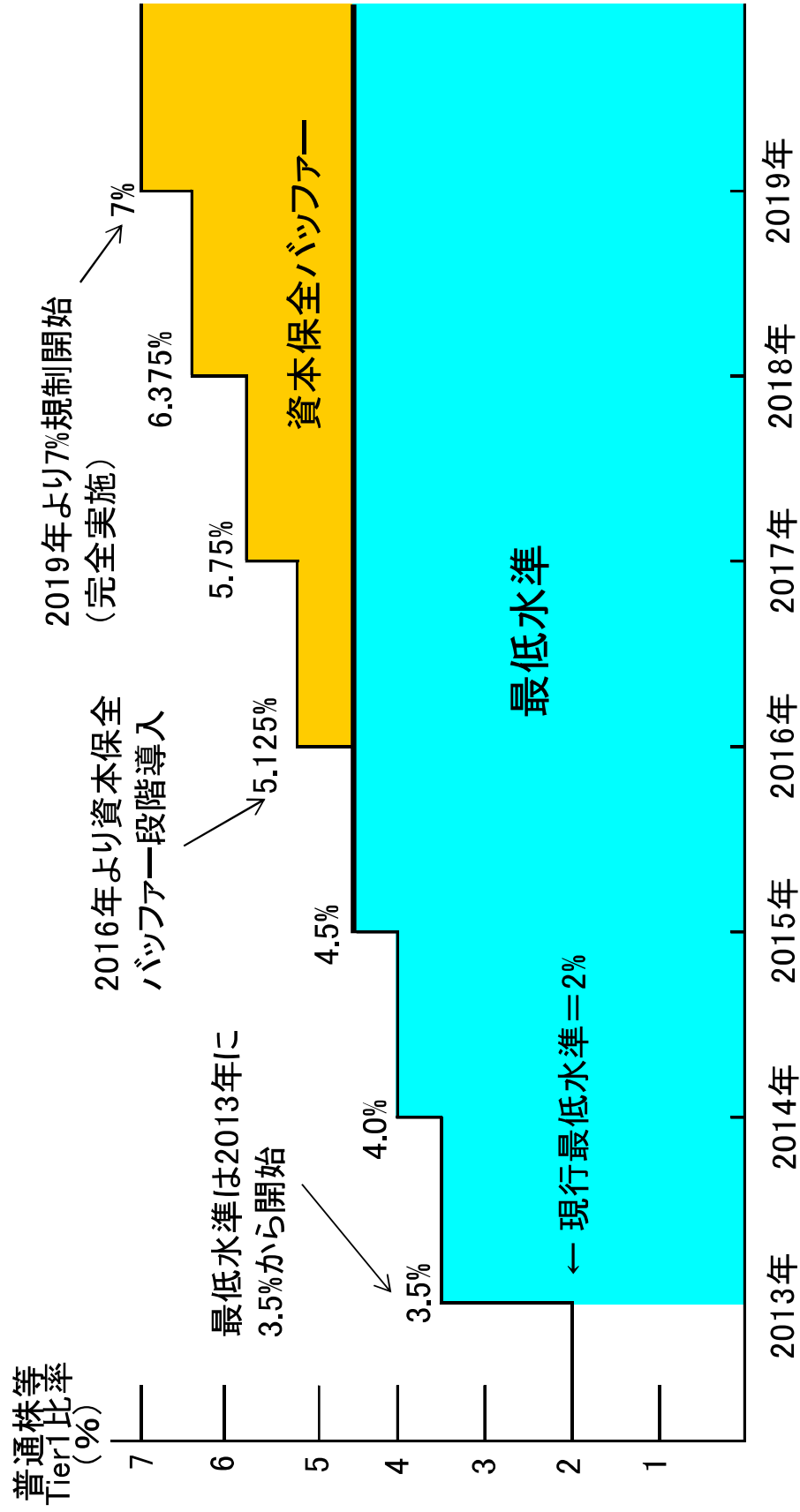
バーゼル3の全体像



バーゼル3における自己資本の量の強化



バーゼル3の段階適用



バーゼル3における調整(控除)項目の強化

		バーゼル2	バーゼル3
主な対象	のれん以外の無形資産	(控除対象外)	全額控除
	前払年金費用	(控除対象外)	全額控除
	連結外金融機関向け出資	下記を控除 ・国内預金取扱金融機関への意図的保有 ・関連会社向け出資	銀行、証券、保険を含む国内外の金融機関について、 ①資本嵩上げ目的の持合 → 全額控除 ②普通株10%以下出資先 → 自己の普通株等Tier1部分の10%超相当分を控除 ③普通株10%超出資先 → (i)普通株について自己の普通株等Tier1部分の10%超相当分を控除※、(ii)その他資本について全額控除
	繰延税金資産	主要行につき、Tier1の20%超相当分を控除	・繰越欠損金については全額控除 ・会計と税務の一時差異に基づくものは、自己の普通株等Tier1部分の10%超相当分を控除※
	被控除資本	Tier2	普通株等Tier1

(注) 普通株等Tier1に適用される控除項目は、2014年より20%ずつ段階的に適用。

※ 10%超出資先の普通株出資相当額と一時差異に係る繰延税金資産相当額は、本邦に該当のないモーゲージ・サービシング・ライツと併せて、自己の普通株等Tier1の最大15%までが控除対象外。

新たな自己資本比率規制の概要

○ 新国際統一基準(バーゼル3) (2013年3月期から適用)

[対象金融機関…海外営業拠点(海外支店又は海外現地法人)を有する預金取扱金融機関]

$$\begin{array}{l} \text{自己資本比率} = \frac{\text{普通株式等Tier1} + \text{その他Tier1} + \text{Tier2}}{\text{リスク・アセット}} \geq 8\% \\ \left(\begin{array}{l} \text{Tier1比率} = \frac{\text{普通株式等Tier1} + \text{その他Tier1}}{\text{リスク・アセット}} \geq 6\% \\ \text{普通株式等Tier1比率} = \frac{\text{普通株式等Tier1}}{\text{リスク・アセット}} \geq 4.5\% \end{array} \right) \end{array}$$

(参考) 1. 普通株式等Tier1とは、最も損失吸収力の高い資本(普通株式、内部留保等)をいう。なお、資本の質の強化及び金融システム内でのリスクの蓄積防止の観点から、のれん等の無形資産・繰延税金資産や他の金融機関の資本保有等は、原則普通株式等Tier1から控除。

(注) その他有価証券の評価差額金を含むその他包括利益(OCI)については、普通株式等Tier1に算入。

2. その他Tier1とは、優先株式等をいう。
3. Tier2とは、劣後債、劣後ローン等及び一般貸倒引当金(信用リスク・アセットの1.25%が算入上限)等をいう。
4. また、上乘せ基準として、普通株式等Tier1で充足される「資本保全バッファー」(2.5%)、「カウンターシクリカル・バッファー」(最大2.5%)及び「G-SIFIsサーチャージ」(最大2.5%)が、2016年より追加で求められる。
5. リスク・アセットとは、資産の各項目にそれぞれのリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額(信用リスク)、資産の市場変動リスク相当額(マーケット・リスク)及び種々の事故リスク相当額(オペレーショナル・リスク)の和をいう。
6. リスク・ウェイトの例
 日本国債、地方債、現金等…0%
 政府関係機関等…10%
 金融機関…20%
 抵当権付住宅ローン…35%
 中小企業・個人…75%
 事業法人…格付に応じ、20%~150%(大宗は100%)

○ 新国内基準 (2014年3月期から適用)

[対象金融機関…海外営業拠点を有しない預金取扱金融機関]

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{コア資本}}{\text{リスク・アセット}} \geq 4\%$$

- (参考) 1. コア資本とは、損失吸収力の高い普通株式及び内部留保を中心にしつつ、強制転換型優先株式や協同組織金融機関発行優先出資及び一般貸倒引当金(信用リスク・アセットの1.25%が算入上限)等を加えたものをいう。なお、新国際統一基準と同様、無形資産や繰延税金資産、金融機関の資本保有等はコア資本から控除。
2. その他有価証券の評価差額金については、コア資本の額に算入しない。

本邦における自己資本比率規制(国際統一基準・国内基準)

国際統一基準

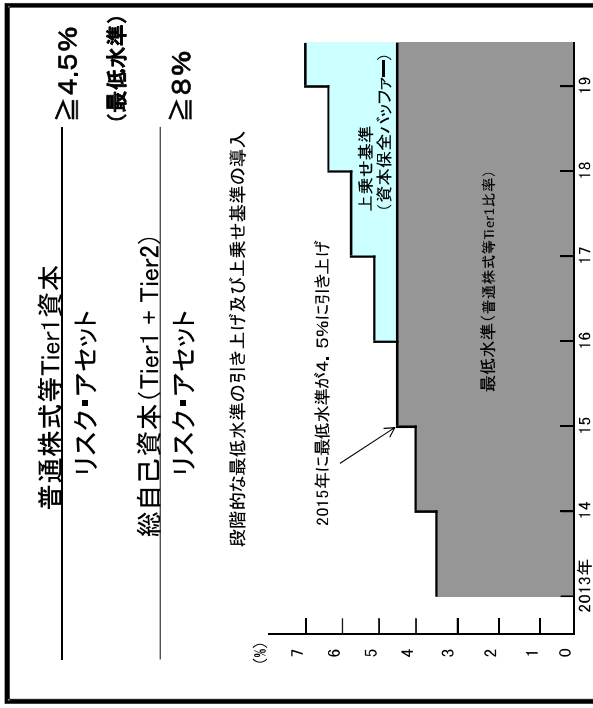
バーゼル2(2007年3月期～)

総自己資本(Tier1+Tier2)	≥ 8%
リスク・アセット	

※信用リスク(貸倒リスク)を精緻化、オペリスク(事務事故リスク)を追加



バーゼル3(2013年3月期～)



国内基準

バーゼル2(2007年3月期～)

総自己資本(Tier1+Tier2)	≥ 4%
リスク・アセット	



新国内基準(2014年3月期～)

コア資本 ※	≥ 4%
リスク・アセット	

※コア資本 = 普通株式 + 内部留保
 + 強制転換条項付優先株式 ※一定期間経つと普通株式に強制的に転換される優先株式
 + 優先出資(協同組織金融機関のみ) ※優先的に配当を受けられる出資
 +/- 調整・控除項目

新国内基準のポイント

- 国内においてのみ活動する国内基準行の規制のあり方は、
 - ・ 我が国の実情を十分踏まえること
 - ・ 金融機関の健全性を確保すること
 - ・ 金融仲介機能が発揮されることを念頭に置いて、検討を行った。
※国内基準行は、銀行、信金・信組、労金、農水系統（農漁協等）と業態が幅広く、地域密着型の金融機関が大宗。
- 国際統一基準を参考に、従来の最低自己資本比率(4%)を維持しつつ、自己資本の質の向上を図る一方、地域経済への影響や業態の特性を勘案。
- 2014年3月末から適用開始。原則10年間の経過措置を導入し、十分な移行期間を確保しながら、段階的に実施。

自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認先
(平成 25 事務年度)

1. 信用リスク

(1) 先進的内部格付手法【1 持株会社及び 2 行】

- ・ リそなホールディングス
- ・ リそな銀行
- ・ 埼玉りそな銀行

(2) 基礎的内部格付手法【1 行】

- ・ 広島銀行

2. オペレーショナル・リスク

(1) 先進的計測手法【1 持株会社及び 1 行】

- ・ 三井住友トラスト・ホールディングス
- ・ 三井住友信託銀行

(2) 粗利益配分手法【1 行】

- ・ 千葉興業銀行

経営健全化計画履行状況報告 (集計ベース)

平成25年12月

業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化計画	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化計画	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化計画
りそな3行	2,460	1,181	2,270	2,545	1,582	1,920	2,519	1,079	1,200
新生	※260	※135	※362	257	147	260	247	156	260
あおぞら	439	242	455	407	267	400	405	237	380

(注)業務純益は、一般貸引繰入前、信託勘定償却前の計数。

※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

自己資本比率の状況(連結ベース)

(%) (参考)

(億円)

	自己資本比率			Tier I 比率			自己資本計			リスクアセット		
	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化 計画	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化 計画	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化 計画	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化 計画
りそなHD	14.67	15.21	13.98	10.74	11.16	10.34	25,541	25,891	25,592	174,050	170,140	182,987
新生	12.24	14.12	10.98	10.41	11.98	9.90	7,158	7,686	7,271	58,478	54,435	66,170
あおぞら	15.70	16.09	14.81	16.27	16.62	15.32	4,675	4,848	4,670	29,763	30,132	31,517

リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化 計画	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化 計画	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化 計画	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化 計画	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化 計画
りそなHD (注)	41	41	46	15,084	15,333	15,110	138,952	66,961	132,000	126,966	66,469	131,500	319,188	159,388	319,000
新生	9	9	9	1,931	1,995	2,120	21,177	10,575	23,300	30,090	15,786	34,300	64,114	32,723	70,000
あおぞら	16	11	16	1,527	1,569	1,620	17,463	8,744	18,000	11,355	5,648	12,100	34,196	16,805	35,700

(注)りそなHDは、りそなホールディングス、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の4社合算ベース。

リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注1)						平均役員(常勤)報酬・賞与 (百万円)			平均役員退職慰労金 (百万円)			平均給与月額 (千円)		
				うち役員報酬											
	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化 計画	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化 計画	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化 計画	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化 計画	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化 計画
りそなHD (注2)	803	365	848	803	365	848	20	18	20	-	-	-	426	418	427
新生	175	88	200	170	87	200	40	39	40	-	-	-	487	477	495
あおぞら	226	108	245	226	108	245	29	31	29	21	55	-	492	495	520

(注1) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

(注2) りそなHDは、りそなホールディングス、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の4社合算ベース。

(注3) 25/9実績の平均役員(常勤)報酬・賞与は年換算ベース。

国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況(実勢ベース) (億円)		中小企業向け貸出の状況(実勢ベース) (億円)	
	25年9月期 実績(対前期比)	26年3月期 計画(対前期比)	25年9月期 実績(対前期比)	26年3月期 計画(対前期比)
りそな3行	1,262	4,760	456	100
新 生	256	1,452	178	80
あおぞら	▲ 905	395	377	150

(注)インパクトローンを除くベース。

不良債権額(単体ベース)

(億円)

(億円)

	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	25/3 実績	25/9 実績	25/3 実績	25/9 実績	25/3 実績	25/9 実績	25/3 実績	25/9 実績	25/3 実績	25/9 実績
りそな3行	703	618	3,445	3,296	1,470	1,316	5,620	5,232	199	82
新生	386	337	1,983	1,616	57	67	2,426	2,020	88	▲8
あおぞら	72	28	792	653	200	198	1,063	879	219	4

剰余金の状況

(単位:億円)

	剰余金の状況(25/9期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注2)
りそなHD(注1)	9,740	31,280	7,724
新生	1,515	4,166	2,500
あおぞら(注3)	1,778	3,200	1,887

(注1)HDと傘下子銀行の合算利益剰余金

なお、りそなHDは、上記剰余金のほか、公的資金返済原資を確保するため、25年6月に資本勘定の組換え(減資)を行い、その他資本剰余金7,603億円(25/9期)を有している。

(注2)公的資金注入額ベース

(注3)あおぞら銀行は、上記剰余金のほか、公的資金返済原資を確保するため、24年11月に資本勘定の組換え(減資)を行い、その他資本剰余金2,229億円(25/9期)を有している。

経営健全化計画履行状況報告 (集計ベース)

平成26年6月

業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	25/3 実績	26/3 健全化計画	26/3 実績	25/3 実績	26/3 健全化計画	26/3 実績	25/3 実績	26/3 健全化計画	26/3 実績
りそな3行	2,460	2,270	2,226	2,545	1,920	2,768	2,519	1,200	1,968
新生	※260	※362	※299	257	260	377	247	260	365
あおぞら	439	455	457	407	400	512	405	380	416

(注)業務純益は、一般貸引繰入前、信託勘定償却前の計数。

※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

自己資本比率の状況(連結ベース)

(%)

	自己資本比率		
	25/3 実績	26/3 健全化 計画	26/3 実績
りそなHD	14.67	13.98	14.33
新生	12.24	10.98	13.58
あおぞら	15.70	14.81	15.13

(参考)

(億円)

自己資本計			リスクアセット		
25/3 実績	26/3 健全化 計画	26/3 実績	25/3 実績	26/3 健全化 計画	26/3 実績
25,541	25,592	22,785	174,050	182,987	158,968
7,158	7,271	8,176	58,478	66,170	60,168
4,675	4,670	5,289	29,763	31,517	34,956

(注) 25/3実績、26/3健全化計画はバーゼルⅡ(国内基準)ベース、26/3実績はバーゼルⅢ(国内基準)ベース

リストラの状況①(役員数、従業員数等)

(人、百万円)

(百万円)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	25/3 実績	26/3 健全化 計画	26/3 実績	25/3 実績	26/3 健全化 計画	26/3 実績	25/3 実績	26/3 健全化 計画	26/3 実績	25/3 実績	26/3 健全化 計画	26/3 実績	25/3 実績	26/3 健全化 計画	26/3 実績
りそなHD (注)	41	46	41	15,084	15,110	14,948	138,952	132,000	136,550	126,966	131,500	129,039	319,188	319,000	316,915
新生	9	9	9	1,931	2,120	2,030	21,177	23,300	21,590	30,090	33,200	31,141	64,114	70,000	65,622
あおぞら	16	16	11	1,527	1,620	1,581	17,463	18,000	17,978	11,355	12,100	11,512	34,196	35,700	34,559

(注)りそなHDは、りそなホールディングス、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の4社合算ベース。

リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注1)						平均役員(常勤)報酬・賞与 (百万円)			平均役員退職慰労金 (百万円)			平均給与月額 (千円)		
				うち役員報酬											
	25/3 実績	26/3 健全化 計画	26/3 実績	25/3 実績	26/3 健全化 計画	26/3 実績	25/3 実績	26/3 健全化 計画	26/3 実績	25/3 実績	26/3 健全化 計画	26/3 実績	25/3 実績	26/3 健全化 計画	26/3 実績
りそなHD (注2)	803	848	742	803	848	742	20	20	19	-	-	-	426	427	421
新生	175	200	176	170	200	175	40	40	40	-	-	-	487	495	482
あおぞら	226	245	203	226	245	203	29	29	33	21	-	55	492	520	490

(注1) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

(注2) りそなHDは、りそなホールディングス、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の4社合算ベース。

国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況(実勢ベース) (億円)		中小企業向け貸出の状況(実勢ベース) (億円)	
	26年3月期 計画(対前期比)	26年3月期 実績(対前期比)	26年3月期 計画(対前期比)	26年3月期 実績(対前期比)
りそな3行	4,760	4,768	100	2,699
新 生	1,452	1,632	80	200
あおぞら	395	▲2,603	150	179

(注)インパクトローンを除くベース。

不良債権額(単体ベース)

(億円)

(億円)

	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	25/3 実績	26/3 実績	25/3 実績	26/3 実績	25/3 実績	26/3 実績	25/3 実績	26/3 実績	25/3 実績	26/3 実績
りそな3行	703	591	3,445	3,098	1,470	1,144	5,620	4,833	199	216
新生	386	132	1,983	1,467	57	49	2,426	1,647	88	3
あおぞら	72	36	792	567	200	199	1,063	802	219	▲1

剰余金の状況

(単位:億円)

	剰余金の状況(26/3期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注2)
りそなHD(注1)	10,629	31,280	3,560
新生	1,724	4,166	2,500
あおぞら(注3)	1,867	3,200	1,682

(注1) HDと傘下子銀行の合算利益剰余金

なお、りそなHDは、上記剰余金のほか、公的資金返済原資を確保するため、25年6月に資本勘定の組換え(減資)を行い、その他資本剰余金4,622億円(26/3期)を有している。

(注2) 公的資金注入額ベース

(注3) あおぞら銀行は、上記剰余金のほか、公的資金返済原資を確保するため、24年11月に資本勘定の組換え(減資)を行い、その他資本剰余金2,229億円(26/3期)を有している。

金融機能強化法に基づく国の資本参加の概要

(平成 26 年 3 月 7 日(金)決定)

	豊和銀行 (大分県)
預金残高 (25/9 末)	5,091 億円
貸出金残高 (25/9 末)	3,800 億円

1. 国の資本参加の概要

資本参加額	160 億円
優先株式の配当率	TIBOR (12 ヶ月) + 0.95 %

(注) 足下の日本円 TIBOR(12 ヶ月)は 0.3%程度。

自己資本比率 (26/3 末見通し)	10.2%程度
--------------------	---------

2. 経営改善の目標

	計画の始期 (25/9)	⇒ 終期 (28/3)	始期比
コア業務純益	32 億円	33 億円	+1 億円
業務粗利益経費率	53.21%	53.20%	▲0.01%

(注) 「業務粗利益経費率」 = [経費 - 機械化関連費用] ÷ 業務粗利益。
コア業務純益の計画始期は 25/9 期の半期計数を 2 倍。

3. 中小企業金融の円滑化の目標

	計画の始期 (25/9)	⇒ 終期 (28/3)	始期比
中小企業向け貸出残高	2,107 億円	2,310 億円	+202 億円
中小企業向け貸出比率	38.17%	39.79%	+1.62%
経営改善支援先割合	4.45%	5.09%	+0.64%

(注) 「中小企業向け貸出比率」 = 中小企業向け貸出残高 (個人向けを除く) ÷ 総資産。

「経営改善支援先割合」 = 経営改善支援先数 ÷ 取引先総数。

金融機能強化法(本則)に基づく資本参加の概要

(平成26年3月7日(金)決定)

		東京厚生信用組合 (東京都新宿区)
預金残高	(25/3末)	572億円
貸出金残高	(25/3末)	322億円

1. 資本参加の概要

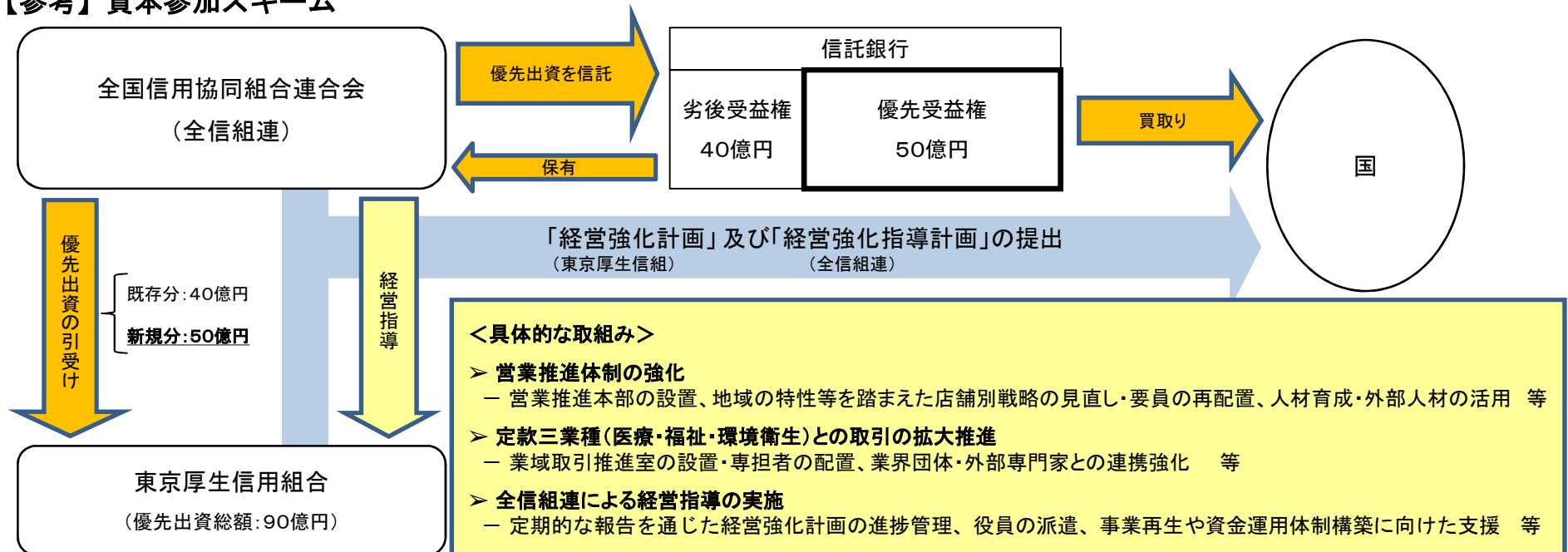
資本参加額	50億円※
優先受益権の配当率	Tibor(12ヶ月)+1.07%
自己資本比率 (26/3末見通し)	18.9%程度

※ 信用組合は、繰越損失を解消するためには、それに見合う資本準備金を計上する必要。この際、制度上、同額を資本金に繰り入れることが求められるため、結果として2倍の優先出資を発行する必要。

2. 経営改善・信用供与の円滑化の目標

	計画の始期(25/3末)	計画の終期(28/3末)	始期比
コア業務純益	108百万円	128百万円	+20百万円
業務粗利益経費率	79.31%	76.71%	▲2.60%
中小企業向け貸出残高	191億円	195億円	+4億円
中小企業向け貸出比率	32.09%	32.30%	+0.21%
経営改善支援先割合	3.06%	5.53%	+2.47%

【参考】資本参加スキーム



金融機能強化法(本則)に基づく資本参加の概要

(平成26年3月7日(金)決定)

	横浜中央信用組合 (神奈川県横浜市)	中央商銀信用組合 (神奈川県横浜市)	あすなろ信用組合 (長野県松本市)
預金残高 (25/3末)	1, 122億円	756億円	365億円
貸出金残高 (25/3末)	761億円	481億円	279億円

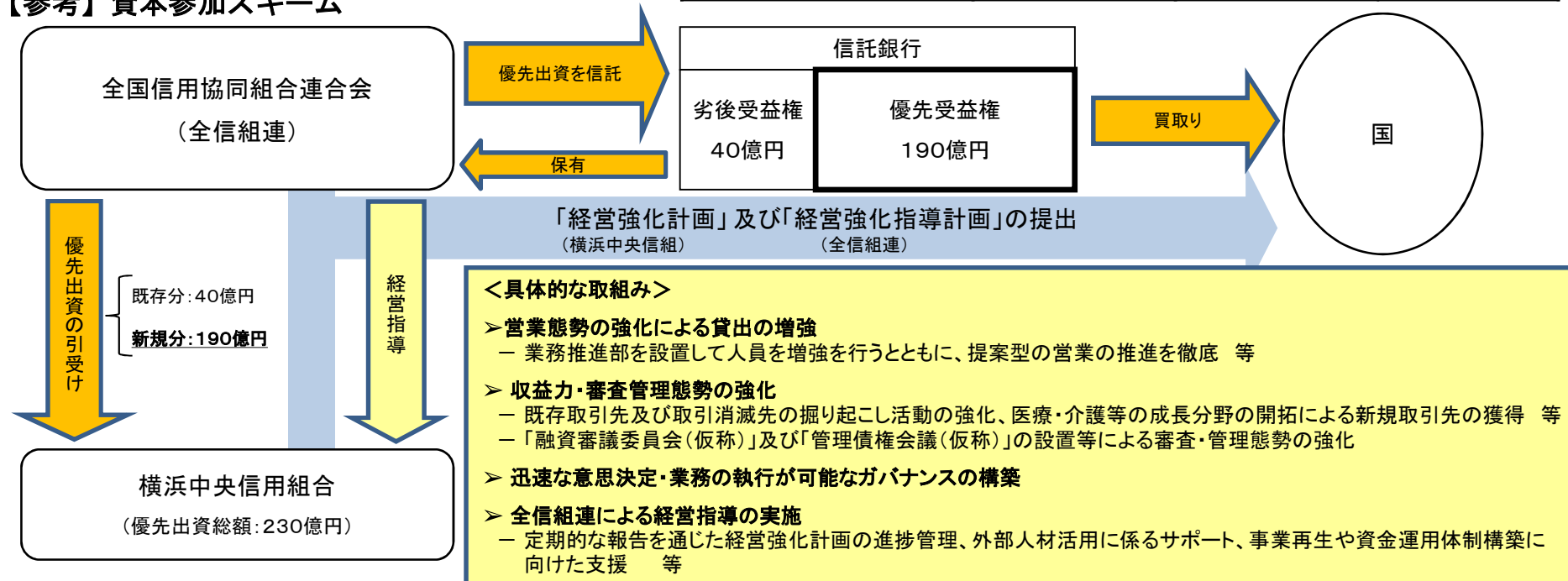
注) 資本参加決定後の平成26年3月10日(月)に「中央商銀信用組合」と「あすなろ信用組合」が合併し、「横浜中央信用組合」が誕生

1. 資本参加の概要

資本参加額	190億円※
優先受益権の配当率	Tibor(12ヶ月)+1.00%
自己資本比率 (26/3末見通し)	24.4%程度

※ 信用組合は、繰越損失を解消するためには、それに見合う資本準備金を計上する必要。この際、制度上、同額を資本金に繰り入れることが求められるため、結果として2倍の優先出資を発行する必要。

【参考】資本参加スキーム



2. 経営改善・信用供与の円滑化の目標

	計画の始期(25/3末)	計画の終期(28/3末)	始期比
コア業務純益	362百万円	602百万円	+240百万円
業務粗利益経費率	74.13%	65.66%	▲8.47%
中小企業向け貸出残高	655億円	747億円	+91億円
中小企業向け貸出比率	53.7%	55.1%	+1.4%
経営改善支援先割合	6.14%	8.42%	+2.28%

「経営強化計画」及び「経営強化指導計画」の提出
(横浜中央信組) (全信組連)

<具体的な取組み>

- 営業態勢の強化による貸出の増強
 - 業務推進部を設置して人員を増強を行うとともに、提案型の営業の推進を徹底 等
- 収益力・審査管理態勢の強化
 - 既存取引先及び取引消滅先の掘り起こし活動の強化、医療・介護等の成長分野の開拓による新規取引先の獲得 等
 - 「融資審議委員会(仮称)」及び「管理債権会議(仮称)」の設置等による審査・管理態勢の強化
- 迅速な意思決定・業務の執行が可能なガバナンスの構築
- 全信組連による経営指導の実施
 - 定期的な報告を通じた経営強化計画の進捗管理、外部人材活用に係るサポート、事業再生や資金運用体制構築に向けた支援 等

金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における 「経営強化計画の履行状況（平成 25 年 3 月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
平成 20 年改正法に基づき資本参加を行った金融機関		
北洋銀行	21 年 3 月 31 日	1,000 億円
福邦銀行		60 億円
南日本銀行		150 億円
みちのく銀行	21 年 9 月 30 日	200 億円
第三銀行		300 億円
山梨県民信用組合		450 億円
東和銀行	21 年 12 月 28 日	350 億円
高知銀行		150 億円
北都銀行	22 年 3 月 31 日	100 億円
宮崎太陽銀行		130 億円
ぐんまみらい信用組合	24 年 12 月 28 日	250 億円
旧法（平成 16 年 8 月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
紀陽銀行	18 年 11 月 13 日	315 億円
豊和銀行	18 年 12 月 18 日	90 億円

（注）山梨県民信用組合及びぐんまみらい信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取り、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受け、紀陽銀行は紀陽ホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法(平成20年12月改正)に基づく経営強化計画 平成25年3月期の履行状況の概要

1. 経営改善の目標

1) コア業務純益 又は コア業務純益ROA (選択制)

(単位: 億円、%)

	計画始期の水準	25年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
北 洋	317	321	338	+ 21	+ 16	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったものの、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
福 邦	0.35	0.39	0.30	▲ 0.05	▲ 0.09	コア業務純益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益ROAは計画を下回った。
南日本	38	44	38	+ 0	▲ 6	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
みちのく	64	54	87	+ 23	+ 33	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことや、貸出債権の売却益を計上したことから、コア業務純益は計画を上回った。
第 三	67	58	47	▲ 20	▲ 10	資金利益が貸出金利息や有価証券利息配当金の減少等により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
山梨県民 (信用組合)	23	27	20	▲ 3	▲ 6	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
東 和	106	95	109	+ 2	+ 13	資金利益が貸出残高の増加等により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
高 知	34	35	31	▲ 3	▲ 3	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
北 都	36	30	33	▲ 2	+ 3	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
宮崎太陽	23	23	26	+ 3	+ 2	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったものの、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	9	5	2	▲ 6	▲ 2	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったほか、合併関係費用(経費)が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。

注) 福邦銀行は「コア業務純益ROA」を、その他の銀行は「コア業務純益」を選択

2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位: %)

	計画始期の水準	25年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
北 洋	55.72	55.09	51.38	▲ 4.34	▲ 3.71	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったことや、業務粗利益が国債等債券売却益の計上により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
福 邦	64.39	62.86	62.24	▲ 2.15	▲ 0.62	業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったものの、経費(機械化関連費用を除く)が物件費の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
南日本	57.45	58.83	60.60	+ 3.15	+ 1.77	経費(機械化関連費用を除く)は減少したものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
みちのく	71.28	67.74	67.45	▲ 3.83	▲ 0.29	業務粗利益が国債等債券関係損失の計上により計画を下回ったものの、経費(機械化関連費用を除く)が物件費の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
第 三	61.15	61.72	59.21	▲ 1.94	▲ 2.51	経費(機械化関連費用を除く)が物件費を中心に計画を下回ったことや、業務粗利益が国債等債券売却益の計上により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
山梨県民 (信用組合)	57.59	53.89	55.93	▲ 1.66	+ 2.04	経費(機械化関連費用を除く)は減少したものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
東 和	63.17	63.03	60.50	▲ 2.67	▲ 2.53	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
高 知	66.79	67.24	62.43	▲ 4.36	▲ 4.81	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったことや、業務粗利益が国債等債券売却益の計上により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
北 都	67.13	71.50	73.85	+ 6.72	+ 2.35	経費(機械化関連費用を除く)が物件費を中心に計画を下回ったものの、業務粗利益が有価証券の減損処理により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
宮崎太陽	63.43	65.49	62.30	▲ 1.13	▲ 3.19	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったことや、業務粗利益が役員取引等利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
ぐんまみらい (信用組合)	79.06	92.56	94.31	+ 15.25	+ 1.75	経費(機械化関連費用を除く)において、合併関係費用が計画を上回ったことから、OHRは計画を上回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位: 億円、%)

	計画始期の水準	25年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)	
		計画	実績				
北 洋	残高	18,312	18,512	18,608	+ 296	+ 96	貸出残高は専担者による新規開拓、医療・環境等の成長分野支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	24.81	24.84	23.88	▲ 0.93	▲ 0.96	
福 邦	残高	1,585	1,620	1,607	+ 21	▲ 12	新規開拓の推進、「6,000先訪問運動」を通じた課題解決型提案営業に取り組んだものの、資金需要の低迷等により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	36.70	36.81	36.75	+ 0.05	▲ 0.06	
南日本	残高	2,724	2,764	2,895	+ 171	+ 131	ABL、医療機関・介護施設への設備資金融資等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	39.84	39.87	40.64	+ 0.80	+ 0.77	
みちのく	残高	4,201	4,203	4,263	+ 62	+ 60	「全員営業態勢」の実践により資金需要の創出を図ったことや企業のニーズに応じて私募債の推進に取り組んだことなどから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	20.72	21.33	21.56	+ 0.84	+ 0.23	
第 三	残高	5,750	5,780	5,798	+ 47	+ 17	貸出残高は専担者の配置による農業経営者への取組み強化やエネルギー分野等の新規事業開拓支援に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	31.26	31.20	30.83	▲ 0.43	▲ 0.37	
山梨県民 (信用組合)	残高	1,729	1,752	1,763	+ 33	+ 11	ローラー活動情報等を活用し、新規取引を指向する先や既存先のうちメイン化推進を指向する先等約6,000先をリストアップし、新規先、既存取引先ともに貸出金増強に向けた取組みの強化を図ったことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	41.23	41.36	42.38	+ 1.15	+ 1.02	
東 和	残高	5,768	5,855	5,919	+ 150	+ 64	貸出残高は事務作業効率化を通じた渉外活動時間増加のための取組みや、成長地域への積極的な人員配置により、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	31.53	31.77	31.42	▲ 0.11	▲ 0.35	
高 知	残高	3,421	3,430	3,443	+ 22	+ 13	貸出残高は新規事業先開拓や医療・福祉や環境・エネルギー等の成長分野への貸出等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	35.98	36.09	35.70	▲ 0.28	▲ 0.39	
北 都	残高	2,858	2,858	2,892	+ 34	+ 33	貸出残高は海外進出支援や専担者による法人取引拡充に向けた取組み強化により、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	23.50	23.50	23.23	▲ 0.27	▲ 0.27	
宮崎太陽	残高	2,164	2,179	2,196	+ 32	+ 17	貸出残高は小規模事業先への取組み強化や専担者による新規開拓に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	36.74	36.79	36.30	▲ 0.44	▲ 0.49	
ぐんまみらい (信用組合)	残高	988	1,000	964	▲ 24	▲ 36	合併関係業務繁忙により、既存先を含め新規開拓の深耕が図れなかったことから、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	28.10	28.86	27.47	▲ 0.63	▲ 1.39	

2) 経営改善支援先割合

(単位: %)

	計画始期の水準	25年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
北 洋	2.41	2.61	3.11	+ 0.70	+ 0.50	経営改善計画の策定支援や顧客同士のマッチング支援等の経営相談・支援強化、外部提携先を活用した事業承継支援に取り組んだことから、計画を上回った。
福 邦	3.98	4.46	4.88	+ 0.90	+ 0.42	経営革新制度等の公的制度を利用した事業化の支援、県内の専門家団体等との連携による経営相談会の開催に取り組んだことから、計画を上回った。
南日本	1.53	1.65	2.34	+ 0.81	+ 0.69	鹿児島県・市の創業支援制度の活用等による創業・新事業支援や中小企業再生支援協議会との連携による経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
みちのく	8.17	8.32	9.39	+ 1.22	+ 1.07	地域ファンド、制度融資の活用等による創業・新事業開拓支援や、経営改善計画の策定やビジネスマッチングの支援に取り組んだことから、計画を上回った。
第 三	1.55	1.57	1.60	+ 0.05	+ 0.03	再生エネルギー分野における創業・新事業開拓支援、コベナンツ活用融資やABLに積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	4.61	4.77	5.49	+ 0.88	+ 0.72	経営改善・コンサルティング業務に特化した「経営改善サポート室」の立ち上げや中小企業支援ネットワーク強化事業の積極的な活用、中小企業支援協議会等との連携など、経営改善計画策定支援に取り組んだことなどから、計画を上回った。
東 和	6.71	6.72	9.36	+ 2.65	+ 2.64	本業支援活動を推進し、外部専門家を活用した経営相談会の実施、無担保事業性ローン等積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
高 知	2.02	2.06	2.48	+ 0.46	+ 0.42	本部・営業店の一体的取組みによる経営改善支援や中小企業再生支援協議会等との連携強化による事業再生に取り組んだことから、計画を上回った。
北 都	5.02	5.04	6.98	+ 1.96	+ 1.94	中小企業支援ネットワーク事業や個別相談会を活用したビジネスマッチングの実施、経営改善計画の策定支援等の経営相談に取り組んだことから、計画を上回った。
宮崎太陽	14.45	14.63	16.12	+ 1.67	+ 1.49	中小企業再生支援協議会等との連携による経営改善支援、事業再生支援の強化やABL等による融資に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	6.71	6.73	8.06	+ 1.35	+ 1.33	外部専門家との連携による経営改善支援に加え、各種セミナーの開催により、創業・新規事業開拓支援や事業承継支援等に取り組んだことから、計画を上回った。

金融機能強化法(平成16年8月施行)に基づく経営強化計画 平成25年3月期の履行状況の概要

1. 経営改善の目標

1) コア業務純益ROA

(単位:%)

	計画始期の水準	25年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
紀陽	0.50	0.48	0.47	▲ 0.03	▲ 0.01	コア業務純益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことや、総資産が預金の増加により計画を上回ったことから、コア業務純益ROAは計画を下回った。
豊和	0.75	0.57	0.57	▲ 0.18	+ 0.00	コア業務純益は経費の削減が計画を上回ったことにより計画を上回ったものの、総資産が預金の増加により計画を上回ったことから、コア業務純益ROAは計画通りとなった。

2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位:%)

紀陽	54.55	55.51	47.43	▲ 7.12	▲ 8.08	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったことや、業務粗利益が債券関係利益の計上により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
豊和	49.08	53.46	53.29	+ 4.21	▲ 0.17	業務粗利益が資金利益や役務取引等利益の減少により計画を下回ったものの、経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。

3) 不良債権比率

(単位:%)

紀陽	3.58	3.51	3.50	▲ 0.08	▲ 0.01	開示債権額は経営改善計画の進捗不芳先のランクダウン等により計画を上回ったものの、総与信残高が計画を上回ったことから、不良債権比率は計画を下回った。
豊和	3.01	2.96	3.41	+ 0.40	+ 0.45	開示債権額が大口取引先の倒産等により計画を上回ったことや、総与信残高が計画を下回ったことから、不良債権比率は計画を上回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位:億円、%)

紀陽	残高	11,330	11,430	11,303	▲ 27	▲ 127	貸出残高は資金需要の低迷等により計画を下回った。貸出比率も預金等の増加により総資産が計画を上回ったことから、計画を下回った。
	比率	29.45	29.27	28.83	▲ 0.62	▲ 0.44	
豊和	残高	2,142	2,199	2,184	+ 42	▲ 15	貸出残高は資金需要の低迷等により計画を下回った。貸出比率も預金の増加により総資産が計画を上回ったことから、計画を下回った。
	比率	41.56	41.67	40.45	▲ 1.11	▲ 1.22	

2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

紀陽	2.87	2.92	3.67	+ 0.80	+ 0.75	本部・営業店が一体となり、創業・新事業支援や課題解決型の経営相談に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
豊和	3.28	3.31	5.02	+ 1.74	+ 1.71	本部・営業店が一体となって創業・新事業支援や経営相談に取り組んだことや、ABL等による融資を推進したことから、計画を上回った。

**金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った
金融機関における「経営強化計画の履行状況（平成 25 年 3 月期）」の概要**

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
震災特例（平成 23 年 7 月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
仙台銀行	23年 9月30日	300億円
筑波銀行		350億円
七十七銀行	23年12月28日	200億円
相双信用組合	24年 1月18日	160億円
いわき信用組合		200億円
宮古信用金庫	24年 2月20日	100億円
気仙沼信用金庫		150億円
石巻信用金庫		180億円
あぶくま信用金庫		200億円
那須信用組合	24年 3月30日	70億円
東北銀行	24年 9月28日	100億円
きらやか銀行	24年12月28日	300億円

（注）相双信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法(震災特例)を活用した5地域銀行の経営強化計画 平成25年3月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス		筑波銀行(茨城県土浦市)	七十七銀行(宮城県仙台市)	東北銀行(岩手県盛岡市)
	仙台銀行 (宮城県仙台市)	きらやか銀行 (山形県山形市)			
資本参加額 (資本参加時期)	300億円(23年9月)	300億円(24年12月)	350億円(23年9月)	200億円(23年12月)	100億円(24年9月)

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 仙台銀行が「地元企業応援部」を、きらやか銀行が「本業支援推進部」等を新設し、復興支援と両行の連携を強化 	<ul style="list-style-type: none"> 地域振興に向けた組織的な取組みを強化するため、営業本部内に「地域振興部」を新設 	<ul style="list-style-type: none"> 外部コンサルタント3名が審査部に常駐し、事業再生支援に対する指導・助言を開始 	<ul style="list-style-type: none"> アグリビジネス等、成長産業全体へのコンサルティング機能強化のため、本部に「成長産業推進部」を新設 		
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 被災者との接点を拡充するため、週3回、巡回型移動店舗の営業を継続(仙台銀行) 復興需要ニーズの掘り起こしを行い、より復興ニーズの高い業種を集中的に訪問し復興支援を実施(きらやか銀行) 「じもとHD」設立後、グループの連携を強化し、県境を越えた業者紹介等のビジネスマッチングや両行間の協調融資により復興事業の促進に貢献(仙台銀行・きらやか銀行) 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者向けに、融資限度額や返済期間、金利等を優遇した商品を継続して提供 地元自治体と連携して、観光誌の発刊や各種復興イベントの企画・開催を通じた地域経済復興に貢献 農畜水産業の支援を目的としたビジネス交流会や商談会を開催し、マッチング業務の支援を実施 住宅ローン全先訪問や相談窓口の休日営業等により、顧客ごとの状況を把握し、生活再建をサポート 	<ul style="list-style-type: none"> 集団移転専用住宅ローン「七十七震災復興支援住宅ローン(集団移転・借地型)」の取扱いを開始 被災企業の販路再構築支援のため、商談会の開催や個別商談機会の提供を実施 ABLを活用した震災復興資金の推進のため、「動産評価アドバイザー」の資格を11名が取得 各種補助金の申請サポートやつなぎ資金・自己資金部分にかかる資金需要への対応を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 震災で大きな被害を受けた農林水産業者や食品業者に対して、ビジネスマッチングやつなぎ資金の円滑な供給等による生産・流通体制の再構築を支援 被災者向けに金利等を優遇した商品を販売 「エリア営業推進体制」の実施により、各営業店のエリアを明確化し、中小事業者を積極的に支援 運転資金等の円滑な供給のため、在庫・売掛金等を担保としたABLによる融資を実行 		
被災者向け新規融資	事業性 消費性	2,233先/656億円 839先/95億円	1,214件/310億円 84件/12億円	14,340件/1,622億円 4,830件/162億円	6,012件/2,326億円 6,827件/848億円	2,148件/540億円 178件/22億円
被災者向け条件変更	事業性 消費性	248先/152億円 196先/24億円	577件/176億円 96件/17億円	2,855件/654億円 159件/14億円	1,596先/1,330億円 1,374先/176億円	940件/163億円 71件/8億円
【参考】 25/3期の貸出金残高		5,573億円	9,318億円	1兆5,254億円	3兆7,708億円	5,051億円
産業復興機構の活用		決定12先/検討中15先	—	決定3先/検討中1先	決定31先/検討中30先	決定35先/検討中16先
東日本大震災事業者再生支援機構の活用		決定20先/検討中42先	決定2先/検討中1先	決定1先/検討中17先	決定54先/検討中96先	決定23先/検討中21先
個人版私的整理ガイドラインの活用		成立18件/検討中8件	成立2件	—	成立73件/検討中79件	検討中35件

※ 計数は平成25年5月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成25年6月末時点)

金融機能強化法(震災特例)を活用した4信用金庫の経営強化計画 平成 25 年 3 月期の履行状況の概要

	宮古(岩手県宮古市)	気仙沼(宮城県気仙沼市)	石巻(宮城県石巻市)	あぶくま(福島県南相馬市)
資本参加額 (資本参加時期)	100億円(24年2月) 【国85億円、信金中金15億円】	150億円(24年2月) 【国130億円、信金中金20億円】	180億円(24年2月) 【国157億円、信金中金23億円】	200億円(24年2月) 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫(信金中金)から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

①実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・営業店の態勢強化のため、事業所開拓専任チーム職員を営業店に配置 (25年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・東新城支店の新設(25年2月) ・志津川支店の高台への新築移転 (25年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人営業課と一体となって地域復興に取組むため「復興支援室」を「法人営業部 復興支援課」に名称変更(25年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時帰宅している顧客の利便性向上に資するため小高支店の営業を再開 (25年3月)
②具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・東北及び東京地区信用金庫で共催した「日本を明るく元気にする“よい仕事おこし”フェア」(24年11月)を通じた取引先の販路拡大支援 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・被災事業者の実態把握のため宮古市産業支援センターへの訪問を継続 ・派遣弁護士による「みやしん無料法律相談会」を開催 ・起業する事業者を支援するため、NPOと連携した新たな基金を創設 ・信金業界など外部機関と連携したファンドの活用を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・復興庁と連携し、取引先の被災地支援住宅の建設を支援 ・NPOと連携した基金を活用 <ul style="list-style-type: none"> － 雇用・創業等助成金 120件/1億円 － 利子補給型融資 200件/16億円 ・「産・学・金」連携により企業再生に取組む水産加工業者を支援する「復興ブランドフォーラム」を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「産・学・金」連携により水産業者を支援する「復興ブランドフォーラム」を開催 ・被災事業者に対する動産担保融資(ABL)を実行(5件/4億円) ・被災した顧客の住宅再建支援を目的とした融資商品の提供 ・信金業界など外部機関と連携したファンドの活用を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・創業・事業再開を支援するため、金利負担を軽減した融資商品等の提供 ・警戒区域等の見直し地域を対象としたグループ補助金申請に係る説明会を開催 ・NPOと連携した基金の増額支援 ・他の信金との連携による県内外での移動相談会を開催(常設相談所と合せ 23年4月から 11,174 件の相談を受付)
被災者向け新規融資	事業性 396先/49億円 消費性 211先/12億円	746先/162億円 106先/5億円	534先/194億円 321先/13億円	441先/121億円 123先/13億円
被災者向け条件変更	事業性 98先/64億円 消費性 66先/4億円	110先/59億円 272先/10億円	177先/84億円 97先/12億円	365先/194億円 434先/33億円
【参考】 25/3期の貸出金残高	311億円	458億円	662億円	607億円
産業復興機構の活用	決定13先/検討中9先	決定13先	決定10先/検討中12先	決定1先/検討中3先
東日本大震災事業者再生支援機構の活用	決定22先/検討中12先	決定14先	決定22先/検討中13先	決定3先/検討中3先
個人版私的整理ガイドラインの活用	成立4件/検討中3件	成立7件/検討中10件	成立17件/検討中7件	成立2件

※ 計数は平成 25 年 5 月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成 25 年 6 月末時点)

金融機能強化法(震災特例)を活用した3信用組合の経営強化計画 平成 25 年 3 月期の履行状況の概要

	相双(福島県相馬市)	いわき(福島県いわき市)	那須(栃木県那須塩原市)
資本参加額 (資本参加時期)	160億円(24年1月) 【国139億円、全信組連21億円】	200億円(24年1月) 【国175億円、全信組連25億円】	70億円(24年3月) 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会(全信組連)から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

①実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先の避難状況を踏まえ、25年3月にいわき支店を開設するとともに、25年11月に五城信組と合併予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業体制等の更なる充実を図るため、基幹店舗の渉外担当を6名増員(25年3月)したほか、顧客層が高齢化している店舗に女性渉外を4名増員(25年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・震災後の取引先の業績等を的確に把握し、実態に合った金融支援を行うため、「事業再生支援チーム」と「新規融資先開拓チーム」の連携を強化。
②具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・顧問契約を締結した中小企業診断士等を派遣し、取引先の経営改善計画の策定を支援(36先) ・融資部を中心とする組織横断的な「債権管理サポートチーム」において、債権正常化に向けた取引先の実態把握等を継続して実施(延滞解消1,179先) ・営業店における休日融資相談会等を継続するとともに、休日相談会に併せ個別訪問活動を実施(震災以降、相談所と合わせて1,599件の相談を受付) ・宮城県南部に避難されている方々への手厚いサービスを行うことができるように同地域に営業エリアを拡大し、融資・預金を推進(25年7月に同地域に支店開設予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・本部と営業店が連携し、取引先の経営改善計画の策定を支援(41先) ・「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」等に採択された取引先に対し、復興事業への資金供与を実施。(計65件、1,959百万円) ・誘致企業と地元中小企業の取引拡大を目的としたビジネスフェアの創設に参画し、取引企業の出展を支援 ・定期的な個別訪問を継続することにより、私的整理ガイドラインの説明を行うとともに、積極的な利用を慫慂 	<ul style="list-style-type: none"> ・本部融資部及び全営業店に配置する経営改善支援担当者で構成する「事業再生支援チーム」において、取引先の経営改善計画の策定を支援(36先) ・中小企業診断士会と業務提携し、取引先に中小企業診断士を派遣して、事業再生を支援(3先) ・「経営革新等支援機関」の認定を受け、中小零細事業者の事業再生等を支援(2先) ・復興に向けた資金需要に対応するための「新規融資先開拓チーム」において、継続して新規融資を推進
被災者向け 新規融資	事業性 243先 / 71億円 消費性 91先 / 10億円	120先 / 120億円 44先 / 6億円	1,501件(437先) / 119億円 14件(11先) / 0.7億円
被災者向け 条件変更	事業性 196先 / 71億円 消費性 178先 / 15億円	201先 / 217億円 67先 / 8億円	1,097件 / 143億円 36件 / 5億円
【参考】 25/3期の貸出金残高	275億円	977億円	403億円
産業復興機構の活用	決定5先 / 検討中1先	決定3先	—
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用	決定1先 / 検討中1先	決定1先 / 検討中4先	決定2先 / 検討中2先
個人版私的整理 ガイドラインの活用	検討中1件	成立1件 / 検討中5件	—

※ 計数は平成25年5月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成25年6月末時点)

金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における 「経営強化計画の履行状況（平成 25 年 9 月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
平成 20 年改正法に基づき資本参加を行った金融機関		
北洋銀行	21 年 3 月 31 日	1,000 億円
福邦銀行		60 億円
南日本銀行		150 億円
みちのく銀行	21 年 9 月 30 日	200 億円
第三銀行		300 億円
山梨県民信用組合		450 億円
東和銀行	21 年 12 月 28 日	350 億円
高知銀行		150 億円
北都銀行	22 年 3 月 31 日	100 億円
宮崎太陽銀行		130 億円
ぐんまみらい信用組合	24 年 12 月 28 日	250 億円
旧法（平成 16 年 8 月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
豊和銀行	18 年 12 月 18 日	90 億円

（注）山梨県民信用組合及びぐんまみらい信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取り、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法(平成20年12月改正)に基づく経営強化計画 平成25年9月期の履行状況の概要

1. 経営改善の目標

1) コア業務純益 又は コア業務純益ROA (選択制)

(単位:億円、%)

	計画始期の水準	25年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
北 洋	317	159	150	▲ 16	▲ 9	資金利益が貸出金利息や有価証券利息配当金の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
福 邦	0.35	0.45	0.32	▲ 0.03	▲ 0.13	コア業務純益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益ROAは計画を下回った。
南日本	38	24	19	+ 1	▲ 5	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
みちのく	64	27	33	+ 2	+ 6	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことや、役務取引等利益が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
第 三	67	30	19	▲ 28	▲ 10	資金利益が貸出金利息や有価証券利息配当金の減少等により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
東 和	106	50	55	+ 4	+ 4	資金利益が貸出残高の増加等により計画を上回ったことや、役務取引等利益が投資信託等預かり資産の増加により計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
高 知	34	16	14	▲ 6	▲ 2	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
北 都	36	14	17	▲ 0	+ 3	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
宮崎太陽	23	12	13	+ 3	+ 1	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。

注1) 福邦銀行は「コア業務純益ROA」を、その他の銀行は「コア業務純益」を選択

注2) 「始期比」は、25年9月期(半期)の実績を2倍し、「計画始期の水準」(通期)と比較

2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位:%)

	計画始期の水準	25年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
北 洋	55.72	54.61	50.69	▲ 5.03	▲ 3.92	経費(機械化関連費用を除く)が計画を上回ったものの、業務粗利益が国債等債券売却益の計上により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
福 邦	64.39	61.42	65.98	+ 1.59	+ 4.56	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
南日本	57.45	57.61	57.33	▲ 0.12	▲ 0.28	業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったものの、経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
みちのく	71.28	67.42	70.28	▲ 1.00	+ 2.86	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったものの、業務粗利益が国債等債券関係損失の増加により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
第 三	61.15	61.29	56.32	▲ 4.83	▲ 4.97	経費(機械化関連費用を除く)が計画を上回ったものの、業務粗利益が国債等債券売却益の増加等により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
東 和	63.17	61.88	60.17	▲ 3.00	▲ 1.71	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったことや、業務粗利益が役務取引等利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
高 知	66.79	68.69	62.64	▲ 4.15	▲ 6.05	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったことや、業務粗利益が国債等債券売却益の計上により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
北 都	67.13	69.37	66.27	▲ 0.86	▲ 3.10	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったことや、業務粗利益が国債等債券売却益の計上により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
宮崎太陽	63.43	64.88	62.74	▲ 0.69	▲ 2.14	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位: 億円、%)

	計画始期の水準	25年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)	
		計画	実績				
北 洋	残高	18,312	18,612	18,887	+ 574	+ 275	貸出残高は専担者による新規開拓、医療福祉・環境等の成長分野支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	24.81	24.85	24.27	▲ 0.54	▲ 0.58	
福 邦	残高	1,585	1,630	1,591	+ 5	▲ 38	新規開拓の推進、「6,000先訪問運動」を通じた課題解決型提案営業に取り組んだものの、資金需要の低迷等により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	36.70	36.82	35.32	▲ 1.38	▲ 1.50	
南日本	残高	2,724	2,769	2,908	+ 184	+ 139	ABL、医療機関・介護施設への設備資金融資等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	39.84	39.87	40.22	+ 0.38	+ 0.35	
みちのく	残高	4,201	4,203	4,314	+ 113	+ 111	「全員営業態勢」の実践により資金需要の創出を図ったことや地元取引先企業の成長に向けきめ細やかな資金供給に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	20.72	21.02	21.24	+ 0.52	+ 0.22	
第 三	残高	5,750	5,795	5,822	+ 71	+ 26	貸出残高は専担者の配置による農業経営者への取組み強化やエネルギー分野等の新規事業開拓支援に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	31.26	31.20	30.54	▲ 0.72	▲ 0.66	
山梨県民 (信用組合)	残高	1,729	1,772	1,737	+ 7	▲ 34	経営コンサルタントの指導によるエリアマーケティング結果を踏まえた営業体制の見直し・強化に加えて、帝国データバンクのデータの活用などによる新規先開拓や既存先の資金需要の掘り起しに取り組んだものの、資金需要の低迷により、貸出残高は計画を下回った。貸出比率は総資産が減少したため、計画を上回った。
	比率	41.23	41.40	41.83	+ 0.60	+ 0.43	
東 和	残高	5,768	5,905	6,019	+ 251	+ 114	貸出残高は事務作業効率化を通じた涉外活動時間増加のための取組みや成長地域への積極的な人員配置により、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	31.53	31.76	31.17	▲ 0.36	▲ 0.59	
高 知	残高	3,421	3,433	3,342	▲ 79	▲ 91	新規事業先開拓や医療・福祉や環境・エネルギー等の成長分野への貸出等に積極的に取り組んだものの、全体的な資金需要の低迷等により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	35.98	36.12	34.12	▲ 1.86	▲ 2.00	
北 都	残高	2,858	2,858	2,886	+ 27	+ 27	貸出残高は海外進出支援や専担者による法人取引拡充に向けた取組み強化により、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	23.50	23.50	22.26	▲ 1.24	▲ 1.24	
宮崎太陽	残高	2,164	2,186	2,172	+ 8	▲ 14	小規模事業先への取組み強化や専担者による成長分野の融資開拓に取り組んだものの、資金需要の低迷等により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	36.74	36.77	36.05	▲ 0.69	▲ 0.72	
ぐんまみらい (信用組合)	残高	988	1,018	972	▲ 15	▲ 45	合併関係業務繁忙により、各営業店への取組み方針等の指示の徹底が遅れたことから、中小規模事業者等への融資の推進の効果の発現も遅れ、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	28.10	28.34	27.14	▲ 0.96	▲ 1.2	

2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

	計画始期の水準	25年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
北 洋	2.41	2.63	3.42	+ 1.01	+ 0.79	経営改善計画の策定支援や顧客同士のマッチング支援等の経営相談・支援強化、外部提携先を活用した事業承継支援に取り組んだことから、計画を上回った。
福 邦	3.98	4.88	5.47	+ 1.49	+ 0.59	経営革新制度等の公的制度を利用した事業化の支援、県内の専門家団体等との連携による経営相談会の開催に取り組んだことから、計画を上回った。
南日本	1.53	1.65	3.92	+ 2.39	+ 2.27	鹿児島県・市の創業支援制度の活用等による創業・新事業支援や中小企業再生支援協議会との連携による経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
みちのく	8.17	8.41	10.21	+ 2.04	+ 1.80	制度融資の活用等による創業・新事業開拓支援や、経営改善計画の策定やビジネスマッチングの支援、及びABLに積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
第 三	1.55	1.58	1.80	+ 0.25	+ 0.22	再生エネルギー分野における創業・新事業開拓支援、コベナンツ活用融資やABLに積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	4.61	4.83	6.66	+ 2.05	+ 1.83	企業支援部による経営改善支援・早期事業再生の取組みのほか、経営改善サポート室による経営改善・コンサルティング対応により、中小企業再生支援協議会等外部機関との連携を含めた経営改善計画の策定支援等に取り組んだことから、計画を上回った。
東 和	6.71	6.74	9.03	+ 2.32	+ 2.29	本業支援活動を推進し、外部専門家を活用した経営相談会の実施、無担保事業性ローン等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
高 知	2.02	2.05	2.33	+ 0.31	+ 0.28	本部・営業店の一体的取組みによる経営改善支援や中小企業再生支援協議会等との連携強化による事業再生に取り組んだことから、計画を上回った。
北 都	5.02	5.10	7.10	+ 2.08	+ 2.00	個別相談会を活用したビジネスマッチングの実施、経営改善計画の策定支援等の経営相談に取り組んだことから、計画を上回った。
宮崎太陽	14.45	14.70	15.97	+ 1.52	+ 1.27	中小企業再生支援協議会等との連携による経営改善支援、事業再生支援の強化やビジネスマッチング等の販路拡大支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	6.71	7.69	10.18	+ 3.47	+ 2.49	外部専門家との連携による経営改善支援に加え、各種セミナーや経営相談会の開催により、創業・新規事業開拓支援や経営相談等に取り組んだことから、計画を上回った。

金融機能強化法(平成16年8月施行)に基づく経営強化計画 平成25年9月期の履行状況の概要

1. 経営改善の目標

1) コア業務純益ROA

(単位:%)

	計画始期の水準	25年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
豊和	0.75	0.57	0.59	▲ 0.16	+ 0.02	総資産が預金の増加により計画を上回ったものの、コア業務純益が経費削減により計画を上回ったことから、コア業務純益ROAは計画を上回った。

2) 業務粗利益経費率(OHR)

(単位:%)

	計画始期の水準	25年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
豊和	49.08	54.04	53.21	+ 4.13	▲ 0.83	業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったものの、経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。

3) 不良債権比率

(単位:%)

	計画始期の水準	25年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
豊和	3.01	3.04	2.87	▲ 0.14	▲ 0.17	経営改善・企業再生支援によるランクアップや不良債権のオフバランス化に取り組んだことから、不良債権比率は計画を下回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位:億円、%)

	計画始期の水準	25年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
豊和	残高	2,142	2,253	▲ 35	▲ 146	新規事業先開拓や医療・福祉や環境・エネルギー等の成長分野への貸出等に取り組んだものの、不良債権のオフバランス化等により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	41.56	41.74	▲ 3.39	▲ 3.57	

2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

	計画始期の水準	25年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
豊和	3.28	3.32	4.45	+ 1.17	+ 1.13	本部・営業店が一体となって創業・新事業支援や経営相談に取り組んだことや、ABL等による融資を推進したことから、計画を上回った。

**金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った
金融機関における「経営強化計画の履行状況（平成 25 年 9 月期）」の概要**

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
震災特例（平成 23 年 7 月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
仙台銀行	23年 9月30日	300億円
筑波銀行		350億円
七十七銀行	23年12月28日	200億円
相双五城信用組合	24年 1月18日	160億円
いわき信用組合		200億円
宮古信用金庫	24年 2月20日	100億円
気仙沼信用金庫		150億円
石巻信用金庫		180億円
あぶくま信用金庫		200億円
那須信用組合	24年 3月30日	70億円
東北銀行	24年 9月28日	100億円
きらやか銀行	24年12月28日	300億円

（注）相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法(震災特例)を活用した5地域銀行の経営強化計画 平成 25 年9月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス		筑波銀行(茨城県土浦市)	七十七銀行(宮城県仙台市)	東北銀行(岩手県盛岡市)
	仙台銀行 (宮城県仙台市)	きらやか銀行 (山形県山形市)			
資本参加額 (資本参加時期)	300億円(23年9月)	300億円(24年12月)	350億円(23年9月)	200億円(23年12月)	100億円(24年9月)

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備			<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興に向けた組織的な取組みを強化するため、25年4月に営業本部内に「地域振興部」を、関連会社内にシンクタンク部門を新設 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査部に常駐する外部コンサルタントを増員し、事業再生支援に対する取組みを強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・アグリビジネス等、成長産業全体へのコンサルティング機能強化のため、25年4月に本部に「成長産業推進部」を新設 	
② 具体的な取組み			<ul style="list-style-type: none"> ・被災者との接点を拡充するため、被災営業店の新築移転を進めるとともに、巡回型移動店舗の営業を継続(仙台銀行) ・「仙台法人営業部」を新設し、人員を増員することにより、復興需要ニーズを掘り起こし、より復興ニーズの高い業種を集中的に訪問し復興支援を実施(きらやか銀行) ・グループ経営方針を「本業支援」に統一のうえ連携を強化し、県境を越えた業者紹介等のビジネスマッチングや両行間の協調融資により復興事業の促進に貢献(仙台銀行・きらやか銀行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者向けに、融資限度額や返済期間、金利等を優遇した商品を継続して提供 ・住宅ローン全先訪問や相談窓口の休日営業等により、顧客ごとの状況を把握し、生活再建をサポート ・地元自治体と連携し、観光誌の発刊や配布、各種復興イベントの企画・開催等を通じて地域経済の活性化に貢献 ・「食」と「ものづくり」を中心としたビジネス交流会や商談会を開催し、販路拡大、マッチング等の支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団移転専用住宅ローン「七十七震災復興支援住宅ローン(集団移転・借地型)」の取扱いを継続 ・被災企業の販路再構築支援のため、商談会の開催や個別商談機会の提供を実施 ・ABLを活用した震災復興資金の推進のため、「動産評価アドバイザー」の資格を15名が取得 ・各種補助金の申請サポートやつなぎ資金・自己資金部分にかかる資金需要への対応を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・震災で大きな被害を受けた農林水産業者や食品業者に対して、セミナーや商談会の開催、個別商談機会の提供等により生産・流通体制の再構築を支援 ・被災店舗の完全復旧による被災者への支援体制の強化 ・「エリア営業推進体制」の実施により、各営業店のエリアを明確化し、中小事業者を積極的に支援 ・運転資金等の円滑な供給のため、在庫・売掛金等を担保としたABLによる融資を実行
被災者向け 新規融資	事業性	2,672先/816億円	1,255件/325億円	16,436件/1,870億円	6,469件/2,581億円	2,492件/624億円
	消費性	944先/104億円	99件/15億円	5,688件/200億円	8,598件/1,153億円	223件/31億円
被災者向け 条件変更	事業性	248先/152億円	595件/186億円	3,202件/767億円	1,712先/1,390億円	998件/175億円
	消費性	204先/25億円	97件/17億円	173件/16億円	1,489先/190億円	73件/8億円
【参考】 25/9期の貸出金残高		5,545億円	9,226億円	1兆5,492億円	3兆8,736億円	5,092億円
産業復興機構の活用		決定20先/検討中3先	検討中2先	決定6先/検討中5先	決定45先/検討中31先	決定47先/検討中7先
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		決定35先/検討中24先	決定4先/検討中1先	決定4先/検討中15先	決定94先/検討中91先	決定35先/検討中22先
個人版私的整理 ガイドラインの活用		成立26件/検討中29件	成立2件	—	成立125件/検討中65件	成立16件/検討中21件

※ 計数は平成 25 年 11 月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成 25 年 12 月末時点)

金融機能強化法(震災特例)を活用した4信用金庫の経営強化計画 平成 25 年 9 月期の履行状況の概要

	宮古(岩手県宮古市)	気仙沼(宮城県気仙沼市)	石巻(宮城県石巻市)	あぶくま(福島県南相馬市)
資本参加額 (資本参加時期)	100億円(24年2月) 【国85億円、信金中金15億円】	150億円(24年2月) 【国130億円、信金中金20億円】	180億円(24年2月) 【国157億円、信金中金23億円】	200億円(24年2月) 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫(信金中金)から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

①実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集や提案力の強化を図るため、渉外担当職員を2名増員(25年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・三陸支店を盛支店に統合(25年11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・成長分野のニーズに的確に対応していくため、「新分野推進室」を新設し3名配置(25年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・山元支店を亘理支店に統合(25年7月) ・福島市など中通り地方を地区拡張(25年8月) 										
②具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・東北を中心に35の信金が協賛し開催した「よい仕事おこしフェア」(25年8月)を通じた取引先の販路開拓支援 ・東北地区信用金庫協会の主催により開催した「ビジネスマッチ東北2013」(25年11月)を通じた取引先の販路開拓支援 ・4金庫合計で14先について、NPO等の外部コーディネーターとの連携による他の地域での販路開拓支援を決定(25年度) 													
被災者向け新規融資	<ul style="list-style-type: none"> ・震災により事業再開が困難な状況にある事業者等を支援するため、公益法人と連携した新たな基金を創設 ・事業承継に伴うM&Aの活用支援を目的としてM&A仲介業者とM&A業務に関する協定を締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・NPOと連携した基金を活用 <ul style="list-style-type: none"> － 雇用・創業等助成金 155件/2億円 － 利子補給型融資 244件/19億円 ・復興に向け、既存の枠組みでは支援が届きにくい事業者等を支援するため、公益法人と連携した新たな基金を創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・震災により事業再開が困難な状況にある事業者等を支援するため、公益法人と連携した新たな基金を創設 ・東北地区内信用金庫と連携し開催した「しんきん企業家交流会 2013in 花巻」を通じた取引先の販路拡大支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・震災により事業再開が困難な状況にある事業者等を支援するため、公益法人と連携した新たな基金を創設 ・常設相談所における相談会及び移動相談会を開催(常設相談所と合せ 23年4月から12,533件の相談を受付) 										
被災者向け 新規融資	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50px;">事業性</td><td style="text-align: center;">498先/63億円</td></tr> <tr><td>消費性</td><td style="text-align: center;">313先/19億円</td></tr> </table>	事業性	498先/63億円	消費性	313先/19億円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50px;">889先/198億円</td></tr> <tr><td>136先/9億円</td></tr> </table>	889先/198億円	136先/9億円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50px;">580先/234億円</td></tr> <tr><td>423先/27億円</td></tr> </table>	580先/234億円	423先/27億円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50px;">516先/153億円</td></tr> <tr><td>164先/20億円</td></tr> </table>	516先/153億円	164先/20億円
事業性	498先/63億円													
消費性	313先/19億円													
889先/198億円														
136先/9億円														
580先/234億円														
423先/27億円														
516先/153億円														
164先/20億円														
被災者向け 条件変更	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50px;">事業性</td><td style="text-align: center;">108先/70億円</td></tr> <tr><td>消費性</td><td style="text-align: center;">69先/5億円</td></tr> </table>	事業性	108先/70億円	消費性	69先/5億円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50px;">113先/60億円</td></tr> <tr><td>274先/10億円</td></tr> </table>	113先/60億円	274先/10億円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50px;">181先/84億円</td></tr> <tr><td>100先/13億円</td></tr> </table>	181先/84億円	100先/13億円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50px;">367先/197億円</td></tr> <tr><td>437先/34億円</td></tr> </table>	367先/197億円	437先/34億円
事業性	108先/70億円													
消費性	69先/5億円													
113先/60億円														
274先/10億円														
181先/84億円														
100先/13億円														
367先/197億円														
437先/34億円														
【参考】 25/9期の貸出金残高	301億円	444億円	638億円	608億円										
産業復興機構の活用	決定20先/検討中 1先	決定20先/検討中 6先	決定21先/検討中10先	決定 4先										
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用	決定33先/検討中 9先	決定19先/検討中 9先	決定29先/検討中16先	決定 4先/検討中 1先										
個人版私的整理 ガイドラインの活用	成立 7件/検討中 2件	成立16件/検討中18件	成立30件/検討中 1件	成立 2件										

※ 計数は平成25年11月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成25年12月末時点)

金融機能強化法(震災特例)を活用した3信用組合の経営強化計画 平成 25 年 9 月期の履行状況の概要

	相双五城(福島県相馬市)	いわき(福島県いわき市)	那須(栃木県那須塩原市)
資本参加額 (資本参加時期)	160億円(24年1月) 【国139億円、全信組連21億円】	200億円(24年1月) 【国175億円、全信組連25億円】	70億円(24年3月) 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会(全信組連)から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

①実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先の避難状況を踏まえ、25年7月に亘理支店を開設 ・25年11月に五城信組と合併 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先の経営支援態勢の更なる整備強化を図るため、25年8月に、金融機関以外の経営革新等認定支援機関3者との連携を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・25年8月に、他の金融機関とともに「とちぎネットワークファンド」に参入し、中小規模事業者に対する事業再生支援態勢を強化
②具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・顧問契約を締結した中小企業診断士や福島県産業復興センターの専門家を派遣し、経営改善計画の策定を支援(21先) ・融資部を中心とする組織横断的な「債権管理サポートチーム」において、条件変更を含めた債権正常化に向けた対応を実施(延滞解消1,212先) ・営業店における休日融資相談会等を継続するとともに、休日相談会に併せ個別訪問活動を実施(震災以降、相談所と合わせて2,012件の相談を受付) ・取引先の事業承継支援に向け、(独)中小企業基盤整備機構と連携し、事業承継セミナーの開催を予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・顧問契約を締結した中小企業診断士等の外部専門家による相談会を毎月実施し、取引先の創業・事業改善等を支援(103件:49先) ・「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」等に採択された取引先に対し、引き続き、復興事業への資金供与を実施。(計98件、2,887百万円) ・広域的な販路拡大を希望する取引先に対し、首都圏等で開催される商談会・物産展等への出展を支援 ・定期的な個別訪問を継続することにより、私的整理ガイドラインの説明を行うとともに、積極的な利用を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・本部融資部及び全営業店に配置する経営改善支援担当者で構成する「事業再生支援チーム」において、積極的に取引先の経営改善計画の策定を支援(63先) ・中小企業診断士会と業務提携し、取引先に中小企業診断士を派遣して、事業再生を支援(5先) ・取引先の事業承継に対する支援の一環として、25年10月に事業承継セミナーを開催 ・被災者の実態把握のため、訪問や電話連絡等の活動を継続して実施
被災者向け 新規融資	310先/104億円 123先/15億円	126先/143億円 49先/7億円	1,727件(432先)/138億円 51件(39先)/1億円
被災者向け 条件変更	236先/78億円 179先/15億円	201先/223億円 67先/8億円	1,337件/175億円 52件/7億円
【参考】 25/9期の貸出金残高	278億円	989億円	383億円
産業復興機構の活用	決定5先	決定3先	—
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用	決定2先	決定2先/検討中5先	決定3先/検討中1先
個人版私的整理 ガイドラインの活用	成立1件/検討中2件	成立2件/検討中5件	—

※ 計数は平成25年11月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成25年12月末時点)

「経営者保証に関するガイドライン」の概要

[平成25年12月5日公表]

I. 保証契約時等の対応

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進

- (1) 保証を提供せずに資金調達を希望する場合は以下の経営状況が必要
- > 法人と経営者の関係を明確に区分・分離
 - > 財務状況や経営成績の改善を通じた返済能力の向上等による信用力の強化
 - > 信頼性の高い情報を債権者に開示・説明
- (2) 債権者は、保証の機能を代替する融資手法(注1)のメニューを充実
- (注1) 停止条件又は解除条件付保証契約、ABL等
- (3) 上記の経営状況等が将来に亘り維持されると見込まれる場合、保証を求めない融資や代替的な融資手法を活用する可能性を検討

2. 経営者保証の契約時の債権者の対応

- やむを得ず保証契約を締結する場合、以下の対応に努める
- (1) 主債務者や保証人に、保証契約の必要性、必要性が解消された場合の保証契約の変更・解除等見直しの可能性等を丁寧かつ具体的に説明
- (2) 適切な保証金額の設定
- > 形式的に保証金額を融資額と同額とせず、保証人の資産及び収入の状況等を総合的に勘案して設定
 - > 保証履行請求額に一定の基準日以降の保証人の収入は含まないなどの適切な対応を誠実に実施する旨を保証契約に規定

3. 既存の保証契約の適切な見直し

保証契約の見直しの申入れ時には、主債務者、保証人及び債権者は上記1.や2.に即して対応するが、特に事業承継時には以下のように対応

- (1) 主債務者や保証人は、経営者交代の事業への影響を説明するなど債権者の情報開示要請に適切に対応
- (2) 債権者は、後継者に当然に保証債務を引き継がせず、必要性を改めて検証。前経営者との保証契約の解除についても適切に判断

II. 保証債務の整理手続（準則型私的整理手続(注2)を原則利用）

1. 経営者の経営責任の在り方

一律かつ形式的に経営者の交代は求めず、経営者の帰責性や経営資質、事業再生への影響等を総合的に勘案し、経営者が引き続き経営に携わることに経済合理性が認められる場合には、これを許容

2. 保証債務の履行基準（残存資産の範囲）

- > 残存資産の範囲の決定に際し、保証人の履行能力、保証人の経営責任や信頼性、破産手続の自由財産の考え方との整合性等を総合的に勘案
- > 保証人は、自らの資力の情報開示、表明保証を行い、支援専門家が情報の正確性を確認
- > 債権者は、保証人の要請を受け、回収見込額の増加額(注3)を上限として、経営者の安定した事業継続、事業清算後の新たな事業の開始等のため一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等を残存資産に含めることを検討
- > 事業継続に必要な資産は、保証人から法人に譲渡し、保証債務の返済原資から除外

3. 保証債務の一部履行後に残存する保証債務の取扱い

保証人が表明保証した資力が事実には追加弁済する旨の契約締結等の要件が充足されれば、債権者は残存する保証債務の免除に誠実に対応

4. その他

- ① 債務整理を行った保証人の情報は、信用情報登録機関に報告・登録しない ② 平成26年2月1日より適用（準備体制が整った金融機関には先行適用）

(注2) 中小企業再生支援協議会、事業再生ADR、私的整理ガイドライン、特定調停等利害関係のない中立かつ公正な第三者が関与する私的整理手続及びこれに準ずる手続

(注3) 破産手続に至らなかつたことや、早期の清算手続の着手により保有資産の劣化防止が図られたことに伴う回収見込額の増加額

経営者保証に関するガイドラインQ&Aの主な概要

[平成25年12月5日公表]

I. 保証契約時等の対応 - 経営者保証に依存しない融資の一層の促進

中小企業が、保証を提供せずに資金調達を希望する場合は、以下のような対応が求められる

1. 法人と経営者との関係の明確な区分・分離

- 本社、工場等の事業用資産は法人所有とすることが望ましい。資産の処分が契約において制限されている場合や、自宅兼店舗等で明確な分離が困難な場合には、適切な賃料を支払う。
- 事業上の必要性が認められない法人から経営者への貸付は行わない、個人として消費した費用(飲食代等)について法人の経費処理としない
- 取締役会の適切な牽制機能の発揮等による社内管理体制の整備、「中小企業の会計に関する基本要領」等に拠った信頼性のある計算書類の作成

⇒ こうした対応状況についての公認会計士、税理士等の外部専門家による検証の実施と、対象債権者に対する検証結果の適切な開示が望ましい

金融機関等の対応

〔内外からのガバナンスが十分動いている場合〕

経営者保証を求めない可能性の検討

〔内外からのガバナンスが十分ではない場合〕

代替的な融資手法(注1)の活用 の検討

(注1) 停止条件又は解除条件付保証契約等

II. 保証債務の整理手続 - 保証債務の履行基準(残存資産の範囲)

➤ 保証人の手元に残る資産

- 破産手続における自由財産(現金99万円や差押禁止財産等破産財団に属しないとされる財産)
- 経営者たる保証人による早期の事業再生等の着手の決断に対し、債権者は(主たる債務と保証債務を合算した)回収見込額の増加額(注2)の範囲内で、上記の自由財産に加えて、安定した事業継続等のため、「一定期間の生計費に相当する現預金」や「華美でない自宅」等を残存資産に含めることを検討(ただし、主たる債務の整理手続の最終後に保証債務の整理を開始したときは、この限りでない)。

(注2) 破産手続に至らなかったこと、あるいは早期の清算手続の着手により保有資産の劣化防止が図られたこと、に伴う債権者の回収見込額の増加額

< 残存資産検討の目安 >

- 一定期間の生計費に相当する現預金: 「一定期間」 ⇒ 雇用保険の給付期間(90日～330日)の考え方を参考
「生計費」 ⇒ 1月当たりの「標準的な世帯の必要生計費」として民事執行法施行令で定める額(33万円)
- 華美でない自宅: 安定した事業継続等に必要な場合 ⇒ 残存資産に含めることを検討
上記に該当しない場合 ⇒ 当分の間住み続けられるよう、処分換価の代わりに、当該資産の公正な価額から担保権者等への優先弁済額を控除した金額の分割弁済を許容



[ホーム](#) > [報道発表資料](#) >


平成25年12月11日

金融庁

「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用について

金融庁は、12月11日、別紙のとおり、「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用について、次の金融機関関係団体等に対し、要請しました。

- (社)全国銀行協会会長
- (社)全国地方銀行協会会長
- (社)第二地方銀行協会会長
- (社)信託協会会長
- (社)全国信用金庫協会会長
- (社)全国信用組合中央協会会長
- (株)商工組合中央金庫代表取締役社長
- 農林中央金庫代表理事理事長
- 日本貸金業協会会長

(別紙)  [「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用について\(PDF:94KB\)](#)

お問い合わせ先

金融庁 監督局総務課監督調査室
Tel 03-3506-6000(代表)(内線3379、3314)

平成 25 年 12 月 11 日
金 融 庁

「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用について

平成 25 年 12 月 5 日に「経営者保証に関するガイドライン研究会」から「経営者保証に関するガイドライン」が公表され、平成 26 年 2 月 1 日から適用（準備態勢が整った金融機関は先行適用）されます。

本ガイドラインの積極的な活用により、中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業」という。）、経営者及び金融機関の継続かつ良好な信頼関係の構築・強化とともに、各ライフステージにおける中小企業や創業を志す者（以下「中小企業等」という。）の取組意欲の増進が図られ、ひいては中小企業金融の実務の円滑化を通じて中小企業等の活力が一層引き出され、日本経済の活性化に資することが期待されます。

また、本ガイドラインの公表と同日に閣議決定された「好循環実現のための経済対策」においても、地域経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者の革新を推進するための施策として、「経営者保証に関するガイドラインの利用促進」が盛り込まれたところです。

当庁としては、金融機関等による積極的な活用を通じて、本ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくことが重要であると考えております。

については、貴協会傘下機関に対し、下記を周知徹底方宜しくお願いいたします。

記

- (1) 営業現場の第一線まで本ガイドラインの趣旨や内容の周知徹底を図るとともに、顧客に対する幅広い周知・広報の実施、社内規程や契約書の整備等、所要の態勢整備に早急に取り組むこと。
- (2) 本ガイドラインの適用に関する準備が整った場合は、適用開始日を待たず、先行してガイドラインに即した対応を開始すること。
- (3) 中小企業等からの相談には、その実情に応じてきめ細かく対応し、必要に応じ外部機関や外部専門家とも連携しつつ、本ガイドラインの積極的な活用を努めること。

以 上

「経営者保証に関するガイドライン」の策定に伴う監督指針の改正(26年2月1日適用)のポイント

○「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着等」という新たな評価項目を設け、以下のような着眼点を規定

- ガイドラインを踏まえ、経営者保証への対応方針の明確化
- ガイドラインに基づく対応を適切に行うための社内規程やマニュアル、契約書の整備等
- 経営者保証の機能を代替する融資手法(停止条件又は解除条件付保証契約、ABL等)のメニューの充実
- 中小企業等において法人個人の一体性の解消が図られている等と認められる場合は、経営者保証を求めない可能性等を検討する態勢の整備

○「与信取引等に関する顧客への説明態勢」に係る評価項目について、以下の事項を盛り込む

- 契約時点等における説明に関する着眼点に、保証契約締結時における保証契約の必要性等の説明を丁寧かつ具体的に行う旨を追記
- 経営者等に保証を求める場合における、契約締結の客観的合理的理由の説明の留意点に、「経営者保証に関するガイドライン」の規定に基づき客観的合理的理由の説明を行う旨を追記
- 貸付に関する基本的な経営の方針(クレジットポリシー等)との整合性について検証する際の留意点に、「経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図る」との観点を追記
- 借り手企業との取引関係の見直し等を行う場合の対応についての検証の着眼点に、ガイドラインに基づき、借り手企業の事業承継時の対応(後継者に当然に保証債務を引き継がせず、必要性を改めて検証等)が適切に行われる態勢が整備されているかを追記
- 延滞債権の回収等を行う場合における、適切な対応態勢の整備状況について検証する際の留意点に、ガイドラインに即し、保証人の手元に残すことができる残存資産の範囲について、保証人の履行能力、破産手続における自由財産の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定する態勢となっているかを追記

○「金融仲介機能の発揮」に係る評価項目について、以下の事項を盛り込む

- 金融機関の基本的役割に、ガイドラインの趣旨を踏まえ、経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図るとともに、ガイドラインで示された合理性が認められる保証契約の在り方に基づく対応を行うことが必要である旨を追記
- 金融仲介機能を発揮するための態勢整備の状況について検証する際の着眼点に、経営者保証の機能を代替する融資手法のメニューの充実に図るよう努めているかを追記
- 債務者からの要請があった場合には、ガイドラインに基づき、経営者保証を求めない可能性等を検討する態勢が整備されているかを着眼点として追記

○「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立等」に係る評価項目について、以下の事項を盛り込む

- 第三者の個人連帯保証の履行時における保証人の履行能力等を踏まえた対応を行う態勢を検証する際の留意点に、ガイドラインの活用を検討し、ガイドラインに基づく対応を行う態勢が整備されているかを追記

「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集について

(平成26年6月4日公表)

本年2月より適用が開始された「経営者保証に関するガイドライン」の活用に関して、金融機関等により広く実践されることが望ましい取組みを事例集として取りまとめ、公表。

これにより、金融機関等によるガイドラインの積極的な活用に向けた取組みが促進され、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくとともに、中小企業等にとっても思い切った事業展開や早期の事業再生等の取組みの参考となること、さらには、その他の経営支援の担い手が行う経営支援の一助となることを期待。

<掲載事例（計23事例）>

本事例集は、「経営者保証に依存しない融資の一層の促進」、「適切な保証金額の設定」、「既存の保証契約の適切な見直し」、「保証債務の整理」の4項目で構成。

経営者保証に依存しない融資の一層の促進(11事例)

- 経営者保証を求めなかった事例
- 経営者保証の機能を代替する融資手法を活用した事例

既存の保証契約の適切な見直し（6事例）

- 保証契約の期限到来に伴い、経営者保証を解除した事例
- 経営者の交替に際し、前経営者の保証を解除し、新経営者から保証を求めなかった事例 等

適切な保証金額の設定(4事例)

- 経営者保証以外の手段による保全状況等を考慮して、保証金額の設定、減額を行った事例

保証債務の整理(2事例)

- 中小企業再生支援協議会を活用して保証債務を整理した事例
- 事業再生ADRを活用して保証債務を整理した事例

金融機関における貸付条件の変更等の状況

◆ 貸付条件の変更等の状況(平成26年3月末時点)

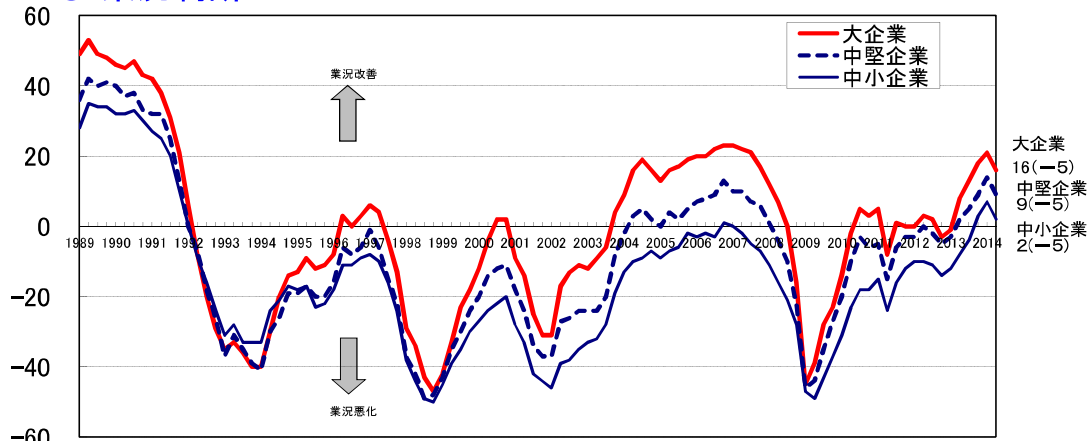
上段は件数、下段括弧内は金額(単位:億円)

	申込み	実行 (A)	謝絶 (B)	実行率 [A/(A+B)]
【中小企業者向け貸付】 金融機関合計(1482)	5,529,573 (1,502,926)	5,208,691 (1,427,796)	130,563 (34,581)	97.6%
【住宅ローン】 金融機関合計(1482)	378,661 (58,895)	310,079 (48,563)	27,419 (4,263)	91.9%

(注)上記金融機関(1482)は、銀行(141)、信用金庫(268)、信用組合(156)、労働金庫(14)、系統金融機関(903)の合計。

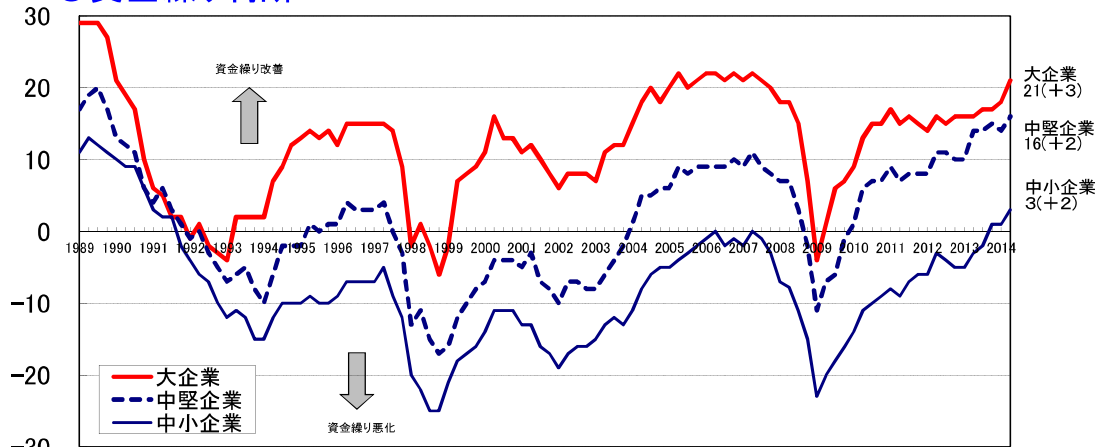
日銀短観D.I. の推移

○ 業況判断



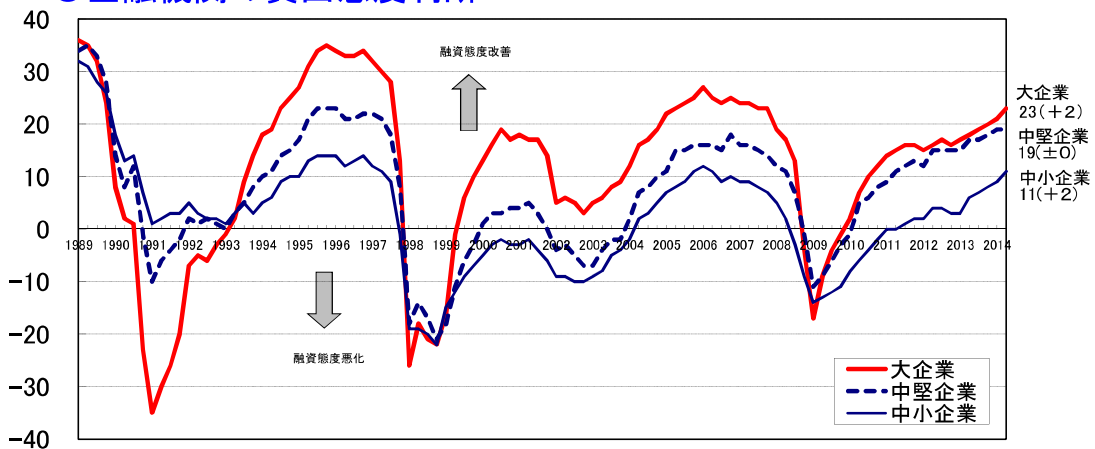
※業況判断D.I.は、「良い」の社数構成比から「悪い」の社数構成比を引いて算出。

○ 資金繰り判断



※資金繰り判断D.I.は、「楽である」の社数構成比から「苦しい」の社数構成比を引いて算出。

○ 金融機関の貸出態度判断

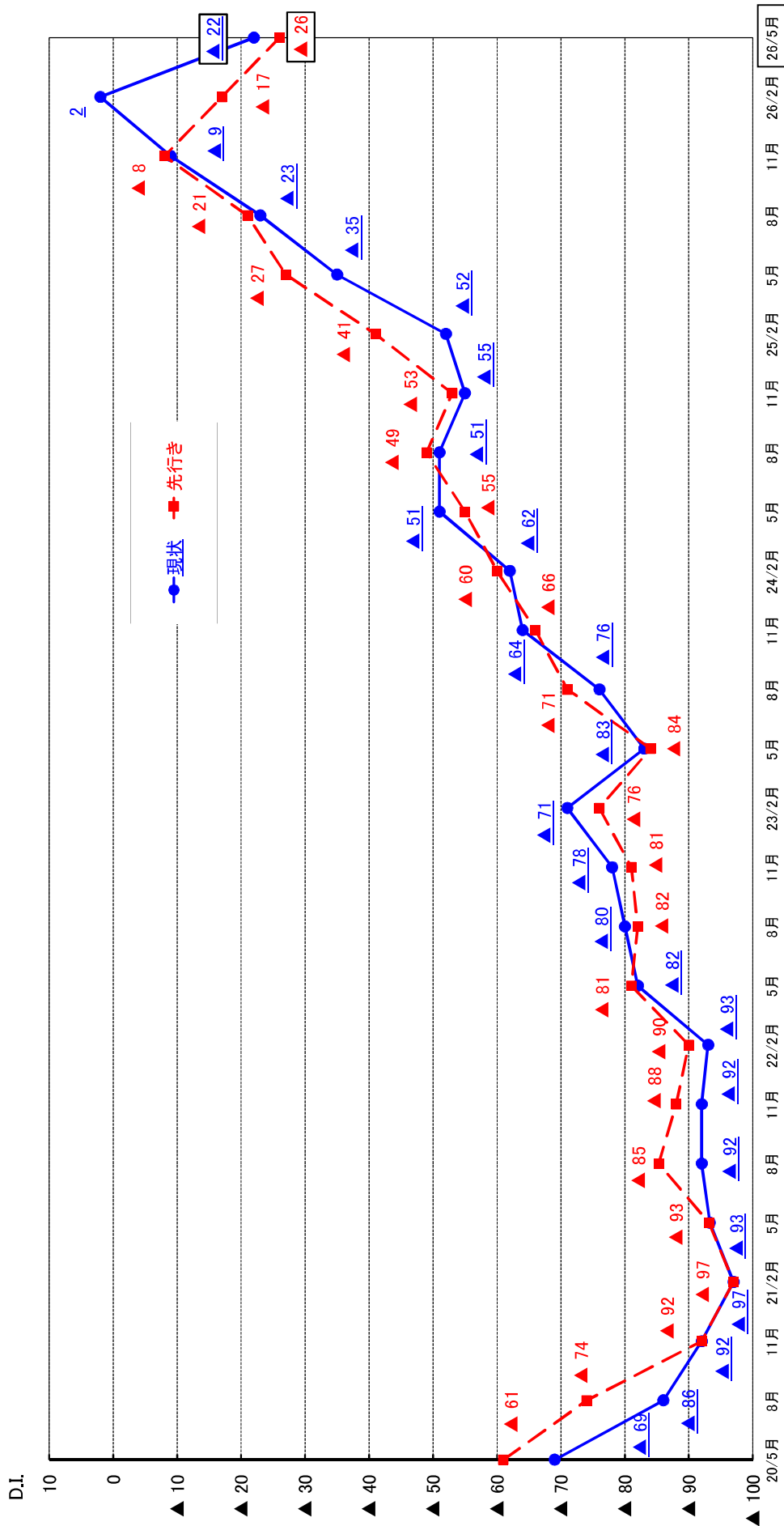


※金融機関の貸出態度判断D.I.は、「緩い」の社数構成比から「厳しい」の社数構成比を引いて算出。

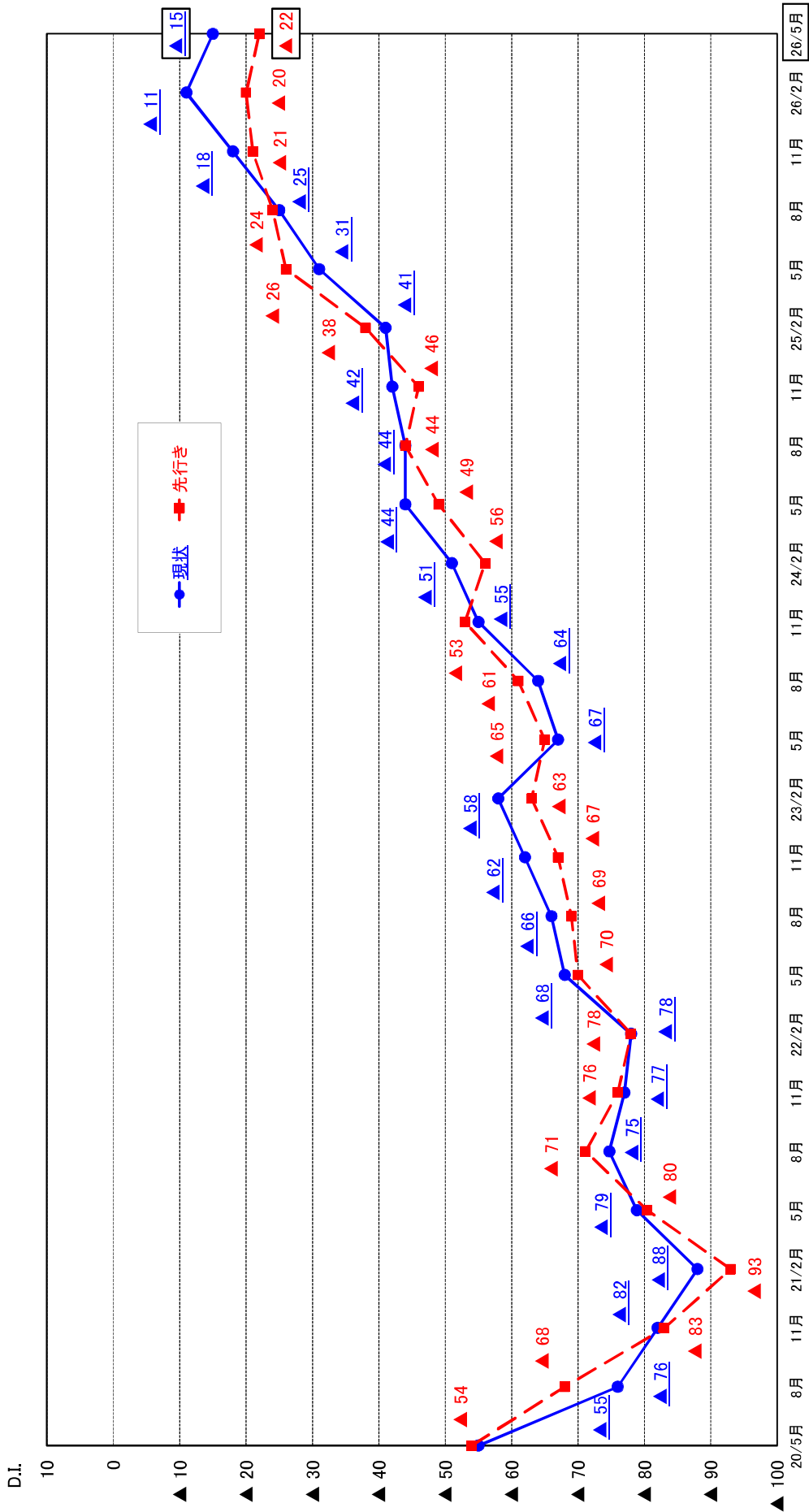
(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
 (注) 数字は2014年6月調査時点。(カッコ内の数字は前回調査(2014年3月)との比較)

中小企業の業況等に関するアンケート調査結果

1. 中小企業の業況の「現状D.I.」及び「先行きD.I.」の推移



2. 中小企業の資金繰りの「現状D.I.」及び「先行きD.I.」の推移



法人向け貸出残高の推移(国内銀行)表

(単位:兆円,%)

月末	法人向け全体 貸出残高	前年同月比	中小企業向け		中堅・大企業向け	
				前年同月比		前年同月比
2012.01	266.8	▲ 0.1	168.6	▲ 1.4	98.2	2.3
2012.02	266.8	0.1	168.7	▲ 1.1	98.1	2.3
2012.03	271.5	▲ 0.4	172.8	▲ 1.5	98.7	1.6
2012.04	266.4	▲ 0.5	168.5	▲ 1.5	97.9	1.2
2012.05	264.3	▲ 0.4	166.3	▲ 1.3	98.0	1.2
2012.06	267.7	0.3	169.0	▲ 0.7	98.7	2.0
2012.07	265.9	▲ 0.2	166.8	▲ 1.2	99.1	1.6
2012.08	265.6	0.2	166.3	▲ 0.7	99.4	1.8
2012.09	270.9	0.3	170.7	▲ 0.5	100.2	1.6
2012.10	266.7	0.3	166.5	▲ 1.2	100.2	2.7
2012.11	267.5	0.4	166.7	▲ 1.0	100.7	2.9
2012.12	272.7	1.0	170.5	▲ 0.8	102.2	4.1
2013.01	270.4	1.3	167.8	▲ 0.5	102.6	4.4
2013.02	270.6	1.4	167.9	▲ 0.5	102.7	4.7
2013.03	275.5	1.5	172.4	▲ 0.2	103.0	4.4
2013.04	270.2	1.4	167.5	▲ 0.6	102.7	4.9
2013.05	269.7	2.1	166.6	0.2	103.1	5.2
2013.06	272.2	1.7	168.4	▲ 0.3	103.7	5.1
2013.07	271.8	2.2	167.9	0.7	103.9	4.8
2013.08	271.9	2.4	168.6	1.4	103.3	4.0
2013.09	276.3	2.0	171.6	0.5	104.7	4.5
2013.10	272.0	2.0	168.5	1.2	103.5	3.3
2013.11	274.4	2.6	170.3	2.1	104.1	3.3
2013.12	278.9	2.2	173.8	1.9	105.1	2.8
2014.01	276.7	2.3	171.1	1.9	105.7	3.0
2014.02	276.6	2.2	170.7	1.7	105.9	3.1
2014.03	280.7	1.9	175.5	1.8	105.2	2.1
2014.04	276.4	2.3	170.5	1.8	105.8	3.0
2014.05	275.7	2.2	170.4	2.3	105.2	2.1
2014.06	278.4	2.3	171.5	1.8	106.9	3.1

(出典)日本銀行「現金・現金・貸出金」

○法人向け貸出残高は「貸出先別貸出金」の「貸出金」から「地方公共団体」「個人」「海外円借款等」を除いた計数(個人企業を含む)。

○「中小企業」:資本金3億円(卸売は1億円、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円)以下、または常用従業員300人(卸売業、サービス業は100人、小売業、飲食店は50人)以下の企業(法人および個人企業)への貸出しを指す。サービス業は物品賃貸業、宿泊業、医療・福祉等。

不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金調達

1. 主要行の取組み

(年度末貸出残高) (単位: 億円)

	23年度末	24年度末	25年度末
動産・債権譲渡担保融資	5,243	6,221	6,598
うち動産担保融資	2,649	2,733	2,949
うち債権譲渡担保融資	2,594	3,488	3,649
財務制限条項を活用した融資	—	525,758	569,966

※ 24年度末はデータ制約上、一部25年4月末残高の 計数を含む。

2. 地域金融機関の取組み

(年度末貸出残高) (単位: 億円)

	23年度末	24年度末	25年度末
動産・債権譲渡担保融資	3,669	5,048	7,615
うち動産担保融資	1,569	2,041	3,758
うち債権譲渡担保融資	2,130	3,007	3,857
財務制限条項を活用した融資	—	176,760	170,822

平成 26 年 8 月 27 日

金融庁

偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について

偽造キャッシュカード犯罪、盗難キャッシュカード犯罪、盗難通帳犯罪及びインターネットバンキング犯罪による預金等の不正払戻し等の被害について、各金融機関からの報告を基に、被害発生状況及び金融機関による補償状況を別紙 1～4 のとおり、取りまとめました。

対象期間

以下の期間に発生した被害について、犯罪類型ごとに集計しています。

- 偽造キャッシュカード犯罪：平成 12 年 4 月から平成 26 年 3 月
- 盗難キャッシュカード犯罪：平成 17 年 2 月から平成 26 年 3 月
- 盗難通帳犯罪：平成 15 年 4 月から平成 26 年 3 月
- インターネットバンキング犯罪：平成 17 年 2 月から平成 26 年 3 月

概要

1. 被害発生状況

(注)「計」欄は、犯罪類型ごとの上記集計対象期間に発生した被害の件数及び平均被害額になります。

○被害発生件数

(単位:件)

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	対象期間計
偽造キャッシュカード	273	482	901	271	5,507
盗難キャッシュカード	6,607	5,338	3,871	3,283	49,102
盗難通帳	244	183	141	120	3,018
インターネットバンキング	78	162	148	1,903	2,874

○平均被害額

(単位:万円)

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	対象期間計
偽造キャッシュカード	91	70	77	27	95
盗難キャッシュカード	59	54	46	43	52
盗難通帳	92	114	62	102	180
インターネットバンキング	113	244	102	113	120

2. 金融機関による補償状況

(注1) 預貯金者保護法の施行は、18年2月10日です。

(注2) 補償件数は、金融機関が処理方針を決定した被害のうち、被害金額の全額または一部を補償した件数の合計です。

(注3) 「計」欄は、犯罪類型ごとの集計対象期間に発生した被害の件数になります。

○偽造キャッシュカード

(単位:件)

年度	処理方針決定済			
		補償		補償しない
22年度	260	243 (93.5%)	17	(6.5%)
23年度	480	458 (95.4%)	22	(4.6%)
24年度	882	845 (95.8%)	37	(4.2%)
25年度	232	221 (95.3%)	11	(4.7%)
対象期間計 (平成12年4月～平成26年3月)	5,360	5,146 (96.0%)	(注1) 214	(4.0%)
		(注2) (98.8%)		

(注1) 金融機関が補償しないとした主な理由は、「預貯金者からの補償請求の取下げ等(104件)」、「預貯金者に重大な過失がある(27件)」などでした。

(注2) 処理方針決定件数のうち、当初、偽造キャッシュカードによる不正払戻しとして申出があったものの、調査の結果、配偶者や親族による払戻しであり、偽造キャッシュカードによる不正払戻しでないことが判明した件数等を除いた場合の対象期間における補償率です。

○盗難キャッシュカード

(単位:件)

年度	処理方針決定済			
		補償		補償しない
22年度	6,592	3,735 (56.7%)	2,857	(43.3%)
23年度	5,303	2,662 (50.2%)	2,641	(49.8%)
24年度	3,835	1,631 (42.5%)	2,204	(57.5%)
25年度	2,796	941 (33.7%)	1,855	(66.3%)
対象期間計 (平成17年2月～平成26年3月)	48,462	26,683 (55.1%)	(注1) 21,779	(44.9%)
		(注2) (82.2%)		

(注1) 金融機関が補償しないとした主な理由は、「預貯金者からの補償請求の取下げ等(7,089件)」、「遺失等による不正払戻し(4,038件)」、「預貯金者の配偶者や親族による払戻し(2,604件)」などでした。

(注2) 処理方針決定件数のうち、当初、盗難キャッシュカードによる不正払戻しとして申出があったものの、調査の結果、配偶者や親族による払戻しであり、盗難キャッシュカードによる不正払戻しでないことが判明した件数等を除いた場合の対象期間における補償率です。

○盗難通帳

(単位:件)

年度		処理方針決定済			
		補償		補償しない	
22年度	234	130	(55.6%)	104	(44.4%)
23年度	177	109	(61.6%)	68	(38.4%)
24年度	133	84	(63.2%)	49	(36.8%)
25年度	90	59	(65.6%)	31	(34.4%)
対象期間計 (平成15年4月～平成26年3月)	2,823	1,101	(39.0%)	1,722	(61.0%)
			(注) (50.2%)		

(注) 処理方針決定件数のうち、当初、盗難通帳による不正払戻しとして申出があったものの、調査の結果、配偶者や親族による払戻しであり、盗難通帳による不正払戻しでないことが判明した件数等を除いた場合の対象期間における補償率です。

○インターネットバンキング

(単位:件)

年度		処理方針決定済			
		補償		補償しない	
22年度	52	29	(55.8%)	23	(44.2%)
23年度	157	108	(68.8%)	49	(31.2%)
24年度	144	103	(71.5%)	41	(28.5%)
25年度	1,459	1,298	(89.0%)	161	(11.0%)
対象期間計 (平成17年2月～平成26年3月)	2,288	1,885	(82.4%)	403	(17.6%)
			(注) (90.9%)		

(注) 処理方針決定件数のうち、当初、本人以外による不正払戻しとして申出があったものの、調査の結果、配偶者や親族による払戻しであり、不正払戻しでないことが判明した件数等を除いた場合の対象期間における補償率です。

お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000(代表)

監督局 銀行第1課 (内線 3323、3324)

銀行第2課 (内線 3365、3367)

協同組織金融室 (内線 3381、3736)

郵便貯金・保険監督参事官室 (内線 2612、2615)

[\(別紙1\) 偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し \(被害発生状況・補償状況\)](#)

[\(別紙2\) 盗難キャッシュカードによる預金等不正払戻し \(被害発生状況・補償状況\)](#)

(別紙3) 盗難通帳による預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙4) インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均 被害額 (万円)	計	処理方針決定済 補償	補償 しない	調査・ 検討中等
12年度	-	-	1	18	-	-	-	-	1	18	1,857	1	1	-	-
13年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14年度	2	9	4	5	1	3	1	1	8	19	245	7	6	1	1
15年度	68	251	30	60	6	10	4	8	108	331	307	107	101	6	1
16年度	338	830	92	150	10	20	28	61	468	1,063	227	465	440	25	3
17年度	589	040	199	202	36	51	107	86	911	980	107	909	888	21	2
18年度	341	282	242	256	30	20	26	16	639	577	90	622	602	20	17
19年度	326	147	141	116	212	157	25	14	704	436	61	679	655	24	25
20年度	196	96	166	114	36	34	37	44	435	290	66	425	413	12	10
21年度	230	118	41	16	11	4	24	29	306	189	55	291	273	18	15
22年度	211	157	48	85	1	0	13	5	273	249	91	260	243	17	13
23年度	354	215	88	80	8	16	32	26	482	337	70	480	458	22	2
24年度	661	465	132	136	34	29	74	68	901	700	77	882	845	37	19
4月～6月	79	66	13	8	2	0	8	3	102	80	78	102	99	3	-
7月～9月	146	86	50	57	4	7	25	12	225	163	72	222	204	18	3
10月～12月	349	281	67	70	27	21	38	48	481	420	87	468	457	11	13
1月～3月	87	31	2	0	1	0	3	4	93	36	39	90	85	5	3
25年度	259	71	8	2	1	0	3	1	271	75	27	232	221	11	39
4月～6月	65	15	1	0	1	0	1	0	68	16	23	66	62	4	2
7月～9月	88	23	1	0	-	-	-	-	89	23	26	84	82	2	5
10月～12月	62	19	4	1	-	-	1	0	67	21	32	56	54	2	11
1月～3月	44	12	2	1	-	-	1	0	47	13	28	26	23	3	21
計	3,555	3,286	1,192	1,248	386	351	374	366	5,507	5,252	95	5,360	5,146	214	147
構成比	64.6%	62.6%	21.6%	23.8%	7.0%	6.7%	6.8%	7.0%	100.0%	100.0%	96.3%	100.0%	96.0%	4.0%	4.0%

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信済連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等95.8%(3,343件/3,491件)、地方銀行97.7%(1,116件/1,142件)、第二地方銀行96.3%(362件/376件)、信金等92.6%(325件/351件)。

盗難キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		償金等		計			補償の状況(件)				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	計	処理方針決定済補償全額	75%又は一部	補償しない	調査・検討中等
17年2月～3月	154	187	184	202	23	24	107	97	468	512	109	466	260	69	137	2
17年度	3,070	2,359	1,806	1,238	388	251	894	518	6,158	4,367	70	6,141	3,297	799	2,045	17
18年度	3,992	1,633	1,821	1,054	389	172	711	347	6,913	3,207	46	6,884	3,335	968	2,581	29
19年度	3,461	1,322	1,152	619	209	89	497	219	5,319	2,251	42	5,318	2,127	852	2,339	1
20年度	3,500	1,565	993	520	178	120	435	207	5,106	2,414	47	5,100	1,811	907	2,382	6
21年度	4,227	1,857	1,068	624	213	153	531	301	6,039	2,936	48	6,027	1,772	1,517	2,738	12
22年度	4,450	2,397	1,159	871	304	207	694	480	6,607	3,956	59	6,592	1,653	2,082	2,857	15
23年度	3,684	1,764	916	640	216	144	522	333	5,338	2,884	54	5,303	1,209	1,453	2,641	35
24年度	2,840	1,149	610	387	119	70	302	103	3,071	1,000	40	3,835	794	837	2,204	30
4月～6月	751	329	199	137	37	22	98	62	1,085	551	50	1,077	227	255	595	8
7月～9月	757	275	156	100	35	26	76	37	1,024	440	42	1,020	209	234	577	4
10月～12月	756	286	147	97	34	23	74	47	1,011	454	44	997	205	198	594	14
1月～3月	576	257	108	62	13	5	54	35	751	361	48	741	153	150	438	10
25年度	2,588	1,007	433	270	72	35	190	117	3,283	1,431	43	2,796	450	491	1,855	487
4月～6月	712	293	102	35	19	10	40	16	873	355	40	853	157	154	542	20
7月～9月	739	266	107	85	12	4	45	31	903	388	43	872	133	141	598	31
10月～12月	689	272	142	96	26	16	60	42	917	428	46	811	131	160	520	106
1月～3月	448	174	82	52	15	4	45	26	590	258	43	260	29	36	195	330
計	31,966	15,245	10,142	6,440	2,111	1,277	4,883	2,808	49,102	25,771	52	48,462	16,708	9,975	21,779	640
構成比	65.1%	59.2%	20.7%	25.0%	4.3%	5.0%	9.9%	10.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	34.5%	20.6%	44.9%	—

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)・信金等「」は信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信濃連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等44.2%(13,863件/31,593件)、地方銀行74.0%(7,383件/9,973件)、第二地方銀行74.4%(1,554件/2,089件)、信金等78.7%(3,783件/4,807件)。

盗難通帳による預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙3)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	計	補償	処理方針決定済補償 補償し ない	調査・検討中等
15年度	234	891	325	798	38	112	77	158	674	1,961	290	673	165	508	1
16年度	73	195	148	123	19	44	65	63	305	426	139	305	60	245	-
17年度	100	909	131	84	13	11	39	34	283	1,040	367	283	64	219	-
18年度	82	140	124	108	14	13	37	32	257	294	114	218	60	158	39
19年度	175	336	72	65	15	14	29	52	291	468	160	221	115	106	70
20年度	192	276	59	29	9	9	15	17	275	332	121	262	148	114	13
21年度	140	197	71	54	9	3	25	15	245	271	110	227	107	120	18
22年度	152	160	65	46	8	4	19	13	244	224	92	234	130	104	10
23年度	101	144	60	42	10	7	12	14	183	209	114	177	109	68	6
24年度	75	37	47	36	8	1	11	11	141	87	62	133	84	49	8
4月～6月	25	9	11	9	3	0	5	7	44	27	63	42	27	15	2
7月～9月	13	9	20	15	1	0	4	2	38	27	71	36	24	12	2
10月～12月	20	9	7	3	2	0	1	0	30	13	45	29	14	15	1
1月～3月	17	9	9	8	2	0	1	1	29	18	64	26	19	7	3
25年度	68	47	30	59	5	3	17	13	120	123	102	90	59	31	30
4月～6月	17	14	7	9	-	-	1	0	25	24	96	24	18	0	1
7月～9月	22	21	7	36	2	2	3	1	34	62	182	27	16	11	7
10月～12月	17	10	13	11	2	0	8	1	40	24	60	30	19	11	10
1月～3月	12	2	3	1	1	0	5	9	21	13	63	9	6	3	12
計	1,392	3,336	1,132	1,449	148	226	346	427	3,018	5,440	180	2,823	1,101	1,722	195
構成比	46.1%	61.3%	37.5%	26.6%	4.9%	4.2%	11.5%	7.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	39.0%	61.0%	100.0%

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等44.0%(581件/1,320件)、地方銀行31.2%(329件/1,053件)、第二地方銀行44.7%(59件/132件)、信金等41.5%(132件/318件)。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙4)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	計	補償	補償しない	処理方針決定済	調査・検討中等
17年2月～3月	-	-	1	0	-	-	-	-	1	0	0	1	-	1	-	-
17年度	34	34	10	58	2	2	3	9	49	105	214	49	38	11	-	-
18年度	87	104	8	4	2	0	5	20	102	129	127	98	69	29	4	4
19年度	226	185	5	4	1	0	1	0	233	191	81	211	186	25	22	22
20年度	127	129	5	5	1	3	3	2	136	141	104	69	38	31	67	67
21年度	53	22	6	89	3	3	-	-	62	116	187	48	16	32	14	14
22年度	64	65	7	19	3	2	4	0	78	88	113	52	29	23	26	26
23年度	90	172	39	99	10	52	23	71	162	395	244	157	108	49	5	5
24年度	141	141	6	8	-	-	1	1	148	151	102	144	103	41	4	4
4月～6月	27	20	-	-	-	-	-	-	27	20	74	27	19	8	-	-
7月～9月	25	16	-	-	-	-	-	-	25	16	67	24	20	4	1	1
10月～12月	44	36	1	0	-	-	-	-	45	36	80	44	31	13	1	1
1月～3月	45	68	5	8	-	-	1	1	51	78	153	49	33	16	2	2
25年度	1,822	1,882	63	194	14	76	4	4	1,903	2,157	113	1,459	1,298	161	444	444
4月～6月	173	151	4	6	1	3	-	-	178	163	91	175	148	27	3	3
7月～9月	468	390	8	31	2	5	-	-	478	427	89	458	423	45	10	10
10月～12月	580	603	26	56	4	14	1	1	611	675	110	581	529	52	30	30
1月～3月	601	734	25	100	7	53	3	2	636	890	140	235	198	37	401	401
計	2,644	2,739	150	484	36	142	44	110	2,874	3,476	120	2,288	1,885	403	586	586
構成比	92.0%	78.8%	5.2%	13.9%	1.3%	4.1%	1.5%	3.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	82.4%	17.6%	17.6%	17.6%

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信通連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等84.1%(1,782件/2,119件)、地方銀行66.4%(75件/113件)、第二地方銀行55.0%(7件/20件)、信金等58.3%(21件/36件)。

平成 26 年 8 月 27 日
金融庁

偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況
(平成 26 年 3 月末) について

金融庁では、預金取扱金融機関を対象として、「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況（平成 26 年 3 月末）」に係るアンケート調査を実施し、その結果を別添のとおり取りまとめましたので公表します。

お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000 (代表)
監督局 銀行第 1 課 (内線 3323、3324)
銀行第 2 課 (内線 3365、3367)
協同組織金融室 (内線 3381、3736)
郵便貯金・保険監督参事官室 (内線 2612、2615)

(別添) 偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況 (平成 26 年 3 月末)

偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(平成26年3月末)

○ 本調査結果は各預金取扱金融機関の平成26年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表するものである。

[表に関する説明]

- ・主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行を指す。
- ・埼玉りそな銀行については、地方銀行に含む。
- ・その他の銀行とは、主要行等、地方銀行及び第二地方銀行以外の銀行(ゆうちょ銀行含む)を指す。
- ・ATMとはATM、CD及びこれに類する機能を有する機器を指す。
- ・パーセントは小数第二位を四捨五入。

[調査結果]

1. 基本情報

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	個人向けインターネットバンキング実施金融機関数②	法人向けインターネットバンキング実施金融機関数③	ATM設置台数④	キャッシュカード発行枚数⑤
主要行等	10	9	6	26,322	112,929
地銀	65	65	65	38,954	112,761
第二地銀	41	41	41	12,012	29,188
その他の銀行	16	22	30	51,251	174,882
信用金庫	267	264	264	19,799	51,239
信用組合	136	62	51	2,247	5,185
労働金庫	13	13	13	1,908	8,648
計	548	476	470	152,493	494,832
農漁協等	892	892	0	12,551	22,028
総計	1,440	1,368	470	165,044	516,860

2. キャッシュカードに関すること

(ICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	ICキャッシュカード導入済み金融機関数⑥		ICキャッシュカード対応ATM台数⑦		ICキャッシュカード発行枚数⑧	
		⑥/①		⑦/④		⑧/⑤	
主要行等	10	7	70.0%	25,369	96.4%	25,884	22.9%
地銀	65	65	100.0%	34,924	89.7%	23,038	20.4%
第二地銀	41	39	95.1%	9,055	75.4%	4,665	16.0%
その他の銀行	16	7	43.8%	51,244	100.0%	50,465	28.9%
信用金庫	267	203	76.0%	15,148	76.5%	6,493	12.7%
信用組合	136	43	31.6%	907	40.4%	379	7.3%
労働金庫	13	13	100.0%	1,908	100.0%	7	0.1%
計	548	377	68.8%	138,555	90.9%	110,931	22.4%
農漁協等	892	891	99.9%	12,318	98.1%	8,135	36.9%
総計	1,440	1,268	88.1%	150,873	91.4%	119,066	23.0%

(生体認証機能付きICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	生体認証キャッシュカード導入済み金融機関数⑨		生体認証キャッシュカード対応ATM台数⑩		生体認証キャッシュカード発行枚数⑪	
			⑨/①		⑩/④		⑪/⑤
主要行等	10	6	60.0%	23,931	90.9%	18,685	16.5%
地銀	65	50	76.9%	21,584	55.4%	10,484	9.3%
第二地銀	41	9	22.0%	2,502	20.8%	398	1.4%
その他の銀行	16	2	12.5%	26,750	52.2%	41,174	23.5%
信用金庫	267	78	29.2%	5,337	27.0%	1,559	3.0%
信用組合	136	11	8.1%	339	15.1%	163	3.1%
労働金庫	13	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	548	156	28.5%	80,443	52.8%	72,463	14.6%
農漁協等	892	140	15.7%	1,999	15.9%	24	0.1%
総計	1,440	296	20.6%	82,442	50.0%	72,487	14.0%

3. インターネットバンキングに関すること

(取引時における本人認証の状況(個人向け))

業態	個人向けインターネットバンキング実施金融機関数②	可変パスワード導入済み金融機関数⑫	
			⑫/②
主要行等	9	9	100.0%
地銀	65	65	100.0%
第二地銀	41	40	97.6%
その他の銀行	22	18	81.8%
信用金庫	264	262	99.2%
信用組合	62	25	40.3%
労働金庫	13	13	100.0%
計	476	432	90.8%
農漁協等	892	892	100.0%
総計	1,368	1,324	96.8%

業態	導入している可変パスワードの種類(複数回答可)					
	乱数表⑬		パスワード生成機⑭		電子メール・アプリケーション⑮	
		⑬/②		⑭/②		⑮/②
主要行等	8	88.9%	3	33.3%	3	33.3%
地銀	34	52.3%	15	23.1%	32	49.2%
第二地銀	16	39.0%	7	17.1%	24	58.5%
その他の銀行	12	54.5%	8	36.4%	4	18.2%
信用金庫	239	90.5%	64	24.2%	58	22.0%
信用組合	5	8.1%	7	11.3%	20	32.3%
労働金庫	13	100.0%	0	0.0%	13	100.0%
計	327	68.7%	104	21.8%	154	32.4%
農漁協等	0	0.0%	71	8.0%	821	92.0%
総計	327	23.9%	175	12.8%	975	71.3%

(取引時における本人認証の状況(法人向け))

業態	法人向けインターネットバンキング実施金融機関数③	可変パスワード導入済み金融機関数⑯		(可変パスワード導入未済の金融機関のうち)電子証明書導入済み金融機関数⑰	
			⑯/③		⑰/③
主要行等	6	2	33.3%	4	66.7%
地銀	65	39	60.0%	26	40.0%
第二地銀	41	9	22.0%	32	78.0%
その他の銀行	30	22	73.3%	5	16.7%
信用金庫	264	234	88.6%	26	9.8%
信用組合	51	4	7.8%	20	39.2%
労働金庫	13	0	0.0%	13	100.0%
計	470	310	66.0%	126	26.8%
農漁協等	0	0	0.0%	0	0.0%
総計	470	310	66.0%	126	26.8%

業態	導入している可変パスワードの種類(複数回答可)					
	乱数表⑱		パスワード生成機⑲		電子メール・アプリケーション⑳	
		⑱/③		⑲/③		⑳/③
主要行等	0	0.0%	1	16.7%	1	16.7%
地銀	19	29.2%	4	6.2%	16	24.6%
第二地銀	4	9.8%	0	0.0%	2	4.9%
その他の銀行	5	16.7%	14	46.7%	4	13.3%
信用金庫	216	81.8%	1	0.4%	11	4.2%
信用組合	2	3.9%	1	2.0%	2	3.9%
労働金庫	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	246	52.3%	21	4.5%	36	7.7%
農漁協等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
総計	246	52.3%	21	4.5%	36	7.7%

信託会社等の新規参入状況

平成26年6月30日現在

	免 許 ・ 登 録 等 件 数											
	計	関東	近畿	北海道	東北	東海	北陸	中国	四国	九州	福岡	沖縄
信託会社	15	11	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運用型信託会社（免許制）	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運用型外国信託会社（免許制）（注1）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理型信託会社（登録制）	8	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理型外国信託会社（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同一会社集団（特定信託業者）（届出制）（注2）	23	15	6	0	0	0	0	0	0	0	2	0
特定大学技術移転事業承認事業者（承認TLO）（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自己信託	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信託契約代理業者（登録制）	155	60	16	2	11	22	8	7	11	9	7	2
うち みなし信託契約代理業者	132	46	15	2	11	17	8	7	9	9	6	2
計	194	87	26	2	11	22	8	7	11	9	9	2

（注1） 外国信託会社は金融庁直轄

（注2） グループ企業内信託の件数は信託契約数（受託者総数は6社）

1. 保険会社等に求められる役割

- ・ 保障・補償機能の提供という重要な役割を保険会社が担っていることを踏まえ、適切かつフォワード・ルッキングなリスク管理を行うとともに、財務基盤の強化に努める。
- ・ 保険商品の開発・募集・支払い等の各段階における顧客の高齢化を踏まえた対応。
- ・ 経営陣は、責任ある経営判断を迅速に行うとともに、5～10年後を見据えた中長期の経営戦略の検討が重要。

2. 監督当局の取組姿勢等

- ・ ベクター・レギュレーションの一層の深化を図ることを基本に、以下の監督姿勢で臨む。金融行政においては、規制だけで対応しようとする規制の歪みや過剰規制を招き、実体経済にも悪影響を及ぼしかねないことも踏まえ、金融機関の自己規律の向上と当局の監督能力の向上を前提に、中長期的に規制コストを低減させつつより質の高い監督行政を目指していく。
- ① リスク感度の高い行政（個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定・把握、システム・業務継続体制の点検）
- ② 国民の目線・利用者の立場に立った行政（顧客保護や利用者利便の一層の向上）
- ③ 将来を見据えた行政（国際的議論の動向も十分把握、環境変化を展望、我が国金融機関が抱える共通の構造的課題も念頭に置く）
- ④ 金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政（金融機関との率直かつ深度ある対話、各社における先進的取組みを他社に紹介等）
- ※ 金融機関、金融システムが抱えるリスクを速やかかつ的確に把握し迅速な行政対応を可能とするため、検査部局と連携しウェブサイト・オンサイト一体となったモニタリングを充実・強化。

2. 監督重点分野

1. 保障・補償機能の適切な発揮

(1)適切な保険金支払管理態勢の構築

- ① 支払管理態勢
機能発揮状況を引き続き重点的に確認
- ② 請求案内態勢
整備・実施状況を引き続き重点的に確認
- ③ 契約者の立場に立った取組み
手続書類の簡素・合理化等、震災後の能動的な取組み姿勢や保険金の迅速な支払態勢を平時に生かすよう促す

(2)保険会社等の属性に応じた対応

- ① 保険会社グループ
グループ全体の財務健全性や管理態勢を確認
- ② 中小規模の保険会社
新規参入会社に深度ある監督を実施
新規募集休止会社を注意深くモニタリング
- ③ 外国保険会社等
本邦現地法人や在日支店の経営管理やリスク管理等について深度ある監督を実施
- ④ 少額短期保険業者
一層の実態把握に努めるとともに、問題が認められる業者等については注意深くモニタリング
- ⑤ 認可特定保険業者
資金繰りや業務の適切性に関し注意深く指導監督を実施

2. リスク管理の高度化の促進

(1)統合的リスク管理の促進

- ① リスク管理態勢
・ 経営戦略と一体で統合的なリスク管理態勢の整備を促すため、ERMヒアリング等を実施
・ リスクとソルベンシーの自己評価（ORSA）の報告の導入を検討
- ② 各社の負債特性に応じた取組み
販売チャネル・商品の特性に応じた販売進捗管理等を確認
- ③ 保険引受リスク管理態勢
リスクの把握と計測、リスク削減への取組状況とその有効性、財務基盤強化の取組状況を確認
- ④ 金融市場の変動に応じた運用態勢
市場動向に対応した運用方針に基づく資産運用の実施及びモニタリングの状況等の確認
- ⑤ グループに対する確認
持株会社等のガバナンス機能の発揮状況や海外拠点を含むグループ全体のリスク管理態勢等を確認

(2)ソルベンシー評価の見直し等

- ① 経済価値ベースのソルベンシー規制
国際的な検討の動向を踏まえ規制の導入に向けた検討作業を継続
- ② 保険監督会計
IASBにおける国際会計基準の見直し作業を踏まえ中期的な保険監督会計のあり方について引き続き検討

3. 顧客保護と利用者利便の向上

(1)業務の継続性の確保

- ・ システム障害の未然防止、発生時の対応等の態勢構築の点検
- ・ 大規模災害・サイバー攻撃等を想定した業務継続体制の整備の確認等

(2)情報セキュリティ管理の徹底等

- ・ 保険募集人が取扱う顧客情報を含めた情報管理態勢の構築の確認等

(3)適切な保険募集態勢の確立

- ・ 顧客の知識・経験等を踏まえた商品説明を行う態勢や整備状況の確認
- ① 保険募集形態の多様化や代理店の大型化を踏まえた募集態勢・保険会社による保険募集人の管理・監督態勢の確認、金融審を踏まえた保険募集・販売ルールの見直しに係る対応の具体的な検討
- ② 銀行窓販の確認
- ③ 高齢の顧客に関し、契約内容について顧客の理解が確保されるための取組み等を促す

(4)相談・苦情処理態勢の充実

- ・ 適切な窓口等の整備・管理

(5)商品審査の実効性確保と迅速化

- ・ 事前の意見交換等の実施による迅速な商品改定

(6)不正利用の防止

- ・ 不正請求等の排除のための契約審査態勢・支払管理態勢の確認
- ・ マネロン、テロ資金供与防止に向けた態勢等整備の確認

生命保険会社の平成26年3月期決算の概要 (かんぽ生命を除く)

(単位: 億円、%、ポイント)

	24年3月期	25年3月期	26年3月期	前期比
基礎収益	366,892	414,409	405,004	▲ 9,405
保険料等収入	297,287	315,873	298,726	▲ 17,147
資産運用収益	52,239	79,383	79,676	293
基礎費用	341,861	387,509	374,372	▲ 13,137
保険金等支払金	194,254	210,144	236,192	26,048
資産運用費用	3,298	3,422	3,151	▲ 271
事業費	37,292	38,365	38,764	399
基礎利益	25,031	26,899	30,631	3,732
キャピタル損益	▲ 3,048	▲ 2,028	2,672	4,700
臨時損益	▲ 1,787	▲ 4,502	▲ 6,920	▲ 2,418
危険準備金繰入額	1,042	2,458	5,154	2,696
経常利益	20,194	20,368	26,383	6,015
特別損益	▲ 2,884	▲ 4,682	▲ 5,621	▲ 939
価格変動準備金繰入額	1,506	3,922	4,821	899
当期純利益(純剰余)	7,165	10,376	13,710	3,334
総資産	2,332,641	2,545,357	2,634,939	89,582
有価証券含み損益	85,873	194,689	199,313	4,624
公表逆ざや額	▲ 3,319	▲ 2,632	▲ 1,433	1,199
ソルベンシー・マージン比率	674.3	807.5	870.9	63.4

【参考】[個人保険+個人年金ベース]

	24年3月期	25年3月期	26年3月期	前期比
新契約高+転換純増(兆円)	64	72	67	▲ 5
解約失効高(兆円)	53	52	51	▲ 1
保有契約高(兆円)	938	933	924	▲ 9
年換算保険料(億円)				
新契約ベース	21,956	22,894	22,006	▲ 888
うち第三分野	5,226	4,693	4,829	136
保有契約ベース	206,233	213,330	215,958	2,628
うち第三分野	50,979	51,971	53,108	1,137

(注1) 逆ざや額 = (基礎利益上の運用収支等の利回り - 平均予定利率) × 一般勘定責任準備金

(注2) ソルベンシー・マージン比率は、全社加重平均。

(注3) 有価証券含み損益は、一般勘定の売買目的以外の有価証券等のうち時価のあるもの。

(注4) 算出会社 (24年3月期: 43社、25年3月期: 42社、26年3月期: 42社)

損害保険会社の平成26年3月期決算の概要
(53社ベース)

(単位：億円)

	24年3月期	25年3月期	26年3月期	前期比
正味収入保険料	73,664	76,343	80,221	3,878
正味支払保険金	56,367	49,044	46,768	▲ 2,276
保険引受利益	▲ 3,520	▲ 550	▲ 1,368	▲ 818
資産運用粗利益	4,188	5,139	5,983	844
経常利益	702	3,838	4,171	333
特別損益	▲ 510	▲ 960	▲ 738	222
当期利益	▲ 2,761	1,711	2,111	400

総資産	285,358	290,384	294,778	4,394
-----	---------	---------	---------	-------

有価証券 含み損益	27,228	40,801	45,835	5,034
--------------	--------	--------	--------	-------

(単位：%、ポイント)

ソルベンシー・ マージン比率	477.3	572.4	661.3	88.9
-------------------	-------	-------	-------	------

(注1) 23年度は52社ベース、24・25年度は53社ベース。

(注2) 「資産運用粗利益」は、「資産運用収益」－「資産運用費用」により算出している。

(注4-3) ソルベンシー・マージン比率については、全社加重平均である。

生命保険会社一覧表（平成26年6月30日現在43社）

生命保険会社 40社

		会社名
(19社)	相互会社 5社	日本生命保険相互会社
		明治安田生命保険相互会社
		住友生命保険相互会社
		朝日生命保険相互会社
		富国生命保険相互会社
		第一生命保険株式会社
		三井生命保険株式会社
		太陽生命保険株式会社
		大同生命保険株式会社
		T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
		ソニー生命保険株式会社
		オリックス生命保険株式会社
		第一フロンティア生命保険株式会社
		フコクしんらい生命保険株式会社
		メディケア生命保険株式会社
		ライフネット生命保険株式会社
		楽天生命保険株式会社
		みどり生命保険株式会社
		株式会社かんぼ生命保険
損保系子会社 (損保50%以上) (7社)	東京海上日動あんしん生命保険株式会社	
	東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社	
	三井住友海上あいおい生命保険株式会社	
	NKSJひまわり生命保険株式会社	
	損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社	
	AIG富士生命保険株式会社	
	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	
外資系 (外資50%以上) (15社)	ハートフォード生命保険株式会社	
	クレディ・アグリコル生命保険株式会社	
	アリアンツ生命保険株式会社	
	マスミューチュアル生命保険株式会社	
	ピーシーエー生命保険株式会社	
	メットライフアリコ生命保険株式会社	
	ジブラルタ生命保険株式会社	
	プルデンシャル生命保険株式会社	
	プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社	
	アクサ生命保険株式会社	
	アクサダイレクト生命保険株式会社	
	アイエヌジー生命保険株式会社	
	マニユライフ生命保険株式会社	
ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社		
AIG富士生命保険株式会社(再掲)		

外国生命保険会社 3社

支店形態 (3社)	カーディフ・アシュアランス・ヴィ
	アメリカンファミリーライフアシュアランスカンパニーオブコロラド(アフラック)
	チュールビ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド

損害保険会社一覧表

(平成26年6月30日現在54社)

損害保険会社 31社

	会 社 名
(22社)	東京海上日動火災保険株式会社
	株式会社損害保険ジャパン
	三井住友海上火災保険株式会社
	日本興亜損害保険株式会社
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	共栄火災海上保険株式会社
	日新火災海上保険株式会社
	朝日火災海上保険株式会社
	セコム損害保険株式会社
	大同火災海上保険株式会社
	セゾン自動車火災保険株式会社
	ソニー損害保険株式会社
	三井ダイレクト損害保険株式会社
	日立キャピタル損害保険株式会社
	そんぽ24損害保険株式会社
	エイチ・エス損害保険株式会社
	アニコム損害保険株式会社
	SBI損害保険株式会社
	アメリカンホーム医療・損害保険株式会社
	イーデザイン損害保険株式会社
au損害保険株式会社	
アイペット損害保険株式会社	
外資系 (外資50%以上) (6社)	ジェイアイ傷害火災保険株式会社
	アリアンツ火災海上保険株式会社
	エース損害保険株式会社
	アクサ損害保険株式会社
	富士火災海上保険株式会社
	AIU損害保険株式会社
生保系子会社 (生保50%以上)	明治安田損害保険株式会社
再保険専業社 (2社)	トーア再保険株式会社
	日本地震再保険株式会社

外国損害保険会社等 22社

アメリカ (4社)	フェデラル・インシュアランス・カンパニー
	トランスアトランティック・リインシュアランス・カンパニー
	アールジーイー・リインシュアランス・カンパニー
	スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー
イギリス (3社)	ザ・ブリタニヤ・スチーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド
	ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・アソシエーション・リミテッド
	ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スチーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション(ヨーロッパ)リミテッド
フランス (2社)	コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コメルス・エクステリユール
	カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール
スイス (2社)	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
	スイス・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド
ルクセンブルク	スイス・リー・インターナショナル・エスイー
イタリア	アシキュラチオニ・ゼネラル・エス・ピー・エイ
ノルウェー	アシュアランスフォアニング・ガード・イエンシディグ
インド	ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド
韓国	現代海上火災保険株式会社
ドイツ (4社)	エイチディーアイ・ゲーリング・インドウストウリー・フェアジツヒャルングス・アクツィエンゲゼルシャフト
	ジェネラル・リインシュアランス・エイジイ
	ミュンヘナー・リュックフェルシッヘルングス・ゲゼルシャフト・アクツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン
	ユラーヘルメス・ドイチュラント・アクティエンゲゼルシャフト
ベルギー	ユラーヘルメス・ヨーロッパ・エスエー
オランダ	アトラディウス・クレジット・インシュアランス・エヌ・ヴィ

免許特定法人(特定損害保険業免許) 1社

イギリス	ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ
------	------------------

保険持株会社一覧表

(平成26年6月30日現在10社)

	保険持株会社名
(10社)	アクサジャパンホールディング株式会社
	アニコム ホールディングス株式会社
	AIG ジャパン・ホールディングス株式会社
	NKSJホールディングス株式会社
	MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
	株式会社T&Dホールディングス
	東京海上ホールディングス株式会社
	日本郵政株式会社
	プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社

生命保険会社の推移

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年6月末現在
生命保険会社	43社	43社	40社	40社	40社	40社
+ 免許 ▲ 廃止	+ソニーライフ・エイゴン (21年8月) ※合併 +アクサ (21年9月) ▲アクサ ▲アクサフィナンシャル +メディケア生命 (22年3月)		※合併 +NKSJひまわり (23年10月) ▲損保ジャパンひまわり ▲日本興亜 ※合併 +三井住友海上あいおい (23年10月) ▲三井住友海上きらめき ▲あいおい ※合併 +ジブラルタ (24年1月) ▲ジブラルタ ▲AIGエジソン ▲エイアイジー・スター +メットライフアリコ (24年2月)			
外国生命保険会社	4社	4社	4社	3社	3社	3社
+ 免許 ▲ 廃止				▲アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー (24年5月)		
合計	47社	47社	44社	43社	43社	43社

(注) 合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

損害保険会社の推移

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年6月末現在
損害保険会社	30社	29社	29社	30社	31社	32社
+ 免許 ▲ 廃止	+イーデザイン損害保険 (21年6月) ▲大成再保険 (21年6月)	※合併(22年10月) +あいおいニッセイ同和損害保険 ▲あいおい損害保険 ▲ニッセイ同和損害保険 ▲スミセイ損害保険 (23年1月) +au損害保険 (23年2月)	※合併(23年5月) +あいおいニッセイ同和損害保険 ▲あいおいニッセイ同和損害保険 ▲アドリック損害保険 +アイペット (24年3月) →アイペット損害保険へ社名変更(24 年3月)	+AIU損害保険 (24年10月)	+アメリカンホーム医療・損害保険 (25年11月)	+ユーラーヘルメス・ヨーロッ パ・エスエー(26年6月)
外国損害保険会社等 免許特定法人	21社	23社	24社	24社	23社	22社
+ 免許 ▲ 廃止	▲ジェンワース・モーゲージ・イン シュアランス・コーポレーション (21年9月) +ケルニッシュ・ルックヴェルシ シュルングス・ゲゼルシャフト・エ イジイ(21年12月) →ジェネラル・リインシュアラン ス・エイジイへ社名変更(22年7 月)	+ミュンヘナー・リュックフェルツ ヘルングス・ゲゼルシャフト・アク ツイエンゲゼルシャフト・イン・ミュ ンヘン(22年6月) +スイス・リー・インターナショナル・エスイー (23年2月)	▲アシュアド・ギャランティ・ミュニ シパル・コープ(23年4月) +ザ・ノース・オブ・イングランド・プ ロテクティング・アンド・インデムニ ティー・アソシエーション・リミテッド (24年1月) +スター・インデムニティー・アンド・ラ イアピリティ・カンパニー(24年3 月)		▲エイアイユー インシュアランス カンパニー(25年4月) +ザ・ユナイテッド・キングダム・ ミューチュアル・スティーム・シッ プ・アシュアランス・アソシエーショ ン(ヨーロッパ)リミテッド(26年2 月) ▲ジ・ユナイテッド・キングダム・ ミューチュアル・シティーム・シッ プ・アシュアランス・アソシエーショ ン(バミューダ)リミテッド(26年3 月)	▲アメリカン・ホーム・アシュアラン ス・カンパニー(26年4月)
合計	51社	52社	53社	54社	54社	54社

(注) 合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

資料11-3-1 保険会社に対する金融モニタリングの実施状況

保険持株会社に対するモニタリングの実施状況

(平成26年6月30日現在)

保 険 持 株 会 社 名	モニタリング開始日			モニタリング終了日		
東京海上ホールディングス	25.	9.	10	—		
MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス	25.	9.	10	—		
NKSJホールディングス	25.	9.	10	—		
	26.	4.	2	26.	6.	20

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

生命保険会社に対するモニタリングの実施状況

(平成26年6月30日現在)

生 命 保 険 会 社 名	モニタリング開始日			モニタリング終了日		
オリックス生命保険	25.	8.	27	26.	2.	12
アクサダイレクト生命保険	25.	8.	28	26.	1.	15
東京海上日動あんしん生命保険	25.	9.	10	—		
三井住友海上あいおい生命保険	25.	9.	10	—		
NKSJひまわり生命保険	25.	9.	10	—		
メットライフアリコ生命保険	25.	11.	14	26.	4.	18
日本生命保険	26.	2.	6	—		
第一生命保険	26.	2.	6	—		
明治安田生命保険	26.	2.	6	—		
住友生命保険	26.	2.	6	—		
みどり生命保険	26.	3.	25	26.	6.	27

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

損害保険会社に対するモニタリングの実施状況

(平成26年6月30日現在)

損 害 保 険 会 社 名	モニタリング開始日			モニタリング終了日		
東京海上日動火災保険	25.	9.	10	—		
三井住友海上火災保険	25.	9.	10	—		
あいおいニッセイ同和損害保険	25.	9.	10	—		
損害保険ジャパン	25.	9.	10	—		
	26.	4.	2	26.	6.	20
日本興亜損害保険	25.	9.	10	—		
	26.	4.	2	26.	6.	20

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

統合的リスク管理態勢ヒアリングの実施とその結果概要について —ORSA レポートの作成及び提出に関する試行—

金融庁では、主要な保険会社・保険持株会社を対象に、統合的リスク管理（Enterprise Risk Management:ERM）態勢のヒアリング資料としてリスクとソルベンシーの自己評価（Own Risk and Solvency Assessment：ORSA）に関するレポート（ORSA レポート）の作成及び提出を依頼し、統合的リスク管理態勢の状況についてヒアリングを実施した。

1. 目的

保険会社を取り巻くリスクが多様化・複雑化している中、保険会社が将来にわたり財務の健全性を確保していくには、規制上求められる資本等の維持や財務情報の適切な開示に加え、保険会社が自らの経営戦略と一体で、全てのリスクを統合的に管理し、事業全体でコントロールする統合的リスク管理態勢を整備し、高度化していくことが重要である。

金融庁では、平成 23 年以降 ERM ヒアリングを実施し、統合的リスク管理態勢の実態把握を行うとともに、その結果概要を公表することで、保険業界全体の統合的リスク管理の促進を図ってきた。さらに平成 26 年 2 月には「保険会社向けの総合的な監督指針」を改定し、従来の ERM ヒアリングを統合的リスク管理態勢ヒアリングとして監督指針に記載するとともに、ORSA を含む統合的リスク管理態勢に関する指針を整備した。

ORSA とは、保険会社・グループが現在及び将来のリスクと資本等を比較し、資本等の十分性の評価を自らが行うとともに、リスクテイク戦略等の妥当性を総合的に検証するプロセスである。ORSA は、主としてソルベンシー・マージン規制を充足しているかどうかといった健全性の意味で捉えられるかもしれない。しかしながら、ORSA に至るには、当然背後にリスク選好（リスクアペタイト）に基づいて、どのリスクをどの程度取るかといった経営陣の意思決定があることから、ORSA は経営戦略と密接に関わるものである。ORSA をこのような広い意味で捉えた場合、ORSA は、統合的リスク管理における中核的なプロセスであると考えられる。

このような広い意味での ORSA に関するプロセスをレポート化し、社内・グループ内で報告及び共有するとともに、監督当局に報告する制度の導入準備が、欧州及び米国等において進められている。金融庁でも「平成 25 事務年度 保険会社等向け監督方針」において、ORSA の報告の導入について検討を行うとしたところである。そこで今般、統合的リスク管理態勢ヒアリングにおいて試行的に ORSA レポートの作成及び提出を求め、同レポートに基づくヒアリングにより統合的リスク管理態勢の実態把握を行うと共に、保険会社における統合的リスク管理態勢の整備や ORSA レポートの作成に向けた取り組みの参考に供するため、ヒアリングの結果概要を公表するものである。

2. 統合的リスク管理態勢ヒアリングの主な実施内容

統合的リスク管理態勢ヒアリングは、会社の規模や事業・リスク特性等を踏まえて抽出した保険会社・保険持株会社 25 社¹を対象に、予め以下の項目に沿って ORSA レポートの作成を依頼し、提出された ORSA レポートに基づいて、各保険会社のリスク管理担当役員等に対するヒアリングを実施した。

- (1) 要旨（全体の取り纏め）
- (2) 経営戦略及びリスクに対する認識
- (3) ERM に関する組織体制
- (4) リスク管理方針
- (5) リスクプロファイルとリスクの測定
- (6) リスクとソルベンシーの自己評価
- (7) 経営への活用
- (8) ORSA の評価・検証

3. 結果概要

(1) 要旨

この項目は、ORSA レポート全体の取り纏めを記載する部分であり、「(2) 経営戦略及びリスクに対する認識」以降に記載の内容のうち、重要と思われる部分を中心に記載する部分である。

総じて、保険会社においては継続的に ORSA を含む ERM の高度化が図られており、ERM については、リスク選好に基づく PDCA サイクルの観点から議論がなされるようになってきたと考えられる。

＜リスク選好に基づく PDCA サイクルの例＞

- Plan： リスク調整後収益指標等に基づくリスク・リターンの評価結果から、ビジネスライン等（グループ子会社を含む）を評価し、リスク選好の結果として、収益性・成長性の高い分野に多くの資本配賦等を行い、積極的なリスクテイクを可能にする。
- Do： 上記で策定された方針に基づき、保険引受及び資産運用等に関する取引を実行する。
- Check： 各ビジネスライン等（グループ子会社を含む）について、定期的にリスク管理の状況とリスクの測定結果に基づく健全性の状況を確認するとともに、リスク調整後収益指標等をもとにリスク・リターンの状況等を

¹ アイエヌジー生命、アクサジャパンホールディング、朝日火災、朝日生命、アフラック、AIG ジャパン・ホールディングス、NKSJ ホールディングス、MS&AD ホールディングス、オリックス生命、かんぽ生命、共栄火災、住友生命、ソニーフィナンシャルホールディングス、T&D ホールディングス、第一生命、トーア再保険、東京海上ホールディングス、日本生命、富国生命、プルデンシャル・ホールディング、三井生命、明治安田生命、メットライフアリコ生命、マスマチュアル生命、マニユライフ生命。

総合的に評価する。

Action：各ビジネスライン等（グループ子会社を含む）の評価結果を基に、脆弱性の改善や資本配分計画の修正を行うとともに、今後の経営計画や事業計画等の作成において、各ビジネスライン等（グループ子会社を含む）の評価結果を反映する。

各社におけるこうしたフレームワークの整備状況は、以下のような3つのパターンに分類することができた。

- ① 現在、上記のような ERM のリスク選好に基づく PDCA サイクルを整備し、運用している社
- ② 上記のような ERM のリスク選好に基づく PDCA サイクルを整備し、運用を開始しようとしている社
- ③ 上記のような ERM のリスク選好に基づく PDCA サイクルについて、導入の要否も含め検討を行っている社

特に今年度のヒアリングでは、損害保険会社に加え、生命保険会社においても上記のようなリスク選好に基づく ERM フレームワークの具体的な整備を実施したり、検討を開始したりする社が見受けられ、ERM の整備・運用に向けた取組みが前進していることが確認できた。

（2）経営戦略及びリスクに対する認識

この項目は、ORSA を含む ERM を経営上どのように捉えているかを確認することにより、保険会社において ERM がどの程度浸透しているかを把握するために設けたものである。例えば、経営戦略の中心に ERM を位置付けている社では、ERM に基づいて経営計画を策定している旨などを記載し、また、ERM の高度化を行っている社では、その高度化の内容を中心に記載することを想定している。各保険会社の ERM に関するこのような取組みが当項目に記載されることにより、各社における ERM の浸透状況を把握することができる。

収益・リスク・資本のバランスの取れた管理を実現し、安定的な成長を実現するべく、収益とリスクの対比、リスクと資本の対比、及び資本と収益の対比等を行って、ERM に基づく中期経営計画や事業計画を策定しているとする社が見受けられた。このように ERM が社内に浸透している社においても、さらなる高度化に関する取組みを実施するとしており、ERM は継続的に発展させる過程であることが窺える。

また、収益・リスク・資本のバランスの取れた管理を実現すべく、ERM に基づき中期経営計画や事業計画を策定するといった取組みを開始するとしている社も見受けられた。

一方で、継続的に ERM の高度化に取り組んでいるものの、現状においては ERM に基づく中期経営計画や事業計画の策定等には至っておらず、検討を実施しているとする社も見受けられた。

(3) ERMに関する組織体制

今回の ORSA レポートの作成は、基本的にはグループベースでの作成を前提とした。この項目は、グループベースの ORSA を含む ERM をどのように展開しているかを把握するために設け、グループの対象範囲、グループ会社間の役割分担等について確認を行った。

① グループの対象範囲

グループの対象範囲については、グループ子会社等の重要性の違いによって取り扱いが分かれた。ホールディングス形態のように、グループ子会社等に重要性がある社などにおいては、重要なグループ子会社等とそれ以外のグループ子会社等によって対応を分け、重要なグループ子会社等については、親会社と同様の ORSA を含む ERM を規模特性に応じ適切に実施することを求め、それ以外のグループ子会社等については、ソルベンシー・マージン規制の充足や業務の適切性の確保等が中心のリスク管理を求めている。一方で、親会社の規模と比較し、全てのグループ子会社等の規模が小さい社では、ORSA を含む ERM は親会社が中心となって実施しており、グループ子会社等については重要性の観点から、ソルベンシー・マージン規制の充足や業務の適切性の確保等が中心のリスク管理となっていた。

② グループ会社間の役割分担

グループ会社間の役割分担については、ホールディングス形態であって、ORSA を含む ERM に関する取り組みが進んでいる社においては、以下のような取組事例も見受けられた。

- i. 親会社がグループ全体としてリスク選好を定め、どのようなリスクを取って収益確保を目指すかという大きな方向性をグループ内で共有化する。
- ii. 各事業子会社はこれを踏まえて事業計画を策定する。
- iii. 親会社はこうした各事業子会社の各事業計画を検証したうえで、リスク量やリスク・リターン等を総合的に勘案し、グループ横串の評価を行ってグループの資本配分計画等を決定する。

このような取り組みによって、グループ統一的な ERM 及び経営計画が構築され、重要なグループ子会社等に対するガバナンス態勢が強化されていた。

また、このような取り組みを目指し、グループとして ORSA を含む ERM の整備運用に取り組んでいる社も見受けられた。

(4) リスク管理方針

この項目は、リスク管理方針に含まれる各社のリスク選好に関する具体的内容を把握するために設けた。リスク選好においては、全社ベースに加え、各社がビジネスラインやリスクカテゴリーを設定し、当該ビジネスラインやリスクカテゴリー毎にリスク選好を決定する場合もあることから、ORSA レポート及びヒアリングを通じ、全社レベルのリスク選好及びビジネスラインやリスクカテゴリー毎のリスク選好について、確認を行った。

① 全社レベルのリスク選好

i. 定性的なリスク選好

ビジネスライン又はリスクカテゴリーのうち、定性的なリスク選好として重点的に取り組む分野を、一部の社を除く全ての保険会社が ORSA レポートにおいて明確化していた。ORSA レポートでは重点的に取り組む分野を明確化していない社も、ヒアリングにおいては、重点的に取り組む分野に関するコメントがあり、リスク選好に対する認識が広がっていることが窺える。

ii. 定量的なリスク選好

定性的なリスク選好に加え、定量的なリスク選好を策定するためには、保険引受や資産運用に関する取引の結果として計量されるリスク量を、どの程度まで許容するかを決定する必要がある。この点に関しては大手保険会社を中心に格付や信頼水準と関連付け、AA 格に相当する資本や 99.5% といった信頼水準のリスク量に相当する資本を確保できる水準を許容度として設定している事例が多かった。このような取り組みは、健全性の側面におけるリスク選好に関する取り組みと言える。

昨年度の ERM ヒアリングでは、取ったリスク量に見合ったリターンが得られているかどうかを、リスク調整後収益性指標を使ってチェックしているという収益面にまで踏み込んだリスク選好を先進的な事例として取り扱った。今回のヒアリングにおいては、適切なリスク管理の下、リスク調整後収益指標に関して一定以上の水準を目指そうとする社が昨年度よりも増えたほか、このような収益面にまで踏み込んだリスク選好に関する検討を開始した社も確認できた。

② ビジネスラインやリスクカテゴリー毎のリスク選好

ビジネスラインやリスクカテゴリー毎にリスク選好を設定している場合は、次の 2 通りが考えられる。一つはビジネスラインやリスクカテゴリー毎に取ることが可能なリスク量の許容度を定め、健全性確保を確実にする場合である。もう一つはビジネスライン（又は子会社）やリスクカテゴリー毎に一定の資本等を配賦し、リスクを当該資本等の範囲内に抑制するとともに、当該資本等に対するリスク・リターンを把握し、収益性も含め評価する場合である。

ビジネスライン（又は子会社）やリスクカテゴリー毎にリスクリミットを設定し、健全性の観点から当該リスクリミットを超えないように管理している社は、昨年度に引き続き、比較的多く見受けられた。また、資本配賦制度と関連付け、ビジネスライン（又は子会社）やリスクカテゴリー毎に配賦資本に対するリスクとリターンを把握し、収益性も含め評価しようとする社が昨年度よりも増加した。また、今後このようなビジネスライン（又は子会社）やリスクカテゴリー毎に資本の効率性を評価し、リスク選好を設定すべく検討を開始するとしている社も現れた。

(5) リスクプロファイルとリスクの測定

ORSA によって、各保険会社の健全性を評価しようとする場合、計量化されたリスクがどのような前提で計量されたものかを十分把握する必要がある。このような観

点から ORSA レポートにおいてこの項目を設け、計量対象のリスク及びそのリスクの計量化方法の確認を行った。

各保険会社においては、保険引受リスク、資産運用リスク [市場リスク (金利リスク、為替リスク、株式リスク)、信用リスク、不動産投資リスク]、最低保証リスク、オペレーショナルリスク等のリスクを測定対象としており、大きな差異はなかった。しかしながら、リスク計量については、その前提条件によって、算出されるリスク量の水準が大きく異なるものである。今回の ORSA レポートにおけるリスク計量モデルに関する記載を分析したところ、各保険会社のリスク量を詳細に比較する場合や、欧州等において進められているように内部モデルを監督当局が承認する場合には、別途多岐にわたる大量かつ詳細なリスク計量方法に関する情報を保険会社から入手する必要性が認められた。

また、計量化が困難なリスクについても、その管理状況について確認を行った。エマージングリスクについては、リスクが複雑化・多様化する中、昨年度に比べより多くの社で取り組みが進展しており、中には、社内でエマージングリスクを定義し、エマージングリスクの洗い出し及びその管理プロセスを構築する取り組みが見受けられた。一方で、そのような取り組みが行われていない社においても、経営陣等の間ではエマージングリスクに関する意見交換が行われていたが、このような経営陣等の指摘・意見のうち、重要なものを社内の管理プロセスに取り込んでいく態勢を構築するには至っていなかった。

昨年の ERM ヒアリングに引き続き、リスクマップやリスクレジスター等の一覧性を持った資料による経営陣への報告等についても確認を行った。昨年よりもヒートマップ等の一覧性を持った資料の活用が広がりを見せ、全社におけるリスクの状況を経営レベルで把握しようとする取り組みが進展していることが確認できた。

(6) リスクとソルベンシーの自己評価

ORSA は、自らが抱えるリスク量と、リスクに対する備えとなる資本を比較することにより、自らの健全性を評価するものであり、ORSA を含む ERM の中核をなすプロセスである。

ORSA においては、全社ベースに加え、各社がビジネスラインやリスクカテゴリーを設定し、当該ビジネスラインやリスクカテゴリー毎に実施する場合もあることから、全社ベースによる ORSA とビジネスラインやリスクカテゴリー毎による ORSA の双方の確認を行った。

① 全社ベースの ORSA

全社ベースの ORSA には、保険会社が自ら計算した必要な経済資本と保有する資本等との比較による健全性評価とソルベンシー・マージン規制に基づく健全性評価の 2 つがあり、双方の実施状況について確認を行った。

一部の社を除き、保険会社が自ら計算した必要な経済資本と保有資本との比較による健全性評価とソルベンシー・マージン規制に基づく健全性評価の双方に取り組

んでいた。前者の比較においては、必要な経済資本を経済価値ベースにより資産負債を評価した際の資本と比較しているものが大半であったが、一部の社においては、保険負債の市場整合的な経済価値ベースに基づく評価は行わず、必要な経済資本と会計ベースの資本との比較を行っていた。

② ビジネスラインやリスクカテゴリー毎の ORSA

ORSA レポート及びヒアリングを通じ、ビジネスラインやリスクカテゴリー毎にリスク選好を設定している社においては、リスクリミットや資本配賦額等とリスク量の比較が定期的に行われていることが確認できた。

③ ストレステスト

VaR（バリュアットリスク）のような手法を用いてリスク量を計量することによって、20年に1回（保有期間1年、信頼水準95%）や200年に1回（同99.5%）発生しうるリスクというように、統計的に客観的なリスク量を計量することができる。しかし、2008年の世界的な金融危機のようなストレス環境下においては、VaRを超えるリスク量が顕在化する可能性がある（但し、全てのリスクファクターについて、一律にVaRを超えるショックが顕在化する訳ではなく、ストレステストによるリスク量とVaRによる統合リスク量のどちらが大きいかは一概には言えない）。そこで、VaR等に基づくORSAとストレステストの双方を実施し、ソルベンシーの状況をモニタリングすることが重要である。ストレステストには統合的なストレステスト（シナリオ型のストレステスト）とリバース・ストレステストがあり、今回のORSAレポートにおいては、統合的なストレステストとリバース・ストレステストの双方の実施目的、活用状況等について、記載を行うよう求めた。

i. 統合的なストレステスト

統合的なストレステストについては、洗い出されたリスクに対し、VaR等の計量化ではリスク評価できないものを、ストレステストにより捉え、損失発生時の保険会社への影響を把握するといった目的のために実施されることが多かった。

活用状況としては、算出しているリスク量の保守性を検証することや資本の十分性を検証する目的で利用している実態が認められた。中には、ストレスシナリオと発生確率を紐付けし、当該発生確率に応じて、リスクバッファの確保に関する方針を決めている社もあり、ストレステストをリスク選好に基づくERMフレームワークの中で有効に活用している事例も見受けられた。

ii. リバース・ストレステスト

リバース・ストレステストについては、比較的新しい取り組みではあるが、一部の社を除き、会社の存続を脅かす可能性のあるシナリオを特定するといった目的で実施されていた。

活用状況としては、各社とも、金利、株価、及び基礎率等にストレスをかけ、どのような状況に陥った場合に経営が危機的状況に直面するのかをチェックし、事前の対応策を検討するなどの利用が行われていた。

(7) 経営への活用

① 3年から5年後のソルベンシー規制の充足及び経済資本の充足状況に関する分析

保険会社においては、基準日から1年間のみならず、中長期の経営戦略や経営環境を踏まえた将来（例えば3年から5年）の資本の充足状況について分析し対策を講じることで、将来にわたって事業を継続する能力を確保することが重要である。このため基準日から1年間のORSAのみならず、3年から5年後のリスクとソルベンシーの状況の評価に関して確認を行った。さらに、3年から5年後のリスクとソルベンシーの状況については、ソルベンシー・マージン規制の充足と必要な経済資本と資本の比較に基づく健全性の評価の2つがあり、双方についても確認を行った。

大手保険会社を中心に、ソルベンシー・マージン規制の充足のみならず、3年から5年にわたる経済資本と資本の比較を行っている社が見受けられたが、その他の社においては、ソルベンシー・マージン規制の3年から5年後の充足の評価のみを行っていた。3年から5年の経済資本と資本の比較を行うためには、経済前提の予測、保有契約の推移の予測、及び経済資本（リスク量）の計量態勢の構築を行う必要があり、ソルベンシー・マージン規制の3年から5年後の充足状況の評価に比べて難易度が高く、多くの社において課題であることが窺える。

② ROE やリスク調整後収益指標の評価結果を分析した結果の利用

3年から5年後のリスクとソルベンシーの状況のみならず、リスクと収益の状況についても、目標値や計画を作成し、収益・リスク・資本のバランスの取れた管理を行うことは、安定的な成長を実現するためにも有用であり、リスク・リターンに関する目標値や計画の作成状況について確認を行った。

ERMの取り組みが進んでいる社においては、リスク・リターンの状況について、目標値や計画を作成し、リスク・リターン等の状況に応じて年次計画策定や修正時点における資本配賦額を調整または修正するといった取り組みが行われていた。また、具体的な資本配賦額の状況に応じた適時な見直しに至っていないものの、リスク調整後収益指標等に関して一定の目標を設定し、資本効率を追求しようとしている社も見受けられた。さらに、生命保険会社を中心に、昨年度までは資本配賦等についての検討は未実施としていた社においても、資本配賦及びリスク調整後収益指標に関する検討が開始され、ERMの収益面にまで踏み込んだ活用が進展していることが窺える。

(8) ORSA の評価・検証

① 計量手法や内部モデルの信頼性確保

ORSAを含むERMの前提となるリスク計量については、その計量方法や前提条件が異なれば、計量結果が大幅に異なるため、リスク計量方法について、内部で検証し信頼性を確保する取り組みが重要となる。このような観点から計量手法や内部モデルの信頼性確保に関する取り組みについて確認を行った。

昨年度に引き続き内部モデルの検証として、VaRによるリスク量と実際の損益を

比較するバックテストを中心に実施している社が多く見受けられた。さらに、このようなバックテストの実施に加え、パラメータ検証等のリスク計量モデルの前提や計量方法の妥当性を検証する取り組みを行っている社が増えていることやリスク計量モデルのガバナンスに関する規程を作成し、グループ全体の内部モデルの品質を管理しようとする取り組みを行っている社も確認できた。また、欧州等において実施または実施が予定されている内部モデルの監督当局による承認プロセスを念頭に、内部モデルの評価・検証態勢を高度化している社もあった。

② ORSA の評価・検証態勢

ORSA の評価・検証体制については、監査役（会）及び内部監査が、ORSA を含む ERM の適切性及び有効性を独立した立場から検証し、改善すべき点があれば経営に提言を行うことが期待されている。このため ORSA レポート及びヒアリングを通じ、監査役（会）及び内部監査による ORSA を含む ERM の評価・検証体制に関する取り組みについて確認を行った。

内部監査について、昨年度に引き続き内部監査計画とともに、継続的に ORSA を含む ERM 態勢を検証・評価しようとする取り組みやリスク量の計量に関して専門的知識を有する人材を配置したり、外部の専門家を利用したりするなど、ORSA を含む ERM の評価・検証態勢を充実させようとする取り組みが見られた。しかし、引き続き高度な専門性を有する人材を確保することは、難しい課題となっている。監査役（会）についても、ORSA を含む ERM に関して取り組みが進んでいる社においては、重点監査項目として ORSA を含む ERM を掲げていたが、このような社はまだ一部に止まっている。

保険業界においては、ORSA を含む ERM に関する態勢を、グループ内及び社内において体系的に整備しようとする取り組みが、一層進展しているが、このような取り組みにおいて、内部監査や監査役（会）の役割は今後一層重要性を増すと考えられ、継続的な取り組みが重要である。

4. まとめ

リスクを網羅的に洗い出したリスクプロファイルを前提に、リスク選好を設定し、リスクに見合った収益事業を行い、当該事業の実施状況を財務健全性及び収益性の観点からモニタリングする一連のプロセスが、経営計画と一体となって展開されることが、ERM において重要である。このような活動を通じ、リスクとリターンの適切なバランスのもと、保険会社は財務の健全性を確保することが可能となり、ひいては契約者利益の向上をよりよく実現することが期待される。今回のヒアリングを通じて、損害保険会社に加え生命保険会社においても、リスク選好に基づく ERM フレームワークの具体的な整備を実施ないしは検討を開始する社があり、ERM 態勢の改善・充実が進展していることが確認できた。

一方、リスクベースの収益性指標の事業戦略・経営計画への活用、グループ内各社の ERM 態勢の整備、ORSA の評価・検証の取り組みなど、多くの保険会社・グループに共通する課題もあり、引き続き ERM 態勢の整備に取り組んで行くことが重要である。金融庁としては

保険会社の ERM 態勢の現状と課題を定期的に確認し、必要に応じ高度なリスク管理態勢の構築を求めて行くことによって、業界全体の ERM 態勢の高度化を促して参りたい。

5. ORSA レポートについて

今回の保険会社に ORSA レポートの作成を求めることは、金融庁として初めての試みであったが、ORSA レポートが監督当局として各保険会社の ERM 態勢を、業界横断的に横串を通して把握するツールとして有用であることが確認できた。また、ORSA レポートについて、大手以外の保険会社を中心に作成に要する事務負荷が重いとのコメントがあった一方で、多くの会社から社内・グループ内におけるリスク文化の醸成・ERM 態勢の浸透に有用なものであるとの声が多く聞かれたところである。

また、今回統合的リスク管理態勢ヒアリングを実施しなかった保険会社についても、ERM に関するアンケートを実施し、改めてその実態の把握を行ったところであり、金融庁としては、国際的な保険監督の動向等も踏まえつつ、ORSA の報告の本格導入に向けた検討を引き続き行って参りたい。

以 上

平成 26 年 6 月 30 日
金融庁

経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係る フィールドテストの実施について

今般、金融庁では、全保険会社を対象に経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテストを実施することとしましたので、公表します。

本件の概要は以下のとおりです。

1. 趣旨・目的

- 経済価値ベースのソルベンシー規制は、資産負債の一体的な経済価値ベースの評価を通じ、保険会社の財務状況の的確な把握や、保険会社のリスク管理の高度化に資することから、近年、国際的に、IAIS（保険監督者国際機構）等において、その導入に向けた検討が行われています。
- 我が国においても、平成 22 年 6 月に全保険会社を対象とした経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテストを実施し、当該規制導入に向けた実務的な課題等が明らかになったところですが、平成 25 年度の保険会社等向け監督方針において、「国際的な検討の動向を踏まえつつ、当該規制導入に向けた検討作業を引き続き進める」と記されているように、現在も検討の途上にあります。
- こうした状況を踏まえ、今般、各保険会社において、改めて経済価値ベースの保険負債等を計算するフィールドテストを実施することにより、各保険会社の対応状況を把握するとともに、その過程で抽出された実務上の課題等を今後の導入に向けた検討に活かしていくこととします。

2. 概要

- 全保険会社を対象に、アンケート方式により、（1）経済価値ベースの保険負債評価、（2）資産負債の一体的な金利リスクの計測等を実際に行うことを要請し、その過程における課題等の報告を求めます。
- 計算方法、金利水準、リスク係数等の前提条件については、金融庁が提示します。その際の計算方法は、IAIS や EU 等で検討されている内容と基本的に整合的なものとします。また、リスク係数の前提となる信頼水準は、EU 等の経済価値ソ

ソルベンシー規制を参考にした水準（99.5%）とします。

- 既に、自主的に、内部モデル等により、経済価値ベースの保険負債評価に基づくリスク管理等を行っている先進的な保険会社に対しては、当該内部モデルの実態等についてもアンケート調査を行います。
- 回答の回収後、集計を行い、全体の傾向及び把握された主な課題等について、概要を公表することとします。なお、個社の結果は公表いたしません。

3. スケジュール

平成 26 年 6 月 全保険会社に試行依頼
平成 27 年 5 月目処 結果概要の公表

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

監督局保険課

(内線 3770、3431)

少額短期保険業者一覧

(平成26年6月30日現在:78業者)

所管財務局	登録日 (登録番号)	商号	本店所在地
関東財務局	H18.10.27 (関東財務局長第1号)	SBI少額短期保険(株)	東京都千代田区九段北1-8-10
	H18.11.29 (関東財務局長第2号)	ペット&ファミリー少額短期保険(株)	東京都文京区本郷3-34-3
	H19.6.21 (関東財務局長第3号)	エクセルエイド少額短期保険(株)	東京都港区三田1-3-35
	H19.10.25 (関東財務局長第5号)	ジャパン少額短期保険(株)	東京都千代田区大手町2-6-2
	H19.11.14 (関東財務局長第6号)	イオン少額短期保険(株)	東京都千代田区神田錦町1-2-1
	H19.11.20 (関東財務局長第7号)	みらい少額短期保険(株)	東京都港区新橋5-14-10
	H19.11.22 (関東財務局長第8号)	SBIいきいき少額短期保険(株)	東京都千代田区九段北1-8-10
	H19.12.10 (関東財務局長第10号)	東京海上ミレア少額短期保険(株)	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-1
	H19.12.28 (関東財務局長第11号)	(株)アソシア	東京都千代田区九段北3-2-5
	H20.2.4 (関東財務局長第12号)	(株)宅建ファミリー共済	東京都千代田区九段北3-2-11
	H20.2.5 (関東財務局長第14号)	ぜんち共済(株)	東京都千代田区岩本町3-5-8
	H20.3.17 (関東財務局長第15号)	アスモ少額短期保険(株)	東京都渋谷区代々木3-28-6
	H20.3.17 (関東財務局長第16号)	(株)全管協共済会	東京都中央区八重洲2-1-5
	H20.3.19 (関東財務局長第17号)	さくら少額短期保険(株)	東京都豊島区池袋2-16-13
	H20.3.19 (関東財務局長第18号)	(株)メモリード・ライフ	東京都文京区小石川1-2-4
	H20.3.19 (関東財務局長第19号)	NP少額短期保険(株)	東京都千代田区神田富山町25
	H20.3.21 (関東財務局長第21号)	富士少額短期保険(株)	山梨県甲府市丸の内1-17-10
	H20.3.21 (関東財務局長第22号)	Aライフ(株)	東京都豊島区東池袋1-15-12
	H20.3.25 (関東財務局長第23号)	エース賃貸少額短期保険(株)	東京都品川区北品川6-7-29
	H20.3.26 (関東財務局長第24号)	ペットメディカルサポート(株)	東京都渋谷区代々木2-27-15
	H20.3.31 (関東財務局長第25号)	もつとぎゅっと少額短期保険(株)	東京都港区新橋6-1-11
	H20.3.31 (関東財務局長第26号)	あすか少額短期保険(株)	東京都中野区新井1-8-8
	H20.3.31 (関東財務局長第27号)	エヌシーシー少額短期保険(株)	東京都板橋区成増3-11-3
	H20.5.20 (関東財務局長第28号)	ABC少額短期保険(株)	東京都千代田区丸の内3-1-1
	H20.5.29 (関東財務局長第29号)	特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい	東京都中野区本町1-13-18
	H20.5.30 (関東財務局長第30号)	ジック少額短期保険(株)	千葉県東金市東岩崎15-6
	H20.5.30 (関東財務局長第31号)	(株)クローバー少額短期保険	東京都港区芝大門1-1-35
	H20.6.30 (関東財務局長第33号)	ユニバーサル少額短期保険(株)	東京都文京区湯島2-32-3
	H20.7.10 (関東財務局長第34号)	(株)住宅保障共済会	東京都港区芝大門1-14-10
	H20.8.29 (関東財務局長第35号)	ヒューマンライフ少額短期保険(株)	東京都中央区日本橋蛸殻町1-27-5
	H20.8.29 (関東財務局長第36号)	プレミア少額短期保険(株)	東京都港区虎ノ門1-8-12
	H20.9.1 (関東財務局長第37号)	旭化成ホームズ少額短期保険(株)	東京都新宿区西新宿2-3-1
	H20.9.24 (関東財務局長第38号)	(株)ニンシュラー	東京都中央区八丁堀4-10-1

所管財務局	登録日 (登録番号)	商号	本店所在地
関東財務局	H20.9.24 (関東財務局長第39号)	まごころ少額短期保険(株)	東京都渋谷区広尾3-12-36
	H20.10.22 (関東財務局長第40号)	日本共済㈱	東京都千代田区猿楽町2-8-16
	H20.10.31 (関東財務局長第41号)	共生ネット少額短期保険(株)	東京都渋谷区代々木1-37-8
	H20.12.10 (関東財務局長第43号)	(株)賃貸少額短期保険	東京都新宿区西新宿7-10-19
	H20.12.12 (関東財務局長第44号)	JMM少額短期保険(株)	神奈川県横浜市南区吉野町3-7
	H21.1.20 (関東財務局長第46号)	e-Net少額短期保険(株)	長野県佐久市岩村田北1-12-7
	H21.1.23 (関東財務局長第47号)	アイアル少額短期保険(株)	東京都中央区日本橋大伝馬町1-3
	H21.2.16 (関東財務局長第49号)	ペッツベスト少額短期保険(株)	東京都千代田区九段南 4-6-10
	H21.3.16 (関東財務局長第50号)	(株)サン・ライフ・ファミリー	神奈川県平塚市馬入本町13-2
	H21.3.24 (関東財務局長第51号)	(株)ビバビーダメディカルライフ	神奈川県大和市上草柳482-2-201
	H21.3.24 (関東財務局長第52号)	あんしんネット少額短期(株)	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-14-24
	H21.4.20 (関東財務局長第53号)	日本費用補償少額短期保険(株)	長野県松本市中央2-5-15
	H21.12.21 (関東財務局長第55号)	(株)FIS	東京都新宿区新宿2-11-2
	H23.3.14 (関東財務局長第56号)	エイチ・エスライフ少額短期保険(株)	東京都千代田区外神田6-5-4
	H23.6.20 (関東財務局長第57号)	チケットガード少額短期保険(株)	東京都品川区東品川4-12-8
	H23.6.20 (関東財務局長第58号)	アイアイ少額短期保険(株)	東京都町田市南つくし野3-1-2
	H23.6.28 (関東財務局長第59号)	セント・プラス少額短期保険(株)	東京都中央区京橋2-8-5
	H24.3.27 (関東財務局長第60号)	ワーカーズ・コレクティブ共済(株)	神奈川県横浜市中区南仲通4-39
	H24.12.20 (関東財務局長第61号)	日本ペット少額短期保険(株)	東京都千代田区四番町4-9
	H25.4.18 (関東財務局長第62号)	ウイズネット少額短期保険(株)	東京都千代田区平河町2-7-5
H25.5.29 (関東財務局長第63号)	ライフサポートジャパン少額短期保険(株)	東京都新宿区新宿3-1-24	
H25.10.22 (関東財務局長第64号)	(株)エポス少額短期保険	東京都中野区中野4-3-2	
H26.2.20 (関東財務局長第65号)	トライアングル少額短期保険(株)	東京都千代田区神田紺屋町20	
近畿財務局	H19.7.25 (近畿財務局長第1号)	アクア少額短期保険(株)	大阪府大阪市淀川区東三国2-37-3
	H19.12.12 (近畿財務局長第2号)	エイ・ワン少額短期保険(株)	大阪府大阪市中央区久太郎町1-9-26
	H20.2.25 (近畿財務局長第3号)	日本少額短期保険(株)	大阪府大阪市北区大深町3-1
	H20.11.13 (近畿財務局長第5号)	(株)SANKO少額短期保険	奈良県北葛城郡王寺町王寺2-7-13
	H20.11.28 (近畿財務局長第6号)	セーフティージャパン・リスクマネジメント(株)	大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1
	H22.10.18 (近畿財務局長第7号)	エタニティ少額短期保険(株)	大阪府大阪市中央区道修町4-5-10
	H24.6.1 (近畿財務局長第8号)	エスエスアイ富士菱(株)	大阪府守口市本町2-5-18
	H26.3.24 (近畿財務局長第10号)	東京海上ウエスト少額短期保険(株)	大阪府大阪市淀川区宮原4-1-9
	H26.6.20 (近畿財務局長第11号)	みらい少額短期保険(株)	大阪府大阪市中央区安土町2-5-5

所管財務局	登録日 (登録番号)	商号	本店所在地
北海道財務局	H20.5.30 (北海道財務局長第1号)	常口セーフティ少額短期保険(株)	北海道札幌市中央区南1条西6-20-1
東北財務局	H20.1.31 (東北財務局長第1号)	日本アニマル倶楽部(株)	宮城県仙台市宮城野区榴岡3-6-22
	H20.3.31 (東北財務局長第2号)	フローラル共済(株)	宮城県仙台市青葉区水の森3-41-15
	H20.6.5 (東北財務局長第3号)	東日本少額短期保険(株)	宮城県仙台市青葉区上杉3-3-9
	H25.5.15 (東北財務局長第5号)	プリベント少額短期保険(株)	宮城県仙台市青葉区本町2-10-33
	H26.1.7 (東北財務局長第6号)	LA少額短期保険(株)	宮城県仙台市青葉区国分町3-11-9
東海財務局	H20.6.16 (東海財務局長第1号)	(株)学校安全共済会	静岡県沼津市大塚141
中国財務局	H20.3.27 (中国財務局長第1号)	エス・シー少額短期保険(株)	広島県呉市西中央2-2-12
	H20.7.14 (中国財務局長第2号)	(株)FPC	広島県福山市三吉町南1-15-18
四国財務局	H21.9.2 (四国財務局長第1号)	あおい少額短期保険(株)	徳島県徳島市両国本町2-12-1
	H26.5.14 (四国財務局長第2号)	あんしんペット少額短期準備株	愛媛県松山市久万ノ台920-1
福岡財務支局	H20.3.31 (福岡財務支局長第1号)	ベル少額短期保険(株)	福岡県福岡市博多区博多駅前 3-7-3
	H20.5.30 (福岡財務支局長第2号)	フェニックス少額短期保険(株)	福岡県久留米市東櫛原町347-1
沖縄総合事務局	H20.5.30 (沖縄総合事務局局長第1号)	レキオス少額短期保険(株)	沖縄県那覇市真嘉比244-11

認可特定保険業者一覧
(財務局等所管分)

(平成26年6月30日現在:7法人)

所管財務局等	認可日	名称	所在地
関東財務局	H24.1.27	一般社団法人 セキュリティーパートナーズ	東京都中央区八丁堀4-10-1
	H24.12.21	一般社団法人 全国保険医休業保障共済会	東京都渋谷区代々木2丁目5番5号 新宿農業会館
	H25.10.21	一般社団法人 あんしん認可特定保険	東京都町田市南つくし野3-1-2
	H25.12.12	一般社団法人 ぜんかれん共済会	東京都港区新橋4-9-1
	H25.12.12	一般社団法人 JMC厚生会	東京都中央区京橋2-11-8
近畿財務局	H24.6.25	一般社団法人 兵庫県知的障害者施設利用者互助会	兵庫県神戸市中央区橋通三丁目4番1号神戸市立総合福祉センター2階
東海財務局	H24.5.24	一般社団法人 三重ふれあい互助会	三重県津市久居北口町2729番地8

1. 金融資本市場を取り巻く環境と今後の金融監督の基本的考え方

(1) 金融資本市場を取り巻く環境・金融商品取引業者等に求められる役割

- ・ 海外の経済状況や金融資本市場の動向に引き続き留意
- ・ 市場仲介機能の適切な発揮や金融商品の公正な価格形成への貢献を期待
- ・ 成長資金の供給拡大への貢献(金融仲介機能の積極的な発揮、顧客の資産形成に資するような商品開発・提供・コンサルティング機能の発揮等)を期待
- ・ 責任ある迅速な経営判断、5～10年後を見据えた中長期の経営戦略の検討が重要

(2) 監督当局の取組姿勢等

- ・ ベター・レギュレーションの一層の深化を図ることを基本に、以下の監督姿勢で臨む。金融行政においては、規制だけで対応しようとする規制の歪みや過剰規制を招き、実体経済にも悪影響を及ぼしかねないことも踏まえ、金融機関の自己規律の向上と当局の監督能力の向上を前提に、中長期的に規制コストを低減させつつより質の高い監督行政を目指していく。

① リスク感応度の高い行政

(個々の業者や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定・把握、リスクベースの監督の推進、システム・業務継続体制の点検)

② 国民の目線・利用者の立場に立った行政 (顧客保護や利用者利便の一層の向上)

③ 将来を見据えた行政 (国際的議論の動向も十分把握、環境変化を展望、我が国金融商品取引業者等が抱える共通の構造的課題も念頭に置く)

④ 金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政 (金融商品取引業者等と率直かつ深度ある対話、他の金融商品取引業者等の先進的取組みを紹介等)

2. 監督重点分野

2. 市場仲介機能等の適切な発揮

① 市場仲介機能の適切な発揮に向けた内部管理態勢の整備の検証

② 成長資金の供給拡大への貢献の促進

適切な内部管理態勢の下で、金融仲介機能の発揮に前向きに取り組むよう促す

③ NISAの導入に向けた販売態勢等の検証

制度趣旨を踏まえた金融商品の提供、適切な勧誘・販売態勢の構築について検証

④ 顧客情報・法人関係情報の管理の徹底

⑤ 証券取引の不正利用の防止

⑥ 指標金利への不適切な働きかけ等の防止

3. リスク管理と金融システムの安定

(1) 証券会社グループ全体の統合的なリスク管理の促進

大規模証券会社グループ等について、

① 国際的議論の動向も踏まえ、流動性リスク管理等に万全を期すよう求める

② グループ一体のガバナンス態勢やリスク管理態勢の強化を促す

(2) 中小証券会社(国内・外資系)、投資運用会社等の経営リスクへの備え

財務内容の悪化や資金繰りの困難化等への対応策について実効性を検証、顧客財産の保全状況や反社会的勢力等の関与について注視、業界団体等との連携強化

(3) 各種ファンドへの対応

4. 顧客保護と利用者利便の向上

(1) 販売態勢等

特に高齢の顧客については、商品性・リスク特性について顧客の理解が確保されるための取組みや、トラブルの未然防止・早期発見に資する取組みを促す

(2) 苦情・相談処理態勢

(3) 業務の継続性(システム・BCP)

(4) 投資一任業者に係る対応

(5) 外国為替証拠金取引に係る対応

(6) 第二種金融商品取引業に係る対応

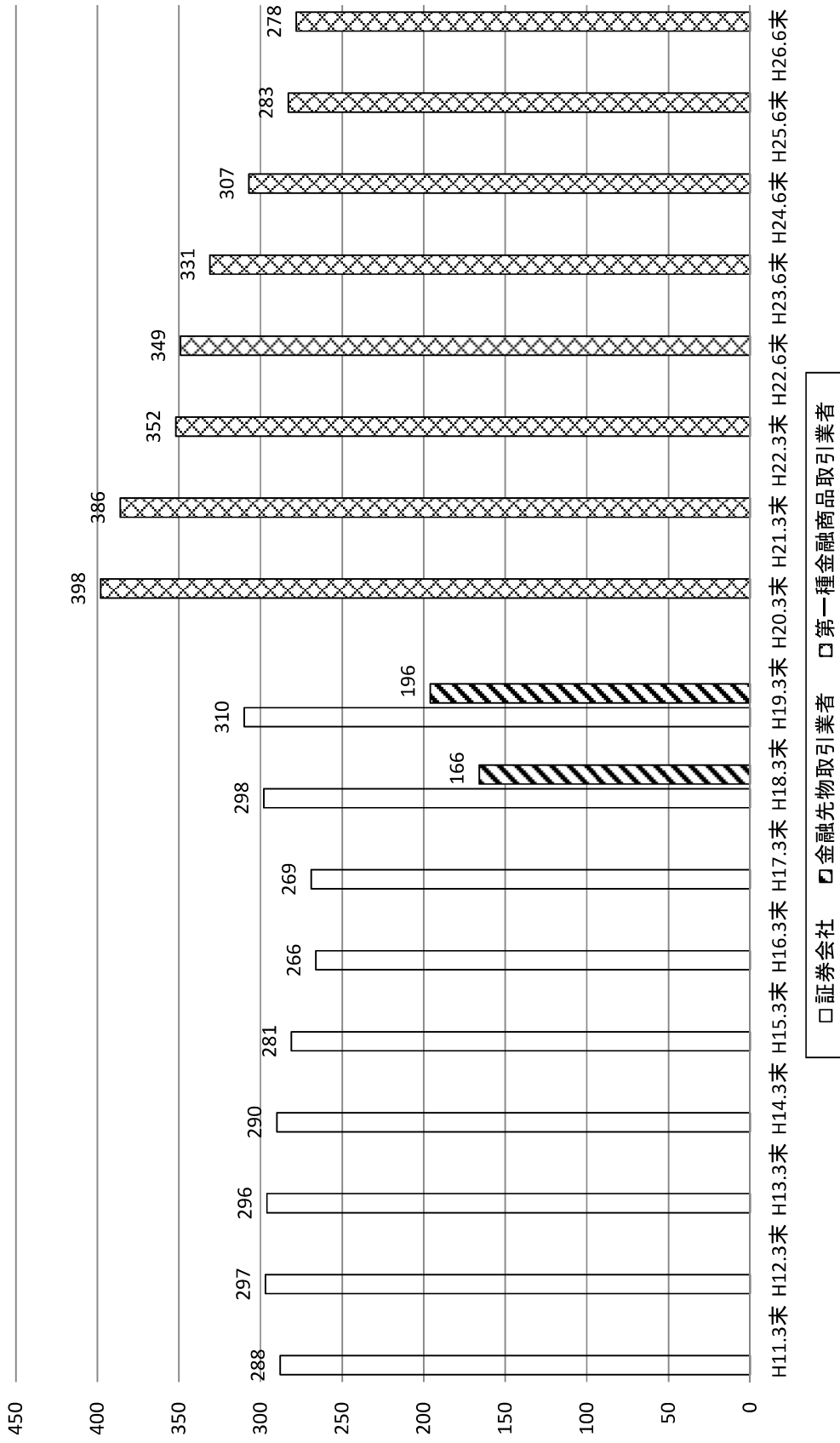
MRI問題も踏まえ、モニタリングの強化を図るとともに、情報分析力の更なる向上・監督体制の整備についても検討

(7) 格付会社に係る対応

(8) 金融犯罪等への対応

金融商品取引業者(第一種金融商品取引業)数の推移

(業者数)



注：平成19年3月末までの数値は証券会社と改正金融先物取引法における金融先物取引業者の数。

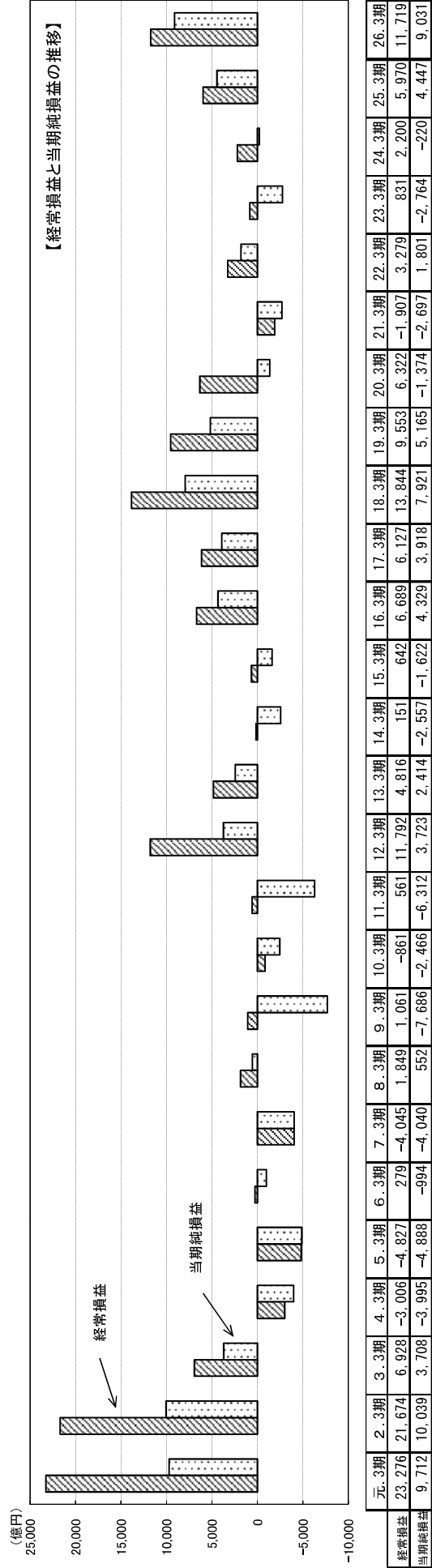
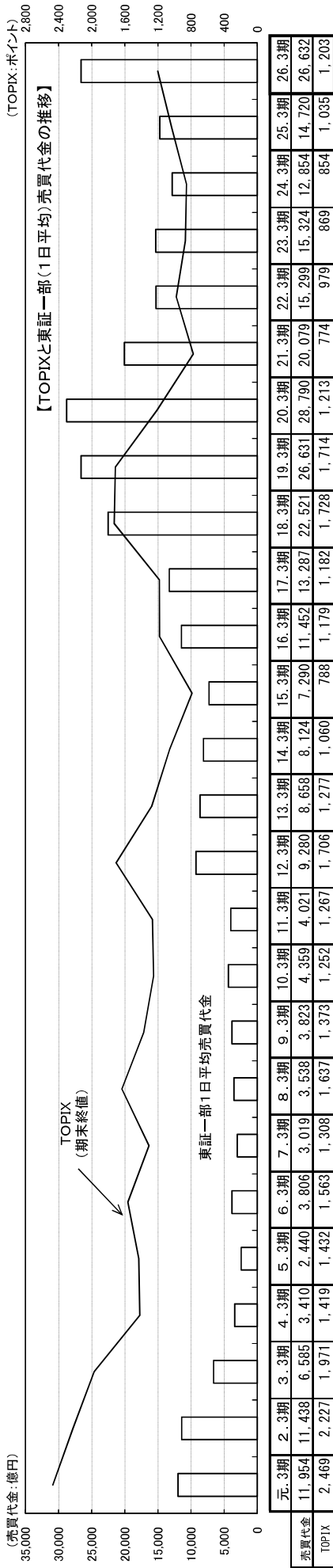
国内証券会社の平成26年3月期決算概況

(単位:億円)

	26.3期(A)	25.3期(B)	(A)/(B)
会 社 数	234社	237社	—
営 業 収 益	40,125	31,070	129%
受 入 手 数 料	24,038	17,437	138%
委 託 手 数 料	8,610	4,659	185%
引 受 け ・ 売 出 し 手 数 料	1,700	1,150	148%
募 集 ・ 売 出 し の 取 扱 手 数 料	5,137	4,696	109%
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	11,020	9,026	122%
金 融 収 益	4,576	4,191	109%
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費	25,804	22,710	114%
取 引 関 係 費	5,790	4,280	135%
人 件 費	10,771	9,864	109%
経 常 損 益	11,719	5,970	196%
当 期 純 損 益	9,031	4,447	203%

(注)日本証券業協会調べ。

株式市況と証券会社の損益の推移



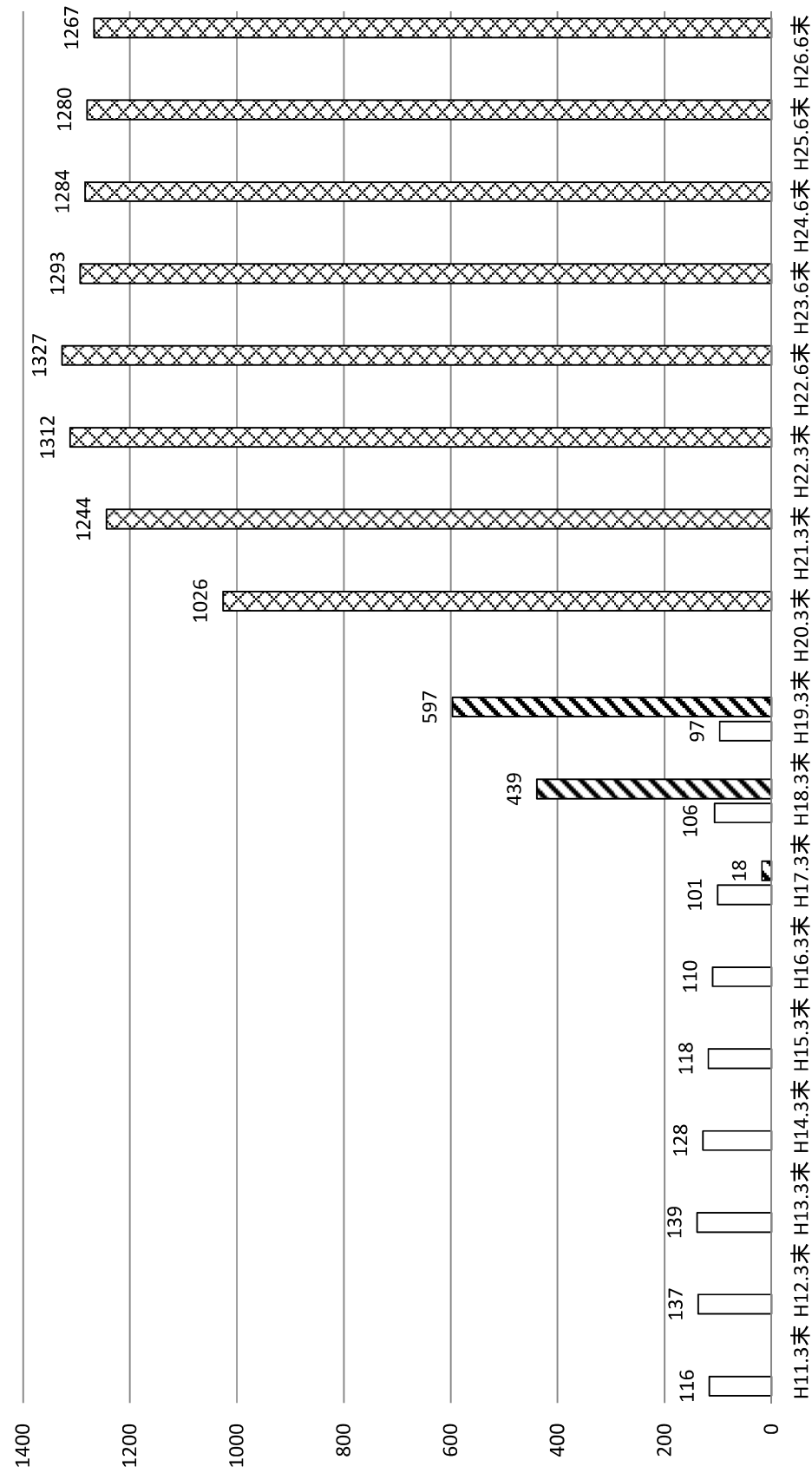
(注) 1. 日本証券業協会調べ、国内証券会社の合計。
 2. 元年3月期は、決算期の変更に伴う半期決算のため、グラフでは実績を2倍した。

投資者保護基金の概要

名称	日本投資者保護基金
会員数	<p>会員証券会社数（平成26年6月30日現在）</p> <p>国内証券会社 233社 <u>外国証券会社 16社</u> 計 249社</p>
役員	理事長 増井喜一郎
基金規模	平成26年6月30日現在 約559億円
補償実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南証券の破産に伴うもの（H12.3）－ 補償額 約59億円（うち破産管財人からの返還額 約24億円） ・ ミナミ・ハイイールドボンド補償金請求訴訟敗訴に伴うもの（H19.6）－ 補償額 約2億円 （H19.10）－ 補償額 約0.6億円 ・ 丸大証券に対する登録取消処分及び破産に伴うもの（H24.3）－ 補償額 約1.7億円
参考	国内系の日本投資者保護基金と外資系の証券投資者保護基金が平成14年7月1日に統合したことに伴い、現在、金融商品取引法に定める投資者保護基金は、日本投資者保護基金のみである。

金融商品取引業者(第二種金融商品取引業)数の推移

(業者数)

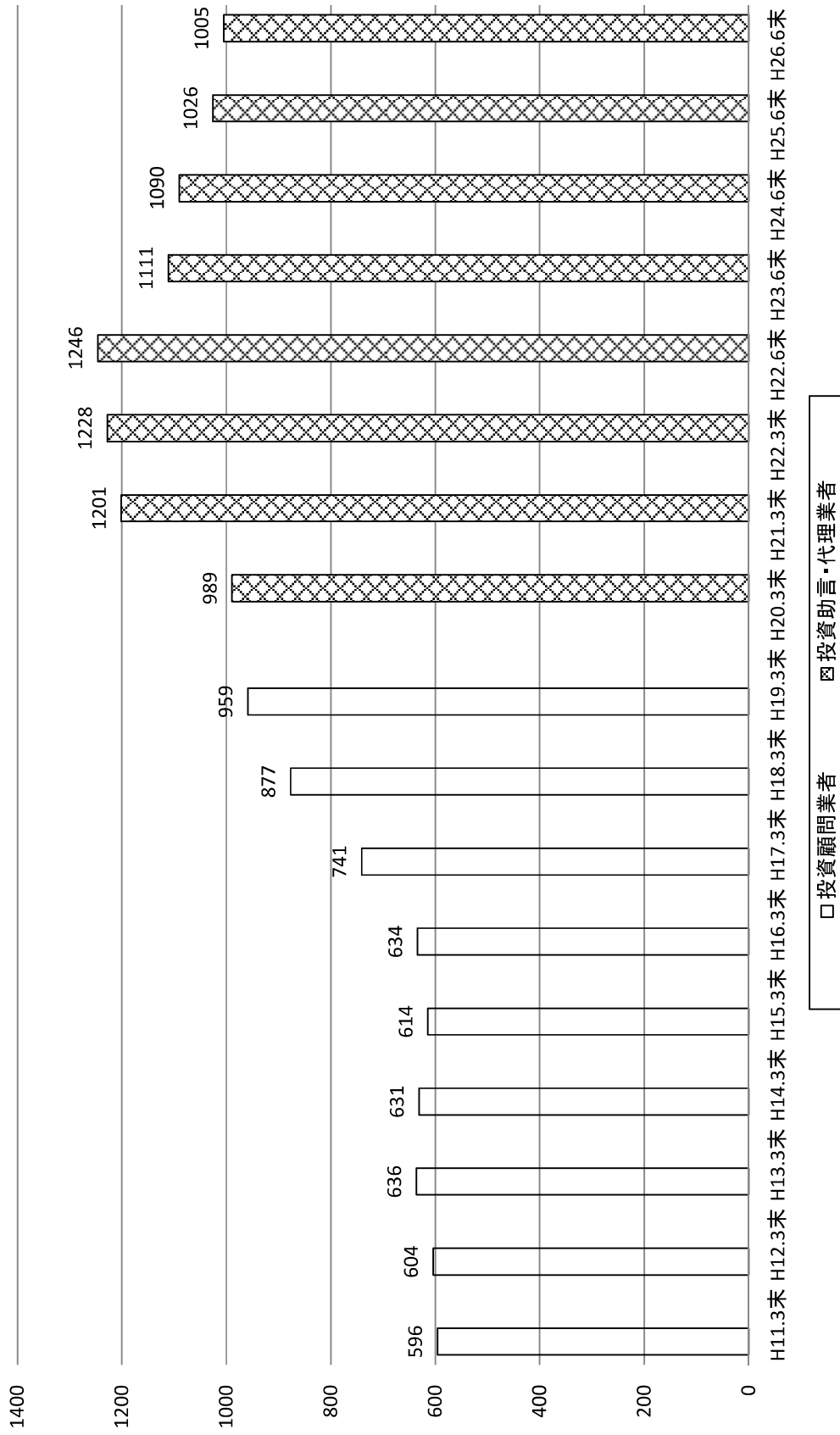


□ 商品投資販売業者 ▨ 信託受益権販売業者 ▩ 第二種金融商品取引業者

注：平成19年3月末までの数値は商品投資販売業者と信託受益権販売業者の数。

金融商品取引業者(投資助言・代理業)数の推移

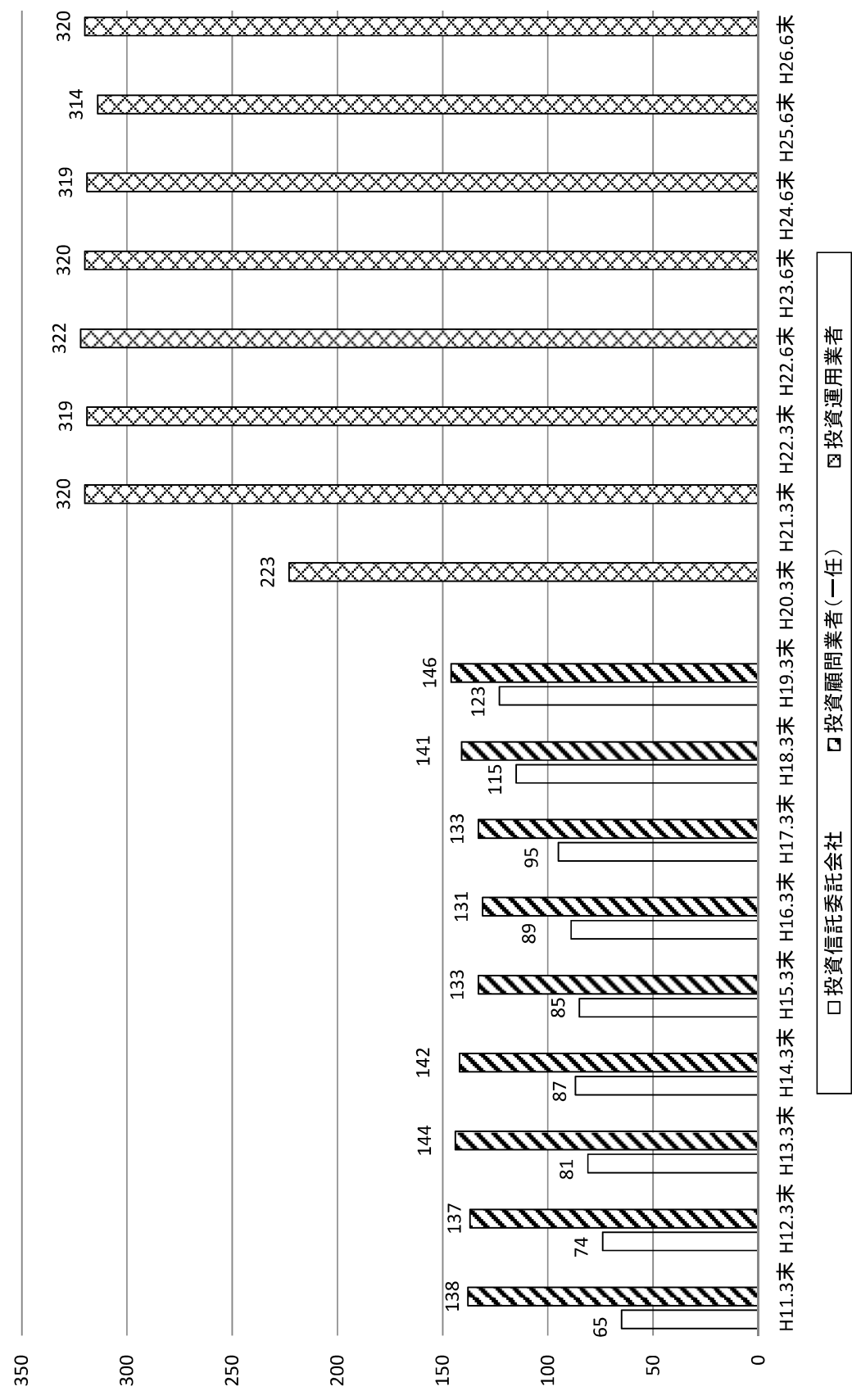
(業者数)



注：平成19年3月末までの数値は助言業のみを行う投資顧問業者の数。

金融商品取引業者(投資運用業)数の推移

(業者数)



投資法人の新規上場について

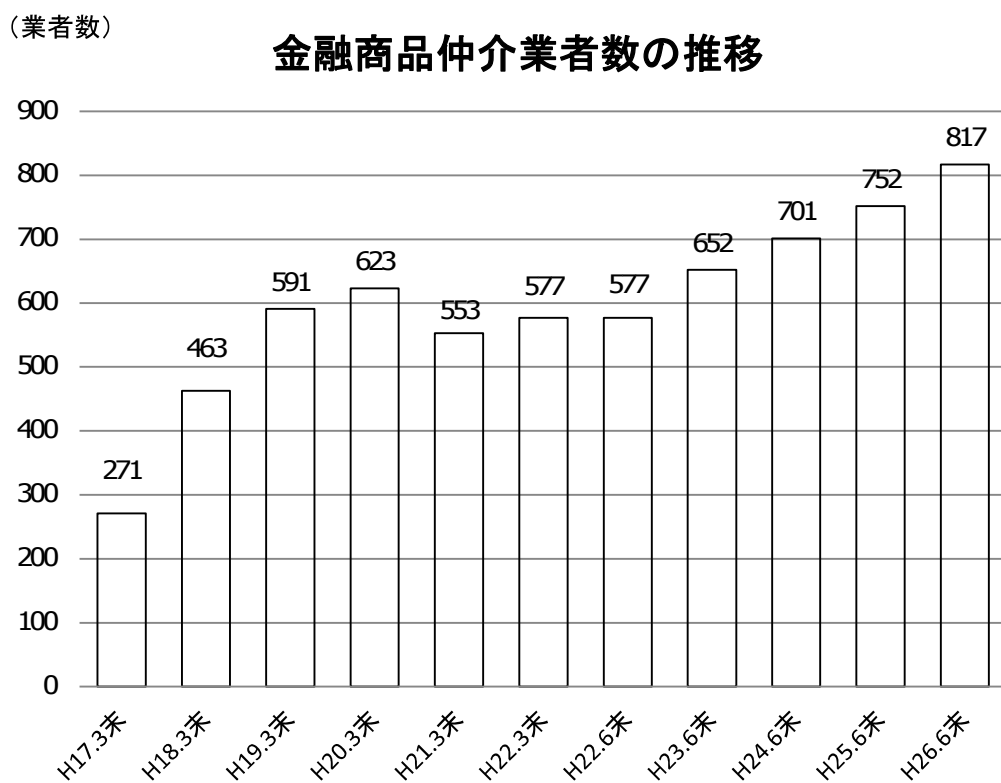
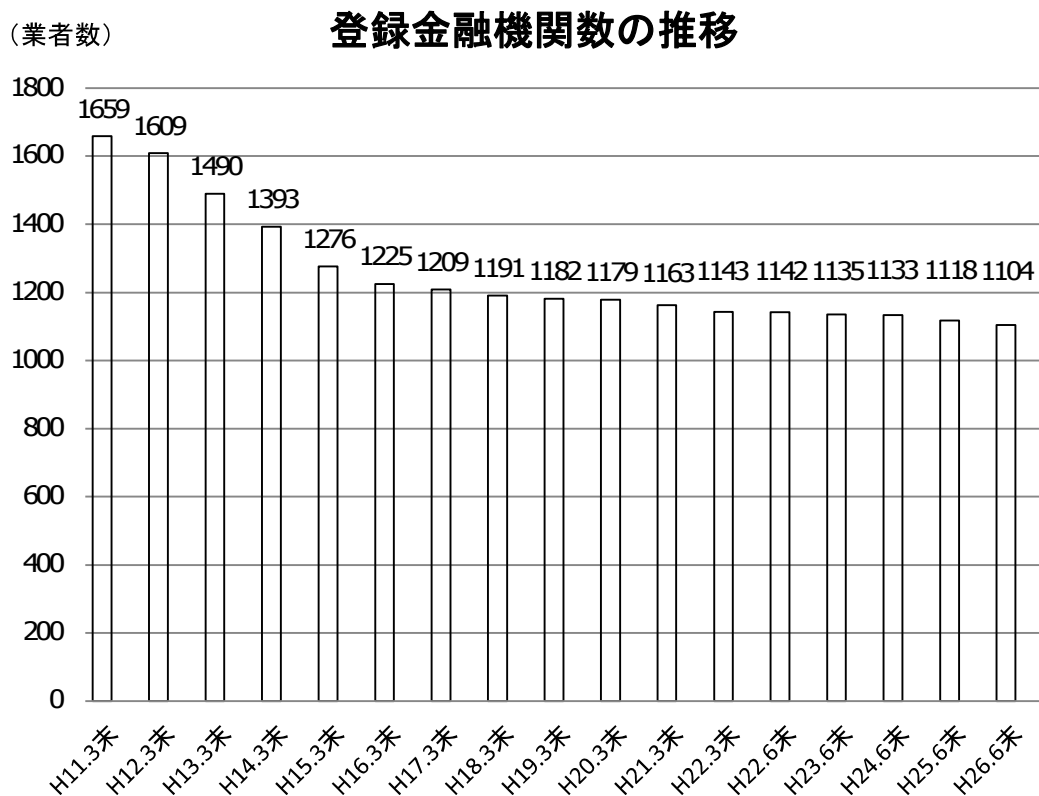
	投資法人名	上場日	資産運用会社
1	星野リゾート・リート投資法人	H25. 7. 12	株式会社星野リゾート・アセットマネジメント
2	SIA不動産投資法人	H25. 10. 9	シンプレクス・リート・パートナーズ株式会社
3	イオンリート投資法人	H25. 11. 22	イオン・リートマネジメント株式会社
4	ヒューリックリート投資法人	H26. 2. 7	ヒューリックリートマネジメント株式会社
5	日本リート投資法人	H26. 4. 24	双日リートアドバイザーズ株式会社 (ポラリス・インベストメント・アドバイザーズ株式会社から商号変更)
6	インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人	H26. 6. 5	インベスコ・グローバル・リアルエステート・アジアパシフィック・インク

投資信託の純資産総額の推移

(単位:億円)

年(月)末	株式投信		公社債投信			合計	
	うち私募投信		うち私募投信	うちMMF		うち私募投信	
昭和 40年	9,082	—	2,275	—	—	11,357	—
45年	6,551	—	6,033	—	—	12,584	—
50年	19,345	—	14,280	—	—	33,625	—
55年	40,293	—	20,226	—	—	60,519	—
56年	40,063	—	32,231	—	—	72,294	—
57年	47,818	—	45,458	—	—	93,276	—
58年	61,513	—	79,372	—	—	140,885	—
59年	80,127	—	102,851	—	—	182,978	—
60年	103,787	—	95,936	—	—	199,722	—
61年	191,183	—	129,570	—	—	320,753	—
62年	306,143	—	123,001	—	—	429,144	—
63年	392,525	—	136,448	—	—	528,973	—
平成 元年	455,494	—	130,999	—	—	586,493	—
2年	350,722	—	109,218	—	—	459,940	—
3年	285,624	—	135,001	—	—	414,738	—
4年	211,031	—	221,975	—	54,137	433,006	—
5年	195,475	—	311,900	—	110,781	507,375	—
6年	174,515	—	259,568	—	91,731	434,083	—
7年	146,817	—	332,755	—	120,018	479,572	—
8年	127,798	—	358,883	—	142,191	486,681	—
9年	99,866	—	306,630	—	115,631	406,495	—
10年	114,961	—	312,432	—	142,799	427,393	—
11年	169,372	12,408	359,604	3,032	167,908	528,978	15,440
12年	177,962	31,856	352,960	5,073	109,710	530,922	36,929
13年	199,458	50,403	314,417	10,664	77,228	513,875	61,067
14年	228,422	64,693	205,551	9,119	55,215	433,973	73,812
15年	307,282	93,889	170,918	9,955	43,502	478,200	103,844
16年	420,817	146,464	145,113	9,498	36,062	565,930	155,962
17年	655,529	247,239	154,378	9,190	30,202	809,907	256,429
18年	878,447	321,869	140,700	8,002	26,931	1,019,147	329,871
19年	1,021,912	354,068	136,001	6,239	29,171	1,157,913	360,307
20年	658,101	249,679	118,922	5,879	26,128	777,023	255,558
21年	792,200	289,763	119,029	6,914	24,561	911,229	296,677
22年	823,766	299,120	119,701	7,145	22,295	943,467	306,265
23年	746,999	279,380	111,702	6,047	20,289	858,701	285,427
24年	842,117	312,977	116,706	5,208	18,470	958,823	318,185
25年	1,046,462	396,188	172,901	7,943	19,259	1,219,363	404,131
26年1月	1,023,861	389,923	163,228	8,027	19,435	1,187,089	397,950
2月	1,041,406	394,006	158,068	8,543	19,615	1,199,474	402,549
3月	1,049,511	392,960	153,926	8,839	20,305	1,203,437	401,799
4月	1,058,105	397,085	155,497	10,067	20,105	1,213,602	407,152
5月	1,079,526	404,369	155,922	10,884	19,918	1,235,448	415,253
6月	1,095,489	407,688	159,656	11,817	19,812	1,225,145	419,505

出典:(社)投資信託協会公表資料



注：平成19年3月末までは証券仲介業者の数。

信用格付業者登録一覧

(平成26年6月末日現在 7社)

登録番号	登録年月日	業者名	本店所在地
金融庁長官(格付)第1号	平成22年9月30日	株式会社日本格付研究所	東京都中央区銀座五丁目15番8号時事通信ビル
金融庁長官(格付)第2号	平成22年9月30日	ムーディーズ・ジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第3号	平成22年9月30日	ムーディーズSFジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第5号	平成22年9月30日	スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル
金融庁長官(格付)第6号	平成22年9月30日	株式会社格付投資情報センター	東京都中央区日本橋一丁目4番1号
金融庁長官(格付)第7号	平成22年12月17日	フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	東京都千代田区麹町四丁目8番地麹町クリスタルシティ東館3階
金融庁長官(格付)第8号	平成24年1月31日	日本スタンダード&プアーズ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル

貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況

(単位:人、%)

	第1回試験 (平成21年8月30日実施)	第2回試験 (平成21年11月22日実施)	第3回試験 (平成21年12月20日実施)	第4回試験 (平成22年2月28日実施)	第5回試験 (平成22年11月21日実施)	第6回試験 (平成23年11月20日実施)	第7回試験 (平成24年11月18日実施)	第8回試験 (平成25年11月17日実施)	合計
受験申込者数	46,306	17,780	16,254	9,908	13,547	12,300	11,520	11,021	138,636
受験者数	44,708	16,597	12,101	8,867	12,081	10,966	10,088	9,571	124,979
合格者数	31,340	10,818	7,919	5,474	3,979	2,393	2,599	2,688	67,210
合格率	70.1	65.2	65.4	61.7	32.9	21.8	25.8	28.1	53.8

確定拠出年金運営管理機関登録数の推移

	会社数					
	うち銀行	うち協同組織金融機関 (※)	うち保険会社	うち証券会社	その他	
2008年6月末	258	75	147	12	5	19
2009年6月末	200	75	89	12	5	19
2010年6月末	198	75	87	12	5	19
2011年6月末	198	75	87	12	5	19
2012年6月末	196	73	86	12	6	19
2013年6月末	197	73	85	12	6	21
2014年6月末	198	73	83	12	7	23

※信用金庫、信用組合、労働金庫、農協等

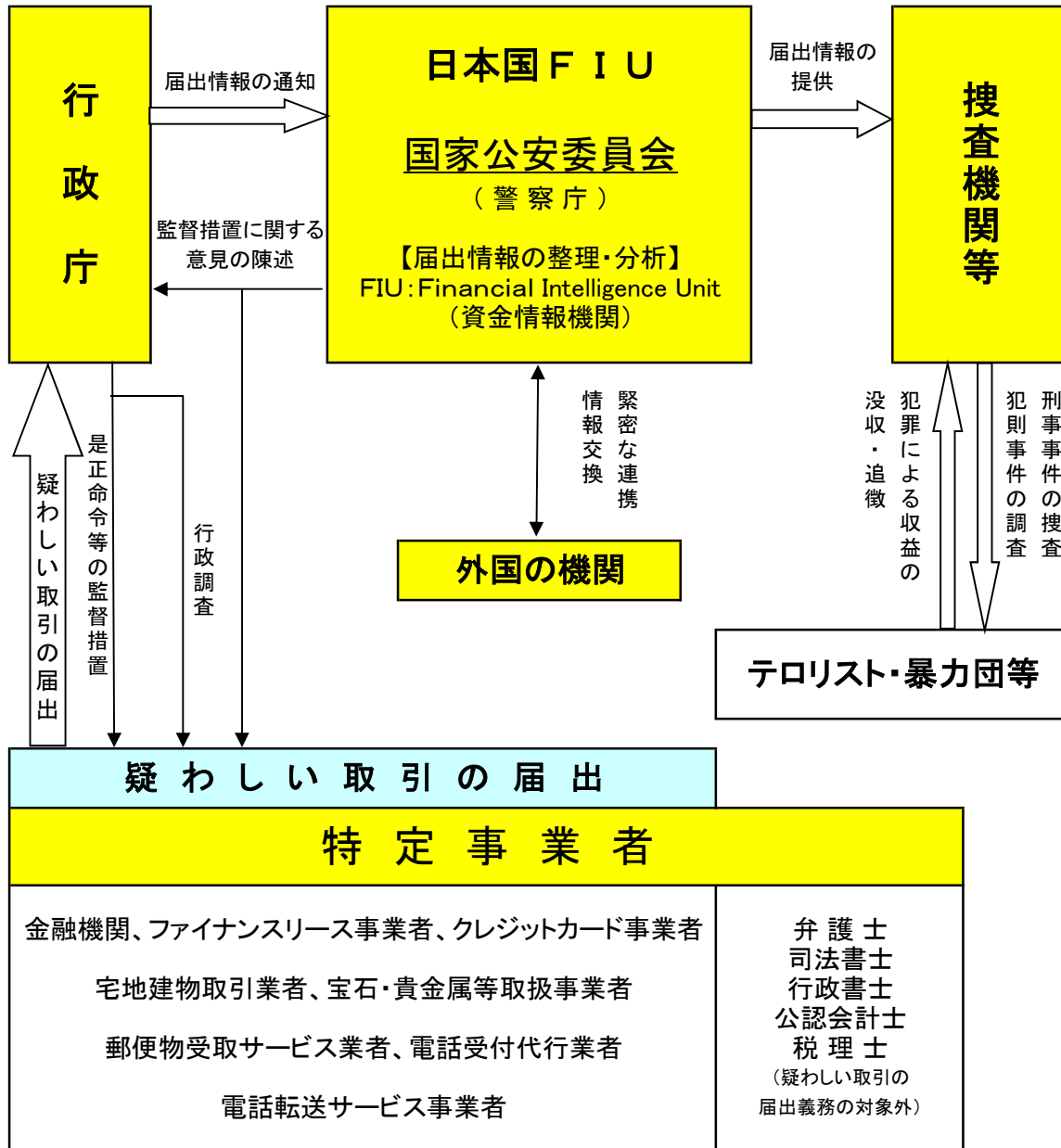
資料13-9-1 政策金融機関等に対するモニタリングの実施状況

(平成26年6月30日現在)

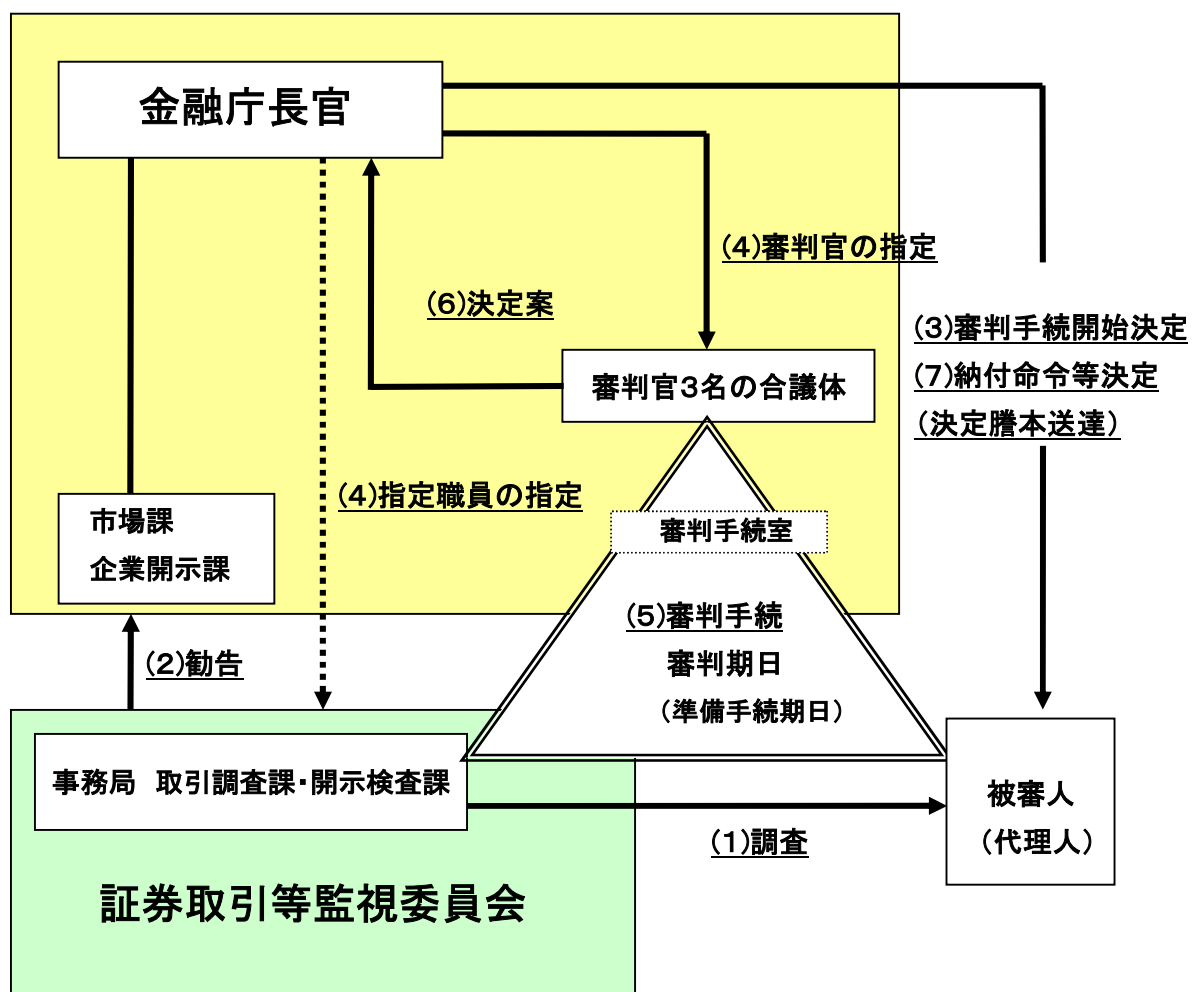
政策金融機関等名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
沖縄振興開発金融公庫	25. 8. 21	26. 1. 20
国際協力銀行	25. 12. 6	26. 4. 1

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

疑わしい取引の届出制度の概念図



調査から課徴金納付命令までの流れ

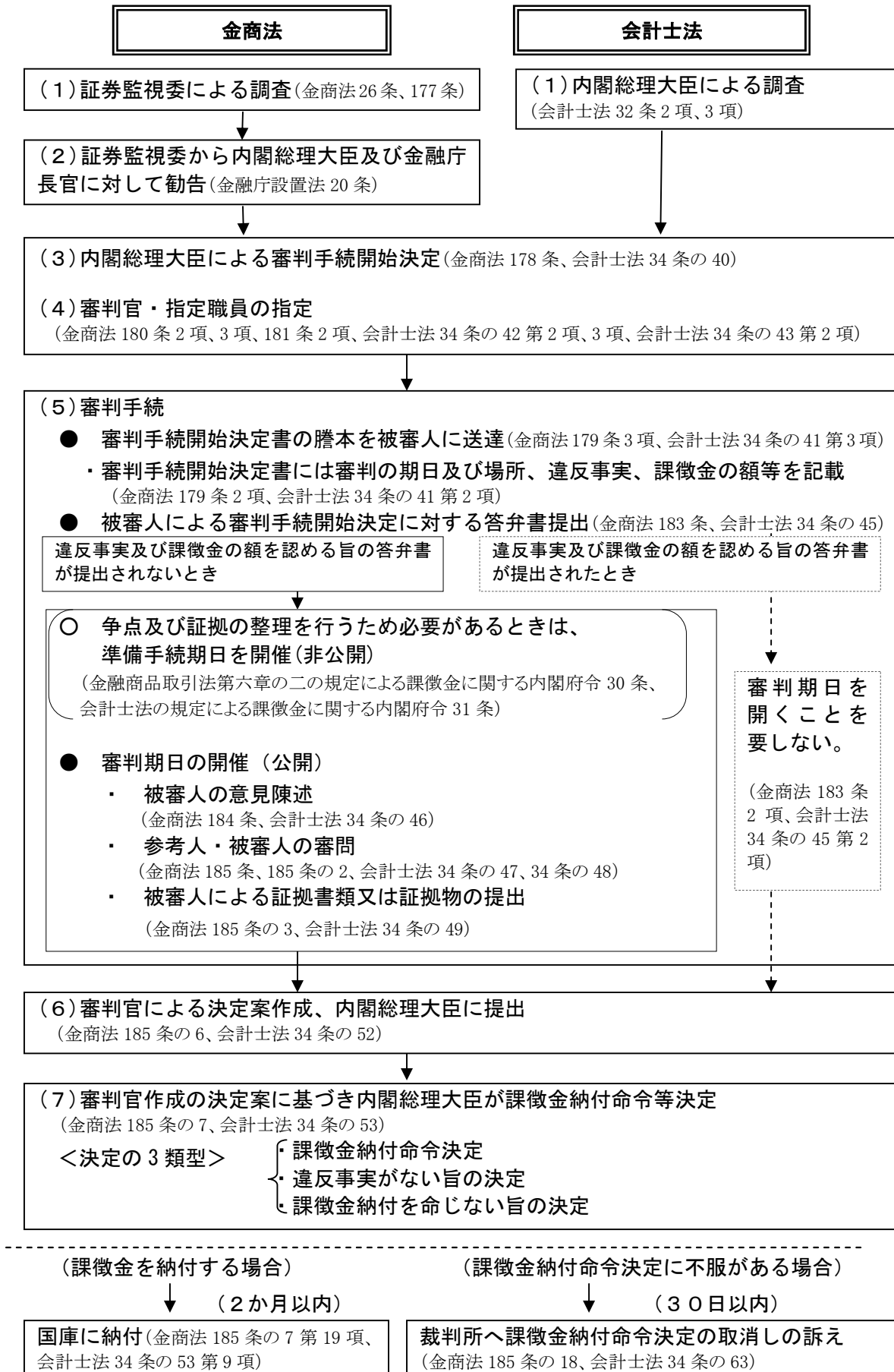


(注) 指定職員は、審判手続で違反事実等の存在を主張・立証する者として金融庁長官により職員の中から指定され、準備書面の提出や証拠の申出等を行います。

※ 公認会計士法違反及び金融商品取引法違反の一部については、企業開示課が必要な調査を行い、証券取引等監視委員会による調査・勧告は行われません（この場合の指定職員は、金融庁職員から指定されます。）。

※ 番号は、次の「課徴金制度に係る手続等の流れ」の番号に対応します。

課徴金制度に係る手続等の流れ



※内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任されている (金商法 194 条の 7、会計士法 49 条の 4)
 ※金商法は金融商品取引法、会計士法は公認会計士法の略

課徴金納付命令の実績

(平成25事務年度)

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	㈱ジャパンケアサービスに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成25年度第9号)	のれんについて減損損失を計上しないこと等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	㈱ジャパンケアサービス	平成25年6月14日	平成25年7月18日	2100万円
2	コーセル㈱社員による内部者取引 (平成25年度第7号)	重要事実(コーセル㈱が、自己の株式の取得を行うことについての決定をしたこと)についてその職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成25年6月14日	平成25年7月18日	192万円
3	21LADY㈱株式に係る相場操縦 (平成25年度第8号)	21LADY㈱の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成25年6月14日	平成25年7月18日	360万円
4	明治機械㈱に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成25年度第10号)	子会社において架空の売上を計上すること等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	明治機械㈱	平成25年6月19日	平成25年8月5日	8271万円
5	㈱オービックに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成25年度第11号)	投資有価証券評価損等を計上しなかったこと等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	㈱オービック	平成25年6月21日	平成25年8月5日	884万9999円
6	アンジェスMG㈱役員からの情報受領者による内部者取引 (平成25年度第13号)	重要事実(アンジェスMG㈱が、田辺三菱製薬㈱と業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)についてその職務に関して知ったアンジェスMG㈱の役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成25年7月23日	平成25年8月23日	102万円
7	公開買付者の社員からの情報受領者によるソネットエンタテインメント㈱株式に係る内部者取引 (平成25年度第15号)	重要事実(ソニー㈱が、ソネットエンタテインメント㈱の株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)についてその職務に関して知ったソニー㈱の社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成25年8月30日	平成25年9月27日	289万円
8	戸田建設㈱社員による内部者取引 (平成25年度第18号)	重要事実(戸田建設㈱における当期純利益について予想値に差異が生じたこと)についてその職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	個人	平成25年9月25日	平成25年10月17日	52万円
9	㈱CKサンエツ株式に係る相場操縦 (平成25年度第17号)	㈱CKサンエツの株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成25年9月25日	平成25年10月17日	596万円
10	㈱FPG株式に係る相場操縦 (平成25年度第19号)	㈱FPGの株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	平成25年10月11日 (勧告) 平成25年10月15日 (開始決定)	平成25年11月8日	700万円
11	㈱ステップ株式に係る相場操縦 (平成25年度第20号)	㈱ステップの株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	平成25年10月11日 (勧告) 平成25年10月15日 (開始決定)	平成25年11月8日	591万円
12	KYCOMホールディングス㈱に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成25年度第21号)	子会社において仕掛品を過大に計上すること等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	KYCOMホールディングス㈱	平成25年10月25日	平成25年11月27日	2700万円
13	公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者による㈱オストジャパングループ株式に係る内部者取引 (平成25年度第22号)	重要事実(㈱富士薬品が、㈱オストジャパングループの株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について資本業務提携契約の締結の交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成25年10月29日	平成25年11月27日	145万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
14	ノーリツ鋼機株式会社との契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引 (平成25年度第24号)	重要事実（ノーリツ鋼機株式の子会社が、ノーリツ鋼機株式の孫会社の異動を伴う株式の取得を行うことについての決定をしたこと）について株式の譲渡に関する契約の締結の交渉をしていた株全国通販の役員から伝達を受け、自己及び親族の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成25年10月29日	平成25年11月27日	47万円
15	株ミマキエンジニアリング株式に係る相場操縦 (平成24年度第38号)	株ミマキエンジニアリングの株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成25年2月5日	平成25年12月10日	1028万円
16	株システムソフトとの契約締結交渉者の社員及び同人からの情報受領者による内部者取引（1） (平成25年度第26号)	重要事実（パワーテクノロジー株が、株システムソフトとの合併契約を行うことについての決定をしたこと）についてその職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成25年11月26日	平成25年12月19日	55万円
17	株システムソフトとの契約締結交渉者の社員及び同人からの情報受領者による内部者取引（2） (平成25年度第27号)	重要事実（パワーテクノロジー株が、株システムソフトとの合併契約を行うことについての決定をしたこと）についてその職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成25年11月26日	平成25年12月19日	143万円
18	株システムソフトとの契約締結交渉者の社員及び同人からの情報受領者による内部者取引（3） (平成25年度第28号)	重要事実（パワーテクノロジー株が、株システムソフトとの合併契約を行うことについての決定をしたこと）についてその職務に関し知ったパワーテクノロジー株の社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成25年11月26日	平成25年12月19日	68万円
19	国際石油開発帝石株の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引（1） (平成25年度第31号)	ニッセイアセットマネジメント株社員は、重要事実（国際石油開発帝石株が、株式の募集を行うことについての決定をしたこと）について証券会社の営業員より伝達を受け、年金投資一任契約又は投資信託契約に基づく運用として、当該事実の公表前に売り付けた。	ニッセイアセットマネジメント株	平成25年12月2日	平成26年1月16日	41万円
20	国際石油開発帝石株の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引（2） (平成25年度第32号)	フィノウェイブインベストメンツ株社員は、重要事実（国際石油開発帝石株が、株式の募集を行うことについての決定をしたこと）について証券会社の営業員より伝達を受け、年金投資一任契約に基づく運用として、当該事実の公表前に売り付けた。	フィノウェイブインベストメンツ株	平成25年12月2日	平成26年1月16日	17万円
21	株雪国まいたけに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成25年度第34号)	土地を過大に計上すること等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	株雪国まいたけ	平成25年12月10日	平成26年1月16日	2250万円
22	株フルキャストテクノロジー株式に係る相場操縦 (平成25年度第12号)	株フルキャストテクノロジーの株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成25年6月27日	平成26年1月23日	108万円
23	株ワコム社員による内部者取引 (平成25年度第35号)	重要事実（株ワコムの属する企業集団における売上高について予想値に差異が生じたこと）についてその職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成25年12月20日	平成26年1月23日	203万円
24	株エル・シー・エーホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成25年度第33号)	投資不動産及び純資産額を過大に計上すること等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	株エル・シー・エーホールディングス	平成25年12月4日	平成26年2月13日	3億5329万円
25	株サニーサイドアップ社員からの情報受領者による内部者取引 (平成25年度第36号)	重要事実（株サニーサイドアップの属する企業集団の経常利益及び当期純利益について予想値に差異が生じたこと）についてその職務に関し知った株サニーサイドアップの社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年1月28日	平成26年2月28日	68万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
26	㈱ウィル役員からの情報受領者による内部者取引 (平成25年度第37号)	重要事実(㈱ウィルが、株式の分割を行うことについての決定をしたこと)についてその職務に関して知った㈱ウィルの役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年1月28日	平成26年2月28日	60万円
27	公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者による㈱オストジャパングループ株式に係る内部者取引 (平成25年度第23号)	重要事実(㈱富士薬品が、㈱オストジャパングループの株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について資本業務提携契約の締結の交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成25年10月29日	平成26年2月28日	105万円
28	㈱ネクスの契約締結交渉者の役員による内部者取引 (平成25年度第38号)	重要事実(㈱ネクスが、同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと)について知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年2月7日	平成26年3月10日	153万円
29	㈱ネクスの契約締結交渉者の役員からの情報受領者による内部者取引 (1) (平成25年度第39号)	重要事実(㈱ネクスが、同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと)について株式引受契約の締結の交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年2月7日	平成26年3月10日	130万円
30	㈱ネクスの契約締結交渉者の役員からの情報受領者による内部者取引 (2) (平成25年度第40号)	重要事実(㈱ネクスが、同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと)について株式引受契約の締結の交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年2月7日	平成26年3月10日	104万円
31	㈱ネクスの契約締結交渉者の役員からの情報受領者による内部者取引 (3) (平成25年度第41号)	重要事実(㈱ネクスが、同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと)について株式引受契約の締結の交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年2月7日	平成26年3月10日	160万円
32	㈱西島製作所ほか1銘柄に係る相場操縦 (平成25年度第42号)	㈱西島製作所ほか1銘柄の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	セレクト・バンテイジ・インク	平成26年2月18日	平成26年3月24日	6万円
33	㈱コスモスイニシアとの契約締結交渉者の社員による内部者取引 (平成25年度第45号)	重要事実(㈱コスモスイニシアが、大和ハウス工業㈱と業務提携を行うこと等についての決定をしたこと)についてその職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年2月25日	平成26年3月24日	1314万円
34	㈱オウケイウェイヴとの契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引 (平成25年度第16号)	重要事実(㈱オウケイウェイヴの業務執行を決定する機関が、㈱ブリックスと業務提携を行うことについての決定をしたこと)の伝達を受け、自己の計算において当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成25年8月30日	平成26年4月18日	86万円
35	㈱リソー教育に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成25年度第46号)	㈱リソー教育及びその子会社において売上を過大に計上するなどして、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	㈱リソー教育	平成26年3月7日	平成26年4月18日	4億1477万円
36	公開買付者との契約締結者の役員からの情報受領者の役員による㈱メガネット株式に係る内部者取引 (平成25年度第47号)	重要事実(㈱富澤が、㈱メガネットの株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)についてその職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年3月11日	平成26年4月18日	19万円
37	㈱スーパーツールとの契約締結交渉者による内部者取引 (平成25年度第49号)	重要事実(㈱スーパーツールの属する企業集団における売上高について予想値に差異が生じたこと)について雇用契約の締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年3月28日	平成26年4月23日	91万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
38	㈱スーパーツールとの契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引(1) (平成25年度第50号)	重要事実(㈱スーパーツールの属する企業集団における売上高について予想値に差異が生じたこと)について雇用契約の締結の交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年3月28日	平成26年4月23日	46万円
39	㈱スーパーツールとの契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引(2) (平成25年度第51号)	重要事実(㈱スーパーツールの属する企業集団における売上高について予想値に差異が生じたこと)について雇用契約の締結の交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年3月28日	平成26年4月23日	15万円
40	三洋貿易㈱株式に係る相場操縦 (平成26年度第2号)	三洋貿易㈱の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成26年4月22日	平成26年5月26日	1042万円
41	㈱太陽商會に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成26年度第3号)	架空の売上を計上すること等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	㈱太陽商會	平成26年4月22日	平成26年5月26日	1200万円
42	㈱フライトシステムコンサルティングとの契約締結交渉者の社員による内部者取引 (平成26年度第4号)	重要事実(㈱フライトシステムコンサルティングが、新たに決済装置を発売することについての決定をしたこと)について(㈱フライトシステムコンサルティングとソフトバンクモバイル㈱の決済装置の売買契約の締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年5月20日	平成26年6月17日	137万円
43	㈱ジャムコ社員による内部者取引 (平成26年度第5号)	重要事実(㈱ジャムコの属する企業集団における経常利益について予想値に差異が生じたこと)についてその職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年5月20日	平成26年6月17日	40万円
44	公開買付者の役員による㈱ダイエー株式に係る内部者取引 (平成26年度第6号)	重要事実(イオン㈱が、㈱ダイエー㈱の公開買付けをおこなうことについて決定したこと)についてその職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年5月30日	平成26年6月26日	197万円
45	公開買付者の役員からの情報受領者による㈱ダイエー株式に係る内部者取引(1) (平成26年度第7号)	重要事実(イオン㈱が、㈱ダイエー㈱の公開買付けをおこなうことについて決定したこと)についてその職務に関し知ったイオン㈱の役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年5月30日	平成26年6月26日	196万円
46	公開買付者の役員からの情報受領者による㈱ダイエー株式に係る内部者取引(2) (平成26年度第8号)	重要事実(イオン㈱が、㈱ダイエー㈱の公開買付けをおこなうことについて決定したこと)についてその職務に関し知ったイオン㈱の役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年5月30日	平成26年6月26日	136万円
47	公開買付者の役員からの情報受領者による㈱ダイエー株式に係る内部者取引(3) (平成26年度第9号)	重要事実(イオン㈱が、㈱ダイエー㈱の公開買付けをおこなうことについて決定したこと)についてその職務に関し知ったイオン㈱の役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年5月30日	平成26年6月26日	68万円
48	TOPIX先物に係る相場操縦 (平成26年度第12号)	TOPIX先物につき、その売買を誘引する目的をもって、市場デリバティブ取引が繁盛であると誤解させ、かつ、同先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引及び申込みをした。	むさし証券㈱	平成26年6月13日	平成26年6月26日	543万円

資料 19-4-1

意見申出実績

○ 申出機関数

(平成26年6月末現在)

	銀行	協同組織 金融機関	保険会社	貸金業者	その他	計
11～22 事務年度	22	9	2	5	2	40
23 事務年度	0	1	0	0	0	1
24 事務年度	0	0	0	0	0	0
25 事務年度	0	0	0	0	0	0
計	22	10	2	5	2	41

(注1) 事務年度は7月～翌年6月(検査実施日ベースで計上)

(注2) その他: 前払式証券発行者・抵当証券業者・信用保証協会・火災共済協同組合・政策金融機関等

○ 申出事案数

申出項目	申出事案数			
	11～25 事務年度合計	23 事務年度	24 事務年度	25 事務年度
預金等受入金融機関	345	9	0	0
評価段階	5	2	0	0
経営管理(ガバナンス)態勢 —基本的要素—	0	0	0	0
金融円滑化編	0	0	0	0
法令等遵守態勢	18	0	0	0
顧客保護等管理態勢	1	0	0	0
統合的リスク管理態勢	0	0	0	0
自己資本管理態勢	5	0	0	0
信用リスク管理態勢	7	4	0	0
資産査定管理態勢	302	3	0	0
自己査定	247	2	0	0
うち債務者(債権)区分	180	0	0	0
うち不動産担保評価	30	0	0	0
償却・引当	55	1	0	0
市場リスク管理態勢	2	0	0	0
流動性リスク管理態勢	1	0	0	0
オペレーショナル・リスク管理 態勢	4	0	0	0
預金等受入金融機関以外の金融 機関	34	0	0	0
法令等遵守態勢	33	0	0	0

その他	1	0	0	0
合計	379	9	0	0
(うち金融機関意見採用)				
※金融機関意見採用率約42%	(161)	(0)	(0)	(0)

(注) 申出項目については、金融検査マニュアル等に準拠して掲載。



検査情報受付窓口

～金融機関の利用者の皆様へ～ 金融機関に関する情報の提供をお願いします！

- 金融庁及び財務局等では、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に関して、より一層深度ある検証を行う観点から、従来より、検査を実施している金融機関名を公表し、当該金融機関に関する情報を広く一般から受け付ける「検査情報受付窓口」を設置しています。
- これまでも、利用者の皆様から多数の情報をご提供いただき、検査に活用しているところですが、金融機関の検査においては、利用者の皆様からの情報が何よりも重要であるため、特に検査を実施している金融機関については、早期に情報をご提供いただくようお願いいたします。
- 検査実施中の金融機関は、一定期間、下記の金融庁及び財務局等のウェブサイト(ホームページ)上に掲載しています。金融庁及び財務局等が検査実施中の金融機関一覧は、こちらをクリック。

掲載している金融機関に関する情報をお持ちの方は、下記の注意事項をご確認のうえ、当該ウェブサイト(ホームページ)上の入力フォーム、ファックス又は郵送によりご提供ください。

- また、当該ウェブサイト(ホームページ)上に掲載していない金融機関に関しても、随時情報を受け付けています。これらの金融機関に関する情報をお持ちの方も、下記の注意事項をご確認のうえ、「金融庁及び財務局等が検査実施中の金融機関一覧」画面にお進みいただき、当該ウェブサイト(ホームページ)上の入力フォーム、ファックス又は郵送によりご提供ください。
- なお、財務局長登録の貸金業者(注)に関しても、常時、検査情報受付窓口において、情報を受け付けています。「登録貸金業者情報検索入力ページ」で登録財務局をご確認のうえ、当該財務局等の検査情報受付窓口へ情報をご提供ください。財務局等の検査情報受付窓口は、こちらをクリック。

(注) 二つ以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置して事業を営む場合には、財務局長登録の貸金業者となります。

検査実施中の金融機関／検査情報受付窓口

- | | |
|-------------------------------|---------------------------|
| ▪ 金融庁(及び財務局等) | ▪ 近畿財務局 |
| ▪ 北海道財務局 | ▪ 中国財務局 |
| ▪ 東北財務局 | ▪ 四国財務局 |
| ▪ 関東財務局 | ▪ 九州財務局 |
| ▪ 北陸財務局 | ▪ 福岡財務支局 |
| ▪ 東海財務局 | ▪ 沖縄総合事務局 |

【注意事項】

- (1) 情報の提供にあたっては、提供者の氏名・連絡先等は記載不要です。
なお、公益通報者保護法に基づく外部の労働者の方からの公益通報は、こちらの窓口では受け付けていません。[公益通報者保護法に基づく外部の労働者の方からの公益通報は、こちらをクリック。](#)
- (2) 金融商品取引業者等の検査については、原則として、証券取引等監視委員会が実施しています。[証券取引等監視委員会が実施中の検査等に係る情報提供は、こちらをクリック。](#)
- (3) 情報の内容は、金融機関名・支店名など、できるだけ具体的に記述してください。また、ご提供いただく情報の内容に応じた分類についても、可能な限りご指定ください。[「情報の分類一覧」は、こちらをクリック。](#)
- (4) 検査には、経営管理(ガバナンス)態勢や各種リスク管理態勢等を総合的・一体的に検証する「総合検査」のほか、特定の分野及び事項に焦点を絞って検証する「部分検査」があり、「部分検査」については、例えば、金融機関のコンピューターシステムを主な対象とした検査など、様々なものがあります。
このため、ご提供いただいた情報については、当該検査のほか、必要に応じ、次回検査や今後の金融行政においても、幅広く活用させていただきます。また、内容に応じ、金融庁他部局及び財務局等へ回付させていただく場合があります。
- (5) 受け付けた情報に関する照会や、個別の取引に関する相談・仲裁等には応じることはできませんので、予めご承知おきください。(なお、各金融関係団体には相談窓口が設置されています。[各業界団体の連絡先等は、こちらをクリック。](#))
- (6) 金融機関名の掲載期間は、各業態毎に、検査予告日(無予告の場合は立入開始日)から以下の期間(営業日ベース)となっています(以下の期間経過前に立入検査が終了した場合には、金融機関名の掲載を終了します。)
- | | |
|--------------------------|-----|
| ○主要行 | 60日 |
| ○外銀その他の銀行等 | 40日 |
| ○地域銀行 | 40日 |
| ○信用金庫・信用組合・労働金庫等 | 30日 |
| ○信用農業協同組合連合会・信用漁業協同組合連合会 | 20日 |
| ○保険会社 | 40日 |
- (7) 検査情報受付窓口設置の趣旨にかんがみ、検査の種類によっては、金融機関名を掲載していない場合があります。